

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第15巻 第2号

2013年3月

論文

- 子ども手当の評価 川又新一郎 (1)
- 初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想(1) 大倉 正雄 (23)
- 「満州国」の対日留学政策 浜口 裕子 (57)
- スロベニアの金融の独自性 高橋 智彦 (83)
- ガーナ第四共和制における二大政党制の発達とその背景：1992-2008
..... 六辻 彰二 (103)

随想

- ペンシルベニア大学ロー・スクール滞在記 小竹 聡 (133)
- 「政治・経済・法律研究」投稿規則 (141)
- 「政治・経済・法律研究」執筆要領 (144)

子ども手当の評価

An Economic Assessment of Child Allowances

川 又 新一郎

要 約

民主党が導入した子ども手当は納税者負担の下に子どもの養育者に金銭を移転する。従前の児童手当と同様の効果、問題点を持つが、予算規模が大きい。政策目的と費用効果を比較し、他の政策手段と考量し、少子化社会の日本のあるべき政策を考える。政策は多くの効果を持つ。それらを考慮に入れず、また、大きな政策であれば、長期的、大局的な視点を持たなければ、社会厚生への損失は大きい。

Key words : 少子化対策, 効率性, 公平性, 共有資源。

1 前言

民主党が政権を取ってから、その選挙公約 manifesto の1つである子ども手当を導入した。法律（当初、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律）では次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的とするが、長妻昭厚生労働大臣（当時）の趣旨説明等によれば、少子化⁽¹⁾対策、つまり、出生率引上げの政策手段であるとしている（江口，2011，第4章）。すなわち、子育ての政府予算対GDP比率は先進国中、米国に次いで低い。他方、出生率は欧州諸国と比較しても低く、将来の社会保障負担を担う世代の人口が小さくなり過ぎる。子ども手当は子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会をつくるための政策であると言う（厚生労働省のHPによる）。結果として、将来の社会保障負担世代の人口減少を緩やかにし、社会保障制度の維持への制約を小さくすることができる。

法律では、日本在住の養育者（日本で住民登録または外国人登録をしていれば国籍を問わない）に対し、養育する15歳まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の子（国籍、

(1) 少子は元来、年少者、末子の意味だが、『国民生活白書』（1992）で誤用してから少ない出生の意味も加わった。

居住地を問わないが、日本に居住する日本国籍を持つ子ども、養育者が外国に居住する場合は支給しない) 1人につき、2010年度(6月から)月額13,000円(予算2兆2,554億円,うち地方公共団体,事業主負担合計5,089億円),2011年度以後月額26,000円(同見込み5.3兆円)を支給するとした。しかし、2011年3月に発生した東日本大震災復興の財政需要、2010年7月参議院議員選挙での敗北、野党の批判等を考慮し、2011年10月から3歳未満の子と12歳までの第3子以後の子に月額15,000円、その他の15歳までの子に月額10,000円の支給とし、規模を大幅に削減した(平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法。この結果、2011年度予算2兆9,356億円,うち地方公共団体5,549億円,事業主負担1,731億円,他に事務費がある)。

2012年度は子どものための手当、2012年10月以後は従前の児童手当(所得制限があった)の名称に戻し、2012年6月以後、世帯態様により変わるが、概ね年収1,000万円以上の者は1人月額5,000円に減額する(部分的な所得制限の再導入)。2012年度の国の予算は1兆2,840億円である。

本稿では、子ども手当に関して次の2点を検討をしたい。

- ① 政策目的が少子化対策、子どもの育成である場合、子ども手当は適当な手段か。
- ② 少子化対策は政策目的として適当か。

価値判断に際してはその基準を決めなければならないが、通常、経済学で基準とする効率性、公平性を援用する。

2 子の数はいかに決まるか

子を生むか否か、何人の子を生むか quantum, いつ生むか tempo を事前に判断するのは親である。Becker (1960) は子を生む親の行動を導く経済学の標準モデルを考えた(以下では主として Becker (1981) に従う)。個人は子の効用と子の(機会)費用を比較して子の数と質(子の人的資本への投資により決まると考える)を決める。子の効用には生物としての効用、(子による将来の)収入、老後の支援等がある⁽²⁾が、経済学モデルではそれらの区別は重要ではなく、子が(子の数を決める)親に効用を齎す財の1つであり、それを得るのに費用を要すると考える。

子の費用には子育てに要する直接費用と機会費用がある。機会費用は次からなる。

- ① 子育てにより労働時間が減り、親の賃金が減る。ただし、余暇の減少の部分もある。
- ② (とくに母の場合) 人的資本への投資が小さくなり、生涯賃金が低下する。

Becker (1981) のモデルでは、親のうち夫、妻は比較優位に応じて市場活動または家計内生産に従事する。彼によれば、出生率低下は(親、子とも)人的資本の価値増加、これに伴う子の質

(2) 子を失う負の効用は絶対値で子を得る効用よりはるかに大きい。これは出生前後で子に対する親の効用が大きく異なることを意味する。

表1 主要国の合計特殊出生率の推移、%

	日本	米国	ドイツ	フランス	英国
1960	2.00	3.64	2.37	2.70	2.57
1970	2.13	2.48	2.03	2.47	2.43
1980	1.75	1.84	1.56	1.99	1.89
1990	1.54	2.08	1.45	1.78	1.84
2000	1.36	2.06	1.38	1.88	1.64
2005	1.29	2.05	1.34	1.94	1.80

注：合計特殊出生率 total fertility rate は1人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定する場合の子の数の平均。

資料：厚生労働省『人口動態統計』、OECD, Babies and Bosses

の重視と子育ての機会費用増加による。とくに、子の質の増加／教育投資増加が出生率低下の主要な原因であるとする。Becker のモデルは出生率に関する定型化された事実 stylized facts をうまく説明することができる（詳しくは Becker, 1981 等）。例えば、かつて、農家は次の理由により、子の数が多かった。

- ① 子育てに重要な食料、住居が安価である。
- ② (一定年齢以上の) 子が生産に従事する。

しかし、農業技術向上、子の教育費用増加（農村地帯の方が交通費等、人的資本投資の費用が大きい）により、現在の米国では農家の方が子の数は少なくなっている（なお、Stearns et al (2010) 参照）。

少子化という用語は経済企画庁（1992）『国民生活白書』に始まる。表1によれば、日本だけでなく、他の主要国も出生率が低下している。ただし、米国、フランス、英国はやや高く、日本、ドイツが低いというように、国の間に差がある⁽³⁾。

少子化＝出生率低下、より厳密には女性1人当たり生涯出生数の減少は次のような要因によるとされる⁽⁴⁾ (Lutz and Skirbekk, 2005, Kohler et al, 2006, McDonald, 2006, Billari, 2008 等参照)。これらは Becker のモデルが予測するところと概ね一致する。

- ① 結婚年齢、出産年齢の遅れ（ただし、結婚年齢が遅れても婚外子が増えれば、出生率が低下するとは限らない）。
- ② 未婚率、離別率の上昇（ただし、婚外子増加であって、必ずしも出生率低下とは限らない）。
- ③ 避妊法普及による意図しない出産の減少（日本では当たらないか）。

(3) 同じ日本でも地域により出生率に差がある。1998-2002年の5年間平均市区町村別合計特殊出生率は沖縄県、鹿児島県離島部では2%以上であるのに対し、大都市区部では1%以下である（内閣府編(2004)）。

(4) 子の数 quantum だけでなく、出産時期（これを更に初婚時期 timing と出産間隔 tempo に分ける）の変化を説明することもあるが、本稿では立ち入らない。

表2 主要国の母の就業率等, 2005年, %

	出生率	母の就業率	子の貧困率
日本	1.26	28.5	14.3
米国	2.05	54.2	21.6
ドイツ	1.34	36.1	12.8
フランス	1.94	53.7	7.3
英国	1.80	52.6	16.2
OECD 平均	1.63	NA	12.0

注：①出生率は合計（特殊）出生率 total fertility rate。②母の就業率は2歳未満の子を持つ母の就業率。③子の貧困率は中央値の1/2以下の所得の家計の子。

資料：OECD（2007）

表3 主要国の女性平均初婚年齢の変化, 歳

	日本	米国	ドイツ	フランス	英国
1980	25.2	23.3	22.9	23.0	23.0
2004	27.8	25.1	28.4	28.5	28.1

資料：OECD（2007）

表4 主要国の平均初出産年齢の変化, 歳

	日本	米国	ドイツ	フランス	英国
1970	25.6	24.1	24.0	24.4	
2004	28.9	25.1	29.0	28.4	29.5

資料：OECD（2007）

- ④（女性の）出産，育児機会費用上昇。
- ⑤ 子育てと就業を両立する環境未整備。
- ⑥ 現在の高い消費水準に対し，（親になる若年層の）高齢化社会の予測が悲観的。
- ⑦ 価値観 social norms の変化。

女性の労働市場の拡大は女性にとって人的資本投資の収益率が高くなるので，教育期間が長くなる。すると結婚年齢／平均初婚年齢 singulate mean age at marriage が高くなり，また，女性の所得稼働能力上昇は女性にとって男性への経済的依存度を引き下げ，結婚比率を引き下げる。既婚女性についてはその離婚率を高める。女性の教育水準上昇は出産年齢の上昇にもなるので，それはさらに出生率を引き下げる。Miller（2011）によれば，出産による就業中断，人的資本減耗が賃金を低くするので，（学歴が高い者は）出産を遅らせる。表2は主要国の母の就業率を比較するが，日本は就業率が低いにもかかわらず，出生率が低い。今後，就業率が上昇すると出生率は一層低下するのだろうか。主要国の女性平均初婚年齢（表3），平均初出産年齢（表4）は明らかに上昇している。

表5 未婚率（女性）、離婚率の推移、%

年	1960	1970	1980	1985	1990	1995	2000	2005
未婚率	1.87	3.33	4.45	4.32	4.33	5.10	5.82	7.25
離婚率	0.74	0.93	1.22	1.39	1.28	1.60	2.10	2.08

注：未婚率は50歳時点で1度も結婚したことがない者の比率，離婚率は人口1,000人当たり件数比率である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』，厚生労働省『人口動態統計』

表6 婚外子比率の推移、%

年	1960	1970	1980	1990	2000	2005
婚外子比率	1.22	0.93	0.80	1.07	1.63	2.03
離婚率	0.74	0.93	1.22	1.39	2.10	2.08

資料：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』

表7 主要国の婚外子比率，2004年，%

	日本	米国	ドイツ	フランス	英国
婚外子比率	2.0	35.7	27.9	46.4	30.9

資料：OECD (2007)

女性の経済的自立に伴い，日本の未婚率，離婚率は上昇している（表5）。社会保障の充実も経済的自立を可能にするので，未婚率，離婚率を引き上げるだろう。日本の場合，婚外子は少ない（表6，表7。ただし，日本も戦前は婚外子比率が高かった）ので，未婚率，離婚率の上昇は出生率を低下させる。尤も，女性の経済的地位向上，子育て環境改善／子育ての社会化により，日本でも遅れて婚外子比率が西欧並みに上昇するかもしれない。

所得水準上昇は（下級財ではない）他の財と同様，子の需要を高めるが，他方，単位時間当たり所得増加は（女性の）出産，育児の機会費用を引き上げ，出生率を引き下げる効果もある。現在までは後者の効果の方が大きいと思われる（Cohen et al, 2009）。つまり，子ども手当は，理論的には，子の出生数を増やすとは限らない。

経済的に困難にある者は子育ての直接費用を負担できないので，子を生むことを諦める可能性がある⁽⁵⁾。しかし，貧乏人の子沢山の諺のように，Beckerのモデルでは，出産，子育ては親の時間を使うので，所得が増加すると出生率は低下するのである（Jones et al, 2011も参照）。

OECD (2007)によれば，近年では，女性の就業率が高い国の方が出生率が高い（同書 p35 図 2.3）。ただし，日本では1990年代以後，漸く正の関係となっている（『経済セミナー』（2011），

(5) 二神，堀 (2009) は適当なパラメーター calibration の下での simulation により，出生率が最適状態を下回っている可能性を指摘する (p306 図 6-2)。しかし，希望出生数が実際の出生数を上回るので，公共部門が支援すべき (例，Kohler et al, 2006, McDonald, 2006) とは必ずしも言えない。希望出生数はあやまった情報に基づき形成されたかもしれない。また，個人の経済行動は制約条件の下にあり，一般に，他の財，サービスに関しても消費は飽和点に達していないからである。

表8 年齢階級別女性労働力率, 主要国は2008年, 日本は2010年, %

年齢	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64
日本	15.9	69.4	77.1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7
米国	40.2	70.0	75.9	74.4	75.2	77.1	77.2	74.8	67.7	48.7
ドイツ	29.2	68.5	76.2	76.4	80.1	83.6	83.9	79.7	67.5	29.4
フランス	12.7	58.1	80.9	82.9	84.7	85.0	85.3	79.8	56.5	15.0
英国	43.3	69.6	77.4	75.7	76.7	79.5	81.7	78.2	65.5	34.5

資料：総務省統計局『労働力調査』, ILO, LABORSTA

p38 図4)。

日本の女性の年齢階級別就業率は他の国に比べてM字型が際立っている(例, OECD, 2007, p51 図3.3)。これは出産に伴い, 女性が労働市場から撤退するためである⁽⁶⁾。主要国と比較すると日本の女性の年齢階級別就業率は近年, 上昇しているが, 依然として低目であり, また, 出産期の就業率が低い(表8)。内閣府編(2010a)によれば児童1人当たり保育所, 幼稚園が多い県ほど25-34歳女性の就業比率が高い(同書p277)。

Myrskylä et al (2009) は所得水準等の生活環境が一定水準以上になると出生率が上昇し始めるとする。先進工業国では日本, カナダ, 韓国が例外であるが, これらの国では男女同権, 仕事・家庭両立環境 work-family balance 等の制度が遅れているためと見ている。

日本の早期の保育比率は低い。とくに地方交付税等, 他の地域からの移転で公立保育所を整備する地方圏とは異なり, 大都市圏では待機児童が多い(例, 永瀬, 2007)。しかし, 早期の保育は子の身体的, 精神的危険を増やす(OECD, 2009)とも言う。いずれにせよ, 保育所, 幼稚園の整備は女性就業比率, 出生率をともに引き上げるだろう。

3 出生率増加政策

言うまでもなく, 出生率に関係する変数は政府支出だけではない。出生率増加政策 pronatalist policies としては次のような政策があるが, ①に比べて, ②, ③は(政策担当者, 国民双方の)意識改革も必要であり, 日本では相対的に遅れている。

- ① 財政支援 financial incentives : 現金移転 cash transfers, 租税軽減 tax reductions, 補助金 subsidized provisions, 住宅補助金 housing subsidies 等。
- ② 就業支援 work-family initiatives : 育児休暇 parental leave, 保育所 childcare, 労働時間弾

(6) 英国の研究では, 母の就業の課税後所得に関する弾力性は幼児期よりも子が就学年齢に達してからの方が大きい (Meghir and Phillips, 2010)。

力化 flexible work hours, 男女雇用機会均等化 gender equity 等。

- ③ 社会制度改善 social institutions：若年者雇用 employment of the young, 子育て環境 child-friendly environments, 男女平等 gender equity, 結婚環境 marriage 等の改善。

これらの政策中、養育者の効用を最大化するためには子ども手当 family allowance のような現金移転が（短期的には）最も効率的かもしれない。また、③に関しては短期的に有効な政策はあまり無いかもしれない（尤も、人びとの意識も例えば、女子短期大学の衰退のように中長期的には大きく変わる）。なお、子を産むか否かの選択と何人産むかの選択とは異なるので、第1子とそれ以外の子の出生率への効果は区別する必要がある（例えば、山口，2009，第2章）。

内閣府編（2004）によれば、次のような市町村の政策は出生率増加に寄与しているという。

- ① 兵庫県五色町：分譲地を購入し、自宅を建設し、住民票を移す者に給付金支給する。しかし、これは他地域の出生率を減らす。
- ② 愛知県日進町：保育所定員，同職員を増やす。
- ③ 静岡県長泉町：就学前の乳幼児の医療費を（納税者負担により）無料化し，保育所待機児童を解消する。

子ども手当は子育ての直接費用を小さくするが，機会費用は変えない。所得水準が上昇し，直接費用よりも相対的に機会費用が大きくなると，育児休暇 parental leave, 育児補助 childcare subsidy のように機会費用を小さくし，就業形態多様化等，親の就業率 family-employment を改善する，育児を妨げない労働市場政策 family friendly labor market policy の方が効果的である⁽⁷⁾（Kalwij, 2010）。Sweden の1960年代から1980年までの政策は出生率引上げではなく，女性の子育ての機会費用を小さくし，女性の労働力率を高める目的であった。政策の結果，労働市場における男女平等 gender equity を高めたが，結果として，出生率低下も防いだ（Björklund, 2006, Neyer and Andersson, 2008）。Sweden では，公営保育所 public child care を希望する幼児／親すべてに提供する他，女性の家庭と労働の両立 reconciliation を高める政策として

- ① 個人単位課税により，男女の労働，子育ての役割分離を抑制する。
- ② 育児休暇は休暇前の課税前所得の80%を保障し，女性が労働市場で地位を得る誘因を高める。出産間隔が短いと優遇 speed premium がある。
- ③ 育児補助により，育児後，女性が労働市場に戻りやすくする。

等を図った。ただし，女性の労働供給と出生率の関係は一様でない（Dey, 2006, 日本に関しては例えば，川口，2009）。

若年者の不確実性を軽減する政策が出生率引上げに効果的であるとする考えもある（Kohler et al, 2006, 他に Dey, 2006, Billari, 2008 等参照）。先の分類では③になるだろうが，若年者は結

(7) これに対し，McDonald (2006) は子ども手当 family allowance を重視するが，理論的根拠は明らかでない。Gauthier and Hatzius (1997) は児童手当は出生率を引き上げるが，育児休暇は有意でないとする。

婚、出産に際し、将来の不確実性が大きいと長期の投資である子育て等を避ける可能性がある。

社会意識、社会制度は出生率に影響するだろうが、その方向は必ずしも明らかでない。例えば、社会保障は老後の保障としての子の価値を引き下げ、出生率を引き下げるが、将来の不確実性を小さくするならば、出生率を引き上げる。出産休暇 maternity leave は出生率を引き上げると思われるが、反面、企業にとって女性雇用の費用が増えるので、男女雇用格差を拡大する（ただし、川口、2009 は日本の場合、企業の非合理的な男女賃金格差が大きいとする）。これは出生率低下に繋がるかもしれない。

Quebec の一時的（1988-1997 年）な子ども手当の効果は大きかった（Milligan, 2005）。しかし、歴史的に Quebec の出生率はカナダの他の地域と比べて高かったのに、近年は低くなっている。Israel では宗教（Cohen et al, 2009）、米国では人種（Babghman and Dickert-Conlin, 2009）が出生率に大きな効果を与えるという。出生率を決める要因は多様である。

4 所得水準と子ども手当の効果

子ども手当の出生率に対する効果を実証するためには、低所得者の所得変化が出生率に与える効果を見たい。中高所得者は子ども手当の有無が出生率に有意な効果を持つとは考えられないからである。低所得者は所得制約があるため、子の数が少ないだろうが、もし、そうであるならば、子ども手当支給は出生率を引き上げるだろう。これを知るためには、例えば、児童手当導入前と後の低所得者の平均出生率の変化を中高所得者と比較することも意味があるかもしれない。

従前の児童手当は対象となる児童の年齢制限の他、（監護する父、母の）所得制限がある。所得制限は世帯所得ではなく、主たる所得者の所得による。1972 年の制度発足後、児童の年齢制限、父母の所得制限ともに徐々に緩和している。給付対象者については当初 18 歳未満かつ第 3 子以後だったが、1986 年度義務教育就学前の第 2 子以後、1992 年度 3 歳未満の第 1 子以後、2004 年度小学校 3 年修了まで、2006 年度小学校 6 年修了までと拡大しており、所得制限は例えば、2005 年度、給与所得者を給与所得控除後 780 万円から 860 万円に、自営業者を 596 万円から 780 万円にそれぞれ引き上げた。給与所得者の限度額は自営業者よりも高いが、後者の所得把握の実態に照らすと、自営業者の方が緩い制約条件となっている。子ども手当との差は支給金額と親の所得制限の有無であるが、低所得者の場合、所得制約があるため、子の数が少ない可能性があるので、子ども手当よりは政策目的が明確である。しかし、政策目的を達成するための手段として、他の育児環境改善政策よりも効率的であるとは言えない。

所得水準による児童手当の効果の差を推計するためには個票統計 micro data を必要とするが、残念ながら、これらの統計数値を得ることができない。厚生労働省の国民生活基礎調査（1986 年から 3 年ごと）、国立社会保障・人口問題研究所の全国家庭動向調査（1993 年から 5 年ごと）、総務省統計局の家計調査（1946 年消費者価格調査として始まり、1950 年収入を調査項目に加え、

1953年家計調査に改称)の個票を利用することができれば、児童手当の制度変化による効果 difference in differences を推計することができるだろう⁽⁸⁾。

Black et al (2005) は子の数に関して所得制約 financial constraints が重要でない可能性を指摘する。Lawson and Mace (2010) は(豊かな国では)親の所得、教育が高い方が(3人目以後の)子の数増加に伴う経済的負担を強く感じているとする。

子ども手当が親の可処分所得増加を通じて子どもへの支出(子の量、質)を増やすとしても、補助金の効果に関する一般給付と特定給付の差、現金給付と現物給付の差を考慮する必要がある。子ども手当のように用途の制約が無い一般給付は受給者の効用を高めるが、受給者はそれを子ども養育のためにだけ使用するとは限らない⁽⁹⁾。むしろ用途の制約が無いことが、一般給付が特定給付よりも高い効用を齎す理由である。子ども養育を政策目的とするならば、一般給付よりも特定給付の方が、また、現金給付よりも現物給付(例えば、保育所 voucher)の方が目的効率性が高い(例えば、川又、2007 参照)。政治家は政策手段として現金移転(いわゆるばらまき)を選択することが多いが、租税の使用法としては安易である。尤も、例えば、現物給付に関しても関係者との癒着等の問題がある。

なお、高山(2010)は2007年厚生労働省『国民生活基礎調査』個票を利用して民主党案による世帯別の所得増減を推計している(p109表5.3)。これによれば、高所得世帯で所得増加になるもの、低所得世帯で所得減少になるものがあり、公平性を満たしているとは言えない。

公平性の観点から付言すれば、子への需要が所得増加に伴い増加する贅沢財 luxury goods であれば、子ども手当は公平性に反する。

5 子ども手当の政策目的

法律では、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを政策目的とする。子ども手当は政策担当者の考えでは、子育ての経済的負担を軽減し、出生率を引き上げると見込まれている(前述)。

子の育成に関しては経済資源だけでなく、精神的環境を含む環境が重要である(Gould et al (2011)は興味ある社会実験を取り上げている)。現代社会では、親の機会費用が大きくなっているので、子育ての費用は大きい。福祉社会であれば、その費用を負担できない者に支援することは当然であろう。しかし、第1に、一定所得以上の親にとっては、子ども手当の有無が子の育成環境を意味あるほど変えるか疑問である。第2に、子ども手当は親に対する現金給付であり、親

(8) 子ども手当のように大規模な政策を導入する場合、政策担当者はこれら既存の政策の効果の推計、新たな政策の費用効果の推計を事前に有権者に示す義務がある。

(9) 2011年度から児童福祉施設等入所者等を対象に加え、施設設置者にも支給することにしたが、この場合、さらに子ども養育目的以外に使用する可能性が高い。

が子どもの養育のため（子の数を増やすか、または、子の人的資本を増やす等環境改善のため）に使用するとは限らない。第3に、かつて親／家族が提供していた資源、環境を社会で肩代わりすれば、親はそれらの提供を怠る誘因 moral hazard が生じる。また、子の立場から見れば、経済資源は子の効用を大きくする要因の1つに過ぎず、精神的環境を含む環境が重要である。子育て費用負担の社会化はこのような環境を改善するか、明らかでない。

出生率を高める効果に関しては、すでに述べた通り、必ずしも明らかではないが、経済学者の間では、子育て環境改善の方が有効であるとの意見が強い。ただし、例えば、保育所の場合、経営の非効率性が大きい公立保育所の整備ではなく、広く新規参入を認め、民間保育所を中心とし、低所得者への配慮については、保育所ではなく、保護者に直接移転する。これにより、納税者の負担を大幅に減らすことができる（公立保育所の問題点に関しては川又（2007）参照）。

より基本的には、子を生むか否か、何人の子を生むかは個人の選択であり、公共部門の介入はこの個人の基本的な選好を歪めるので効用を低下させる可能性がある（効率性の損失）。子ども手当は他の財、サービスよりも子を持つことへの選好が強い者を優遇する。

一般に、公共部門はこのような基本的な個人の選択に介入すべきではないが、付随的に公共部門が介入すべき場合がある。1つは外部効果の可能性であり、もう1つは情報の非対称性がある等、完全市場の条件が満たされない市場の整備である。ただし、その場合でも介入により社会厚生が小さくなる可能性もある（市場の失敗に対する政府の失敗）。

子の出生には私的効用、私的費用の他に外部効果があるが、個人はこれらを考慮しない。外部効果としては人口増加による経済活動水準上昇（Lucas（2004）は技術進歩率も高くなると言う）、賦課方式の年金財政維持、資源減少、資本の希薄化効果 dilution effect（つまり、1人当たり賃金低下）等、正負の効果がある。子どもが少ない社会は活気に欠けるというような精神的な外部効果もあり得るが、人口減少社会では、平均寿命が低下しない限り、幼少人口の相対比率は低下する。負の外部効果は混雑費用（のうち社会的費用と私的費用との差）と言っても良い。正の外部効果が大きいと主張する論者は負の外部効果を見捨てるか、視野が狭いかである可能性がある。正負いずれが大きいかは明らかでないが、生態系全体から見れば、負の外部効果はかなりの大きさになるだろう（後述）。

市場の整備に関しては、出生率に関係する市場は労働市場、結婚市場、住宅市場等が考えられる。日本では労働市場、住宅市場等、流通市場 secondary market の整備が遅れている。日本では婚外子は多くないので、結婚制度、結婚への誘因、法律等の結婚優遇は出生率との相関が大きいだろう。結婚市場 marriage market については従前の見合結婚に代わる市場が必要かもしれない。しかし、地方圏の地方公共団体が（地方交付税を通じて他の地域の）納税者負担で、見合いの場を用意したり、結婚に対して補助金を支給するような、公共部門が直接介入／供給する方式は（個人の選好の多様化という時代の流れに抗して）基本的に問題がある。従前の政策は納税者に大きな負担を求めるものが多いが、公共部門は資金／租税ではなく、智恵／頭脳を使い、目に

見えないものの重要性を認識すべきである。

個人の行動を歪めるような制度を廃し、(男女平等等を含む) 中立的な制度にすることも必要である。尤も、どのような制度が中立的かは見極めることが難しい。例として所得税を取り上げる。所得税の課税単位 unit of taxation はシャープ勧告以後、所得稼得者単位 recipient unit=個人となった。課税単位を個人とすれば結婚、就業等、個人の地位の変化に対して中立的であり、時代の趨勢にも適合すると思われる。しかし、日本の所得税の所得控除は家族構成 family structure/demographic variables に関して中立的でない。例えば、配偶者控除は共働き者 two earner married couple、独身者を専業主婦 single/one earner married couple に対して不利にする。被扶養者である配偶者の家事労働 imputed income は所得税を課さないが、共働き夫婦が家事労働(例えば子育て baby sitting)を外注する場合、その元となる所得は課税している。扶養控除は被扶養者が増えれば生活費が増えるので、その一部を課税所得/課税標準から控除するものであるが、子の数の選択は親の任意の消費選好の1つであり、少数の子を持ち他の財をより多く消費する者に対して多数の子を持つ者を課税上優遇することは必ずしも正当化できない。家族数が多ければ公共財の消費量も大きく、応益原理によれば(または効率性の観点からも)大家族の課税負担は大きくても良いとの意見もあり得る。ただし、子の立場からは家族数の選択は任意ではなく、大家族の子の効用が低いとも考えられる。また、扶養控除が出生率を引き上げるか、引き下げるかは(子ども手当の効果と同様)、理論的には、明らかでない。

子ども手当は(すべての政策と同様)政策決定者が考えていない他の副次的効果がある。第1に、(女性の)労働供給を低くする効果がある⁽¹⁰⁾。

第2に、子育ての相対価格が低下するので、価格効果として、将来消費の相対価格が上昇し、貯蓄を抑制する。これは経済成長を低下させる。尤も、労働人口増加により、資本の限界生産性が増加し、投資が増える効果もあるかもしれない。子育ての相対価格低下による所得効果としては、子育ての機会費用増加に伴う出生率抑制がある。価格効果と所得効果の大きさに関しては理論的にはどちらとも言えない。

第3に、戦略的な動機による遺産が減る(川又, 2006)。尤も、遺産動機は複数あり、子ども手当が及ぼす効果の方向は明らかでない。

これら複数の副次的効果中、労働供給に及ぼす効果が重要である。子ども手当のように、政策の直接的効果のみを考え、副次的効果を軽視する場合、木を見て森を見ない政策となる可能性がある。対照的に、出生率を引き上げるための政策としての育児環境の整備は労働供給を増やす方向に働くだろう。

子ども手当は経済主体の行動誘因を歪めるので、(外部効果の是正の部分を除き)効率性が低

(10) 米国の勤労所得税額控除 EITC は母子家庭の母の労働力率を高めたが、結婚家庭の妻の労働力率を低下させた (Eissa and Nichols, 2005, Banghman and Dickert-Conlin, 2009)。

表9 社会保障支出納税者負担, 兆円, 2010年度

	国	地方公共団体	合計
(対高齢者)	20.1	8.9	29.0
基礎年金	9.9	0.6	10.5
国民健康保険, 前期高齢者医療等	3.5	3.7	7.2
後期高齢者医療, 介護	6.7	4.6	11.3
(対年少者)	7.6	8.0	15.6

資料: 税制調査会『第10回専門家委員会(2010.11.1)資料(消費課税(地方税))』

表10 主要国の社会支出中の比率, 2007年, %

	日本	米国	ドイツ	フランス	英国
高齢者	47.6	32.1	33.0	38.8	29.7
家族	4.1	4.0	7.2	10.4	15.2

資料: OECD, *Social Expenditure Database*

下する。加えて、移転一般に共通だが、移転に伴う超過負担の発生がある（つまり、1円の租税収入を得るための民間部門の負担＝政府資金限界費用 marginal cost of public funds MCPF/shadow (net) cost of public funds は1円より大きい。これは政府、民間部門が負担する徴税費用とは別である）。公平性にも問題がある。とすれば、社会厚生は低下している可能性が高い。

6 高齢者、年少者への移転推計

国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障給付費』によれば、2009年度の高齢者関係給付費（年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費、高齢者雇用継続給付費からなるが、最後の項目は60-65歳の者への給付なので除く）は684,997億円、65歳以上高齢者人口1人当たり2,361千円、児童、家族関係給付費（児童手当、児童扶養手当等給付費、児童福祉サービス給付費、育児休業給付費、出産関係費）は38,322億円、15歳以上年少者人口1人当たり225千円であり、子育てのための移転が小さいと言う。OECDによる高齢者、家族のための移転の比較でも日本は米国と並んで家族のための移転が低い（表10）。しかし、総務省推計によれば、社会保障支出中納税者負担の年少者向け金額（子育て等）は地方公共団体独自の支出がある（ただし、その多くは地方交付税で補填する）ので、必ずしも小さくない（表9）。

さらに、公共部門による年少者への移転は社会保障の他、教育費が大きい（表11）。2009年度では年少者に対する教育費移転（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の合計）は109,098億円、1人当たりでは幼稚園785、小学校9,053、中学校10,566、特別支援学校78,791千円である（文部科学省『地方教育費調査』）。これを加えると、在学中の年少者に対する移転は高齢者の1/2程度

表 11 主要国の児童生徒 1 人当たり学校教育費, 2007, 米ドル

	日本	米国	ドイツ	フランス	英国
就学前	4,581	9,394	6,119	5,527	7,598
初等教育	7,247	10,229	5,548	6,044	8,222

資料: OECD, *Education at a Glance*

表 12 主要国の所得階層別子持ち家計への政府支出, 2004 年

対平均賃金	0	0.5	1.0	1.5	2.0
日本	19.2	19.2	4.2	2.4	3.8
米国	29.7	24.7	11.2	10.6	10.6
ドイツ	9.2	9.2	9.4	9.5	9.7
フランス	12.9	14.0	5.1	7.5	9.1
英国	18.6	23.9	11.5	7.0	7.0
OECD 平均	15.2	13.8	9.3	7.6	7.3

注: 夫婦のうち 1 人が所得稼得者である家計 single income couple に関して, 対平均賃金所得階層別に子 2 人と子無しの場合の政府支出 (租税負担を含む) の差を賃金の何%を追加的に得ているか比較したもの。

資料: OECD (2007)

になる。加えて, 社会保険としての年金, 医療費はその一部を被保険者の保険料で賄う。現在は高齢者に対する世代間移転⁽¹¹⁾が大きい, 将来は小さくなり, むしろ負の移転になると推計されている (厚生労働省年金局数理課, 2005, 財務省財務総合政策研究所編, 2005)。また, 上述の社会保障給付費には地方公共団体の独自給付を含まない。いずれにせよ, 納税者から高齢者への移転の大きさは統計数値より小さく, かつ, 将来に向かって漸減する。

Mason et al (2006) は米国の世代間移転 (2000 年) を推計するが, 若年者/子ども (20 歳未満), 高齢者への (壮年者からの) 移転はほぼ等しい (p48 図 6a)。ただし, 高齢者の同一世代の人口は小さいので, 1 人当たりでは高齢者への移転が大きくなる (p48 図 6b)。

表 12 は所得階層別子持ち家計への政府支出の主要国比較だが, 日本がとくに低いとは言えない。長妻昭厚生労働大臣 (当時) は子育ての政府予算対 GDP 比率が先進国中 (米国に次いで) 低いことを子ども手当の正当化の理由の 1 つに挙げるが, 政府支出中厚生労働省が所管する社会福祉を含む社会保障だけを取り上げ, 日本の子を持つ家族/年少者への移転を増やすべきであるとして子ども手当を正当化する議論は欠陥がある。

なお, 移転には財政支出だけでなく, 租税も含める必要がある (表 12)。所得税の扶養控除は所得控除であり, 高所得者の方が利益が大きいため, 子ども手当以上に問題は大きい。家族構成

(11) 尤も, 社会保障の場合, 保険制度等を通じて, 被用者から個人事業者への世代内移転が大きい。

表 13 扶養控除と減税額推計, 2009 年

	対象者	控除額
① 年少扶養控除	15 歳以下	38 万円
② 特定扶養控除	16-22 歳	63
③ 成年扶養控除	23-69 歳	38
④ 老人扶養控除	70 歳以上	48 (同居は 58)

注：被扶養者は年間所得 38 万円以下。

減税額推計：①+③= 0.8 兆円，②= 0.5 兆円，④= 0.2 兆円。

資料：平成 21 年度第 4 回税制調査会 (2009.10.27) 資料 (個人所得課税) p13, 人的控除の概要。

に関する税制上の優遇措置を廃止し、低所得者のみに（年少者だけでなく、障害者、高齢者等に對しても）社会保障給付を支給する方が公平性に叶う。子ども手当導入に際し、民主党は年少扶養控除（表 13）を廃止したので、その部分に関しては、正しい政策の方向であると評価できる。

7 生物の繁殖と地球環境

Moses and Brown(2003)によれば、平均的米国人は体重 30 トンの霊長類に相当するエネルギーを消費している。Mark Imhoff らによれば、人類は光合成生物の純生産物の 1/3 を消費している (Arrow et al, 1995, Pimentel and Pimentel, 2006 も参照)。開発途上国の人口増加、経済発展はエネルギー消費を更に増やす。日本は先進工業国の中でエネルギー消費量が少ない方であるが、仮に世界の人類が日本並みのエネルギーを消費するとすれば、2000 年、石油換算消費量 10,110 百万トン (IEA, Energy Balances of OECD Countries) は 2.5 倍、米国並みであれば 4 倍以上になっていたと推計できる。このような巨大な資源を消費する人類の人口の趨勢は地球の環境を変える。

一般に、生物の人口は資源等の環境に依存する上限 density-regulated maximum/carrying capacity がある (例, Sibly et al, 2005, Saccheri and Hanski, 2006)。食物連鎖の上位者は下位者の生存に制約を受ける (predator-prey model, Alfred James Lotka, 1925, Vito Volterra, 1926)。仮に、人類は連鎖の最上位者であり、技術進歩により、下位者の制約外にあるとしても、人間同士の混雑は避けがたい。また、一般に、種は一定の人口/人口密度以下になると出生率低下、人口減少ついに絶滅に至る。逆に、一定の人口/人口密度以上になると種内競争 intraspecific competition により出生率低下、人口減少がある。つまり、種には最適人口密度がある。これを Allee effect/Allee's principle (W C Allee, 1938) と言う (Berec et al, 2006。他方, Jones and Romer, 2009 は人口増加と経済成長の間の正の相関を強調する)。人間の場合、Malthus (1798) は生物学に準じて、食糧を制約 Malthusian trap と考えたが、混雑は物質的、精神的に負の外部効果があるだろう。現代人の困難 stress は混雑による部分が大きいのではないか。通常、経済学が取り上げる社会厚生はせいぜい将来世代を含む人類の効用を評価の基準とす

るが、環境全体を対象とする場合、評価の尺度すら明らかでない。

多くの自然現象は（負の）feedback 効果により全体の調和を保つ。Samuelson (1947) は経済分析の基礎の1つとして化学の Le Chatelier (-Braun) 原理を掲げる。人口に関しても環境が制約条件となるか、または、何らかの（負の）feedback 効果が働くと考えられるが、知性を持つ人間がそのような自然の制約に委ねる利己的決定を続けて良いのだろうか。

Hardin (1968) が共有地の悲劇 *tragedy of the commons* の警鐘を鳴らしたのは人口増加に対してである。Arrow et al (1995), Pimentel and Pimentel (2006) 等は地球環境がどの程度までの人口増加に対して適応可能 *resilient* かを問う。人口は出生率、死亡率、年齢構成、性比、(国、地域ごとには) 移出入率等により変化する。国際連合の地球人口将来推計では人口増加率は徐々に低下し、100 億人未満で安定化するようだが ([//unstat.un.org/unsd/default.htm](http://unstat.un.org/unsd/default.htm))、その (sigmoidal logistic 曲線の) 漸近値が長期的に環境と整合的である保証は無い。技術進歩による(人類にとっての) 曲線の天井/漸近値の引上げ (Meyer and Ausubel, 1999) は地球の他の環境条件の負荷となっており、全体としての一般均衡がどこにあるかは未知である。地球が現在の人口を支えている *carrying capacity* からといって、長期的にこの人口規模を維持できるとは限らない (Rockström et al, 2009)。小さな揺らぎは大崩壊のきっかけとなる可能性がある (Kauffman, 1995)。

ただし、国により公的介入に差があると、長期的な人口に (大きな) 差が生じる。日本の人口対世界人口の比率低下は日本の国際的地位低下となる。しかし、人口は人間社会だけでなく、地球環境を規定する要因であるから、1 国のみ利益の観点から政策を決めるべきではない。

共有地の悲劇を回避する際、一部の国のみが負担を担うのではなく、各国は共同して対処する必要がある。とは言っても、人口問題への世界共同の対応は困難であり、世界貿易機構 WTO、気候変動枠組条約 (に基づく温暖化ガス排出規制) 等の対応を見れば、悲観的な意見が強まるかもしれない。

さらに、少子化に対して (日本人の) 出生率を増やそうとする政策以外に、外国からの移民を増やす考えがある。移民は主として経済的理由による。国際間の移動は国際的な所得平準化にも寄与する。国内の生産要素の移動は経済効率性を上昇させるので、労働を始め、その移動を妨げるような政策には批判がある (尤も、日本ではこのような考えは常識となっていない)。しかし、国際間となると政治的な反対が大きくなる。移民に対する寛容性は国により、個人により大きな差がある。国のかたちを決めるのはそこに住む既存の住民か、それとも (人間を含む生物にとって) 守るべき環境/国土か、時には、人びとの政治的意思決定の視野を広げる必要がある。

8 結語

子ども手当を含む個人の選択を歪める政策は目に見えない超過負担を伴う。加えて、実施のた

めの事務費は目に見えるが、小さくない（地方公共団体が反対する理由の1つである）。2010年から実施している子ども手当は大きな移転だが、制度設計に際して、100分の1の予算支出に比べて100倍の検討をしているとは言えない。このような巨大な予算を政治主導と称し、政治家による思いつきにより、詳細な検討、効果の推計公表、最適な制度設計等を経ず、軽率に決めている。

現在の与党の無責任性は自由民主党の長期政権の弊害でもあるが、改めてMax Weberの意見を振り返って見たい。政治家に必要な資質は情熱、責任感、見識だが、とりわけ、政治的指導者の面目は自分の行為の責任をもつばら自分1人で負うことにある。（政治に）善意があれば悪い結果には責任を負わないという信念を持ち込んではいないのである（Weber, 1921）。

日本人が得意だった細部設計にも欠陥がある。日本在住の外国人の子育てにも支給するのは受益と負担の対応を図る通常の社会保障の設定からは外れる。受益と負担の対応が希薄化すれば、受益者の（依存体質強化という）moral hazardだけでなく、負担者の（負担回避への）moral hazardを招く。更に、例えば、日本在住者の外国に居住する養子にも支給するので、外国籍の者が多数の養子縁組を仮装して多額の移転を得ようとしたように、政策が個人の犯罪を誘発する。

すべての政策、とくに金額が大きい政策は社会、経済の多くの面に効果を及ぼす。あらゆる事象は相互に関連している。風が吹けば桶屋が儲かるとは経済学の中心命題central dogmaであり、あらゆる科学の中心命題と言えるかもしれない。その点では年金債務解決の政策手段として少子化対策を掲げるのはまったく無関係ではない。しかし、仮に年金制度も所管する厚生労働省がその救済を目的として少子化対策として子ども手当を考えるとすれば、その政策目的は私的／組織利益の追求である。年金財政の救済、公的年金の維持は年金給付引下げ、支給開始年齢引上げ、年金課税強化、公的年金の規模縮小等、年金制度自体の改革で対処するべきである（政策割当原理 principle of targeting, Sandmo, 1975）。政策に関する政治的意思決定 implementation の可能性を考慮することは重要だが、政治家、有権者の認識向上を期待することも必要である。子ども手当の是非を問う問題の背景は一般に考えられているよりもはるかに大きく遠い。有権者はその困難な課題に対する意見を求められているとも言える。

参考文献

- 江口隆裕（2011）『子ども手当と少子化対策』法律文化社
- 加藤久和（2011）『世代間格差』ちくま新書
- 川又新一郎（2006）『日本の租税』自費出版
- 川又新一郎（2007）『日本の地方財政：改訂版』自費出版
- 小塩隆士（2010）『再分配の厚生分析』日本評論社 第9章
- 金子邦彦（2009）『生命とは何か：複雑系生命科学へ』第2版 東京大学出版会
- 厚生労働省編（2010）『厚生労働白書：厚生労働省改革元年』日経印刷
- 厚生労働省編（2011）『厚生労働白書：社会保障の検証と展望』日経印刷
- 厚生労働省大臣官房統計情報部編『国民生活基礎調査』（財）厚生統計協会 各年版

- 厚生労働省年金局数理課 (2005) 『厚生年金・国民年金平成 16 年財政再計算結果報告』
- 国立社会保障・人口問題研究所編 (2007) 『現代日本の家族変動：第 3 回全国家庭動向調査』(財) 厚生統計協会
- 国立社会保障・人口問題研究所編 『社会保障給付費』(財) 厚生統計協会 各年版
- 国立社会保障・人口問題研究所編 『人口統計資料集』(財) 厚生統計協会 各年版
- 財務省財務総合政策研究所編 (2005) 『社会保障に関する研究会報告書』
- 総務省統計局編 『家計調査報告』(財) 日本統計協会, 総務省統計局 各年版
- 高山憲之, 齊藤修編 (2006) 『少子化の経済分析』東洋経済新報社
- 高山憲之 (2010) 『年金と子ども手当』一橋大学経済研究叢書 57 岩波書店
- 津谷典子, 樋口美雄編 (2009) 『人口減少と日本経済』日本経済新聞社
- 土井丈朗 (2010) 「子ども手当と控除廃止の格差是正効果」樋口美雄, 宮内環, C R McKenzie, 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編 『貧困のダイナミズム：日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』パネルデータによる政策評価分析 1 慶應義塾大学出版部
- 内閣府編 (2004) 『少子化社会白書』ぎょうせい
- 内閣府編 (2010) 『子ども・子育て白書』佐伯印刷
- 内閣府編 (2010a) 『経済財政白書』日経印刷
- 永瀬伸子 (2007) 「少子化にかかわる政策はどれだけ実行されたのか？保育と児童育成に関する政策の課題」『フィナンシャル・レビュー』87 : 3-22
- (財) 21 世紀職業財団 『女性労働の分析』21 世紀職業財団 各年版
- 二神孝一, 堀健夫 (2009) 「技術進歩と人口成長：出生率は低すぎるか？」津谷, 樋口編 『人口減少と日本経済』第 6 章
- 山口一男 (2009) 『ワークライフバランス：実証と政策提言』日本経済新聞社
- 『経済セミナー』(2011) No 658, 日本評論社
- Alesina, Alberto, and Paola Giuliano (2010), “The Power of the Family”, *Journal of Economic Growth* 15 : 93-125
- Andersson, Gunnar (2005), “A study on policies and practices in selected countries that encourage childbirth : The case of Sweden”, Max Planck Institute for Demographic Research Working Paper 2005-005
- Arrow, Kenneth, Bert Bolin, Robert Costanza, Partha Dasgupta, Carl Folke, C S Holling, Bengt-Owe Jansson, Simon Levin, Karl-Goran Maler, Charles Perrings, David Pimentel (1995), “Economic Growth, Carrying Capacity, and the Environment”, *Ecological Applications* 6 (1) : 13-15
- Banghman, Reagan, and Stacy Dickert-Conlin (2009), “The earned income tax credit and fertility”, *Journal of Population Economics* 22 : 537-563
- Bauch, Chris T (2008), “Wealth as a source of density dependence in human population growth”, *Oikos* 117 : 1824-1832
- Becker, Gary (1960), “An Economic Analysis of Fertility”, in *Demographic and Economic Change in Developed Countries*, Universities-NBER Conference Series 11, NBER : 209-231
- Gary S Becker (1981), *A Treatise on the Family*, Harvard U Press
- Berec, Luděk, Elena Angulo and Franck Courchamp (2006), “Multiple Allee effects and population management”, *Trends in Ecology and Evolution* 22 (4) : 185-191
- Billari (2008), Francesco C, “Lowest-Low Fertility in Europe : Exploring the Causes and Finding Some Surprises”, *Japanese Journal of Population* 6 (1) : 2-18
- Birchenall, Javier A, and Rodrigo R Soares (2009), “Altruism, fertility, and the value of children : Health policy evaluation and intergenerational welfare”, *Journal of Public Economics* 93 : 280-295

- Björklund, Anders (2006), “Does family policy affect fertility? Lessons from Sweden”, *Journal of Population Economics* 19 : 3-24
- Black, Sandra E, Paul J Devereux, and Kjell G Salvanes (2005), “The More the Merrier? The Effects of Family Size and Birth Order on Children’s Education”, *Quarterly Journal of Economics* 120 : 669-700
- Blackorby, Charles, Walter Bossert and David Donaldson (2003), “The Axiomatic Approach to Population Ethics”, *Politics, Philosophy and Economics* 2 : 342-381
- Blau, David, and Janet Currie (2006), “Who’s Minding the Kids? Preschool, Day Care and After School Care”, in Finis R Welch and Eric A Hanushek eds, *Handbook of Education Economics*, vol 2, 1163-1278, North-Holland
- Boldrin, Michele, and Ana Montes (2009), “Assessing the efficiency of public education and pensions”, *Journal of Population Economics* 22 : 285-309
- Chamon, Marcos, and Michael Kremer (2009), “Economic Transformation, Population Growth and the Long-Run World Income Distribution”, *Journal of International Economics* 79 (1) : 20-30
- Cigno, Alessandro (1991), *Economics of the Family*, Oxford U Press 田中敬文, 駒村康平訳 (1997) 『家族の経済学』多賀出版
- Cohen, Alma, Rajeev Dehejia and Dmitri Ramanov (2009), “Do Financial Incentives Affect Fertility?”, NBER working paper 13700
- Conde-Ruiz, J Ignacio, Eduardo L Giménez and Mikel Pérez-Nievas (2010), “Millian Efficiency with Endogenous Fertility”, *Review of Economic Studies* 77 : 154-187
- Currie, Janet (2009), “Healthy, Wealthy, and Wise : Socioeconomic Status, Poor Health in Childhood, and Human Capital Development”, *Journal of Economic Literature* 47 (1) : 87-122
- D’Addio, Anna Cristina, and Marco Mira d’Ercole (2005), “Policies, Institutions and Fertility Rates : A Panel Data Analysis for OECD Countries”, *OECD Economic Studies* 41 : 7-45
- Dahl, Gordon B, and Enrico Moretti (2008), “The Demand for Sons”, *Review of Economic Studies* 75 : 1085-1120
- Dey, Ian (2006), “Wearing Out the Work Ethic : Population Ageing, Fertility and Work-Life Balance”, *Journal of Social Policy* 35 (4) : 671-688
- Ehrlich, Isaac, and Jinyoung Kim (2005), “Endogenous Fertility, Mortality, and Economic Growth : Can a Malthusian Framework Account for the Conflicting Historical Trends in Population ?”, NBER Working Paper 11590
- Eissa, Nada, and Austin Nichols (2005), “Tax-Transfer Policy and Labor-Market Outcomes”, *American Economic Review* 95 (2) : 88-93
- Feyrer, James, Bruce Sacerdote, and Ariel Dora Stern (2008), “Will the Stork Return to Europe and Japan? Understanding Fertility within Developed Nations”, *Journal of Economic Perspectives* 22(3) : 3-22
- Gauthier, Anne H, and Jan Hatzius (1997), “Family Benefits and Fertility : An Econometric Analysis”, *Population Studies* 51 : 295-306
- Gould, Eric D, Victor Lavy and M Daniele Paserman (2011), “Sixty Years after the Magic Carpet Ride : The Long-Run Effect of the Early Childhood Environment on Social and Economic Outcomes”, *Review of Economic Studies* 78 : 938-973
- Gruber, Nicolas, and James N Galloway (2008), “An Earth-system perspective of the global nitrogen cycle”, *Nature* 451 (06592) : 293-296
- Hardin, Garrett (1968), “The Tragedy of the Commons”, *Science* 162 : 1243-1248
- Hashiguchi, Michiyo (2009), “Correlation between Worker Demographics and Worker Access to Firm-

- provided Family-friendly Policies in Japan”, *Economic Bulletin* 29 (4)
- Hirazawa, Makoto, and Akira Yakita (2009), “Fertility, child care outside the home, and pay-as-you-go social security”, *Journal of Population Economics* 22 : 565-583
- Hotz, V Joseph, Jacob Alex Klerman and Robert J Willis (1997), “The Economics of Fertility in Developed Countries”, in Mark R Rosenzweig and Oded Stark eds, *Handbook of Population and Family Economics* vol 1A, Elsevier
- Isen, Adam, and Betsey Stevenson (2011), “Women’s Education and Family Behavior : Trends in Marriage, Divorce, and Fertility”, in Shoven ed (2011)
- Jones, Charles I, and Raul M Romer (2009), *The New Kaldor Facts : Ideas, Institutions, Population, and Human Capital*, NBER Working Paper 15094, *American Economic Journal : Macroeconomics* 2 (1) : 224-245
- Jones, Larry E, Alice Schoonbroodt and Michèle Tertilt (2011), “Fertility Theories : Can They Explain the Negative Fertility-Income Relationship?”, in Shoven ed (2011)
- Kalwij, Adriaan (2010), “The Impact of Family Policy Expenditure on Fertility in Western Europe”, *Demography* 47 (2) : 503-519
- Kaplow, Louis (2008), *The Theory of Taxation and Public Economics*, Princeton U Press, especially Chapter 12, *Taxation of Families*
- Kauffman, Stuart (1995), *At Home in the Universe : The Search for Laws of Self-Organization and Complexity*, Oxford U Press 米沢富美子監訳 (1999) 『自己組織化と進化の論理』日本経済新聞社
- Kearney, Melissa S, and Phillip B Levine (2009), “Subsidized Contraception, Fertility, and Sexual Behavior”, *Review of Economics and Statistics* 91 (1) : 137-151
- Kohler, Hans-Peter, Francesco C Billari, José Antonio Ortega (2006), “Low Fertility in Europe : Causes, Implications and Policy Options”, in F R Harris ed, *The Baby Bust : Who will do the Work? Who will pay the Taxes?*, Rowman & Littlefield Pub
- Lalive, Rafael, and Josef Zweimüller (2009), “How Does Parental Leave Affect Fertility and Return to Work? Evidence from Two Natural Experiments”, *Quarterly Journal of Economics* 123 : 1363-1402
- Lambin, Eric F, and Patrick Meyfroidt (2011), “Global land use change, economic globalization, and the looming land scarcity”, *PNAS* 108 (9) : 3465-3472
- Lawson, David W, and Ruth Mace (2010), *Optimizing modern family size*, *Human Nature* 21 : 39-61
- Lucas, Robert E Jr (2004), “Life Earnings and Rural-Urban Migration”, *Journal of Political Economy* 112 (1) : 29-59
- Lutz, Wolfgang, and Vegard Skirbekk (2005), “Policies addressing the Tempo Effect in low-fertility countries”, *Population & Development Review* 31 (4) : 699-720
- Malthus, Thomas R (1798), *An Essay on the Principle of Population* 高野岩三郎, 大内兵衛訳 (1950) 『人口の原理』岩波文庫, 斉藤悦則訳 (2011) 『人口論』光文社古典新訳文庫
- Manuelli, Rodolfo E, and Ananth Seshadri (2009), “Explaining International Fertility Differences”, *Quarterly Journal of Economics* 123 : 771-807
- Maruyama, Akiko, and Kazuhiro Yamamoto (2010), “Variety expansion and fertility rates”, *Journal of Population Economics* 23 : 57-71
- McDonald, Peter (2006), “An Assessment of Policies that Support Having Children from the Perspectives of Equity, Efficiency and Efficacy”, *Vienna Yearbook of Population Research*, 213-234
- McDonald, Robert, et al (2011), *Urban growth, climate change, and freshwater availability*, *PNAS* 108 (15) : 6312-6317
- Meghir, Costas, and David Phillips (2010), “Labour Supply and Taxes”, in James Mirrlees et al, *Dimensions of Tax Design*, Oxford U Press

- Meyer, Perrin S, and Jesse H Ausubel (1999), “Carrying Capacity : A Model with Logistically Varying Limits”, *Technological Forecasting and Social Change* 61 (3) : 209-214
- Miller, Amalia(2011) , “The effects of motherhood timing on career path”, *Journal of Population Economics* 24 : 1071-1100
- Milligan, Kevin (2005), “Subsidizing the Stork : New Evidence on Tax Incentives and Fertility”, *Review of Economics and Statistics* 87 (3) : 539-555
- Miranda, Alfonso (2008), “Planned fertility and family background : a quantile regression for counts analysis”, *Journal of Population Economics* 21 : 67-81
- Moses, Melanie E, and James H Brown (2003), “Allometry of human fertility and energy use”, *Ecology Letters* 6 : 295-300
- Myrskylä, Mikko, Hans-Peter Kohler & Francesco C Billari (2009), “Advances in development reverse fertility declines”, *Nature* 460 (08230) : 741-743
- Neyer, Gerda, and Gunnar Andersson (2008), “Consequences of Family Policies on Childbearing Behavior : Effects or Artifacts?”, *Population and Development Review* 34 (4) : 699-724
- OECD (2007), *Babies and Bosses : Reconciling Work and Family Life*, OECD
- OECD (2007a), *Benefits and Wages 2007*, OECD Indicators, OECD
- OECD (2009), *Doing Better for Children*, OECD
- Omori, Tatsuya (2009), “Effects of public education and social security on fertility”, *Journal of Population Economics* 22 : 585-601
- Palivos, Theodore (2009), “Welfare effects of illegal immigration”, *Journal of Population Economics* 22 : 131-144
- Pickett, Kate E, and Richard G Wilkinson (2007), “Child wellbeing and income inequality in rich societies : ecological cross sectional study”, *British Medical Journal* 335 : 1080-1085
- Pimentel, David, and Marcia Pimentel (2006), “Global environmental resources versus world population growth”, *Ecological Economics* 59 : 195-198
- Preston, Samuel H, and Caroline Sten Hartnett (2011), “The Future of American Fertility”, in Shoven ed (2011)
- Razin, Assaf, and Efraim Sadka (1995), *Population Economics*, MIT Press
- Rockström, Johan, et al (2009), “A safe operating space for humanity”, *Nature* 461 : 472-475
- Rodgers, Harrell R Jr, and Lee Payne (2007), “Child Poverty in the American States : The Impact of Welfare Reform, Economics, and Demographics”, *Policy Studies Journal* 35 (1) : 1-21
- Rosenzweig, Mark R, and Oded Stark eds (1997), *Handbook of Population and Family Economics* vols 1A and 1B, Elsevier
- Rudel, Thomas K, Laura Schneider, Maria Uriarte, B L Turner II, Ruth DeFries, Deborah Lawrence, Jacqueline Geoghegan, Susanna Hecht, Amy Ickowitz, Eric F Lambin, Trevor Birkenholtz, Sandra Baptista and Ricardo Grau (2009), “Agricultural intensification and changes in cultivated areas, 1970-2005”, *PNAS* 106 (49) : 20675-20680
- Mason, Andrew, Ronald Lee, An-Chi Tung, Mun-Sim Lai and Tim Miller (2006), “Population Aging and Intergenerational Transfers : Introducing Age into National Accounts”, NBER Working Paper 12770
- Mirrlees, James, et al (2011), *Tax by Design*, Oxford U Press
- Saccheri, Ilik, and Ilkka Hanski (2006), “Natural selection and population dynamics”, *Trends in Ecology and Evolution* 21 (6) : 341-347
- Samuelson, Paul A (1947), *Foundations of Economic Analysis*, Harvard U Press
- Sandmo, Agnar (1975), “Optimal Taxation in the Presence of Externalities”, *Swedish Journal of*

- Economics 77 : 86-98
- Sato, Yasuhiro, Ken Tabata, Kazuhiro Yamamoto (2008), “Technological progress, income inequality, and fertility”, *Journal of Population Economics* 21 : 135-157
- Schroyen, Fred (2003), “Redistributive Taxation and the Household : the Case of Individual Filings”, *Journal of Public Economics* 87 : 2527-2547
- Schweizer, Urs (1996), “Endogenous Fertility and the Henry George Theorem”, *Journal of Public Economics* 61 : 209-228
- Shoven, John B, ed (2011), *Demography and the Economy*, NBER Conference Report, U of Chicago Press
- Sibly, Richard M, Daniel Barker, Michael C Denham, Jim Hone and Mark Pagel (2005), “On the Regulation of Populations of Mammals, Birds, Fish, and Insects”, *Science* 309 : 607-610
- Stanik, Christine E, and Phoebe C Ellsworth (2010), Who Cares about Marrying a Rich Man? Intelligence and Variation in Women’s Mate Preferences, *Human Nature* 21 (2) : 203-217
- Stephen C Stearns et al (2010), Measuring selection in contemporary human populations, *Nature Reviews : Genetics* 11 : 611-622
- Strulik, Holger, and Jacob Weisdorf (2008), “Population, Food, and Knowledge : A Simple Unified Growth Theory”, *Journal of Economic Growth* 13 (3) : 195-216
- Van Praag, Bernard M S, and Marcel F Warnaar (1997), “The Cost of Children and the Use of Demographic Variables in Consumer Demand”, in Mark R Rosenzweig and Oded Stark eds, *Handbook of Population and Family Economics* vol 1A, Elsevier
- Weber, Max (1921), “Politik als Beruf”, in *Gesammelte Politische Schriften* von Max Weber, Drei Masken Verlag 西島芳二訳 (1952) 『職業としての政治』岩波文庫, 清水幾太郎, 清水礼子訳 (1962) 『ウェーバーの思想』河出書房新社, 脇圭平訳 (1980) 岩波文庫, 中山元訳 (2009) 日経 BP 社
- Wrede, Matthias (2011), “Hyperbolic discounting and fertility”, *Journal of Population Economics* 24 : 1053-1070
- Yew, Siew Ling, and Jie Zhang (2009), “Optimal social security in a dynamic model with human capital externalities, fertility and endogenous growth”, *Journal of Public Economics* 93 : 605-619

※本論文は拓殖大学政治経済研究所・平成 24 年度研究助成の研究成果である。

(原稿受付 2012 年 9 月 21 日)

初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想 (1)

大 倉 正 雄

目 次

はじめに

第1章 ホップズとバイコン主義との出会い

第2章 ハートリブ・サークルのキリスト教的教育論

第3章 ジョン・ミルトンのエリート教育論

はじめに

ウィリアム・ペティ (William Petty, 1623-87) は周知のように、マルクスにより「イギリス経済学の父」(Vater der englischen Nationalökonomie) と呼ばれた。それ以降ペティは、比較的多くの学史家により、経済学の歴史のうえにおいて高い地位を占める人物と見なされてきた。彼がマルクスにより『経済学批判』(1859年)において、斯学の創始者として高く評価されたのは、彼が労働価値説の命題を提起して商品価値分析を展開し、政治算術という分析方法を考案して経済社会を分析したという理由によってであった⁽¹⁾。このようにペティを「経済学の父」と呼び、彼によって経済学が生みだされたというマルクスの解釈には、異論があるかもしれない。経済学は資本主義の成熟を眼前にし、そのような画期的な局面を見据えて構築された体系的理論の出現をもって誕生した。とりわけ、このように理解する論者にとっては、ペティを斯学の創始者と見なす解釈は受け入れ難いであろう。ペティの経済的著作は、産業革命の開始期よりほぼ100年前にまで遡る王政復古期に書かれた、理論的で体系的というよりも、むしろ実践的で断片的な性質の論説だからである⁽²⁾。

こうして、ペティが経済学を生み出したという解釈には異論があるかもしれないけれども、彼がこの新興科学の誕生に少なからず貢献したという理解には、ほぼ間違いなく誰もが賛同するであろう。とりわけ、彼がこの科学の開拓に勤しんだ17世紀中頃における斯学の状態に眼を向け、それが当時いかに未熟で未発達な状態にあったかということを知るならば、彼の貢献がいかに大きいかということが分かる、と思える。イングランドでは17世紀の初めから比較的多くの経済論説が書かれていたけれども、ペティが活躍したその中頃における斯学の歩みは依然として鈍い状態にあった。それは、『国富論』が世に現れた18世紀後半における状態とは、著しく異なっ

いた。何よりもペティの時代には、L・マグヌソンが「経済的言語」(economic language)と呼んだような、経済的・社会的事象を考察するための接近方法や理論装置は、まだなかった⁽³⁾。したがって、このように斯学が未発達な状態にあった時代において、経済社会の体系的・組織的な分析把握を企てようとするならば、その作業はほとんど暗中模索の手探りの状態で進められなければならない。その分析的作業をおこなうための確実な拠り所となる信頼できる手だてが、まだなかったからである。解剖学者であったペティは、「政治体」(社会)を「自然体」(肉体)に見立てながら、社会の病を治してそれを健康(health)な状態を保つことを目指して、社会の国力(strength)と経済力との状態を分析把握しようと試みた。しかしながらそのとき、彼の手元には、「政治体」の分析に即座に役立つような手法や手段はなかった。人体の解剖において用いられる解剖操作の方法、外科手術用の道具・器具、顕微鏡、薬剤のような、社会を分析するための方法、枠組み、概念、用語などはなかった。したがって経済社会の分析に着手するには、まず初めにその分析に必要な方法や枠組みなどを、他の学問分野の知識や技術に学んで摂取しながら、自分自身の手によって新たに編み出す必要があった。政治算術の方法は、彼がこのような手探りの作業を通じて生み出した接近方法であり、労働価値説の命題は、彼の独創的な着想が生み出した理論装置である。

このようにして、ペティが新興科学の開拓に挑んで、経済学の誕生に貢献した進取的で挑戦的な人物であったということは、明らかであろう。そうであるとすれば、彼はどのようにしてこの新興科学の開拓を企て、後世の経済学者によって比較的高く評価されるようになる経済科学を構築したのであろうか。そのような彼が辿った知的遍歴^{そくせき}の足跡を尋ねてみることは、興味深く意義深いことであると思える。そのような学史的探求を通じて、18世紀に華々しく開花することになる新しい学問の芽が、17世紀の解剖学者の頭脳から芽吹いたときの様相を捉えることができるからである⁽⁴⁾。従来の研究において、ペティに関心が寄せられたのは、『租税貢納論』や『政治算術』のような経済的著書を公にして、すでに「経済学の父」となった彼に対してであった。伝記的研究を別とすれば、画期的な業績をあげる以前の、それよりもっと若い頃のペティとその学問的営為に積極的な関心が向けられたことは、ほとんどなかった。1662年に刊行された『租税貢納論』が彼の最初の経済的著書であり、これを執筆する以前の彼はまだ経済学者ではない——おそらくはこのような単純な理由により、若い頃のペティに関心が向けられることはなかったのであろう。しかしながら、いうまでもなくペティは、どのような紆余曲折や試行錯誤を経ることもなく、『租税貢納論』や『政治算術』を即座に執筆して「経済学の父」と呼ばれるような業績を残したわけではない。彼が、そのような尊称で呼ばれるに相応しい、これらの画期的な著作を上梓するまでには、長い準備期間が必要であった。

ここではこのような問題関心にもとづき、青年期ペティの社会的・経済的著作と知的活動とに焦点を合わせたい。とりわけ、内乱時代にサミュエル・ハーリブ(Samuel Hartlib, ?-1662)の主宰するサークルに加わって活躍した頃のペティに関心を寄せたい。これは、彼が王政復古期を

迎えて「王立協会」の会員に選ばれて、最初の経済的著書を刊行した頃よりも、20年ほど前にあたる時期である。しかし彼がロンドンで活躍したこの1646年～47年の期間は、経済科学を創始するに至った彼の足跡を辿るうえにおいて、きわめて重要な時期である。この時期に、彼は経済学者としての第一歩を踏み出したからである⁽⁵⁾。まだ自然哲学(自然科学)者であった彼が、社会や経済の問題に大きな関心を抱いて、政治哲学(社会科学)の領域に足を踏み入れたのは、この時期だからである。こうして彼は、1647年に最初の著作『W・Pによる学問の進歩のためのサミュエル・ハーリブへの助言』(*The Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartlib for the Advancement of… Learning*) —以下、『ハーリブへの助言』と略称—を刊行し、同じ頃に「交易とその拡大についての解明」(“An Explication of Trade and its Increase”) —以下、「交易の解明」と略称—を含む3編の経済論説(草稿)を書いた。以下においては、これら初期の社会的・経済的著作をできるかぎり幅広い知性史的文脈のなかで詳細に検討したい。そのような検討を通じて、ペティが新興科学の構築を目差して辿った遍歴を浮き彫りにしたい。経済科学の曙光が近世のヨーロッパ世界に射し込んだときの様相を描き出すことが、ここでの目的だからである。

- (1) Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen Oekonomie*, Berlin, 1859, in *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Berlin: Dietz Verlag, Bd. 13, 1962. カール・マルクス(杉本俊朗訳)『経済学批判』(大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集』第13巻, 大月書店, 1964年, 所収), 36頁。
- (2) この点について、たとえば次のような記述を見よ。「直接的な政策論の域を脱しなかったか、あるいは、時に鋭い理論的分析の試みが見られても、まだ断片的な研究の範囲を出なかった(たとえばウィリアム・ペティ)」。そのような経済学的な論説は、「固有の意味の経済学の……『前史』に属するものとみられる」(久留間鮫造・玉野井芳郎『経済学史』岩波書店, 1954年, 5頁)。
- (3) Cf. Lars Magnusson, *Mercantilism: The Shaping of an Economic Language*, London: Routledge, 1994, Ch. 1, 8 [マグヌソン(熊谷次郎・大倉正雄訳)『重商主義—近世ヨーロッパと経済的言語の形成—』知泉書館, 2009年]; do, “The Language of Mercantilism: The English Economic Discussion during the Seventeenth Century”, in J. Heilbron, L. Magnusson and B. Wittrock ed., *The Rise of the Social Sciences and the Formation of Modernity*, Dordrecht: Kluwer Academic Publishers, 1996.
- (4) ペティの経済科学を大きな知性史の流れのなかで把握するにさいして、cf. Roger E. Backhouse, *The Penguin History of Economics*, London: Penguin Books, 2002, Ch. 4.
- (5) このような観点から、ペティの初期の著作を正面から検討した、松川七郎『ウィリアム・ペティ』[増補版](岩波書店, 1967年)を参照。

第1章 ホブズとベーコン主義者との出会い

P・アザールは17世紀末から18世紀中頃までの啓蒙思想家の精神の特徴を、「ひたすらに静止を愛した⁽¹⁾」古典主義の文人の精神と比較対照しながら、「水銀のようにじっとしておれない⁽²⁾」新しもの好きという性格に見いだした。「人間の不幸はみな、部屋にじっとしておれないことか

らくる⁽³⁾」と考えたパスカルとは対照的に、ヴォルテールもモンテスキューもルソーも「あっちへ行ったりこっちへ行ったりする⁽⁴⁾」ことを好んだ。ロックやライプニッツも「炉部屋で静かに瞑想するためではなくて、世界中の珍しい物を見るために⁽⁵⁾」旅行した。動くことを好み、絶えず動いて、「特殊なもの、還元しがたいもの、個別的なものの存在⁽⁶⁾」を確認しないではおれないという性癖。「精神を静から動へ移す⁽⁷⁾」という姿勢。このような特徴をもつ啓蒙思想家の精神は、世界の広い空間を縦横無尽に歩きまわりながら培われたというのである。ペティが活躍したのはもう少し早い時期であり、彼は啓蒙思想家ではなかったけれども、アザールの関心をひいた、17世紀末以降の思想家の精神的特徴を十分に身に付けた人物であったといえる⁽⁸⁾。伝記によれば、彼は生来知的好奇心が旺盛で、少年時代に南イングランドの郷里を飛びだして以来、西ヨーロッパの域内ではあつたけれども、精神的渴望を癒すべく各地をあちこちと遍歴した。それだけではない。D・オグは、王政復古期には数多くの天才が輩出したけれども、「ペティほどに多種多様な経歴の持ち主は稀である⁽⁹⁾」と述べている。ペティはたんに各地をあちらこちらと遍歴するだけでなく、さらにさまざまな職業に就いて地位や身分を目まぐるしく変えながら、落ち着きのない流転の人生を送った。ところが留意すべきは、彼は他方で、青年期から晩年まで一貫して革新的な思潮の最前線を担うことを欲し、いつも変わることなくそのような思潮の真っ只中にいた。そういう点では、彼は終生変わらなかったといえるであろう⁽¹⁰⁾。

ペティは1623年5月26日、織元の子としてハンプシャーの市場町ラムジーに生まれた。家業を継ぐ意思はなく、14歳になった1637年に故郷を離れて、フランス通いの商船の水夫になった。ところがこの少年は強度の近視で、水夫という職業には向かなかつた。また、おそらくは際立った才能の持ち主であつたことが原因で、周りの乗組員から妬みを買われた。結局、航海に出て10カ月ほどが経ったある日、足を挫いたことを理由に、ノルマンディー海岸に遺棄された。こうして彼は見知らぬ異国で寄る辺ない身となった。そこで彼は、その地で人々に英語と航海術を教えながら、何とか糊口をしのいだ。そして16歳を迎えた1639年には、北西部フランスの港町カーンにあったイエズス会のコレージュに入学した。彼自身の記述によれば、彼はここで「ラテン語、ギリシア語、フランス語、一般的算術のすべて、航海術と文字盤製作術などに役立つ応用幾何学と天文学、および幾つかの職人の仕事に関する知識」を学んで、基礎的教養を身に付けた⁽¹¹⁾。その後、1640年に無事帰国して、海軍に勤務した。やがてこの国では1642年にピューリタン革命が勃発した。ペティは、王党派に対する、郷里の織元の敵意に共感したようである。しかし彼はこの内乱にはあまり関心を寄せることなく、それが勃発した翌年には海軍で稼いだ金を懐にしてオランダへ渡った。そしてユトレヒトとアムステルダムに滞在して勉学に勤しんだ後、1644年5月26日に21歳でライデン大学の医学生となった。その留学中に、アムステルダム大学の数学教授であつた同国人ジョン・ペル(John Pell, 1610-85)の知遇を得た⁽¹²⁾。

こうして彼はオランダに2年間留学した後、1645年11月にパリに赴いて解剖学校に通った。パリでは解剖学を学ぶ傍ら、学僧メルセンヌが主宰する科学者のサロンに足を運んだ。パスカル

やガッサンディが常連で、デカルトも顔をだしたというこのサロンは、学問的に沈滞していた当時の大学に代わって、知的潮流の最前線を担っていた。この僧房にはフランス国内からだけではなく、周辺諸国からもガリレオ、トリチェリ、ホイヘンスのような新時代を画する大発見をおこなった天才的な科学者が訪れた。イギリスからはペル、サミュエル・ハートリブ、ロバート・ボイル (Robert Boyle, 1627-91) のような学者や知識人が相次いで訪れた。またペティはペルの紹介により、このサロンの主要メンバーであったトマス・ホップズの知遇を得た。ホップズは、内乱の気運が高まった母国で身の危険を感じて、1640年末よりこの国に逃れていた。そして、同じ理由によりパリに亡命していたイギリス皇太子 (後のチャールズ二世) の数学教師をしていた。22歳のペティが出会ったときのホップズは57歳で、ちょうどその頃著書『リヴァイアサン』(英語版)の執筆に取り掛かっていた。ホップズはペティがペルの紹介状を携えて訪ねてきたとき、30歳以上も年下のこの青年が非凡の才能の持ち主であることを即座に見抜いた。ペティにとってホップズはそれまでの「人生行路において出会った最初の偉大な人物」⁽¹³⁾であった。こうして親子ほどの歳の差がある二人は、急速に親交を深めた。彼らは数学・光学・解剖学などについて意見を交わした。解剖学の古典であるA・ヴェサリウス『人体の構造』(*De Humani Corporis Fabrica*, 1543)を一緒に読んだ。ホップズの「光学草稿」("A Minute or First Draught of the Optiques")がペティの器用な手で清書された。これに感謝したホップズは、彼に大変に貴重な顕微鏡のレンズを贈った。ペティにとって、このようなパリでのホップズとの出会いは、決定的に重要であった。彼の研究者としてのその後の歩みは、この出会いによって大きく方向づけられたとって過言ではない。彼は後年、この出会い以来「ホップズ氏の心を自分の心」とするようになったと語っている⁽¹⁴⁾。この言葉の意味するところは重大であり、彼の学識を理解するさいに十分に考慮されねばならない。

ペティはヨーロッパ大陸での3年間の留学を終えて、1646年に帰国した。そのとき父はほとんど財産を残さないですでに死亡し、兄はずっと前に若死していた。そこで彼は郷里で家業を引き継いで生計を立てた。しかし、織物業を営みながらも研究には余念がなかったようで、その頃複写機を発明し、それを「ペティの器械」(*Instrumentum Petii*)と命名した。そして1647年にその特許を議会から取得した。また彼は学界と疎遠になることを断念できなかったようで、その年の秋には—おそらくはペルの紹介状を携えて—ロンドンに赴いてS・ハートリブを訪ねた。その頃ハートリブの周りには、ジョン・デュリー (John Dury, 1596-1680)、ジョン・ミルトン (John Milton, 1608-74)、ロバート・ボイルのような傑出した思想家や科学者が数多くいた。ハートリブはペティを温かく迎えたようで、彼を彼と同年代の優れた科学者ボイルに次のように紹介した。「24歳。ラテン語とギリシア語のほかにフランス語を完全に修得し、他の俗語にも熟達。稀にみる厳格な解剖学者。数学と機械学とのすべての学識において傑出」⁽¹⁵⁾。ボイルはペティを研究仲間として快く迎えたようで、それに感謝したペティは彼に自作の複写器を贈った。そしてハートリブとボイルは、ペティが優れた論文を一篇書いて、学界に進出することを望んだ。いずれにせ

よ、このようにしてペティがハートリブと出会ったことは、ホップズのそれと同様にきわめて重要であった。やがてハートリブの援助により、ペティの最初の著作『ハートリブへの助言』が出版されることになるからである。ひいては、ボイルを初めとする、ベーコンの「新哲学」(new philosophy)に賛同する科学愛好家(virtuosi)と深く交わることになるからである。こうしてペティ自身がベーコン主義者として、新しい学問領域を開拓するようになったことはいうまでもない。

ところで、ペティがハートリブの知遇を得てそのサークルに加わった頃、ロンドンにはそれとは別の知識人のグループがあった。それは、このグループのメンバーの一人であった数学者ジョン・ウォリス(John Wallis, 1616-1703)が1696年に書いた自伝において「見えざる学院」(Invisible College)と呼んだ、自然哲学者を中心とする集まりである。このグループの内容は、そのウォリスの自伝を通じて比較的詳しく知ることができる。その要点は次のとおりである。これは「自然哲学および人間の学識のその他の部分、とりわけ新哲学ないし実験哲学と呼ばれるもののそれを、探究することに強い意欲をもつさまざまな立派な人々」⁽¹⁶⁾の集まりであった。このサークルは1645年に、プファルツ(ドイツ)出身の教育者セオドア・ハーク(Theodore Haak, 1605-1690)の創意によって結成された。メンバーはハークとウォリス以外には、ジョン・ウィルキンズ(John Wilkins, 1614-72)、ジョナサン・ゴダード(Jonathan Goddard, 1617-75)、ジョージ・エント(George Ent, 1604-89)、フランシス・グリソン(Francis Glisson, c.1597-1677)、クリストファー・メレット(Christopher Merrett, 1614-95)、サミュエル・フォスター(Samuel Foster, c.1600-52)であった。会合は、ある時はシティのウッドストリートにあったゴダードの住まいで、またある時はグレシャム・カレッジで、毎週定期的にもたれた。会合の内容は、「哲学的探究、およびそれと関連する医術、解剖学、幾何学、天文学、航海術、静力学、磁気学、化学、機械学、自然実験のようなものについて議論し考察すること」⁽¹⁷⁾を目的とし、「神学と国事とに関する問題は[議論や考察の対象から]除外された」⁽¹⁸⁾。このようなウォリスの記述から、これは実験哲学を重視するベーコン主義者の集まりであったことが分かる。このサークルの結成を呼び掛けたハークは教育改革に関心を寄せていた思想家で、1625年にペルの紹介によりハートリブの知遇を得、1638年にはそのサークルに加わって、コメニウス(Jan Amos Comenius, 1592-1670)やメルセンヌのようなヨーロッパ大陸の知識人とハートリブ・サークルのそれとの知的交流を促す役割を果たしていた。このようなハークがウォリスの「見えざる学院」を結成する糸口をつけたということは、これら二つのサークルの間には高い垣根がなかったということ象徴的に示している。実際のところ、双方ともベーコン主義の影響を強くうけた人々の集まりであった。しかしながら双方はまったく別のグループであり、活動の理念や形態には明確な相違があった。一方がベーコンの提唱した新哲学を実験室で物静かに追求する学究的な科学者の集まりであったのに対して、他方は政治・宗教・教育のような社会問題に関心を寄せて、社会の改革運動を推進する実践的な知識人のグループであった、といえる。A・R・ホールが指摘しているように、ハートリブはベーコンから影響をうけた社会改良家であったけれども、ベーコン自身やベー

コン主義の自然哲学者のような論理学者でも、科学実験に勤しむ科学者でもなかった⁽¹⁹⁾。

ペティが学界に羽ばたく機会を与えたハートリブとそのサークルとの活動について、一瞥を与えておきたい。ハートリブは16世紀末にポーランド北東部の港町エルブロンクに生まれた。彼はこのバルト海を臨む町で、人格形成期にベーコンの著書に触れ、その思想によって感化された。1625年～26年にはケンブリッジ大学で学ぶために、イギリスに滞在した。その頃この大学は、ピューリタニズムの中樞としての影響力が絶頂に達した時期にあった。また、ケンブリッジ・プラトニストの運動が起り始めた時期にあった。ハートリブはここでミルトンとヘンリー・モア(Henry More, 1614-87)とJ・ペルに出会った。その後、彼はいったん母国に戻った後に、1628年に再びイギリスを訪れた。それ以降、王政復古後の1662年にこの国で亡くなるまで、宗教・学問・社会・教育などの改革者として精力的に活動を続けた。その30年余りの活動は、C・ウェブスターの示唆によれば、大きく三つの時期に分けられる。ペティがハートリブに出会って彼のサークルに加わった1647年は、その第2期に属する。ペティが登場するまでの、このサークルの活動の様相は、次のとおりであった⁽²⁰⁾。

イギリスに到着したハートリブは、教育改革から活動を開始した。貴族の息子を対象とし、その敬虔と学問と勤勉とを促進することを目標とする学院を、^{アカデミー}チチェスターに設立した。その運営の協力者として、ケンブリッジ時代の学友ペルを採用した。しかしこの企画は1年ほどで挫折した。ハートリブがイギリスを訪れた大きな目的は、ピューリタンの聖職者の活動を援助し統合しながら、ヨーロッパのプロテスタント教会を統一することにあった。彼はこの目的を果たすために、ひいては敬神と結びついた学問の発達を促すために、宗教的・学問的情報を伝える^{ネットワーク}通信網を西ヨーロッパ世界に構築しようと努めた。この活動の最初の仲間はJ・デュリーで、この敬虔なキリスト教徒はハートリブの生涯の友となった。デュリーは教会の統一を促すために、また稀覯本や科学的発見物を収集するために、1631年から41年までヨーロッパ大陸へ派遣された。彼はこの旅行を通じてドイツや低地帯の情報をロンドンへ伝えるとともに、ヤン・アーモス・コメニウスとデカルトに出会った。チェコの教育学者コメニウスはラテン語教科書としての性格を帯びた『開かれた言語の扉』(*Janua Lingvarum Reserata*, 1631)を刊行した翌年に、ハートリブと文通していた⁽²¹⁾。ボヘミア同胞教団の聖職者であった彼は、ハートリブのグループによる教会統一の運動に共感していた。彼はまたハートリブと同様に、ベーコン哲学を新時代の到来を告げる先駆的な学識として注目していた。このコメニウスがイギリスへやって来て、一緒に社会改革の活動をおこなうことをハートリブは強く望んでいた。

ハートリブは長期議会の第2会期が始まって間もない1641年に、彼の初期の代表作『有名なマカリア王国の記述』(*A Description of the Famous Kingdome of Macaria*)を刊行した⁽²²⁾。この書物は、その表題から連想されるような、ユートピア的な夢物語を描いたものではない。国家と教会とを改革するヴィジョンを、実利的な精神に支えられて示した論説である。それは、この国において早急に実践されるべきプログラムとして検討されることを願って、議会に提出された。

またハートリブはその年には、念願かなってコメニウスを運動の協力者として招くことができた。彼の到着はハートリブとともに、デュリー、ヨーアヒム・ヒューブナー (Joachim Hübner)、ペル、ハークらによって迎えられたが、これらがその頃このサークルを代表していた人々である。もっともハートリブの活動を支えた仲間は、聖職者や学者のような知識階級の人々だけではなかった。当時下院を指導していた著名な政治家ジョン・ピム (John Pym, 1583/84-1643) は、ハートリブと親密な関係にあった。議会のメンバーであったピューリタンの有力な地主は、多くが彼を財政的に支援した。そのような議会におけるハートリブの仲間は、ほとんどが独立派に傾いていた。

ハートリブが『マカリア王国』を刊行し、コメニウスを仲間に迎え、ピムの指導する議会が権力を拡大してチャールズ一世の独裁政治を排除しはじめていた 1641 年が、そのサークルによる改革運動が最高潮に達していた時期であったといえる。その頃おそらく 40 歳代の初めであったハートリブは、彼の求める社会改革が為し遂げられて、彼の理想とする千年王国 (millennium) が建設されるであろうことを確信していた。ところが実際には、1642 年 8 月に国王派と議会派との内戦が勃発して、議会は改革どころではなくなった。

ピューリタン革命が勃発した 1642 年に、ハートリブ・サークルは崩壊の兆しを見せた。政治的混乱が、議会を通じて教育・社会改革を図るといふ、このサークルの目的の実現を困難にしたからである。それだけではない。その混乱はさらに、ハートリブの主導する改革運動から影響をうけていた人々の氣勢を著しく削いだからである。その年にデュリーはチャールズ一世の娘メアリーの家庭教師として、オランダのハーグに旅立った。コメニウスはスウェーデンの富裕な金融業者から財政的援助をうけることが可能になり、イギリスを後にした。こうしてハートリブは有力な仲間を二人も失って意気消沈した。しかしながら彼のサークルは崩壊することはなかった。第一次内乱期に再構築されて、徐々に活動の勢いを取り戻した。デュリーは 1645 年には帰国した。ハートリブは再びそのデュリーと手を組んで、しかも新しいメンバーを迎えながら、活動の輪を広げた。もっとも、その新しく加わったメンバーの多くは、かつての仲間とは性格や体質が異なる人々であったことから、サークルの雰囲気は著しく変わった。その新しい顔触れのうち、それまでこのサークルの中心的な理念をなしていた、プロテスタンティズムの禁欲的な博愛主義に共感する者は、僅かであった。確かに、ヘルフォードシアの牧師ジョン・ビール (John Beale, c.1627-83) や高潔な R・ボイルのような人物は、このサークルの宗教的目的と意義を十分に理解していた。しかしベンジャミン・ワースリー (Benjamin Worsley, c.1618-77) やジョン・サドラー (John Sadler, 1615-74) のような人々は、そうではなかった。彼らは利他主義の精神よりもむしろ自分自身の利益を迫うことに心を奪われていた。C・ウェブスターの指摘によれば、彼らが進めた「博愛主義の企画においては、野心とご都合主義が重要な要因をなしていた」⁽²³⁾。要するに、彼らは革命後に昇進の道が開かれることを目論んで、内乱で優位に立った議会派と親密な関係にあるハートリブの博愛主義の企画に参加した、というのである。このような彼らの個人主義的な態度が、ハートリブやデュリーの公共善を重んじるそれと究極において齟齬をきたすものであつ

たことは、いうまでもない。こうしてこのサークルは内乱期に新しいメンバーを迎えて、従来とは異なる外観を呈するようにはなったけれども、それなりに活気を取り戻した。それだけではない。1646年の中頃までには、ハートリブの提案が議会によって採用されて、革命前夜に見た、改革という夢が実現するかもしれないという様相を呈した。1645年にネーズビーの戦いで議会議軍が勝利したことにより、議会における権力は確実に独立派の手に移行していたからである。

ペティがロンドンにハートリブを訪ねたのは、そのサークルが第2の黄金時代を迎えていた1647年の秋であった⁽²⁴⁾。彼はこのサークルに加わることにより、ハートリブの周辺に位置する研究者として、学界に足を踏み入れることになったわけである。その後の彼の活躍は凄まじい。しかも彼はその後、研究者として成長しただけではない。昇進においても絶好の機会を掴んだ。1651年には、1647年に議会によって改組されたオックスフォード大学の教授に就任し、その年の暮には、クロムウエルにより軍医監に任命されることになる。このようなペティのその後の経歴は、彼がボイルのようにハートリブの禁欲的博愛主義に共感してではなく、立身出世という自身の世俗的欲望を満たすために、そのサークルに加わったということを示唆している。実際のところ、彼はワースリーやサドラーと同様に、少なからず昇進を目論んでハートリブに接近し、しかもその野望をきわだって見事に遂げた人物であった。

- (1) Paul Hazard, *The European Mind 1680-1715*, 1935, trans. by J. May, 1953, rpt., Penguin Books, 1964, p.17. ポール・アザール (野沢協訳) 『ヨーロッパ精神の危機 1680-1715』法政大学出版会, 1973年, 10頁。
- (2) *Ibid.*, p.19. 邦訳, 12頁。
- (3) *Ibid.*, p.17. 邦訳, 10頁。
- (4) *Ibid.*, p.19. 邦訳, 12頁。
- (5) *Ibid.*, pp.21-2. 邦訳, 10頁。
- (6) *Ibid.*, p.25. 邦訳, 17頁。
- (7) *Ibid.*, p.44. 邦訳, 33頁。
- (8) ただしペティは、ダランベールが『百科全書』序論で「私たちの師匠と認めて感謝しているこの人物」として崇めたF・ベーコンから強い影響をうけているという主な理由により、18世紀の啓蒙思想家と幾つかの点において、同じ思想的傾向を帯びている。Cf. Jean L. R. d'Alembert, *Preliminary Discourse to the Encyclopedia of Diderot*, 1751, trns. by R. Swab, Chicago: The Univ. of Chicago Press, 1995, p.76 [ディドロ, ダランベール編 (桑原武夫訳編) 『百科全書』岩波書店, 1971年, 103頁]。大倉正雄「初期啓蒙とペティの経済科学」(田中秀夫編著『啓蒙のエピステーメーと経済学の生誕』京都大学学術出版会, 2008年, 所収), 参照。
- (9) David Ogg, *England in the Reign of Charles II*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1934, Vol. II, P.733.
- (10) ペティの生涯については、主に次の文献を参照。Lord Edmond Fitzmaurice, *The Life of Sir William Petty 1623-1687*, London: John Murray, 1895, rpt. London: Routledge/ Thoemmes Press, 1997; E. Strauss, *Sir William Petty: Portrait of a Genius*, London: The Bodley Head, 1954; Ted McCormick, *William Petty: And the Ambitions of Political Arithmetic*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2009, Ch. 1. 松川, 前掲書。
- (11) Cf. Fitzmaurice, *op. cit.*, p.5.
- (12) ペルは1638年に、友人ハートリブの助力により、ベーコン主義の立場から「数学の自然誌」を編む

という企画の模範を提示した論説を刊行していた。したがって、ペティにとってベルとの出会いが、ベーコン主義との最初の出会であったと思える。Cf. Charles Webster ed., *Samuel Hartrib and the Advancement of Learning*, Cambridge : Cambridge Univ. Press, 1970, rpt. 2010, Introduction, pp.14f. なお、留学時代のペティと、その頃のヨーロッパの知的・思想的潮流については、次の文献を参照。McCormick, *op. cit.*, Ch. 1. 松川, 前掲書, 第2章。

- (13) Strauss, *op. cit.*, p.28.
- (14) Cf. John Aubrey, *Aubrey's Brief Lives*, ed. by O. L. Dick, London : Secker & Warburg, 1949, rpt. 1950, third ed. 1958, p.241 [オーブリー (橋口稔・小池珪訳) 『名士列伝』 [抄訳] 富山房, 1977年]。
- (15) Cf. Fitzmaurice, *op. cit.*, p.12.
- (16) Thomas Birch, "The Life of the Honourable Robert Boyle", in T. Birch ed., *The Works of the Honourable Robert Boyle*, new ed., London, 1772, rpt. Hidesheim : Georg Olms Verlagsbuchhandlung, 1965, pp.xlii.
- (17) Ibid.
- (18) Ibid. [] 内の部分は、引用者が挿入した。以下に見られる引用文においても、必要に応じて、[]を用いて語句や文章を挿入した。
- (19) Cf. A. Rupert Hall, *The Revolution in Science 1500-1750*, London : Longman, 1954, second imp., 1984, p.217.
- (20) 以下の叙述は主に Webster ed., *op. cit.*, Introduction に依拠するが、それ以外にも次の文献を参照した。Leslie Stephen & Sidney Lee ed., *The Dictionary of National Biography*, founded by George Smith in 1882, Oxford : Oxford Univ. Press, 1917, rpt. 1968, Vol. IX, pp.72-3 ; Christopher Hill, *The World Turned Upside Down : Radical Ideas during the English Revolution*, Harmondsworth, Middlesex : Penguin Books, 1972, rpt. 1976, p.288f; F.E. Manuel and F.P. Manuel, *Utopian Thought in the Western World*, Cambridge, Massachusetts : Harvard Univ. Press, 1979, Ch. 12 ; David McNally, *Political Economy and the Rise of Capitalism : A Reinterpretation*, Berkeley : Univ. of California Press, 1988, Ch.2. 堀内守 『コメニウス研究』 福村出版, 1970年, 第6章 ; 芳賀守 『イギリス革命期の社会・経済思想』 第三出版, 1980年, 第4章。
- (21) コメニウス 『開かれた言語の扉』 については、堀内, 前掲書, 3 ; 井ノ口淳三 『コメニウス教育学の研究』 ミネルヴァ書房, 1998年, 第6章, 参照。コメニウスからハートリブへの精神的・思想的継承関係については、cf. Carola Scott-Luckens, "Providence, Earth's 'Treasury' and the Common Weal : Baconianism and Metaphysics in Millenarian Utopian Texts 1641-55", in C. Jowitt and D. Watt ed., *The Arts of 17th-Century Science*, Aldershot, Hants : Ashgate, 2002.
- (22) Cf. [Gabriel Platters], *A Description of the Famous Kingdome of Macaria*, London, 1641, in Webster ed., *op. cit.* ただし、『有名なマカリア王国の記述』はハートリブによって匿名で刊行されたけれども、執筆はガブリエル・プラターズ (Gabriel Platters, ?-1644/45) によってなされた、と推測されている。Cf. R.L. Greaves and R. Zaller ed., *Biographical Dictionary of British Radicals in the Seventeenth Century*, Brighton, Sussex : The Harvester Press, 1982-84, Vol.III, p.45. ; Scott-Luckens, *op. cit.*, p.114. この論説の内容の詳細については、田村秀夫 『イギリス革命とユートウピア』 創文社, 1975年, 第1章・II, 参照。
- (23) Webster ed., *op. cit.*, Introduction, p.39. ワースリーは、クロムウェルが1651年に制定した航海法 (Navigation Acts) の起草に携わった、と推測されている。
- (24) この頃のペティの活動については、次の文献を参照。Fitzmaurice, *op. cit.*; McCormick, *op. cit.*, Ch. 2. 松川, 前掲書, 第2章。
- (25) Cf. Webster ed., *op. cit.*, Introduction.

第2章 ハートリブ・サークルのキリスト教的教育論

ハートリブは、そのサークルが第2の最盛期を迎えたときに、さまざまな目標を掲げる教育を、さまざまな分野の知識人により、それぞれ異なる立場から論じた書物を刊行する企画を進めた。このサークルは教育改革の指針として、コメニウスの原理を重視していた。しかしハートリブはもとより、そのサークルの運動において、コメニウスの思想を一枚岩の原理として墨守するという考えはもっていなかった。それよりはむしろ、既存の教育制度や方法に疑問や不満を抱いているさまざまな知識人による、教育改革をめぐる意見を積極的に吸収することが重要である、と考えていた。彼はこのような方針にそって、それまで彼のグループのメンバーではなかった人々をも含む、さまざまな分野にあつて、それぞれに異なる知的関心をもつ人々によって、教育改革論の書物が出版されることを願いそれを後援した⁽¹⁾。ペティの『ハートリブへの助言』は、ミルトンの『教育論』(Of Education, 1644)とデュリーの『学校改革論』(The Reformed School, 1650)とともに、そのような企画の大きな成果として生まれた論説である。これら三つの教育論説は同じテーマを掲げているけれども、それぞれが三角形の頂点をなしているかのように、互いに重なり合う部分が少ない、個性的な内容の論説である⁽²⁾。しかもデュリーの論説以外は、コメニウスの思想を指針として重視していたこのサークルの姿勢とは、別の方向を向いているように思える。このことは、肌合が異なるさまざまな論者による、多面的な角度からの議論を広く求めたハートリブの意図が果たされた、ということの意味している。それはともかく、ペティの『ハートリブへの助言』の上梓を巡る事情がこのようであったとすれば、この論説を検討するにさいして、ミルトンとデュリーの論説を無視するわけにはいかないであろう。ペティの論説を十分に理解するには、それを他の二つの論説と比較対照して検討することが肝要であると思える。このような比較検討は、いうまでもなく面倒な作業である。しかし、彼の論説の背後に潜む知性史的文脈を把握するためにも、それは不可欠な作業であると思える。そこで以下においては、ペティの論説そのものを検討する前に、ミルトンとデュリーの教育論を少しばかり見ておきたい。

ジョン・デュリーの『学校改革論』は、ハートリブによって書かれた序文が付されて1650年に刊行された。この書物はデュリーによって執筆されたけれども、その内容は彼個人の考えというよりもむしろ、学校教育に関するサークル全体の考えを表明したものである。ここで示されている「学校教育の新しいモデル」⁽³⁾は、サークルのメンバーが広く抱いている教育改革の基本的な構想を反映したものである。こうしてその序文には、この書物の著者は「彼の名義ではなく…この〔書物における〕提案に関して彼に賛同する……人々の名義で語っている」⁽⁴⁾、と記されている。要するにこの書物は、学校教育に関するサークルの見解を、広く世人に知らせるために刊行されたものなのである。そうであるとすれば、『学校改革論』はハートリブの力添えによって公にされた三つの教育論説のなかでは、最後に刊行された論説であるけれども、ここではこの

書物から検討を始めて、サークルの基本的見解を最初に確認しておくことが妥当であろう。

この『学校改革論』が刊行された背景と意図は、ハートリブが書いた序文「発行者から読者へ」において手短かに述べられている。その論旨はやや茫々としていて判然としない点があるけれども、次のようである。この書物は、「学校の改革のための指示、および学校における敬虔と学習との向上のための指示」⁽⁵⁾を与えるために書かれた。ここで主に議論されているのは、「公共善」(Publick Good)を究極の目標とする、「キリスト教の精神による子供のための教育」である。この書物は、「このような[教育改革の]努力だけが、改革を遂げることができるであろう、さもなくば何も改革を遂げることができないであろう」⁽⁶⁾、という信念に従って書かれた。しかしその場合に、関心は学校や大学という限られた領域だけではなく、さらに教会や国家社会^{コモンウェルス}というもっと広い領域での改革にも向けられている。その詳細はこうである。現在、「統治者と聖職者の職は激しい論難の的になっているので、教会と国家社会^{コモンウェルス}との欠陥の修正に関して、それらの職が役に立つ見込みは、ほとんどない状態にある」⁽⁷⁾。しかも「この長い年月の[教会と国家社会^{コモンウェルス}の]腐敗は、あまりに強烈で頑強であるから、通常の微力な方法では克服できない」⁽⁸⁾。そうであるとすれば、「どのような腐敗した習慣や邪悪な関心にもまだ凝り固まっていない、若者を相手にする以外に方法はない」⁽⁹⁾。つまり、「教会と国家社会^{コモンウェルス}とを改革する手取り早い方法は、学校教育を改革すること」⁽¹⁰⁾以外に見いだすことができない。この書物は、このように国家と教会の改革という大きな目標を見据えながら、「若者が徳と学識との双方の改革へ向けて、幼年期から養成されるであろう」⁽¹¹⁾道筋を示すために書かれたものである。

『学校改革論』の本文は、キリスト教的理想主義の立場にもとづく学校教育のモデルを示している。そのモデルは「序」から受ける本書の印象とは幾分か異なり、理想主義的ではあっても、決してユートピア的ではない。それは教育の現場で実行に移されることを念頭において描かれた、実践的な性質のヴィジョンである。本書は小さなパンフレットで、本文に章・節の区分けはない。章・節の代わりに10の見出しが付されていて、叙述の全体が10の部分に区分けされている。その最初の部分には「子供の教育のための協会について」という見出しが付されている。この冒頭の叙述を含む最初の三つの部分は、本文全体の導入部をなしている。そこでは本書が理想として掲げる、教育の目標や意図が簡潔に述べられている。その主な内容は以下のとおりである。

この書物で議論されるのは、キリスト教精神にもとづく子供のための教育である。その教育の究極の目的は、社会^{コモンウェルス}における敬虔の促進にある。したがって、ここで理想的なモデルとして描かれる学校においては、その目標を見据えて教育がおこなわれる。この学校では、少年と少女がキリスト教の神を知り、国家社会^{コモンウェルス}における有益な道具(instruments)となることを目差して、教育がおこなわれる。そこでは、敬虔な人間になる方法が教えられる。また、社会に役立つ人間になる方法、換言すれば、社会にとって有益な役割を果たす召命職業(callings)に従事する方法が教えられる。その教育は二つの基本的な規則にそって、効率的におこなわれなければならない。まず、1日の限られた時間が、教育活動以外のことに費やされてはならない。次に、社会に役立つ

つこと以外の事柄が、教えられてはならない。

ここでの教育目標は、より詳細な点において少女と少年との間で異なる。まず、少女は「善良で世話好きな主婦」⁽¹²⁾になることを目差して教育される。したがって彼女らは基本的に「神に畏敬の念を抱いて」「心と頭と手を働かせること」⁽¹³⁾を修得しなければならない。彼女らに、「髪を整え、衣服を纏うときにありがちな、虚飾や軽薄な趣味、奔放な習慣や性向、大胆な振る舞い」⁽¹⁴⁾が見られるならば、それは「簡素で、控え目で、清潔で、健全なやり方」⁽¹⁵⁾に改めるように仕向けられねばならない。ところが少女にあつて、言語と科学の能力が優れている者が見られるならば、その少女の知的能力を改善するために、十分な助力が与えられねばならない。次に、少年は「善良なコモンウェルスメン」(good Common wealths men)⁽¹⁶⁾になることを目差して教育される。したがって彼らは基本的に、その目標を達成するために、精神と肉体を有益に働かせる習性を身に付けなければならない。召命職業に従事するために必要な、言語と科学の能力を改善しなければならない。「国家の安定のために必要なすべての物事の知識」⁽¹⁷⁾を習得しなければならない。すなわち、「農業、必要な交易、航海、裁判をおこなう文官の職務、平和と戦争、少年が家族と隣人に対して役立つ者となるような家事の職務」⁽¹⁸⁾に関する知識を、学ばなければならない。

なおこの学校においては、敬虔の向上を図るために、神の礼拝と神の言葉に関する協議とが、毎日おこなわれる。また、世俗の悪習に染まらないために、ここで学ぶ少女は全員が同一の寮に寄宿する。女性教師の監督のもとで、規則正しい共同生活を送る。これに対し、少年は幾つかの寮に分散して寄宿する。彼らは、男性の^{チューター}学生主事の監督と指導のもとに置かれる。少年と少女との自由な交流は、むろん許されない。

以上が、『学校改革論』の導入部で示されている、「教育のための一般的基礎」である。ここでは、学校教育における理想的な目的・意図・基本方針などが論じられることを通じて、ハートリブ・サークルの教育理念が明確に示されている、といえる。その教育理念は要約すれば、キリスト教的禁欲主義・合理主義・実利主義という言葉で表現できるであろう。このサークルのメンバーは、このような理念にもとづく教育改革がこの国において幅広く遂行されるならば、「敬虔と学識の向上」が学校だけではなく教会と世俗社会とにおいても実現して、この国に蔓延っている悪徳が一掃されるであろう、と考えていたのである。要するに彼らは、教育改革を学校という狭い領域を超えて推進されるべき、^{コモンウェルス}国家社会の変革をも可能にする力を備えた、有効で有益な方途と考えていたのである。このような社会改革の^{デザイン}構想は、目論見があまりに壮大で茫漠としていて、ユートピア的な色彩を帯びているように思われるかもしれない。ところがハートリブやデュリーは、彼らの改革案が、内乱で誕生したピューリタンの政権によって実行に移されるならば、そのような壮大な構想でさえ実現する可能性は十分にある、と確信していたのである⁽¹⁹⁾。

『学校改革論』の本論は、「少年と少女における学問の発達について」という見出しが付された箇所から始められている。その最初の箇所では、従来の教育方法に対する批判が述べられている。また、それに続く「科学を教えるための基礎と規則について」という見出しが付された箇所から、

本書の末尾に至るまでの部分においては、比較的多くの紙幅をさいて、従来の教育方法に代わって採用されるべき新しい方法が提案されている。

まず、「通常の学校」(ordinary School)においておこなわれている教育方法が厳しく批判されている。その従来の方法とは、「子供たちが、語と文が表わしている事物について、何らかの観念を抱くことができる前に、著作を読んで語と文を学ぶように教育される」⁽²⁰⁾という方法である。別言すれば、たとえば「芸芸 (Arts) の一般的規則・命題・方針を、その規則や方針が当て嵌まる何らかの物体が [子供に] あてがわれる前に、心 (heart) で学ぶように強いられる」⁽²¹⁾という方法である。要するに、子供に対し、事物を知覚を通じて観察させないで、即座に理性を働かせることによって理解させようとする教育方法である。このような従来の方法は次のような理由により不都合であると批判される。すなわち、この方法により、「子供たちは……把握しがたい無用の観念によって当惑することになる」⁽²²⁾からである。子供は、事物と対応関係をもたない空虚な観念を頭に詰め込まれて、困惑するだけだからである。事物に直接に触れることを軽視するこの教育方法が批判させる理由は、これだけではない。この方法により、「子供たちの精神 (minds) は、空虚で独断的な知識によって高慢にさせられる。彼らの気持ちは、明瞭で有益な真理から離れ遠のく。自慢し、自惚れて得意がり、議論を好むという彼らの生来の腐敗した性向は、改められないどころか、むしろ強められる」⁽²³⁾。すなわちこの方法により、子供は知性的にばかりか人格的にも墮落するであろう、というのである。こうして、このような方法で教育がおこなわれている「通常の学校」において、社会における「敬虔と学識の向上」が期待できないことはいうまでもない。そこでは、「子供たちの頭 (heads) は、凝り固まった言葉と見せかけの学識で一杯であるから」、「どのような明快な神学的真理や人文教養的真理をも探求しようとはしなくなるし、受け入れることができなくなる」⁽²⁴⁾からである。要するに、そこでは子供たちにおいて、「自分たちの知っていることを、人類の利益のために、順序立てて役立てよう」⁽²⁵⁾という意識は、生まれないからである。

デュリーの『学校改革論』は以上のように、「通常の学校」における教育方法に対して簡潔な論難を加えている。その論難は、伝統的な科学の方法を「通常の論理学」と呼んで批判した、ベーコンの議論を想起させる。そのことには必然的な根拠がある。デュリーは実際のところ、修辭的な面からだけではなく、科学の方法をめぐるベーコンの議論そのものからも大きな影響を受けているからである。ベーコンはスコラ学の三段論法を、たんに言葉を弄するだけで、知性を事物と交流させない方法であると批判した。デュリーはこれに倣って、——またベーコンの影響を受けたコメニウスの事物主義的・感覺的思考に即して——従来の教育方法を、たんに事物を表示する言葉を教えるだけで、事物それ自体を教えない方法であると論難しているのである。ベーコンが経験を踏まえない科学の方法を批判したことに倣って、デュリーは体験を重視しない教育の方法を退けているのである⁽²⁶⁾。

続いて、『学校改革論』の本論の後半部分において、新しい教育方法が提案されている。この

箇所では、デューリーの議論がベーコン哲学を踏まえて展開されていることが、いつそう明瞭に示されている。ベーコンは人間の精神から「イドラ」を取り除いて、自然の形相を発見するために、「新しい論理学」^{ノヴム・オルガヌム}を提案した。これに倣いながらデューリーにおいては、「すべての学校と大学 (Universities) を占領し、人文学 (Humane Learning) のすべての事柄を覆うように広まっている……無知と無秩序の原因を取り除くために」、「科学を教える真の方法」(true Method of teaching Sciences)⁽²⁷⁾が探求されている。デューリーによれば、この新しい教育方法は、「理性的で偏見に捕らわれない者が否定しない基礎と規則 (Grounds and Rules) によって」⁽²⁸⁾見いだされる。そのような基礎には、学問の目的・手段・諸部分にそれぞれ関係する三つの基礎がある。またそのような規則は、これら三つの基礎を踏まえて幾つかのものが得られる。「この基礎と規則とに従わないものはどのようなものでも、学識の向上に対して不合理で不利益となる結果をもたらす」⁽²⁹⁾。つまり、この基礎と規則とにもとづいて探求され見出された教育方法が、学識と敬虔の向上を促進する真の方法である。デューリーはこのように思考を巡らしながら、「学問の目的について」、「学問の手段について」、「学問の諸部分について」という見出しが付された箇所において、「科学を教える真の方法を見つけだす努力」⁽³⁰⁾を試みている。その詳細な内容は、以下のとおりである。

第1の基礎は、「学問の目的」に関するものである。これは、科学(学問)の目的や意義は何であるかという問題を探究する、科学哲学の領域に関するものである。ここでは、その目的は、次のようであると述べられている。「すべての人文学の真の目的は、われわれが被造物(Creatures)の性質と有益性とを知らないことから生じる不備(defects)を……埋め合わせること、またわれわれの生来の能力が、被造物を役立てたり熟考したりするときに陥る混乱を、埋め合わせることにある」⁽³¹⁾、と。この叙述の意味は少し分かりにくいけれども、その趣旨は明瞭である。ここでは、人間が自然(事物)を人間の利益となるように操作することを可能にするのが、科学の目的や意義であるということが、示されている。科学の目的や意義についてのこのような理解には、人間の感性と知性は生来的には微力であり、彼(彼女)は科学的知識を吸収することによって初めて力を強めるという考えが、その前提にある。この叙述の根底に「知は力なり」というベーコンの思想が横たわっていることは、いうまでもない⁽³²⁾。なおここでは、本書で議論されている科学が自然科学ではなく、人文科学であるということも明らかである。したがって、本書で構想が練られている学校は、主に人文科学を教えるそれである、といえる。

この第1の「学問の目的」に関する基礎を踏まえて、「教えることの規則」(Rules of Teaching)が幾つか立てられている。そのなかでとくに留意に値するのは、「われわれの自然的幸福(natural Happiness)の或る部分を、われわれから奪うような不備を幾分か埋め合わせるべく、人類に直接に役立たないものは……真の学問をなすものと見なされるべきではない」⁽³³⁾、という規則である。この叙述の意味するところは、明白である。これは実利主義の立場から立てられた、人類が享受して然るべき幸福や利益に奉仕しない学問は、学校で教えられるべきではない、という規則

である。この規則には、「これ以外の何らかの目的のために、何らかの科学を教えたり学んだりするならば……そのことにより、われわれの病の治療は台無しになる」⁽³⁴⁾、という補足が付されている。

第2の基礎は、「学問の手段」に関するものである。この第2の基礎に関する叙述は長くはない。しかし、それはひとときわ力を込めて書かれた箇所、本書の心臓部にあたる。またここにおいても、ベーコンの経験的認識論からの影響が明瞭に見られる。まず、この「学問の手段」とは、次のようなものであると説明されている。「すべての人文科学が目的を遂げるさいに用いる真の手段は三つあり、それ以上はない。すなわち、第1が感覚 (Sense)、第2が伝承 (Tradition)、第3が理性 (Reason) である」⁽³⁵⁾、と。要するに、感覚と伝承と理性とが、学問を追求するための三つの手段であるというのである。続いて、これら三つの手段について、それぞれ次のように述べられている。まず、「感覚は第1の手段である。なぜなら、感覚はすべての事物の形と印象とをわれわれの心 (Imagination) に伝えるからである」⁽³⁶⁾。次に、「伝承は第2の手段である。なぜなら伝承は、他の人々が被造物についておこなった観察の伝達 (Communication) であり、われわれの被造物についての知識の不足を埋め合わせるものに他ならないからである」⁽³⁷⁾。さらに「理性は、人文学の第3の、最後の手段である。なぜなら理性は、われわれの感覚と他の人々の伝承とによる報告 (reports) のすべてを利用するからである。そして、そのような報告がなければ、理性は推理して知識を広げたり、被造物の適切な利用法をわれわれに教えたりすることができないからである」⁽³⁸⁾。こうして「学問の手段」とは、人文学の領域において科学的認識を深め、学問の進歩を促すための道具であることが、明らかである。したがって事物の認識は、これら三つの手段をすべて用いることにより可能になる。

最後に、三つの手段について、それらの相互的關係が説明されている。それによれば、これら三つの手段は互いに有機的な関係にある。それぞれが各々の特性に応じて個性的な役割を發揮しながら、緊密な関係を構成している。ただし、これらの手段は横一列の対等な関係にではなく、それぞれの特性に応じて配列された、従属的な関係にある。そのように相互に有機的で従属的な繋がりをもつ三つの手段にあつて、中軸的な位置を占めているのは、感覚である。この点に関して、断片的にながら次のように述べられている。理性は、自分の感覚か他人の伝承に依拠する報告 (情報) にもとづかなければ、推理することができない。また、他の人々からの伝承は、感覚を通じて把握された事物についての伝承だけが、科学的認識の手段として信頼できる。「最初の表象が心により、感覚から得られている伝承を除いて、どのような伝承も保存されて役に立つということは、ありえない」⁽³⁹⁾。つまり迷信や神話のような、五感の働きに存在の根拠をもたない言い伝えは、学問の手段として受け入れられない。感覚はそれ自体において自立して機能するが、伝承は感覚に支えられていなければ空虚であり、理性は感覚の支えがなければ働けない。このように要約できる。なお、この問題に関して、次のような事柄が補足的に述べられている。もう一つ別の手段として、記憶力 (memory) が挙げられるかもしれない。しかし記憶力は、感覚が心

に伝えた事物の姿を「保管しておく」働きをなすにすぎない。つまり、記憶力は感覚の役割を補助する機能にすぎない。要するに、人間がもつ認識能力のなかで、学問を創り上げるための基盤をなしているのは、理性・伝承でも記憶力でもなく感覚である、というのである。

ところが、この三つの「学問の手段」に関するデュリーの論述には、疑問に感じる事柄がある。感覚と伝承と理性がその三つの手段であるけれども、感覚・理性と伝承とは異なるジャンルに属する、互いに異質のものである、という点である。感覚と理性は人間（子供）に生来的に備わっている身体的・精神的機能である。これに対し、伝承は人々の間で情報を——過去から現代へ、或る地域から別の地域へ——交換する社会的活動である。確かに感覚・理性も伝承もともに、学問を究めるにさいして必要不可欠な手段である。しかしながら前者と後者とが、異なるジャンルに属する、互いに異質のものであるとすれば、双方を、学問を究めるための、同質の手段として一律に論ずることには、難があるであろう。もっとも、この難点は著者デュリー自身が幾分か気づいていたのではないかと思える節がある。その詳細はこうである。この第2の基礎（学問の手段）を踏まえて「教えるための規則」が幾つか立てられているが、その規則のなかに伝承と本質的に関連する事柄を見出すことはできない。すなわち、この規則は感覚・伝承・理性という三つの手段を基礎にして作られるはずのものであったにもかかわらず、実際には、感覚と理性という二つの手段だけを基礎にして確立されている。このような事情に照らして考えるとき、デュリーは、規則を確立する過程において、伝承が感覚・理性と一律に論ずることが困難な、性質が異なるものであることに気づき、それを論述から除外したのではないか、と思えるのである。

それだけではない。少し先走りをして述べておけば、疑問に感じる事柄は、「学問の手段」という基礎を踏まえて立てられる「教えるための規則」に関しても見られる。その規則が感覚・想像力・記憶力・理性と深く関連する内容のものであると述べられている、という点。すなわち、その規則と関連する事柄から伝承が除外されているだけでなく、さらに想像力と記憶力という新たな事項がそれに加えられている、という点。そして、この規則と関連する四つの事項が、「人間の魂の能力」(Faculties of Mans soul)と呼ばれている、という点である。なぜ、想像力と記憶力が規則を確立する過程において、あらたに登場したのであろうか。「魂の能力」として感覚と理性に加えられた想像力と記憶力は、人間の生来的な心的能力として感覚・理性と同じ系列に属する性質のものである。そうであるとすれば、なぜ想像力と記憶力は感覚・理性とともに、第2の基礎をなす「学問の手段」と見なされていないのであろうか。ここにおいて、このような疑問を抱かないではおれない。もっとも、この疑問は次のように解釈すれば解決できるのではないかと思える。その詳細はこうである。想像力と記憶力は、第2の基礎をなす「学問の手段」と見なされて然るべき精神的機能である。しかしそれらは、感覚と理性とを補助する副次的手段にすぎない。そのような理由により、主要な身体的・精神的機能である感覚・理性だけが「学問の手段」と見なされ、想像力・記憶力にはそのような高次の地位が与えられていない。このような解釈である。著者は想像力の役割については何も言及していないが、記憶力については、それが感

覚を補助する機能にすぎないことを指摘している。このことを踏まえて熟考するとき、このように解釈することは可能であると思える。

いずれにせよ、「学問の手段」に関する論述に幾つかの難点があることは、否めない。ところが、そのような難点は、ただ一つの事柄が原因で生じたものであると思える。それは伝承が「学問の手段」の一つとして挙げられている、という点である。「学問の手段」とそれを基礎に踏まえて確立される規則とに関する論述において、幾つかの綻びが生じている決定的な原因は、このこと以外にはないと思える。それでは、伝承が感覚・理性とは異質ものであることが明らかである——おそらくデュリー自身はそれに気づいていた——にもかかわらず、なぜそれが「学問の手段」の一つの要素として挙げられたのであろうか。その理由はむろん推測の域を出ないけれども、ハートリブ・サークルがおこなっていた主要な活動の一つに通信網という伝達組織の構築があったからではないか、と思える⁽⁴⁰⁾。しかしいうまでもなく、伝承（伝達）は子供の教育とは直接には関係がない社会的活動である。

ともあれ、以上のような混乱を孕みながらも、第2の基礎（学問の手段）から、「技芸と科学を教えるための規則」が幾つか得られる。これについてデュリーは、次のように述べている。「これらの手段を相互に従属させること、およびそれらの手段の特性を、われわれが学問を促進させるように従属させることから、われわれは技芸と科学を教えるための次のような規則を得るであろう」⁽⁴¹⁾、と。すなわち、三つの手段（感覚・伝承・理性）の相互的従属関係と、それらの手段の特性が科学的認識の進展に対してもつ従属的な位置とに相応して、教えるための規則が確立される、というのである。そこで以下には、その規則の内容について見ておきたい。

第1は、「感覚だけによって理解されるかもしれない技芸や科学は、決して教えられるべきではない」⁽⁴²⁾、という規則である。この叙述はあまりに簡略すぎて、その意味するところはあまり明白ではない。しかし、この規則が確立されるさいに踏まえられた、上述の基礎を念頭に置いて考察するとき、それが意味するところは次のようであるといえる。事物は感覚・伝承・理性という三つの手段によって科学的に認識される。これら三つの手段のなかにあつて、感覚は確かに認識の基盤として中軸的な位置を占めている。しかしながら、むろん事物は感覚だけによって科学的に把握されるわけではない。したがって、感覚だけによって事物を理解しようとする技芸や科学があるとすれば、それは科学的根拠をもたない、たんなるまやかし物にすぎない。そのようなものを学校で教えるてはならない。実際、デュリーはこのように考えながら、「より少数のもの〔→感覚〕によって生まれるものは、より多数のもの〔→感覚・伝承・理性〕によって無益になる」(*Frustra fit per plura quod fieri potest per pauciora*)⁽⁴³⁾、と述べている。

第2は、「どのような技芸や科学においても、感覚に対して明白に示されうるものは何でも、伝承や理性が教示するという方法で伝えられることになっているものを、事前に知らせるものとして、最初に利用されるべきである」⁽⁴⁴⁾、という規則である。この叙述は把握が少し困難であるけれども、それが意味するところは、次のような単純な事柄である。すなわち、技芸や科学を教

えるにさいしては、まず初めに感覚を通じて事物を把握する——その後で伝承や理性を通じて把握する——という方法が採られるべきである、というもの。この規則は、感覚にもとづく事物の把握が、科学的認識の基盤であるという——第2の基礎で示された——見解と、軌を一にするものである。また、事物に直接に触れることを軽視する「通常の学校」における方法と、その方向が異なるものである。

第3の規則は、次のような少し長い文章で書き記されている。「自然において、感覚は想像力 (Imagination) の召使であり、想像力は記憶力 (Memory) の召使であり、想像力は理性の召使である。そうであるから、技芸と科学を教えるにおいて、われわれはこれらの諸能力 (Faculties) を、それらの妥当な諸対象……へ向けて、この順序で呼び起こさなければならない。そのことから、次のようになる。人間の魂の諸能力 [= 感覚・想像力・記憶力・理性] は、それらが相互に従属することにより、自然に [欠陥を補足しあって] 完全なものになるように改善しあう。そうであるから、これらの諸能力を改善する術は、徐々に示唆されるべきである。また、これらの諸能力と関係をもっていて然るべき諸対象……は、そのような術の規則に従って、諸対象に固有の目的と用途とに対応した順序で与えられるべきである」⁽⁴⁵⁾。この規則は第2の規則を敷衍したものである。その趣旨はこうである。事物を認識する能力は、感覚だけではない。感覚は原初的役割を担うけれども、それに想像力・記憶力・理性を加えた四つの諸能力が相互に協力的に依存して初めて、認識が可能になる。そうであるならば、感覚に事物 (対象) が与えられることから認識が始まるように、他の諸能力に対象が与えられることによって認識が深まる。したがって感覚だけではなく、他の諸能力にも対象が与えられなければならない。感覚だけではなく、すべての諸能力が対象によって刺激され、働かされなければならない。ただし諸能力に対象が与えられるのは、感覚→想像力→記憶力→理性という順序に従ってであり、それとは逆の順序でそれがおこなわれるべきではない。いずれにせよ教育においては、子供の諸能力を妥当な順序で事物と交流させて、彼らの諸能力の発達を促すことが重要である。

第4の規則は、次のとおりである。「子供の諸能力は、年齢および肉体の成長とともに徐々に、彼らのなかで燃え上がって活発になる。そうであるから彼らは、彼らが受け入れることができる対象 (Objects) によって満たされ、[受け入れることができる] 技芸を積み上げられるべきである。そのことから、次のようになる。子供が推論するという行為ができない間は、彼らの感覚と想像力とを外界の対象で満たすという方法が、用いられるべきである。また、この時に彼らの記憶力は、何らかの対象で、彼らの…想像力が彼らに自然に印象づけるところよりも、よりいっそう進んで満たされるべきではない」⁽⁴⁶⁾。この規則が意味するところは、明瞭である。ここでは、「人間の魂の能力」は感覚→想像力→記憶力→理性という順序で働かされるのが、自然の流れにそった順当な道筋であるから、子供の「魂の能力」を改善する教育も、そのような順序でおこなわれるべきであることが、述べられている。とりわけ、推論する能力を働かせる理性の改善は、他の諸能力の改善に先立っておこなわれるべきではないことが、強調されている。この規則は、「真の

感覚に明示された学校」が「理性の学校への序幕となる」⁽⁴⁷⁾というコメニウスの見解を受け継いだものである、といえる。なお、この第4の規則には、次のような興味深い補足的説明が付されている。「推論よりも感覚と想像力とにより多く依存する人文科学 (Humane Sciences) よりも前に、あるいはそれと同時に、論理学 (Logick) と形而上学 (Metaphysicks) を教えるのは、ひじょうに馬鹿げた不合理なやり方である」⁽⁴⁸⁾、と。ここでは、改革された新しい学校で教えられる「人文科学」(「人文学」)が、どのような性質の学問であるのかということが、幾分か分かる。またここには、スコラ学が席捲していた当時の大学(→「通常の学校」)に対する批判が窺われる。

最後に、第3の基礎は「学問(学ぶこと)の基礎」に関するものである。ここでは、子供が学ぶべき人文学的学識は、二つの部分から成ることが示されている。「有益な技芸と科学との基礎と指針」、および「知識を広げるための最も有益な言語」⁽⁴⁹⁾が、それである。有益な技芸・科学とは、「人間がすべての被造物を適切に利用し、人間自身の諸能力が被造物を支配するように導くような、知識のすべての事柄」⁽⁵⁰⁾である。また有益な言語とは、ラテン語とギリシア語、およびヘブライ語とそれに類似した東洋の言語である。この第3の基礎に関しては、これ以外には何も述べられていない。ここで留意すべきは、人間が自然(被造物)を自分たちの利益となるように操作することを可能にする「製作者の知識」が有益であるという、ベーコン哲学からの影響が窺える点である。この基礎から幾つかの規則が導きだされているが、その主要なものは次のとおりである。

第1の規則は、「知らない言語を教えるために、技芸と科学を教えることが、一時停止されるべきではない」⁽⁵¹⁾、というもの。第2は、「われわれ自身の[魂の]諸能力に少しも頼らないで、被造物を利用するように一直線に向かわせる技芸と科学が、最初に教えられるべきである」⁽⁵²⁾、というもの。第3は、「われわれ自身の諸能力を使用するように向かわせる技芸と科学は、諸能力に固有の諸対象を熟知するようになるまでは、教えられるべきではない」⁽⁵³⁾、という規則である。これらの教えるための規則が意味するところは、明瞭である。技芸と科学は、被造物の利用を目的とするものが、まず母国語で、しかも習得に魂の諸能力の使用をあまり必要としない種類のものから、教えられるべきである、というのがその趣旨である。

デュリーの『学校改革論』の概要は、以上のとおりである。その内容の特徴を一言で述べるならば、キリスト教(プロテスタンティズム)的道德・倫理観とベーコン哲学という二つの異質の要素を、コメニウスの影響を受けた教育論の枠組みを通じて一つの言説として融合しながら、社会改革の新しいヴィジョンを示そうとしている、といえる。この論説には、ここで論及したところ以外にも幾つかの事柄が記されている。けれども、この論説をペティの『ハートリブへの助言』と比較対照するという問題関心に関する限りにおいて、検討すべき事柄は以上に尽きる。

(1) Cf. Webster ed., *op. cit.*, Introduction.

(2) 三つの教育論の概要については、cf. John William Adamson, *Pioneers of Modern Education*,

Cambridge : Cambridge Univ. Press, 1905, second imp. 1921, Ch. VI, VII.

- (3) John Dury, *The Reformed School*, London, 1650, in Webster ed., *op. cit.*, p.143.
- (4) *Ibid.*, p.143.
- (5) *Ibid.*, p.141.
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*, p.142.
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*, p.149.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, pp.148-49.
- (15) *Ibid.*, p.149.
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*
- (19) Cf. Hall, *op. cit.*, p.217.
- (20) Dury, *op. cit.*, p.150.
- (21) *Ibid.*
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*
- (26) ベーコンによるスコラ学の方法に対する批判については、大倉「初期啓蒙とペティの経済科学」、前掲論文、参照。コメニウスの事物主義的思考については、井ノ口、前掲書、第6章、参照。
- (27) Dury, *op. cit.*, pp.150-51.
- (28) *Ibid.*, p.151.
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*, pp.150-51.
- (31) *Ibid.*, p.151.
- (32) 大倉「初期啓蒙とペティの経済科学」、前掲論文、参照。
- (33) Dury, *op. cit.*, p.151.
- (34) *Ibid.*, pp.151-52.
- (35) *Ibid.*, p.153.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*
- (40) ハートリブ・サークルの通信網（情報センター）については、次の文献を参照。Kevin Dunn, "Milton among the Monopolists : *Areopagitica*, Intellectual Property and the Hartlib Circle", in Mark Greengrass, Michael Leslie and Timothy Raylor ed., *Samuel Hartlib and Universal Reformation*, Cambridge : Cambridge Univ. Press, 1994. 田村、前掲書、第1章・IV。
- (41) Dury, *op. cit.*, p.153.
- (42) *Ibid.*

(43) *Ibid.*, p.154.

(44) *Ibid.*

(45) *Ibid.*

(46) *Ibid.*

(47) J・A・コメニウス (井之口淳三訳) 『世界図絵』 (*Orbis Sensualium Pictus*) 平凡社, 1995年, 17頁。

(48) Dury, *op. cit.*, p.155.

(49) *Ibid.*

(50) *Ibid.*

(51) *Ibid.*, p.156.

(52) *Ibid.*

(53) *Ibid.*

第3章 ジョン・ミルトンのエリート教育論

ミルトンの『教育論』はハートリブの「熱心な切望と真剣な懇願」⁽¹⁾により、1644年に匿名で刊行された。それは1642年に勃発した内乱において、クロムウェルが組織した鉄騎隊の活躍により、議会軍が優勢になりはじめた頃であった。ミルトンはこのとき35歳で、彼が代表作『失樂園』(*Paradise Lost*, 1667)を刊行したのは58歳のときであったから、この『教育論』はそれと同年に刊行された『言論・出版の自由』(*Areopagitica*, 1644)とともに、彼の初期の傑作であるといえる。彼は『教育論』の末尾で、これは「最善で最高の教育方法に関して、私があなた[ハートリブ]と何度も論じたことを著作にした」⁽²⁾ものである、と述べている。この叙述を眼にすれば、ミルトンはこの論説を執筆した頃には、すでにハートリブと深い親交を結んでいたかのような印象をうける。ところが事実とは逆で、彼がハートリブと知り合ったのは、この論説が刊行される前年の1643年頃であった。しかも、彼はそれまでハートリブ・サークルの他のメンバーとも接触はなかったようで、その頃(1641年9月～42年6月)イングランドに滞在してハートリブやその仲間と交流していた、コメニウスに会ったという形跡もない。彼はちょうどその頃、甥やその他の少年を自宅に集めて教育を施していたけれども、コメニウスの教育思想には関心を寄せていなかったように思える⁽³⁾。このような事柄は、『教育論』がハートリブの要請によって書かれた書物であるにもかかわらず、コメニウスのイギリス版教育プログラムともいべきデュリーの『学校改革論』とは、傾向が異なる内容の論説であることを示唆している。ミルトンの『教育論』は実際のところ、幾つかの重要な点において、デュリーの論説とは見解が異なる。要するに、ミルトンはハートリブ・サークルの周辺にはいたけれども、そのメンバーではなかったのである。このことを念頭に置いて、彼の『教育論』を少し詳細に検討したい。

ハートリブはミルトンの『教育論』が刷り上がったとき、これを彼のサークルのメンバーに配布して、その感想を述べるように求めた。これに対しデュリーは、「簡潔で包括的」な論説であると応えた⁽⁴⁾。このデュリーの論評はそっけないように思えるけれども、当の『教育論』の特徴

を端的に言い表している。ミルトンはこの書物の冒頭で、「私が述べなければならないことは、この国がすこぶる必要としている事柄であり、語られるよりももっと早く実施されるべきであるから、簡潔を旨とするように努めたい」⁽⁵⁾、と述べている。このような趣意にそって書かれた『教育論』は確かに、ほんの数頁を費やして執筆された小冊で、その叙述に章・節の区分けは見られない。その内容は、「サミュエル・ハートリブ殿へ」という献辞で始まる最初の二つの段落が序論で、それに続く叙述が本論である、といえる。本論の叙述は大部分が、ここでモデルとして構想された学院^{アカデミー}の教育課程を説明することに費やされている。その教育課程を提示することを通じて、彼が実施しようとしていた教育改革のプログラムの輪郭を描きだしている。以下には、『教育論』の叙述を序論→本論という順序で、彼が論じているところを丁寧に見ていきたい。

序論ではまず、「学問の目的」(end of learning) について次のように述べられている。「学問の目的は、神を正しく知ることを取り戻すことにより、アダムとイブの墮罪を償うことである。またそのような知識にもとづいて、信仰という天の恩寵と結合して完璧な状態になった真の美德(true virtue) をわれわれの魂に宿すことにより、神を愛し、神を見習い、神のようになること、できるかぎり本物に近い神のようになることである」⁽⁶⁾、と。すなわち、神を知って原罪を償い、信仰によって徳を養い、神のような人間になることが、学問の目的である、というのである。このような見解は、デューリーのそれとは著しく異なる。後者においては、被造物(自然)を人間の利益となるように操作するために、被造物を正しく認識することが、学問の目的である、と理解されているからである。ここでは知識の対象は自然であり、その目的は人間の福祉の向上にある。ところがミルトンにおいては、このようなベーコンの思想からの影響は見られない。彼においては、知識の対象は神であり、社会に奉仕する、神のような有徳な人間に成長することが、学ぶことの目的である。

次に、当時の学校と大学で実践されていた教育方法が批判され、それに取って代わるべき新たな方法が提案されている。学校(グラマースクール)での教育方法に対する批判には、ミルトン自身の児童・生徒としての体験がその根底にある、といわれている⁽⁷⁾。彼は1620年に、11歳でセントポール・スクール(St. Paul's School)に入学した。この学校では当時、ラテン語・ギリシア語・ヘブライ語を教えるにさいして、教会の教理問答を模倣した教育方法が採られていた。教師が生徒に型通りの質問をして、決まりきった解答を求めるといふ、問答式の授業である。ここでは生徒は機械的な暗記と暗唱との繰り返しを強いられた⁽⁸⁾。

ミルトンは言語の習得において、このような問答式の授業がおこなわれることを、全面的には退けない。言語の基本を学ぶ初歩の段階においては、そのような方法は有効であると考え。しかしながら、彼がこの教育方法に賛同するのは、このかぎりにおいてである。彼は問答式ではなく、「純正のダイジェスト版の著作に完全に継続して、慎み深く親しむこと」⁽⁹⁾が、言語を習得する最も優れた方法であると考え。すなわち、幾分か文法の基本を身に付けたならば、その後には最初はダイジェスト版でも構わないから、習得を志す言語で書かれた原典を読み始めるべきで

ある、というのである。彼はこの学習法について、次のように述べている。「子供たちは、言語の範例をいくらか記憶することによって、言語の予備的な基礎を幾分か身に付けた後には、或る選択された短編の書物を「読むことを」通じて、徹底的に教え込まれるのである」⁽¹⁰⁾、と。これこそが学校において用いられるべき「言語を学ぶ最も合理的で最も有益な方法」⁽¹¹⁾であると、彼はいうのである。それだけではない。このような原典を通じて学ぶという方法は、言語の習得だけではなく、学問を究めるにさいしても合理的で有益である、と主張する。要するに、書物を繙読することを通じて学ぶというこの方法は、機械的に暗記するだけの問答式とは異なり、子供の学識を高めるものであるというのである。

大学（オックスブリッジ）の教育に対するミルトンの批判は、デュリーのそれと基本的に性質が同じものである。彼はハートリブ・サークルが示した態度と同様に、大学がスコラ学によって支配されていることに対して、きわめて批判的である。大学で実践されている通常の教育方法について、彼は次のように述べている。「自由七科（Arts）を教える通常の方法については、その方法は野蛮な時代におけるスコラ学の粗野な状態からまだ十分には改善されていない、大学における古来の誤りであると、私は思う」⁽¹²⁾、と。そして、その伝統的な方法が誤りであることの原因について、次のように述べている。「大学はやって来たばかりで入学して「学んで」いない若い未熟者に対して、最も平易な自由七科「の科目」から、感覚に対して最も明白であるようなそれ「二科目」から始めるのではなくて、論理学と形而上学の最も理知的な抽象概念を差し出している」⁽¹³⁾、と。周知のように、当時の大学においては、自由七科（教養七学科）と呼ばれる、学生の一般教養を高めるための科目が教えられていた。ミルトンはここで、この科目そのものを批判しているのではなく、それを教える伝統的な方法を批判しているのである。

大学ではグラマースクールとは異なり、問答式の教授はおこなわれていなかった。しかしながら、抽象的で茫漠としたスコラ学の体系が一方的に教えられ、その体系に対して疑問を呈する機会が与えられないならば、その教育は本質的に教理問答と異ならないであろう。その教育は、平板で断片的な型通りの知識を学生に植え込むかもしれないけれども、彼らの探究心を刺激して、彼らが学識を深めることを促すことはない。ミルトンはこのような点に触れながら、「自由七科を教える通常の方法」がもたらす不都合な状態について、次のように述べている。「その結果、彼ら「若い未熟者」は……価値のある魅力的な知識を期待していたのに、その間ずっと纏まりのないばらばらの観念と装飾とによって欺かれ惑わされ、彼らは大部分が学問を軽蔑し嫌悪するようになる」⁽¹⁴⁾、と。こうして、ミルトンによるスコラ学とそれが支配する大学の教育とに対する批判は、いずれにせよデュリーによるベーコン主義の立場からの「通常の学校」に対するそれと、色合いがよく似ている、といえる。

『教育論』の本論は、ミルトンが学校のモデルとして構想している学院（Academy）の概要を示すことから始められている。「あなたがたを山腹に導きたい。そこであなたがたに、有徳で崇高な教育に至る正しい道を指し示したい」⁽¹⁵⁾。彼は読者に向かってこのように述べながら、ま

この学院がめざす教育目的を掲げている。「平時と戦時における、すべての私のおよび公的職務を公正に、巧みに、寛大に為し遂げるのに相応しいように人を育てるものを、私は完全で高潔な教育であると呼ぶ」⁽¹⁶⁾。すなわち、どのようなときでも、あらゆる職務を完全無欠に遂行できる優秀な人間を育てることが、理想の教育であるが、この学院はそのような教育を目標として定める、というのである。この教育目的は、序論で示された、ミルトン自身にとっての「学問の目的」とは内容が重複していない。ここでは先に示されたようなキリスト精神ではなく、公共の精神が前面に押し出されている、といえる。続いて、きわめて具体的な見地から、学院の概要が次のように示されている。この学院は、学校（グラマースクール）と大学（ユニヴァーシティ）との双方に相当する中等・高等教育機関である。施設は、150名の生徒・学生を収容できるゆったりとした建物と、それを取り囲む広々とした土地からなる。12歳から21歳までの青少年が、ここで学ぶ。彼らは、特殊な知的専門職に就くことを志す者を除いて、改めて別の教育機関に入学して学ぶ必要はない。学習する事柄は、初歩のラテン語から、修士の学位の水準に相当する学問に至るまで、かなり広い範囲に及ぶ。日課は勉学と体育と食事とに、整然と分けられる。学院の概要についてのミルトンの記述は、このようにきわめて手短かである。けれども、実践的な性質を帯びたその記述は、彼が学校改革の推進を真剣に考えていたことを示唆している。

本論の大部分は、カリキュラムについての記述に充てられている。その課程は分野が多岐に及んでいて、複雑な内容である。この教育課程は、「勉強」(study)と「運動」(exercise)との二つの分野に大きく区分されている。双方の分野において、数多くの科目が列記されている。そのうち勉強の分野においては、それぞれの科目において教材として用いられる書物が、数多く列記されている。そのようなカリキュラムの詳細な内容を、勉強→運動という順序で見たい。

まず「勉強」の教育課程は、入学から卒業に至るまでの順路がほぼ六つの段階に区分けされている。そして、それぞれの段階での教育内容が、概ね以下のように記されている。(i) 初歩の段階においては、ラテン語文法の基礎を学ぶことから始められる。教科書は、ヘンリー八世の時代以来の欽定教科書であるウィリアム・リリーの文法書 (*A Shorte Introduction of Grammar*) か、それよりも優れた他の文典が用いられる⁽¹⁷⁾。この文法の学習と並行して、「易しくて楽しい、教育に関する書物」⁽¹⁸⁾が読まれる。その教育論の書物とは、ケーベス (Cebes)、プルタルコス、その他のソクラテス学徒のような、大部分が古代ギリシア人によって書かれた古典 (ラテン語訳版) である。なお、休憩時間には音楽を聴いて疲労をほぐし、夕食後には聖書物語を読んで宗教の初歩を学ぶ。(ii) 次の段階においては、カトー、ワルロー (M. T. Varro)、コルメラ (L. J. M. Columella) によって書かれた、農業に関する著作が読まれる。これらは少し難しいラテン語で書かれているが、そのような書物を繙くことにより、やがて普通の散文で書かれた文献ならば、どのようなものでも読めるようになる。

(iii) 次の段階では、ラテン語で書かれた現代の著作を繙くことを通じて、地球儀の使い方と地図の読み方が授けられる。さらに、自然哲学の方法を簡明に解説した書物が読まれる。それ

と同時にこの段階において、ギリシア語の学習が始められる。文法上の困難が克服されたら直ちに、アリストテレスとテオフラトス（テオプラストス）の生理誌（→アリストテレス『動物誌』第7・第10巻など）を繙く。他方ではこの段階において、ウィトルウィウス（M. Vitruvius Pollio）の建築学の著作、セネカの『自然研究』（*Quaestiones Naturales*）、メラ（P. Mela）の地理学の著作、セルスス（A. C. Celsus）の医学の著作、プリニウスの『博物誌』（*Historiae Naturalis*, 77）、ソリヌス（G. J. Solinus）の地理学の著作を繙くことを通じて、ローマの自然哲学の古典に接近する通路が開ける。つまり、算術・幾何学・天文学の原理および自然科学概論（*Physics*）のような学問に赴くことができる。そしてさらに、このような一般的原理から特殊な応用へ進む。三角法（*Trigonometry*）のような道具として役立つ数学の術、さらに築城術・建築学・工兵学・航海術に向かう。この自然哲学に関しては、続いて大気現象・鉱物・惑星・生物の自然誌から解剖学へ向かってゆつくりと進み、最後に、医学の基礎についての冗長ではない書物を繙くことになる。

（iv）続いて、ギリシアの詩人に向かう。オルペウス（Orpheus）、ヘシオドス、テオクリトス（Theocritus）、アラートス（Aratus）、ニーカンドロス（Nicander）、二人のオピアリス（Oppian of Cilicia, Oppian of Syria）、ディオニシオス（Dionysius）と、ローマの詩人ルクレティウス（T. Lucretius Carus）、マニリウス（M. Manilius）、ウェルギリウス（Virgil）を読む。彼らの詩は今日、きわめて難解であると解されているが、前の段階（iii）でのギリシア語の習得を踏まえて、ここでは難なく楽しく読まれるであろう。また、この段階までには道徳的善悪を判断する能力が発達しているから、「美徳を理解し、悪徳を嫌悪することをもっと十分に教える」⁽¹⁹⁾ことが、必要である。そこで、プラトン、クセノフォン、キケロ、プルタルコス、ディオゲネス・ラエルティウス（Diogenes Laertius）、ロクリー（Timaeus of Locri）による道徳に関する著作を読ませることが、適切である。さらに夕暮れ時には、「ダビデかソロモン [→旧約聖書の「詩篇」・「箴言」・「伝道の書」・「雅歌」] か、福音書からの範囲が限られた引用文、および使徒による聖書 [→「使徒行伝」] からの引用」⁽²⁰⁾を読ませる。なお他方では、この段階において、もしくはもう少し前の段階において、余暇を見つけてイタリア語を容易に習得していなければならない。

（v）次の段階では、政治学（Politics）と「法と法的正義との根拠」⁽²¹⁾について学ぶ。法律学はリュクルゴス、ソロン、ザレウクス（Zaleucus）、カロンドラス（Charondas）のようなギリシアの立法学者が残したもの、およびローマの勅令・十二表法・ユスティニアヌス法典、さらにイギリスのコモンローと制定法とを通じて学ぶ。この段階までには、ヘブライ語を習得していて、聖書を原語で読めるようになっていくことが求められる。またヘブライ語に加えて、カルデア語とシリア語のような方言を習得することが可能である⁽²²⁾。なおこの頃には、日曜日と平日の夕刻とを、神学の最高の問題と古代から現代までの教会史との学習に充てる。そしてここに至るまでの教育課程をすべて履修したならば、選り抜きの歴史書⁽²³⁾、英雄詩⁽²⁴⁾、アッティカ（アテナイの首都）の悲劇（エウリピデスのそれ）、有名な政治的演説（デモステネスとキケロのそれ）

が、読まれる。

(vi) 最後の段階においては、「明瞭に優雅に論じることを、また、高尚で中庸で簡素であるのに相応しい様式に従って論じることを可能にする、道具としての技法(organic arts)を勉強する」⁽²⁵⁾。論理学と修辞学と詩学とを学ぶ。詩学については、アリストテレスとホラティウスの詩論、およびカステルヴェトロ (L. Castelvetro)、タッソー (T. Tasso)、マッツォーニ (G. Mazzoni) など、16世紀のイタリア人による注釈書を読んで学ぶ。

次に「運動」の教育課程は、剣術・レスリングと軍事教練 (military motions) との二つの分野からなる。「剣の正確な使い方」は、「勇敢な、恐れを知らない勇気を鼓吹する最適な方法」⁽²⁶⁾である。レスリングは「イギリス人が[他国人よりも]抜きんでていた」⁽²⁷⁾スポーツである。これらの運動は、昼食前に1時間半ほどおこなわれる。また、軍事教練は夕食前に突然の警報を出して、2時間ほど戸外か屋内で厳格におこなわれる。最初は徒歩で、その後は馬に乗っておこなわれ、最終的には騎兵の術を習得するまでに至る。布陣・進軍・野営・築城・包囲・砲撃など、軍人の基本的技術を身に付けることが、その目的である。

ミルトンが『教育論』でその多くの頁を費やして示している、彼の学院における教育課程の全体像は、ほぼ以上のとおりである。その記述は教科と教材とを段階別に順を追ってたんに羅列しただけのもの——以上のかぎりにおいては、そのように見えるかもしれないが——ではない。比喩的な表現を用いるならば、ここに列記された数多くの教科と教材は、その一つひとつがモザイク式の絵画を構成する小片のようなものである、といえる。したがって当の教育課程の内容を十分に理解するためには、個々の小片だけにあまり捕らわれることなく、その小片の合成によって描かれている絵模様の全体を視野に収めることが肝要である。教科と教材によって構成された教育課程の全体を縁取る輪郭を把握し、この課程がもつ特徴や意義を十分に理解することが重要である。いうまでもなく、この教育課程に窺える特徴や意義は、彼の学院そのものの特性でもあるからである。このようなことを念頭に置いて、以上のように記述された教育課程を十分に理解するために、その内容をもっと掘り下げて分析し、体系的に整理してみたい。

第1に、教育課程における「勉強」の分野は、語学と一般教養と宗教・音楽との三つの部分に区分できる。語学の学習はラテン語→ギリシア語→イタリア語→ヘブライ語という順序で進められる。グラマースクールにおけるようにラテン語とギリシア語が中心で、イタリア語以外には俗語は教えられない。学習は文法が中心ではなく、講読を中心にしておこなわれる。宗教(キリスト教)は正規の時間帯に教室において正課としてではなく、日曜日や夕刻や就寝前に教室外で学ぶ。祈りや瞑想ではなく、聖書を繙くことを通じて学ぶ。祈祷書や教理問答書は読まれない。

第2に、「勉強」の中心は一般教養である。その学習は、文法の習得のためにラテン語で書かれた古典を読むことから始められる。したがって文法の学習と一般教養のそれとは実際には重複していて、ほぼ同時に始められる。「文法の最も有用な点を習熟させるために、さらに……美德と真の労働とを早く愛するように仕向けるために……教育の書物を読んで聞かせるのが良い」

⁽²⁸⁾、とミルトンは述べている。こうして書物は、文法の習得のための手段として読み始められるけれども、やがて書物を読むことそれ自体が目的となる。そこで続いて、書物を読むことの目的について、彼は次のように述べている。「学問研究と美德の賞賛とによって興奮させられ、勇敢な人、神にとって大切に、万世までも名高い、価値のある愛国者 (patriots) になるために生きるという野望によって奮起させられる」⁽²⁹⁾。そのような心的状態を紡ぎ出すことが、読書の目的である、と。一般教養は書物を通じて身に付けるのであるから、このような書物を読むこと目的は、一般教養を貯えること目的でもある。

第3に、一般教養の教育課程は、次のような順序で展開される。(i) 教育論→(ii) 農業論→(iii) 地球儀・地図の使用法→自然科学の基礎(算術・幾何学・天文学・地理学・自然科学概論)→応用科学(三角法・築城術・建築学・工兵学・航海術)→自然科学の特殊部門(大気現象・鉱物・惑星・生物の自然誌、解剖学、医学の基礎)→(iv) 詩の朗読→道徳・倫理学→(v) 政治学→法律学→歴史書・英雄詩・政治的演説→(vi) 論理学→修辞学→詩学。

この教育課程の内容は、大学における自由七科(文法・論理学・修辞学・算術・幾何学・天文学・音楽)を柱とし、それに新たに加えられた数多くの科目からなっている⁽³⁰⁾。新たに加えられるのは、主に自然哲学と政治哲学の分野に属する科目と、実用的・功利的性格を帯びた分野の科目、それに詩学である。ここには、古典的教養だけに価値をおいた、ルネサンス的で保守的な大学のカリキュラムを改革しようとする意図が見られる⁽³¹⁾。また論理学は教えられるけれども、大学におけるほどには重視されていない。ここでは修辞学と詩学が最も重視されている。その理由は、こうである。詩学は、「詩が神と人間との双方の事柄において、どんなに宗教的に、どんなに壮麗かつ壮大に用いられうるかということ教える」⁽³²⁾学問だからである。また詩学は修辞学とともに、これらを学んだ「彼[学生]らが将来、議会で演説しようとも、あるいは地方議会で演説しようとも、彼らの唇に尊敬と注目が待ち受けている」⁽³³⁾という幸福を、彼らに約束するものだからである。農業論が加えられている理由は、こうである。それを学ぶことが、「彼らの郷里カントリーの耕地を改善し、痩せた土壌を再生し、肥えた土壌からなる荒れ地を補修するように、彼らを駆りたてる……切っ掛けとなる」⁽³⁴⁾からである。また、政治学を学ぶこと目的は、「政治社会 (political societies) の起源と目的と根拠を知ることにある。ひいては、国家社会 (common-wealth) が危機的な一時的興奮状態に陥っていたときに、わが国の地位の高い枢密顧問官が近頃見せたような、哀れな、動揺する頼りない輩にではなく、国家 (State) の不動の柱に、彼[学生]らなるということにある」⁽³⁵⁾。

これらの一般教養の科目は、すべてが書物を通じて学習される。応用科学や解剖学のような実験・観察を礎とする学問でさえ、支弁的な講読を通じて学習される。デューリーが力説しているような、事物を五感で把握することから理解が始まるという趣旨の、実践的な教育方法は、ここでは採用されない。講読される文献は、ほとんどすべてがギリシアとローマの古典である。英語で書かれた文献はいつさい読まれない。また、コメニウスが教材として提案した、教育用の特別な

テキストを編んで用いるという方法も退けられる。

第4に、「運動」の分野は、イギリスの学校においては特異な科目である。グラマースクールは——大学はむろんのこと——体育のような科目を設けていなかった。当時そのような科目を設けていたのは、フランスにおける貴族のための学院^{アカデミー}である。そこでは廷臣に必要な宮廷風の作法を修得するために、舞踏・絵画とともに剣術と馬術が教えられていた⁽³⁶⁾。デュリーは1623年に、フランス北西部アンジューにあった貴族の学院を、オランダ紳士の息子の家庭教師として訪れた⁽³⁷⁾。しかし、このフランスの学院においても、軍事教練はおこなわれていなかった。しかも、ミルトンの学院において学ばれる剣術とレスリングは、同じスポーツでも、フランスの学院における体育とは教育目的が異なる。ミルトンにおいては、体育は宮廷風の作法を身に付けるためではなく、もっぱら武勇の精神と逞しい肉体とを培うために教えられる。つまりその学院では、体育と軍事教練とは同じ目的をもつ、一体のものとして教えられるのである。彼は軍事教練の内容について説明した後に、それを学ぶことの意義について、次のように述べている。「彼 [学生] らは、彼らが郷里^{カントリー}の軍務に仕えて、長期の戦争を経てきた者であるかのように、名声のある熟達した指揮官として現れるかもしれない⁽³⁸⁾、と。この叙述の意味を解するにさいしては、この論説が執筆されたのが1644年であり、その時期が内乱が勃発した2年後であったということを想起すべきである。ピューリタンとして議会派を支持していたミルトンは、学生が卒業した後に宗教的信念に従って王党派と闘う可能性があることを想定しながら、軍事教練を含む「運動」を正規の教育科目として設けているのである。

第5に、以上のような内容の教育課程は、その豊富な科目メニューから窺えるように、かなり水準が高いものである。したがって、この課程をこなすには、むろん学生だけではなく教師にも高い学力が求められる。ミルトンは教育課程についての説明をすべて終えた後に、それに即しておこなわれる教育について、次のように述べている。「これは教師を自認するあらゆる人が射る弓ではない。ホメロスがユリシーズに与えたのにほぼ匹敵するくらいの筋肉を必要とするであろう⁽³⁹⁾、と。すなわち、この学院では、きわめて高い水準の教育を実践できる能力のある教師だけが教壇に立つ資格がある、というのである。実際のところ、一般教養はそのほとんどの科目が古典の原典の講読を通じて教えられるのであるから、教師はギリシア語とラテン語を習得して、古典の文献に精通していなければならない。しかもT・レイローが示唆しているように、ただ文法を身に付けているというだけではなく、古典語・古典文学の研究に携わっている人文主義者(humanist)でなければならない⁽⁴⁰⁾。

さて、ミルトンの『教育論』を以上のようにやや詳細に検討することを通じて、彼が構想していた学院の全容を臆気ながらも浮き彫りにすることができた、と思える。そこで、その学院の教育機関としての特徴をもう少し明確に把握するために、なお二、三の点を検討しておきたい。

ミルトンは一般教養のカリキュラムを説明した後に、次のように述べている。「これらは、わが国の貴族の青年とわが国の良家の青年(our noble and our gentle youth)が、自分たちの死ん

だ先祖よりもむしろ、生きている自分自身を頼みとしようとするのであるならば、彼らの時間を規律が厳格な方法で、12歳から21歳までの期間に費やさなくてはならない勉強である」⁽⁴¹⁾、と。この叙述に窺えるように、ミルトンの学院は貴族ないし上流階級の子弟が学ぶ教育機関である。彼の学院はこの点において、フランスにおける貴族のための学院やハートリブがチチェスターに設立したそれと、趣旨が同じものである。しかしながらそれは、フランスの学院のように宮廷風の作法を身につけた廷臣を、またハートリブのそれのように敬虔なキリスト教徒を育成することを、目的としていない。

すでに見たように、ミルトンは彼の学院の教育目的に触れながら、「すべての私のおよび公的職務を公正に、巧みに、寛大に為し遂げるのに相応しいように、人を育てる」⁽⁴²⁾、と述べている。彼がその学院の教育目的をこのように語る時、彼の念頭にあるのは、青年貴族を公共精神を身に付けた有徳な為政者として育成することを目的とする教育を、施すことである。彼自身の言葉によれば、「彼らの多くを名高い、無類の人物に育てる」⁽⁴³⁾ことを目差す、エリート教育である。要するに彼の学院は、「遅しくて、神を敬う統治者」⁽⁴⁴⁾や為政者を育成することを目的とする、上流階級の子弟のための教育機関であるといえる。したがってミルトンの学院は、ハートリブという同じ人物の奨めによって提案された構想であるけれども、デュリーがモデルとして描いている学校とは、色合いが著しく異なる。デュリーの学校は、さまざまな種類の職業に就いて禁欲的で勤勉な市民生活を営む、敬虔なキリスト教徒を育てることを目的とする、広範な諸階級（おそらくは中流階級がその中心）のための学校だからである。

ところが他方で、ミルトンの学院はきわめて重要な点において、デュリーの学校と著しく共通している。その詳細は、こうである。デュリーの学校は、たんに教育の改革だけではなく、さらに社会や国家の改革をも目差して構想されたモデルである。有徳で学識のある若者を世に送り出して、教会と議会から腐敗した聖職者と統治者とそれぞれ一掃し、国家社会を再生しようというのが、その趣旨である。ミルトンが見据えている究極の目標も、基本的にこれと異ならない。デュリーと同様に彼も、国家社会の改革を究極の目標として求めながら、教育改革を提案しているからである。ところが彼が提示しているプランは、目標の実現にむけて、デュリーそれよりも、もっと直接的な手段を採ろうとするものである、といえる。国家社会を改革するには、国政を担う階級の青少年を教化することが最善の近道である。このような考えにもとづいて、彼は学院の創設を企画したといつて、過言ではないからである。

ところで、ミルトンが『教育論』を上梓した1640年代に先立つ80年間に、この国の教育において画期的な事象が見られた。L・ストーンが「教育革命」(educational revolution)と呼んだ、教育史のうえでの大きな変革である⁽⁴⁵⁾。そこで最後に、ミルトンによる教育改革の提案を、やや大きな歴史的流れのなかに位置づけながら、彼の提案が当の「革命」との関わりのなかでもつ意味を把握しておきたい。

教育の社会史における研究成果が明らかにしているところによれば、1565年から1640年まで

の間に「革命」と呼んで然るべき、次のような注目すべき現象が見られた。すなわち、この期間に人々のあいだで教育に対する関心が一般的に高まり、多くの人々が学校教育を積極的に受けるようになり、彼らの読み書き能力が著しく向上した。「家族関係の微妙な変化、文化と宗教とによる理論的な鼓舞、社会的野望という実利的な刺激、貧民の恐怖、これらすべてが結合して異常な教育の拡張をひき起こした」⁽⁴⁶⁾。このような傾向はとりわけ、大学や法学院のような高等教育機関への進学において顕著に見られた。「貴族地主、ジェントリ、専門的職業階級、都市のブルジョアジー商工業階級、都市の職人、これらすべてが農村における相当数の借地農・コピール・ホルダー膳本土保有農の出身者とともに、大学に押し寄せた」⁽⁴⁷⁾。16世紀中頃より17世紀の初めに至るまで、高等教育を受ける青少年の数は顕著に着実に増加した。その数が最高点に達した1630年代に、大学や法学院に入学するか、海外に留学する青少年の総数は、同年齢の男子の総人口の約2.5%を占めるまでになった。この高等教育機関への就学率を示す値は、長い期間のなかで見ても、かなり高い水準にあった。この時期におけるよりも大きな値が記録されたのは、ようやく20世紀の第二次世界大戦後に至ってからのことであった。このように16世紀中頃から17世紀の初めにかけて、高等教育機関への就学率が著しく増加したことの原因としては、貴族やジェントリのような平民ではない上流階級の子弟が、積極的に大学で学ぶようになったということがあった。実際のところ16世紀の初め頃には、家柄の良い上流の家系に生まれた青少年が、大学で学ぶということは、きわめて稀であった。ところが1550年頃より、貴族やジェントリーの子弟が次第に競って大学に行くようになったのである。彼らが高等教育に関心を向けるようになった主な理由としては、貴族ないし上流階級として自らが社会のなかで果たすべき役割や義務を自覚するようになったことが挙げられる。貴族は家柄が良いというだけではなく、さらに有徳でなければならない。有徳であるためには、神と国王に対して献身的であるだけではなく、さらに行政的・政治的職務に従事して国家社会に奉仕しなければならない。そのような志を遂げるためには、高等教育を受けて、何らかの専門的知識や技術を身に付けなければならない。このように高貴な身分に伴う責任や義務を自覚しながら、彼らは向学心に燃えるようになったのである。こうして1570年から1639年までの間に、150人の貴族がオックスフォードとケンブリッジに、約75人が法学院に入った。さらに80人以上が海外に留学した。このような傾向の結果は、政治の舞台にも直接的に反映された。主に貴族や上流階級によって構成されていた下院において、大学出身者が占める割合が顕著に増加した。彼らが議員総数に占める割合は、1563年には26%であったが、1593年には35%に、1640年には57%にまで増加した⁽⁴⁸⁾。

ミルトンが『教育論』を上梓した1644年は、ちょうど「教育革命」が終わったばかりの頃であった。彼はすでに見たように、この論説でこの国の教育と教育機関とを批判的に見据えながら、中等・高等教育の抜本的な改革を意図する、上流階級のための学院の創設を提案した。当の革命が終わりを告げた頃に、このような内容の提案が彼によって掲げられたということは、いったい何を意味しているのであろうか。その詳細はもとより定かではない。しかしながら、そのことは少

なくとも、大学と法学院で学ぶ貴族やジェントリが著しく増加したという当の画期的な出来事が、決して教育内容そのものの改革ではなかったということを意味している、といえるであろう。彼の眼から見て、この革命はたんに教育の量的規模の拡大をもたらしたにすぎず、教育内容の質的な改革を劇的に遂行するものではなかった、といえるであろう。実際のところ、彼の大学教育に対する評価は厳しい。彼は『教育論』の序論で、当の革命を終えたばかりの当時の大学で施されていた教育を、次のように批判している。大学を卒業した貴族や上流階級は多くの者が、「美德と真の高潔な教養とに基づかない魂を抱いて、国事 (State affairs) に従事する。そのために彼らには、お世辞と宮廷の術策と暴君の格言とが、最も重要な知恵であるかのように思える。そこで、彼らの貧弱な心には、小心翼翼とした奴隷の気質が吹き込まれることになる」⁽⁴⁹⁾、と。これがミルトンの眼に映じていた、当時の大学教育とそれが政治に与えていた影響との様相である。彼はここで、エリート教育を施し、多くの青年を為政者として世に送り出している大学において、「美德と真の高潔な教養」とを高める教育がおこなわれていないことを、嘆いているのである。また、そのような高等教育の墮落が、この国の政治を腐敗させている大きな原因になっていることを、難じているのである。彼の学院が目標とする、「公的職務を公正に、巧みに、寛大に為し遂げるのに相応しいように人を育てる……高潔な教育」⁽⁵⁰⁾は、このような当時の大学教育の有様を目の当たりにしながら掲げられたものである、といて間違いない。いずれにせよミルトンの言説に窺えるように、当の教育革命が教育の質的改善を伴わない、たんなる教育の量的拡大にすぎなかったとすれば、その革命は、政治の腐敗を促進する役目を果たしたことになる。その出来事は、将来国政に関与する青年に「高潔な教養」とは無縁な教育を授けて、不徳な為政者を生みだす温床となっていた高等教育機関の拡張を、主な内容とするものだったからである。このような教育史の背景に照らすとき、ミルトンが上流階級のための学院の創設を提案したことの意図がいつそう十分に理解できる。

(1) John Milton, *Of Education*, 1644, in E. Sirluck ed., *Complete Prose Works of John Milton*, Vol. II (1643-48), New Haven: Yale Univ. Press, 1959, p.133. ミルトン (私市元弘・黒田健二郎訳) 『教育論』 未来社, 1984年, 9頁。本稿では、この訳書を参照したけれども、訳文は同一ではない。

(2) *Ibid.*, p.414. 邦訳, 30頁。

(3) Cf. Barbara K. Lewalski, "Milton and the Hartlib Circle: Educational Projects and Epic *Paideia*", in D. T. Benet & M. Lieb ed., *Literary Milton: Text, Pretext, Context*, Pittsburgh, Pennsylvania: Duguesne Univ. Press, 1994, p.208.

(4) Cf. *Ibid.*, pp.203-4.

(5) Milton, *op. cit.*, p.364. 邦訳, 10-11頁。

(6) *Ibid.*, pp.366-67. 邦訳, 11頁。

(7) Cf. Angelica Duran, "Reformed Catechism and Scientific Method in Milton's *Of Education* and *Paradise Lost*", in J. Cumminis and D. Burchell ed., *Science Literature and Rhetoric in Early Modern England*, Aldershot, Hampshire: Ashgate, 2007, p.76, 79.

(8) Cf. *ibid.* なおセントポール・スクールについては、若原英明『イギリス革命史研究』未来社, 1988年, 第II部第4章, 参照。

- (9) Milton, *op. cit.*, p.373. 邦訳, 13 頁。
- (10) *Ibid.* 同上。
- (11) *Ibid.*, p.374. 同上。
- (12) *Ibid.* 邦訳, 13-14 頁。
- (13) *Ibid.* 邦訳, 14 頁。
- (14) *Ibid.*, pp.374-79. 同上。
- (15) *Ibid.*, p.376. 邦訳, 15 頁。
- (16) *Ibid.*, pp.377-79. 邦訳, 16 頁。
- (17) リリーの文典については, cf. J. A. Sharpe, *Early Modern England : A Social History 1550-1760*, London : Edward Arnold, 1987, p.265.
- (18) Milton, *op. cit.*, p.383. 邦訳, 18 頁。
- (19) *Ibid.*, p.396. 邦訳, 21 頁。
- (20) *Ibid.*, p.397. 邦訳, 22 頁。なお, この箇所の解釈に関して, 私市・黒田訳『教育論』(前掲)の訳注 (127) を参照。
- (21) Milton, *op. cit.*, p.389. 邦訳, 22 頁。
- (22) カルデア語はイエスとその弟子の母語で, シリア語は聖書の生誕地の言語。Cf. *ibid.*, p.400, note 154, 155.
- (23) おそらくは, ヘロドトス, トウキュディデス, サルティウス, リウイウスの著作。Cf. *ibid.*, p.400, note 156.
- (24) おそらくは, ホメーロス, ウェルギリウスの詩。Cf. *ibid.*, p.401, note 157.
- (25) *Ibid.*, p.401. 邦訳, 23 頁。
- (26) *Ibid.*, p.409. 邦訳, 27 頁。
- (27) *Ibid.* 同上。
- (28) *Ibid.*, pp.383-84. 邦訳, 18 頁。
- (29) *Ibid.*, p.385. 同上。
- (30) Cf. Timothy Raylor, “Milton, the Hartlib Circle, and the Education of the Aristocracy”, in N. McDowell and N. Smith ed., *The Oxford Handbook of Milton*, Oxford : Oxford Univ. Press, 2009, p.40.
- (31) Cf. Sharpe, *op. cit.*, p.259.
- (32) Milton, *op. cit.*, pp.405-6. 邦訳, 24 頁。
- (33) *Ibid.*, p.406. 同上。
- (34) *Ibid.*, p.389. 邦訳, 19 頁。
- (35) *Ibid.*, p.398. 邦訳, 22 頁。
- (36) Cf. Raylor, *op. cit.*, p.402.
- (37) Cf. *Ibid.*, p.390.
- (38) Milton, *op. cit.*, p.412. 邦訳, 28 頁。
- (39) *Ibid.*, p.415. 邦訳, 31 頁。ミルトンの学院は, 水準の高い教育をラテン語で授けようとした点で, すべての人々にすべての事柄を母国語で教えようとした, コメニウスの汎知学校とは, 性格が反対である (堀内, 前掲書, 100-101 頁, 参照)。
- (40) Cf. Raylor, *op. cit.*, p.401. なお人文主義者に関して, 次の文献を参照。Cyril Garbett, *In an Age of Revolution*, Harmondsworth, Middlesex : Penguin Books, 1952, Part 2・4. 渡辺一夫『フランス・ユマニスムの成立』岩波書店, 1958 年, 序章。
- (41) Milton, *op. cit.*, p.406. 邦訳, 25 頁。
- (42) *Ibid.*, pp.377-79. 邦訳, 16 頁。
- (43) *Ibid.*, p.385. 邦訳, 19 頁。

(44) Raylor, *op. cit.*, p.402.

(45) 「教育革命」については、次の文献を参照。Lawrence Stone, “The Educational Revolution in England, 1560-1640”, *Past & Present*, No.28, July 1964 [ローレンス・ストーン (佐田玄治訳『エリートの攻防—イギリス教育革命史—』御茶の水書房, 1985年]; *do.*, *The Crisis of the Aristocracy 1558-1641*, 1965, abridged ed., Oxford: Oxford Univ. Press, 1967, rpt. 1977, Ch. XII; Sharpe, *op. cit.*, Ch. 10. 若原, 前掲書, 第II部・第4章。

(46) Stone, “Educational Revolution”, *op. cit.*, p.79. 邦訳, 57頁。

(47) *Ibid.*, p.68. 邦訳, 47-8頁。

(48) Cf. *Ibid.*; *do.*, *Crisis of the Aristocracy*, *op. cit.*, Ch. XII.

(49) Milton, *op. cit.*, pp.375-36. 邦訳, 15頁。

(50) *Ibid.*, pp.377-79. 邦訳, 16頁。

[2012・11・3 脱稿]

* 本稿は未完である。続編は、次のような諸章から成る予定である。第4章 実験哲学の学校—『ハートリブへの助言』の提案—, 第5章 産業社会論—『ハートリブへの助言』の構想—, 第6章 経済科学の構想—「交易の解明」のスケッチ—, 第7章 王立協会の創設とペティ, むすび—ホップズ主義とベーコン主義との間— / 本稿の執筆にさいしては、山根正弘氏 (創価大学講師 / イギリス文学) より多くの助言や示唆をいただいた。ここに謝意を表しておきたい。

(原稿受付 2012年11月12日)

「満洲国」の対日留学政策

浜口裕子

一、問題の所在

本稿は「満洲国⁽¹⁾」における対日留学政策をとりあげる。1932年3月に忽然と樹立された満洲国は、満洲占領を目論んで関東軍が起こした満洲事変が内外の疑惑を誘発することとなったため、独立国樹立へと政策転換をして強引に創られた「国家」であった。その創設を主導したのは関東軍であり、日本政府がこれを正式に承認するのは満洲国樹立宣言におよそ半年遅れた9月15日のことである。このようにきわめて急な政策転換の結果生まれた新国家は「五族協和」「民族協和」の看板を掲げ、その不自然な国家誕生の正統性を訴えた。だが満洲国は関東軍の戦略構想から生み出されたものであり、時を待たずに日本に都合の良い「傀儡国家」としての色彩を露呈していった。

こうした中で対日留学政策はいかなる意味をもったのか。民族協和の看板を掲げている限り、その実践として中国人をはじめとする「新国家」の国民の教育は当然なされるべきであり、日本との関係を強化する礎となるべく対日留学生は重要な役割を期待されたであろう。

近年満洲国の留学生に関しては多くの研究成果が出されている⁽²⁾。本稿ではこれらの研究成果に学びつつ、特に満洲国の留学政策の流れを追い、変転する日中関係において何が重視されたか、対日留学生がどのような役割を期待されたのかについて検討していきたい。

二、満洲事変以前の教育事業と留日政策

東北における教育政策は、清朝の制度を引き継ぎつつ、19世紀末頃からロシアの、さらに日露戦争後から日本の影響を受けつつ「近代的」学制をとっていった。1911年の辛亥革命後に北京教育部が全国各省に打電して普通教育暫定法を宣布するが、嶋田道弥『満洲教育史』によれば「大体に於て日本の制度に模して学童章程を多少改革したもの⁽³⁾」だったという。すなわち学堂を学校に、監督を校長に呼称を変更し、高等小学校以上に「兵式教練」を、初等小学校に珠算を課し、教科書は清代のものを使用禁止にした。これを見る限り教育内容は政治の動きで変化したものの、制度は清朝時代のもの引き継がれていったことがわかる。民国2(1912)年8月から民国3年7月までの調査で、奉天省、吉林省、黒竜江省の3省で初等小学校が5611、高等小

学校が476、合計6087を数えた。数値を見る限り、初等教育に関しては近代的教育体制がある程度普及していたといえるが、中学校は民国4（1915）年の段階でこの3省で26しかない。また師範学校は男女あわせて25、実業学校は甲種乙種合計で18、専門学校はわずかに4を数えるのみであった⁽⁴⁾。

日露戦争以降日本と満州は教育を通じた関係を急速に拡大していったが、上記の状態において日本が中国に対し積極的に教育を通じた関係を結ぼうとする場合、中国人留学生の日本留学推進は極めて重要な政策の一つとなった。清末の満州の留日学生数は日露戦争終了の年の1905年頃から増え、1906年から1907年を一つのピークとする。この時期の満州出身留日学生のほとんどは官費による留学生で、その数の増加の裏には日露戦争を契機として満州に駐留した日本軍の積極的な働きかけがあった。日本軍が満州の学生を日本に留学させることを重要な政策として中国側に働きかけたのである⁽⁵⁾。当時は留学先のほとんどが軍事関係の学校であった。中国側がこの時代の要請に従わず軍事関係の学校に留学生を送ることを要望したのである。その後関東州と満鉄附属地を除いて日本軍は撤退するが、これを機に留学先が文科系の学校や専門学校、師範科・高等師範学校へと変化していく⁽⁶⁾。

明治末期の日本には1万人を越えるほど多くの中国人留学生がいたとされるが、1911（明治44）年の辛亥革命の声をきくと、留日学生達はこぞって帰国し、大正期には中国人留学生の数は急落する。これは中国における清末から民国初期にかけての学校制度の整備進展に加え、日本側の受け入れ体制の不備、二十一カ条要求にみられるような日本の侵略的対中政策に対する中国側の反発、が主たる原因と思われる⁽⁷⁾。さらにこれと併行してアメリカが中国人の官費留学の制度を発足させるなど、中国に対して教育文化面から急接近して来て、1910年代後半以降中国人の海外留学の流れは日本からアメリカへと転換していった。そんな中で日本側も中国人留学生の受け入れ体制を整えるなど、中国に対する教育文化政策立て直しの必要性が認識された。1910年代より帝国議会においても留学生教育の改善や、中国内における中国人教育施設の整備を目指す諸提案がなされていた。すでに1912年の第四〇議会衆議院において中国人留学生教育の施設に関する建議がありその希望として、①日本留学中国人学生の教育および待遇に関して一層の便宜を供する施設をなすこと、②中国において日中両国の協力による高等教育の施設をなすこと、③中国において日本語学習の便を得しめんがために適當なる方法を講ずべきこと、と付されていた⁽⁸⁾。このような流れの中で1923年3月には「対支文化事業特別会計法」が成立した。これは義和団事件の賠償金を利用して中国に対する教育・文化政策を抜本的に改編しようとするもので、その内容は①中国において行うべき教育、学芸、衛生およびその文化の助長、②日本国内に在留する中国人に対して行うべき前号に掲げる事業と同種の事業、③日本において行うべき中国に関する学術研究の事業、を行うというものであった。当初は①および②の留学生教育や中国国内における教育・医療事業が実際に着手された⁽⁹⁾。

この特別会計法の制定は、日本が国家的政策として日中間の文化交流や教育政策の推進を打ち

出したという点で、大きな画期となったことは否定できない。だがいうまでもなく1910年代から20年代の日中関係は、対華二十一カ条要求に象徴される日本の帝国主義的大陸政策に対して中国の反日ナショナリズムが盛り上がっていった時期であり、日本側の意向による対支文化事業は必ずしも中国側に肯定的に受け止められたわけではなかった。こうした時代背景もあり、日本に留学する中国人の数は全体としては期待ほど伸びず、1937年までの数値を見てもピーク時の1906年から1907年を越えることはなかった⁽¹⁰⁾。

そんな中で満洲からの留日学生が大きな期待をもたれたであろうことは想像にかたくない。元来満洲においては日露戦争直後より児玉源太郎が教育の振興を産業の興起、軍備の充実とともに「戦後政道の要訣」⁽¹¹⁾として挙げており、初代の満鉄総裁後藤新平の目指す「文装的武備」においても、教育をはじめとする文化的施策を率先して行うことが重視されていた。日本側としては留日政策を率先して行うというよりも、まず現地に近代的教育を施すことが想定されていた。現地の対中国人教育のために1905年には大連、旅順に官立公学堂を設立、1906年には南金書院民立小学校を官立に移管し関東州公学堂南金書院と改称、中国人の子弟に日本語を教えることとした。こうした官立公学堂は1910年には7校（児童数1250名）、1925年には10校（児童数6026名）となった。また1911年には満鉄経営の最初の中国人学校（公学堂）が遼寧省蓋平に作られ、このような公学堂は1915年には7校（児童数864名）、1924年には10校（児童数2049名）を数えるに至った⁽¹²⁾。日本による関東州および満鉄附属地における中国人教育事業はさらに推し進められ、師範教育、中等教育、実業教育の整備も行われた。1922年には従来専門学校であった旅順工科学堂ならびに南満医学堂が大学令にもとづき、日中共学の旅順工科大学ならびに南満医科大学として昇格を認められるに至り、初等教育から大学教育まで一連の学校体系が一応できあがったのである⁽¹³⁾。

このような日本の教育事業は、中国ナショナリズム運動が昂揚した1920年代において、必ずしも順調に進められたわけではなかった。1920年代には中国における教育権回収運動が起き、東三省教育界においてもその影響が見られ、日本はその対応に追われたが、これにどのように対応するかについて、日本側が一致していたわけではなかった。すなわち関東庁および満鉄当局は中国の教育権回収運動には拒否という強硬な態度に出ようとしたのに対し、「対中国内政不干涉」を掲げ中国に柔軟な姿勢をとる幣原外交の下にあった外務省筋からはしばしば疑念が出された。そうした中で1925年5月に上海で起こった五・三〇事件の影響もあり、満鉄経営諸学校において学生や生徒の反日デモや同盟休校が相次ぎ、これを境に満鉄教育当局の対中国人教育事業は消極策に転じはじめた⁽¹⁴⁾。1920年代半ばまでの公学堂等の普及についても前述のように児童数に一定の増加は見られるものの、中国による急速な近代的学校教育の普及の度合いと比べて、決して大きなものではなかったのである。

上述のように満洲における日本の対中国人教育事業はその重要性が強く認識されていたにもかかわらず、順調とはいえずむしろ困難の連続であった。そうした満洲内での対中国人教育事業の

困難と前述の中国全体からの日本留学の低調さを考えると、満洲からの留日学生は数の増減においては比較的堅調であったといえる。第1表の1920年代後半の東北4省からの留日学生数の推移を見ると、1927年度431名、1928年度551名、1929年度610名、1930年度698名と順調に増加している。省別では奉天省、吉林省、黒竜江省、熱河省の4省のうち奉天省（遼寧省）からの留学生在が、圧倒的多数を占めている⁽¹⁵⁾。奉天省には関東州があり日本が最も早くから、また最も多くの学校を創った省であり、日本の影響は他省の比ではなく大きかった。

第1表 満洲事変前後の中国東北からの留日学生数

年数	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933
人数	431	551	610	698	578	311	309

出所：『満洲国留学生拾周年史』、満洲国大使館内学生会中央事務所、1942年、133～134頁。

とはいえ満洲においてもこの時期、日中間の空気は悪化する一方であった。満洲事変以前の東北地区は張作霖ならびに張学良の支配下にあった。張学良は1928年に父の張作霖爆殺事件に遭遇し、それが日本の手によるものであったことを見抜き易幟を敢行、東北は国民政府の元に統合されることとなった。こうした状況で張学良は東北において極度な反日政策をとるようになっていた。教育の内容も全面的に国民政府に帰依する様相を示し、「修身」に代えて党議を置き、全科目を通じて三民主義の理想を鼓吹することに専念し、かつ著しく排外的排日的内容の教科書を編むというものとなっていた⁽¹⁶⁾。このような状況を背景としても、なおも東北4省からの留日学生は増え続けていたことになる。しかし満洲ではテロ等の不穏な日中間の衝突事件が多発し、政治的状況の悪化は止まるところを知らず、ついには満洲事変が起きる。

三、満洲事変・満洲国建国と留学生

(1) 満洲事変と留学生

1931年9月18日の満洲事変は留日学生の状況を一変させた。特に東北からの留学生にとって事態は深刻であった。中国からの留学生は、満洲事変の報に接して、一斉に祖国に戻った。第1表で明らかなように、1930年度には698名であった東北4省からの留日学生数は1931年度には578名、翌1932年度は311名と事変前の半数以下に落ち込む。先行き不明の政治情勢が留日学生を直撃したのである。

だが本当に深刻だったのは満洲における政治的・社会的混乱であった。満洲においては教育機関の全ては機能不全に陥った。日本軍が附属地以外の全満洲に軍事行動を拡げる中、学校はすべて一時休業となった。満洲事変時の東北には戦渦があつという間に広まっていったのである。校舎は匪賊に破壊されたり、軍隊の臨時兵舎として使用され、学びの場としての機能を失った。さ

らに経費の欠乏や教員の逃散もあり、開校不能に陥った。人びとに教育を顧みる余裕はなかった。

1932年3月1日に建国宣言をした満洲国は、満洲事変を起こした関東軍が創りだした傀儡国家であった。それは史上例を見ない「新国家」の誕生なのであり、まずはいかに治安を回復し「国家」としての形を整えるかが課題となった。そんな中で、教育にまで手が回らないのが実情であった。それでも事変前のような三民主義のもとに排日思想を鼓吹する教育は否定せざるを得ず、3月25日国務院令第2号を公布、「爾今各学校課程ニハ四書孝経ヲ使用教講シ以テ礼教ヲ尊崇セシム凡ソ党議ニ関スル教科書ノ如キハ之ヲ全廃ス⁽¹⁷⁾」とした。さらに6月民政部訓令により、とりあえず南満洲教育会編集部と奉天教育庁発行の教科書の暫定的使用が発せられた。それでも清時代から第一級の文人として知られる国務総理の鄭孝胥が文教を重視する意向をもっていたため、7月25日には民政部文教司が文教部に昇格し、同月29日には初の各教育庁長会議を開催、王道仁愛をもって教育の本旨とするという政府の方針を示した⁽¹⁸⁾。事変の影響で学校の荒廃が甚だしく、教員も離散し、退学者が続出している状態で、まずはこうした状態の建て直しが必要であった。とはいえ新国家の初年度(1932年度)政府予算において歳入総額が1億1000万円余りであったのに対し、文教関係歳出予算が27万円余りというのがこの時期の満洲国の教育政策の位置づけを物語っている。とにかくこの時期には閉鎖された学校や休校になっていた学校をもとのように開校することが先決で、その上で民国時代の教科書使用を禁止し、全国のおもな小中学校の教職員を集めて新国家の教育方針の講習を実施した。

第2表 満洲国留日学生数

年数	1934	1935	1936	1937	1938	1939
人数	884	982	1363	1822	1519	1315
年数	1940	1941	1942	1943	1944	1945
人数	933	1258	1220	1004	933	—

出所：『康徳十年十月現在 満洲国留日学生録 昭和十八年・康徳十年度』、満洲国駐日大使館、1944年、96頁、ただし1943年の人数は10月現在、1944年の数字は『満洲国史・各論』、1104頁にある1944年1月1日現在の数字。

このようないわば「応急的」な教育政策は続けられたものの、満洲国全体の教育政策は簡単にはまともならず、満洲国が教育政策全体をまとめて「新学制」を制定・公布したのは1937年のことであった。もっともこの「応急的」教育政策の時代にも日本への留学生は確実に増加した。第1表と第2表により満洲国における留日学生数の大体の推移が把握できる。第1表と第2表では根拠としている統計が異なる可能性があり、またその年のいつ調査したかという調査時期が違う可能性もあるため、そのままつながるものではないが、満洲事変前から終戦近くまで中国東北方から日本に来た留学生の数の増減の傾向をつかむのには十分である。その数は1934年には884名と事変前を凌駕するまで回復し、1937年には1822名と順調に伸びている。

明らかに日本の勢力が背後にある満洲国の建国は東北における日本留学熱を呼び覚ましたし、また新たな対日留学の機会を開いた。日本留学熱という面からいえば、満洲事変から満洲国建国という激しい政変の過程で、それまで日本に留学していた経験のある者が重用されていったという事実がある。1933年発行の『満洲國政府要人調』にある初期の満洲国の中国人高官の経歴をみると、全223名のうち日本に留学経験がある者が72名見受けられる。日本以外の外国に留学した者の数がたった3名で米国、ドイツ、フランスが各1名づつであったのに対して、比べものにならないほど多い⁽¹⁹⁾。また建国まもない1932年11月当時、いわば大臣クラスの職である総長・次長職にあった溥儀以下中国人満洲国政府要人23名のうち11名が日本留学経験を有している⁽²⁰⁾。1935年5月の人事異動で大臣・次長職に就いた者は全体で20名であり、このうち1名は日本人の大橋忠一外交部次長であった。他の19名の中国人のうち8名が日本留学経験者であった⁽²¹⁾。このような事実の前で、日本留学は満洲国における「立身出世」の可能性を広げると認識されたと思われる。事変のため一時帰国していた者も含め、満洲国建国がなされると日本への留学生は増加の一途をたどった。統治する側からすれば、日本留学経験者は日本語もできるし、ある程度能力が保証されており日本の教育も受けた「親日派」とみなすことができ、使いやすかったのは当然であった。

日本留学経験をもつ者が多く建国に助力したという事実は、このような留学経験者を利用して満洲国という「新しい国家」を盤石にしていこうという思惑にも結びつくはずである。日本留学の制度は徐々にではあるが整えられていく。建国当初は従来の中国人に対する留学政策を事実上継続する形で満洲国の留学生に対する支援を行った。日本外務省は従来の「対支文化事業」の対象を拡大して、新たに生まれた満洲国に対する文化事業である「対満文化事業」に着手することとした。その柱の一つに人材養成が掲げられ、それまで中国からの留学生に行なってきたのと同様の学費補給を満洲国留学生に対しても継続実施し、同時に満洲国政府の要望にもとづいて、警察官や一般官吏養成のための留学生を受け入れ、学費補給を行なうこととした⁽²²⁾。建国以前からの東北出身の中国人留学生は、満洲事変直後に、官費留学生は省政府からの送金が途絶え、自費留学生も親元からの送金がなくなるという状態に陥った。満洲国ができ文教部では留日学生の中かで堅実で勉学の成果が見込まれ、かつ建国の理想に共鳴する者を選抜して改めて留学生として学業を継続させ、学費困窮者に対しては暫定的な措置として国費から補助を出すことにした⁽²³⁾。建国当時の日本における留学生在籍校は大学19校、高等師範学校2校、専門学校8校、高等学校7校、陸軍関係学校2校、講習所2校、女子在籍学校5校の47校で、合計311名の留学生在籍していた⁽²⁴⁾。これらの大多数は中華民国時代からの留学生であったと考えられる。

(2) 建国期の対日留学政策

建国2年目の1933年度からは文教部が一定の計画にもとづいて毎年200名内外の留学生を日本に派遣する。また、在日留学生に対する日本からの給付について、これまでの中華民国からの

留学生に対する給付を満洲国からの留学生に移行させることとなったが、当然そのやり方についても新たな措置が必要であった。1933年3月3日付けの内田康哉外務大臣から在満洲国特命全権大使武藤信義宛の文書によれば、1933年度の給費について、「現在ノ満洲国給費留学生ニ対シテハ従前通り之ヲ継続スルコト勿論ナル処⁽²⁵⁾」とした。そして満洲国ができた今からは、従来、①一般補給留学生、②選抜補給留学生、③特選補給留学生の3種類あった給費留学生のうち、主として①の一般補給留学生制度によって学費補給生を採用すべき考えであることが示された。これら3種類の違いは留学生の在学レベルと採用方法にあり、①は中国側の推薦により採用の日本の専門学校以上に在学する者、②と③は日本側だけで決定する者で、②は専門学校以上に在学か、またはこれを卒業後さらに上級の学校に在学あるいは適当な機関で研究・実習に従事する者、③は高等教育を修了し学術の蘊奥を究めるため日本に留学する者、であった。それまでは一般補給留学生を推薦していたのは中華民国駐日留学生監督であったが、満洲国においてはこれに該当する機関がないため、「当分満洲国代表ヲシテ之ヲ推薦セシムルコトトスヘシ⁽²⁶⁾」としており、駐日満洲国代表部がその役割を課された。

選考はこの年は年2回行われた。ちなみに1933年3月現在の満洲国補給留学生は73名であったが、4月に卒業する見込みの者が30余名あるため、5月に約50名、9月に約20名までの新補給生を採用することができるとする。補給額はだいたい1カ月60～70円であるが、これは学校の程度や種類により各個人でその額が異なった。このような対策を見る限り、満洲国の留学生に対する給費について、従来の中華民国からの留学生に対するものを踏襲しつつ、それまでより人数を増やし、かつ広く給費しようという方針がわかる。

通常の留学生の他に教員や警察官、軍人、司法官などの在職者も留学生として派遣された。これらに在職者の留学生は、いわば満洲国の建国のための人材養成という期待をより強く担って派遣された者といえる。特に初期の満洲国の対日留学生派遣政策において重きをおかれたのは、教員の派遣事業であった。前述のように満洲事変の影響で満洲の教育環境は破壊の状態になり、この建て直しが初期満洲国の焦眉の課題であった。満洲国為政者においては世界史上類を見ない「新国家」の建設に当たり、国民教育者の使命の重大性に鑑み、教員の再教育と師範教育の改革・素質の向上改善を図る必要が認識された。満洲国の首都と定めた新京に教員講習所を開設し、また地方教員講習会を全満洲各地で開催した。さらに教員留学生として日本に派遣したのである。

留学者は当初中学や高校の教師から選抜していたが、後には専科学校や四年制大学からも選抜された。第一回教員留学生の派遣は1933年7月で、24名、その後1936年まで5回にわたり20名ほどの教員が1年間日本に派遣されていたことが確認できる⁽²⁷⁾。派遣の目的は日本の学校教育および社会情勢と文化施設の実地研究であった。派遣先は東京高等師範学校、広島高等師範学校をはじめとする師範学校が主たるものであったが、東京工業大学、熊本高等工業学校、玉川学園などにも派遣された。留学生の条件は、小・中・師範学校の校長ないし教員で2年以上の教育経験を有し、身体強壯で思想堅実な成績優秀者で日本への留学経験がなく、かつ聴講が可能な程度

の日本語能力を有する 35 歳以下の者、ということであった。さらに帰国後は元の学校で 2 年間勤務すること、5000 字以上の報告を提出することなどが義務づけられた⁽²⁸⁾。在職者留学生は試験が不要で、かつ留学にかかる費用や渡航費また家族手当の提供をも受けることができるなど、手厚い待遇であったため、この厚遇を手に入れたい者が多かったようだ。第 3 回派遣で 1934 年 11 月から翌年 10 月までの 1 年間玉川学園に留学した経験者の回想では、家族は日本に留学している者の 60% 分の賃金がもらえ、留学生本人も日本で補助金が 60 円（月額か—筆者）もらえたという。その上帰国すれば「いい仕事も与えられるし、社会的地位も高く見られ⁽²⁹⁾」るという。

教員が派遣の対象になったものはこの他に、社会教育指導者の派遣があった。社会教育指導者は、満洲国の農村社会の状況を改善し、「民衆ヲ啓達シ国民教育ノ完成ヲ為スモノニシテソノ要訣ハ郷土民衆ノ経済生活、道徳生活其ノ他各方面ノ生活ノ中ヨリ萌エ出ツルモノヲ育テ上ケ独自ノ郷土文化ヲ創設スルニアリ⁽³⁰⁾」とされた。このような指導者は単なる教育的知識を与えることだけでは得られるものではなく、「適当ナル素質ヲ有スル教員ヲ選抜シ如上ノ理想郷建設ニ邁進シツツアル郷村ニ委託シ、其ノ地方ノ社会教育者指導ノ下ニ文化建設運動ニ当」たることでその方法を会得することができるという。こうした委託指導に適切なものは日本の農村地帯に多いということで、指導者育成の一環として日本に留学させたのである。通常の教員派遣とは別にこの派遣を行なったことから、満洲国を創ったものの、広大な満洲の農村社会をどう「指導」していくのか、為政者の試行錯誤がかいま見られ興味深い。

留学先には熊本県と青森県が「定地研究」の場とされ、宮崎県、福岡県、愛知県、長野県、秋田県、静岡県、福島県、山形県、宮城県、新潟県、北海道および朝鮮が「移動研究」の場として選ばれた。派遣人数は 10 名で、1 年の派遣期間のうち 11 カ月は「定地研究」を、最後の 1 カ月は「移動研究」を行った。派遣される者は、現職の教員および社会教育関係の職員またはこれに準ずる者、師範学校、中等学校、農業学校卒業年で年齢 25 歳以上 35 歳までの男子、日本語を解し日常会話に差し支えない者、資産を有し留学に支障を生ずるが如き家庭の事情なき者、といった条件があった。また留学研究にもとづく社会教育に関する論文および留学中の研究報告書の提出が課され、帰国後 2 年は文教部大臣の任命する義務を有すとされた。留学生は各省区長官の推薦を経て、文教部が選抜し、選抜者には学費、旅費、家族手当が支給された⁽³¹⁾。この社会教育指導者留学生は 1934 年に第 1 回が派遣され 1936 年に第 3 回が派遣されたことが確認できる。

この他警察官や司法官、軍人、また医師など医療関係者の日本派遣が行われた。これらを見ると、満洲国が重視し、職業再教育の必要性を認めていた分野がわかる。これらの分野はまた満洲国の建国期に朝鮮総督府や日本から人員が流入した分野とも重なる⁽³²⁾。派遣の期間は、教員派遣と同様に 1 年間が大半であったが、警察官の場合は当初 1 年間であったものの、1936 年 4 月以降はこれが半年に縮められ、年間 2 回派遣するようになった。1 回の派遣人数は約 30 名であるので、1936 年以降は年に 50～60 名の警察官が日本の内務省警察講習所に派遣された。中国人である「満系」のみならず朝鮮族の「鮮系」やモンゴル族の「蒙系」、さらに白系ロシアの「露系」、

また在満日本人である「日系」までも派遣され、1940年10月の第14回派遣までで合計443名、満系374名、日系25名、鮮系19名、蒙系22名、露系3名の派遣が確認できる⁽³³⁾。

また満洲国政府はほぼ毎年日本の陸軍士官学校に留学生の派遣をした。派遣学生は満洲国内の部隊や機関、学校から選ばれた、民族も多様な学生が、各省区から集まった。実は満洲事変以前から軍人の陸軍士官学校への留学は少なからず見られ、もともと地元で力のある者が留学し、帰国後も一定の社会的地位に着いている場合が多かった。彼等の中から「戦闘」となった満洲事変で、日本側の動きにあわせて協力し、満洲国でも高い地位に着いた者が出た。たとえば1932年11月段階の満洲国政府要人の中では、民政部総長ならびに奉天省長であった臧式毅が陸士騎兵科に、軍政部次長であった王静修が陸士歩兵科に、財政部総長ならびに吉林省長であった熙洽が陸士騎兵科に留学経験がある⁽³⁴⁾。満洲国になってからの陸士留学は、全国的に留学生を集め、民族も満系、鮮系、蒙系と多様であり、歩兵、騎兵、砲兵、空軍の大尉、中尉、少尉クラスの者が選ばれたが、なぜか日本ではすべて歩兵科に行くことになった。その教育内容は日本人と同様の軍事課程と術科で、この他に日本語の授業があった。だが連合演習の際、留学生が中隊長や指揮官をすることはなかったし、軍事理論や作戦の実例分析についても教わることはなかったという⁽³⁵⁾。

いずれにせよこれらの在職者の対日留学派遣からは、満洲国の建国と満洲社会において現地での一定の指導をなし得る人物の育成という期待が込められていたことが見受けられる。留学生の選考を省区にそれぞれ割り振り、民族もできるだけ網羅して、日本の期待するような人材を育成しようとしたことがわかる。総じて官費で派遣される留学生の待遇はきわめて良かったが、それは日本に対する理解を深め、いわゆる「親日派」の人材を育てようとする期待があったことを意味する。

このような「期待」は、「国家」による留学生の政策においては、当然のことであったともいえる。だが満洲国の場合は、建国の事情から留学先が日本に偏り、日本との絆を深め、日本の「やり方」を至上のものとして学ばせることに終始した。その一環として留学生には日本の各地を視察する機会が与えられ、費用は日本が負担した。このような恵まれた待遇を与える一方で、日本が「上」で満洲国はそれより「下」というヒエラルキーからは逃れられなかった。前述の陸士における留学生に対する教育内容はその現れの一例とみることができる。とはいえ、満洲国建国後の対日留学熱は高まる一方で、私費留学も含め留日学生は順調に増えていった。

四 留学政策の展開

(1) 留日学生の掌握

満洲国建国後東北の対日留学生の数は激増したものの、建国初期の満洲国においては財政や治安の問題が最重要課題であり、教育政策は必ずしも重要視されたわけではなかった。その教育政策においては国内の教育体制の整備が先決事項であり、留学生関する政策は後回しというのが実

情であった。増え続ける留学生について、国費派遣の者以外をも含めた総体的な留学生の実態は全く把握できていない状態なのである。そこで1935年2月に駐日公使館に留日学務官公署を新設し、留学生の指導監督ならびに保護など留学生に関する一切の事務を処理させることになった。この年の4月に満洲国皇帝溥儀が日本を訪問し、帰還直後に回鑾訓民詔書を宣布し「日満一徳一心以て両国永久の基礎を奠定し、東方道徳の真義を発揚すべき」旨を示した。これにより日満提携熱はますます高まり、『満洲国学生日本留学拾周年史』によれば「対日本留学生派遣の根本方針も定まつた」という。そして「留学生は先づ以て日本精神の体得を心掛くべきこととなれり⁽³⁶⁾」とする。

ところが留学生達が一律このような「心掛け」をもっていたわけでもなく、いわば「玉石混淆」といった状態で、中にはそれまでに徹底した排日教育を受けていた者もあった。彼等は中華民国学生の組織した同郷会に加入し活動したり、民国革命記念日である双十節に参加するなど、「満洲国人」の自覚もなく、時には自ら満洲国学生であることを明かすことを恥じる者もいた。一方で日本留学生という名目を売り物に将来の栄達を夢見て漫然と渡日した者もいるという状態で、満洲国政府や日本の思惑とはかけ離れた状況があった。また人数が増えた留学生の留学先は多様な広がりを見せ、地域も東京に限らず日本全国に散らばっていた。こうした事態に満洲国では駐日公使館に先の留日学務官公署を設け、留学生の実態把握に乗り出したのである。

加えて満洲国政府は留学生を組織的に統一し、指導を行うため新たな機構を設立させることにした。実はこのような留学生を「取締指導」する具体案はすでに建国直後より種々の関連機関で検討されていた。たとえば1932年9月の段階で財団法人日華学会が外務省に対し満洲国留学生のために会館倶楽部等を新設する必要性を説き、具体的な学生会館設立案を寄せている。会館設立が必要な理由として「満洲国学生ノ自覚ヲ促シ統制ニ使」うこと、「中華民国監督処ト対立シ学生ニ対スル策動ヲ防止⁽³⁷⁾」すること、などを挙げており、満洲国の留学生を中華民国の留学生から離し、満洲国と日本の統制下に置くことが具申された。また陸軍からも留学生を統制して指導監督にあたるための具体案が提示されていた。1934年6月18日に関東軍参謀長より陸軍次官にあてた電報では陸軍側が出した留学生の監督指導案について、満洲国政府も「趣旨ニ於テ異存ナキ⁽³⁸⁾」としているが、予算の関係上すぐに実施は困難であり、外務省と交渉して文化事業部から経費を一部補助することが決定した、また7月以降駐日公使館内に満洲国外交部と文教部の所要の人員を増派することなどが伝えられている。この時陸軍側が出した案を基本にしたと思われる「留日学生指導要綱」が翌1935年4月22日付けで決定され関係部署に配布された。そこに掲げられた方針は次のとおりであった。

「満洲国留日学生ヲ統合シテ指導援助ヲ与へ日満関係ヲ深刻ニ理解セシメ且満洲国建国精神ノ普及及徹底ヲ図リ以テ本来ノ修学目的ヲ達成セシムルト共ニ不純ノ策動ヨリ防護シ日満融和ノ楔ヲラシム⁽³⁹⁾」

この要綱によれば、官費留学生派遣は満洲国政府が統制し数と質とを「厳選」し、私費留学生

についてもこれに準じ「統制ニ努ムル」、留日学生は駐満洲国公使館の監督を受け公使館内では学務処がこれを司掌する、留日学生在校の学校ごとに満洲国学生会を組織し、これを地域ごとに合わせて地方学生会を、さらにこれらを合わせて全国学生会を組織させる、学校別学生会と地方学生会は配属将校及び適任の教授に指導させる、留日満洲国学生会館（仮称）を設立し学生の宿泊、日本語教育、留学生相互の交驩及び日本学生との親善など公私にわたり便宜を供与し「善導」する、などとされた。学生会館には事務や直接学生の指導をする人員を置くほか、日満両国関係者から所要の顧問、評議員を選定する、学生会や学生会館に対しては公使館との連絡の下に協和会等をして「側面的援助」をさせる、経費は満洲国政府の他、日本外務省が補助金を出し、また篤志家による寄付金が見込まれていた。さらに学生会と留学生会館については設立委員を選定してその具体化を計るとされた⁽⁴⁰⁾。これらのことから、陸軍省案にもとづいて、関東軍、満洲国政府、駐日満洲国公使館、日本外務省、協和会、等が関与して、満洲国の留日学生を「統制」「善導」するための組織的体制が考えられたことがわかる。

かくして駐日満洲国公使館、協和会、陸軍省、関東軍、日本外務省などが協議の末、1935年6月に満洲国留学生会館が設立された。その場所となった東京の牛込弁天町には、もともと満洲国からの留学生の便宜を図る満洲国留日学生倶楽部があった。この留日倶楽部は満洲国財政部総長であり日本留学経験者であった熙治が中心となって立ち上げたものである。建物は以前より張学良統括下で満鉄が提供していた同沢倶楽部と称するものを利用した。同沢倶楽部は東北四省の多くの留学生によって寄宿や集会の場として使われていたもので省から経理員を派遣して留学生の指導監督にあっていたが、満洲事変により留学生の大部分が帰国したため、しばらく閉鎖していた。この建物を満洲国公使館が再び満鉄より借り受ける斡旋をして、「満洲国留日学生倶楽部」として、公使館が補助金を交付して学生の自治的共同生活を営ませた。留日学生倶楽部には生活に困った学生が紹介された。部屋代は不要で、不定期ながら食費の支給もあった。この留日学生倶楽部は基本的に留学生が運営するものであったが、溥儀の弟で学習院に在学中の溥傑が名誉幹事長に、溥儀の皇后の弟である潤麒が名誉幹事に推薦されている。日本側はこの倶楽部に特務を2名送り込んで事務員をさせ、満洲国政府要人と留学生の動向を監視させた⁽⁴¹⁾。

1935年6月20日満洲国留学生会館が留日倶楽部を改組する形で設立され、同日留日学生倶楽部は解散した。この留学生会館の設立が、留学生を以前より確実に日本の監督下に入れるものであったことは明らかである。9月14日付けで財団法人としての満洲国留学生会館の設立が許可された。設立委員の協議結果は次のようなものであった。学生会館は日本の財団法人として、文部、外務、陸軍三省の監督を受け、基本財産は満洲国政府支出の国幣20万円をあて、経費は年額満洲国政府より2万円、外務省の文化事業より1万円の補助費を主とする。設立代表者は平田幸弘、監事は陸軍省、外務省、から関係科長各1名、顧問として3省の各関係局長と満洲国政府の方針決定にあたった元満洲国総務庁長遠藤柳作を囑託とする。ここで名前が出る平田幸弘は結局満洲国留学生会館理事長となるのであるが、彼は満洲事変にも出撃した陸軍軍人で1933年陸軍少将で予

備役に入った人物である。平田の次に留学生会館の理事長職に就いた苦米地四樓も陸軍出身で1935年少将となり1937年には予備役に入ったものの、その後も召集され1940年まで陸軍軍人として勤めた後、満洲国留学生会館の理事長に就いた。苦米地は板垣征四郎、土肥原賢二といった満洲事変を主導した軍人と同期の陸候16期生であり、平田はそれより2期上にあたる。このようなことから満洲国留学生会館理事長の職は、いわば陸軍の少将クラスの「天下り」先となっていたように思われる。名誉顧問として満洲国の生みの親である本庄繁と本事業方針決定時の関東軍司令官である南次郎を仰ぎ、大使は職務上名誉顧問となった。以上の構成員から見る限り、留学生会館の運営については陸軍の影響力が大きかったと思われる。このような方針で、設立された留学生会館であったが、満洲国政府と日本の合意にもとづいて新たな留学生会館の建設が進むことになり、1936年9月より工事に入っている⁽⁴²⁾。

この留学生会館の設立と併せて、設立委員会は学生会の組織についても協議した。1935年7月2日の委員会で学生会本部を学生会館内に置く、学生会会長は学務処長である満系大使館参事官、副会長は学生会館館長とする、留日学生の在学学校ごとに学生会支部を組織し、学校職員を支部長とする、経費は学生会館から支出する、などが決定された。こうして1936年1月には学生会創設の宣告書が発せられ、「一定の方針に依る学生の動員計画」により、運動競技会や遠足、旅行を催し、「留学生の組織的指導に留意した⁽⁴³⁾」という。その結果、東京では一高、早稲田大学、東京商大、東京工大、日本女子大などに、地方でも北海道帝大、京都帝大、広島文理大、三重高農、九州医専、長崎高商などで続々と学生会が結成された。

1936年6月27日早稲田大学大隈記念講堂において、本庄繁陸軍大将、謝介石駐日満洲国大使の臨席のもとに約2000名余りの留学生が参加して学生会成立大会が挙行された。この会では、会長に大使館参事官于静遠、副会長に留学生会館理事長平田幸弘が推挙された。ちなみにこの于静遠は事変前からの東北の有力者で親日派の代表的人物とされた于冲漢の息子で、後には満洲国の興農部大臣や民生部大臣となっていく。于と平田はそれぞれ駐日満洲国大使館と留学生会館から設立委員会に入って委員として学生会の設立にかかわって来た。式典では会長の訓辞の他、男女二人の学生代表が宣誓文を中国語と日本語で読み上げた。この宣誓の内容は、当時日本や満洲国政府から満洲国留学生に期待されていたものをよく表していると思われるので、次に全文を掲げる。

「宣誓

吾等満洲国留日学生ハ将来国家ノ中堅トシテ活動スベキ責務アルヲ深感シ、茲ニ協心戮力留日学生ノ本分ヲ厳守シ、満洲建国ノ精神ヲ堅持シ日滿兩國一億一心ノ聖旨ヲ仰対シ、其ノ留学ノ目的ヲ達成センガタメ、満洲国留日学生会ヲ組織シ、次ノ綱領ヲ遵守セントス

- 一、吾等ハ国家的精神ニ透徹センコトヲ期ス
- 二、吾等ハ日滿兩國一体ノ精神ヲ堅持センコトヲ期ス
- 三、吾等ハ民族協和精神ヲ具現センコトヲ期ス

- 四、吾等ハ犠牲奉公ノ精神ヲ発揚センコトヲ期ス
- 五、吾等ハ団体的精神ヲ養成センコトヲ期ス
- 六、吾等ハ勤勞精神ヲ涵育センコトヲ期ス

右宣誓ス

康德三年六月二十七日

満洲国留日学生全体⁽⁴⁴⁾

新たに創った「国家」である満洲国に対し、わざわざ「国家的精神」の透徹を期することを最初に挙げねばならなかったことは、人びとの認識において満洲国が未だ「国家」として確立していないあやふやなものであったということの裏返しではないか。また「民族協和」精神の具現を期するといいいながらも、それより前に「日満一体」の精神の堅持を掲げるこの宣誓文の内容は、当時の満洲国為政者の本音を図らずも露呈している。加えて宣誓文の最後にあるように、「満洲国留日学生代表」の宣誓ではなく、あくまで「満洲国留日学生全体」の宣誓なのである。すなわち満洲国から日本に留学する全留学生とその関係者を学生会として組織し、これを駐日満洲国大使の監督下におくことにしたのである。それは同時に作られた満洲国留日学生会の規定の最初に謳われた⁽⁴⁵⁾。このようにして満洲国政府と日本は満洲からの留日学生の本格的掌握に乗り出した。

(2) 留学制度の整備

学生会が組織された1936年は満洲国において懸案となっていた治外法権撤廃がなされるなど満洲国の独立国家としての体制が一応整い、建国が一段落という様相をみせていた。この年の9月17日に勅令により「留学生に関する件」が公布された。ここでいう留学生は官署の命で留学する者を除く外国の学校に留学する全ての学生を指す。これによれば留学するためには、すべて満洲国文教部大臣または蒙政部大臣から認可を受けることが必要となった。文教部（蒙政部）大臣は「国家ニ須要ナル學術技芸ヲ習得セシムル為留學生ニ対シ留学補助費ヲ支給スルコト」ができるが、留学生の「不都合ノ行為アリタルトキ又ハ成業ノ見込無キニ至リタルトキ」には補助費の取り消しまたは帰国を命ずることができる。また留日学生は駐日大使が監督する⁽⁴⁶⁾。続いて9月21日には「留学生規定」を公布し、具体的な条件や方法について細則を示した。この段階でさらなる「留日学生指導要綱」が制定され、関係各所に配布され、了承が求められた。それは次のようなものであった。

「 第一 要旨

満洲国留日学生ハ将来国家ノ中堅トシテ指導的任務ヲ負荷スヘキモノナルヲ以テ其訓育ノ如何ハ建国進展ノ上ニ重大ナル影響アルヤ論ナシ

茲ニ於テ之等留學生ヲ統合シテ指導訓練ヲ与ヘ満洲国建国精神ノ普及、徹底ヲ図リ且日満関係ヲ深刻ニ理解セシメテ以テ本来ノ修学目的ヲ達成セシムルト共ニ一面不純ノ策動ヨリ防護

シ所謂日滿両国一体觀ヲ把握セシメ以テ両国結合ノ楔子タラシム

第二 要綱

其一 指導目標

- 一、国家的精神ヲ養成ス
- 二、日滿一体觀ヲ養成ス
- 三、民族協和ノ精神ヲ養成ス
- 四、犠牲奉公ノ精神ヲ涵養ス
- 五、団体的精神ヲ涵養ス
- 六、勤勞精神ヲ涵養ス

其二 指導要領

- 一、留日学生ノ指導ハ大使館学務処之ニ当リ或ハ計画的ニ或ハ機會的ニ汎有方法ヲ講スルモ特ニ滿洲国留日学生会館、同協和会、陸軍、文部、外務、学校当局就中学校配属将校ト密接ニ連絡シ其ノ協力援助ヲ受クルモノトス
- 二、学生ヲシテ留学生会ヲ結成セシメ之カ指導ヲナス
- 三、留学生ハ学校教練ヲ受ケシム
- 四、留学生ノ団体的訓練ヲ行フ
- 五、留学生ノ塾的修養ヲ行ハシムル如ク指導ス
- 六、留学生ノ学習状況、思想、素行等ニ就キ調査シ其指導ヲ適切ナラシム
- 七、留学生ノ身上相談ニ応ジ之ヲ保護ス⁽⁴⁷⁾

長々と引用したのは、先に引用したものと比較するためである。この内容は1935年4月22日付けの「留日学生指導要綱」よりもむしろ1936年6月27日の留学生会成立大会における留学生による「宣誓」に近い。前半の要旨と指導目標はかの「宣誓」の内容をほぼそっくり使い、留学生のことばではなく留学生を監督する側に立ったことばに変え、これに35年の「指導要綱」にもあった「不純ノ策動ヨリ防護」といった内容を加えている。先の留学生の「宣誓」が監督する側の指示によるものであったことが明らかである。指導要領において、大使館が中心となり関係部署の協力を得ながら指導を行うというが、この要領を読む限り、現場では「学校配属将校」が直接指導・連絡を行うことになることが予想される。他の項目で学習状況、思想、素行の調査をし指導を適切にすると謳われていることから、実質的には留学生がいわば軍の「監視下」に入るという状況が想像される。「学校教練ヲ受ケシム」とあるのは、日本人と同様の教育を受けさせるということでもあるが、留学生に対しいかにも軍隊式の組織化を目指していたことの証にも思われる。また先の皇帝溥儀による「回鑾訓民詔書」とこれを解説した「回鑾訓民詔書衍義」を小冊子にして、留学生必携として彼等が常備するよう指導した。

この年の11月駐日滿洲国大使の謝介石は有田八郎外務大臣あてに書簡で滿洲国留日学生の指導訓育に関する「希望事項」を送り、各学校がこれを遵守するよう日本の関係各省に斡旋するこ

とを依頼した。その内容は、①駐日満洲国大使館下付の入学紹介書を有しない満洲国人に対しては入学を許可しないこと、②留学の認可を取り消された者には退学を命じて欲しい、ただし大使館は学校側と事前に協議する、③満洲国留学生の教育に関しては日本人学生と同様の取り扱いをなし、特にその訓育に留意して欲しい、④満洲国留学生に対しては特に学校教練を必須として課すよう取り計らって欲しい⁽⁴⁸⁾、であった。これは大使館による留日学生の監督をやりやすくするための措置であったといえよう。

次いで1937年2月1日「留日学生心得」が公布された。ここで留日学生は「将来国家ノ中堅トシテ日満一体ノ楔子タルベキ本分ヲ自覚シ進デ留学生ニ関スル諸規定ヲ実践シ品位体面ヲ重ンジ日夜心身ノ修練學術ノ研鑽ニ精勵シ以テ国家ノ期待ニ背クコトナカルベシ⁽⁴⁹⁾」と謳われ、修学手続きや身分の届け出等について留学生自身が自覚するよう細かく具体的な指示がまとめられた。中で「留日学生ハ必ず留日学生会員トナリ所属スル組ニ関シテハ連帯ノ責ヲ負フベシ⁽⁵⁰⁾」とあり、留学生会を中心として学生を組織化する際、標準で5名ほどの「組」を作らせ何かあった時には「連帯責任」とすることで、学生の側でも自ら統制をとるような仕組みにしたことがわかる。学生会以外の団体の組織や、集会出席、印刷物の発行、署名運動等には大使館の許可が必要であった。この心得や他の留学生関係の諸法規に違背したり不都合な行為があった時は懲戒処分もあり得る。懲戒は、駐日大使館が行う譴責の他、文教部大臣が行う補助金支給停止または取り消し、留学認可取り消し、帰国命令の4種類が示された⁽⁵¹⁾。

留学制度が整備され留学生が増加する一方で、日本の大学、専門学校への留学は狭き門となっていた。このため1937年3月満洲国文教部の都富佃学務司長が来日し、文部省その他の関係当局と折衝の結果、全国の学校で毎年一定数の留学生を受け入れる学校を指定する「学席設置」制度が実現することとなった。10月12日付けで満洲国民生部が発した「日本国各大学専門学校ニ於ル満洲国留学生学籍設置ニ関スル件」によれば、この年満洲国より200名の留学生が認可され派遣されたが、これら留学生が入学しようとする日本側の学校は「概ネ日本人側ノ志望者モ巨多ニ上リ」満洲国人のために収容人員の一部を割く余裕がないため、留学生が志望学科を変更するなど「満洲国ノ本意トセザル学校」に入学し、留学の効果が薄くなる恐れがある。そこで日本側関係機関の了解を得て、毎年一定の人員の学席設置を願っていたのである⁽⁵²⁾。これによって留学生は毎年の選考を経て指定校に一定数入学ができることになった。しかし日本語の普及した関東州及び在満の日本側の大学、専門学校は、従来どおり一般入学試験の結果で入学させた⁽⁵³⁾。

さらに1937年3月4日外交官官制を改正して、留学生の指導監督業務は外交交渉と同様に大使本来の職務権限に属するものとし、参事官理事官を増員して学務処の事務を担当させた。そして全国組織の留日学生会は解消し、学校単位の学生会を強化したのである。

だが関東州以外からの留学生について入学者の「定数枠」を確保しなければならなかったのは、一般入試では日本語で不利となるため、難しかったという事情があるのだろう。このため日本語を習得させる予備校を満洲に作った。1937年5月14日満洲国の首都の新京特別市に留学生予備

校が設置された。ここでは高級中学卒業程度以上の者を収容し、1年間全寮制で日本語を学ばせる。自費留学に関しては、この卒業生は留学試験が免除されたため、留学への登竜門としての役割を果たすことになり、入学志願者は多く、競争率は高かった⁽⁵⁴⁾。

留学生の組織体制は整備されたが留日学生が増えればその掌握はそれだけ困難になる。留学生の指導監督業務を統括する大使館は各学校の代表者との懇談会を主催して状況の把握に努めた。懇談会の目的は大使館と各学校における学生取り扱い上の意見を交換しその指導訓練に「遺漏ナキコトヲ期ス⁽⁵⁵⁾」ためであった。学校代表者とは学生、生徒主事または留学生指導責任者であり、必ずしも留学生が出るとは限らなかった。1937年5月の懇談会の場合、男子各学校代表者との懇談会が19日、女子は翌日行われた。その案内先は各学校代表者、外務省、陸軍省、文部省、憲兵隊、警視庁関係代表者、学生会館、善隣協会、協和会、その他満洲国関係者だった。19日の懇談会には東京帝国大学代表者外70余名、外務省と文部省からそれぞれ代表者が出席したが、陸軍省からは誰も出席しなかった。ここではたとえば次のようなやりとりがなされた。①中華民国留日学生監督処より満洲国留學生に働きかけ反満抗日を扇動することはないかとの質問に対し、学校側から「左様ノ事ナシ」との答えがあった。②満洲国留學生に実施している軍事教練ノ成績について、明治大学、東京商科大学、日本大学、東京高等獣医学校より成績良好との旨回答があった。③留學生会の「組」組織の効果について明治大学より成績良好の旨述べられた。④寄宿舎または宿泊所の指定とその収容の成否について学校側では実施困難であるので満洲国大使館で配慮する。⑤留學生の集会・結社につき大使館側と密接な連絡をとり十分留意するよう大使館より希望依頼があった⁽⁵⁶⁾。これらを見ると満洲国側が留學生の掌握の際、どのような点を注視していたかがわかる。

なかでも満洲国の留學生が中華民国の他の地域からの留學生と接することについては神経を使っていた。できれば満洲国の留日學生が中華民国の留日學生と接することは避けたいというのが満洲国留日學生を統括する役割を担った大使館の本音であろう。しかし同じ学校に留学している以上、接触は避けられなかった。この点は満洲国大使館のみで解決できるものでもなく、日本外務省を通して文部省から各学校当事者に中華民国の留學生に対する指導をするよう依頼している。たとえば1936年3月付けで外務省次官より文部省次官にあてた「満洲国及中華民国留學生教育ニ関スル件」では、「満洲国ノ独立以來滿支兩國學生ノ教育ニ就キ更ニ一層御注意ノコトト存スル」としている。これによれば「中華民国留學生中ニハ滿洲国留學生ニ対シ滿洲国ノ建国ニ関シ輕侮ニ類スル言辭ヲ弄シ同國學生ノ感情ヲ挑発スルカ如キコト無キニシモアラサルヘキ」状態で、こうした言動がないように予め兩國の留學生教育担当者に対し留學生教育上の注意を与えておくことが「極メテ」必要と思われ、各学校関係者に中華民国留學生に対し「常ニ留学ノ本旨ヲ体シ學ヲ励ミ徳ヲ養ハシメ苟モ滿洲国ノ建国ニ対シ兎角ノ言辭ヲ弄セシメサル様指示⁽⁵⁷⁾」をして欲しいとする。

こうした満洲国ならびに日本の政策は一部の中国の留學生から批判的見方がなされた。すなわ

ち、日本当局は満洲国留学生と中華民国留学生を明確に区別し、各大学の留学生会も強制的に別々に組織させられ、交際は厳重に監視され、特に満洲国学生に対して「種々恫喝的手段」を用いて中華民国留学生に接近させない様になっている、また日本当局は中国の愛国留学生を反満抗日分子として圧迫している、という⁽⁵⁸⁾。中華民国の留学生とはなるべく接触しないように厳しい監視下におかれた満洲国の留学生の状況がわかる。

(3) 日中戦争・太平洋戦争と留学生

1937年7月7日盧溝橋事件が勃発、日中戦争が始まり、中国からの留日学生は一斉に帰国するという事態になる。夏休みに入ったこともあり、中国人留日学生の動きは早かった。通常は夏休みに帰国するのは5割程度だが、この年は8月の初めには8割の留学生が帰国した。だが満洲国からの留学生の帰国率は中国の他の地域からの留学生と比べて格段に少なかった⁽⁵⁹⁾。満洲国留日学生を監督する立場としてはその扱いに一層神経を尖らせることとなった。8月3日付けで文部次官名で「満支両国人学生生徒ノ取扱ニ関スル件」が発せられた。それによれば「今般北支ニ於ケル事変ノ勃発ニ伴ヒ各学校ニ於テハ特ニ満支両国人学生生徒ノ取扱」について次の要項により「適宜ノ方策ヲ講シ其ノ保護監督上萬遺漏無キ」ようにこれを通達したとする。要項では①教職員・一般学生生徒は「大国民タルノ襟度ヲ失ハス満支特ニ支那人留学生ニ対シテハ徒ニ之ヲ刺戟スルカ如キ言動ヲ慎ム」と同時に、彼等を不安動揺に陥らせることなく、その留学の素志を遂げさせるよう配慮すること、②留学生との連絡は一層緊密にし「常ニ其ノ動向ニ注意ヲ払フ」こと、③夏期休業でも「満支留学生」については帰国、在留の別、在留中の居所を明らかにし、その身上に関し「懇切周到ナル輔導」をなすこと、④前項の点について調査の上詳細を8月15日までに報告すること、夏休業明けの就学状況は遅滞なく報告すること、とされた⁽⁶⁰⁾。満洲国留学生に対する監視が一層強まったといえよう。

この年の9月18日満洲事変の6周年にあたり皇帝より「時局詔書」が発せられ、「盟邦大日本帝国ト一徳一心ノ真義ヲ発揚シ共同防衛ノ精神ヲ貫徹シ以テ東亜全局ノ安定ヲ期スル」と謳われ、「各々職事ニ奮ヒ協和親睦衆志城ヲナシ国維ヲ振振⁽⁶¹⁾」することでこれに資するようにとされたのである。この直後の9月30日「留学生規定」が民生部大臣孫其昌名で改正公布された。1936年9月に公布された「留学生規定」と比べると、改正は内容的には大きなものではなかった。37年7月1日付けで行政機構が改編され文教部は廃止され教育を含めた社会的行政事務は新設の民生部に統合されたが、これにともない文教部大臣の認可事項としていたものを民生部大臣の認可事項とし、また民生部大臣が留学補助費の支給を受けた留学生について、卒業後に特定の職務に従事すべきことを命ずることができ、この命を受けた者は補助費の支給を受けた期間に相当する期間の職務に従事する義務を負うことが加えられている⁽⁶²⁾。

戦時色が強まる中、留学生にも時局に対する自覚と協力を促すよう指導せよとの通達がなされた。この年10月8日町尻量基陸軍省軍務局長が平田幸弘満洲国留学生会館理事長あてに「満洲

国留日学生ノ指導ニ関スル件」を送っている。ここで満洲国青少年の教化指導について「同国の将来を決する重要事」であるのみならず、「東亜諸問題解決の根本的基礎たり關鍵たり」とし、このような想いを「現下の時局に致す時益々其切要なるを痛感する」と訴えた。そして留学生の指導について次のように配慮するよう示した。

「一、留日学生ニ対シ時局ノ真意義並帝国不動ノ道義的真意ヲ了得セシメラレ度

二、日本側ニ於ケル国民精神總動員ノ趣旨ニ依リ各其ノ所属学校等ノ指導統制ニ服セシムルノミナラス、特ニ機会ヲ設ケテ之カ徹底ヲ期セラレ度

此際特ニ留学生ノ身位ニ鑑ミ九月十八日下賜セラレタル時局ニ関スル詔書ノ御趣旨ヲ奉戴シ、満洲国本国ニ於ケル軍官民ノ時局ニ対スル覚悟並全面協力支持ノ実状ヲ深刻ニ認識セシメラレ度

三、学生指導ノ為ノ諸施設ハ可及的速ニ之ヲ整備セラレ度⁽⁶³⁾」

とはいえこのような日本側の教化指導が留学生にどの程度届いていたかについては実に心もとない限りであった。たとえば1937年12月に奈良県知事から内務大臣と外務大臣あてに提出された報告では、当時天理外語学校に在籍した17名の満洲留学生を調査した結果、学業の見込みがあるのはこのうちただ一人にすぎないとする一方、特に彼等の「国家観念」の無さを嘆いている。曰く「彼等ニ日本人ガ国家ヲ思フ如キ国家観念ハ全ク無イ、国家ニ対スル信念ヲ持ツテ居ラヌ、此ノ間モ私ガ「君達ハシツカリ勉強シテ克ク日本ノ風習ヤ国民性ヲ体得シ満洲国へ帰ツタ上ニハ国家ノ中堅人物トシテ働カネバナラヌ」ト激励シタ処、「先生僕等ガ学校ヲ卒業シテ満洲国へ帰レバ月給ハ幾等位呉レマスカ云々」ト即座ニ反問セラレタ。全ク彼等ニハ公ノ為トカ国家ノ為ノ観念ハ毫無イ様デアル⁽⁶⁴⁾」。同時期に近畿地方と中国地方の大学や専門学校に留学した満洲国留学生を調査し、同年10月に提出された駐日大使館主事による「近畿中国地方出張報告書」においても同様の指摘がなされている。すなわち「殊ニ六大精神中団体的精神及国家的観念ノ涵養ニ関シテハコレガ一般満人ニ最大欠陥タル事実ニ鑑ミ各自折ニ触レ積極的ニ体得ス可ク其為ニハ学校教練等ノ団体行動ニハ進ンデ参加シ規律ニ服ス可キデアル。⁽⁶⁵⁾」

ところで前述の「学席設置」制度が満洲国から正式に通達されたのもこの年10月であった。これにより1938年より満洲国学生の受け入れについて日本の学校に一定の枠ができたのである。この時点で日本国内に約1800名の留学生がいたが、1938年からは補助費支給者と自費留学者あわせて年200名、総数600名以内に限るとしている。興味深いのは、この内7割は「理科系統（工、農、医等）…ニ配分ス」とし、また学席設置を依頼しようとする学校は、「地方ノ各種専門学校ヲ主眼トス」としていることである⁽⁶⁶⁾。これは満洲国が「産業五ヶ年計画ニ基キ…今後自然科学ヲ研究スル学生ヲ多ク派遣スル意向」であり、かつ「卒業后満洲国ノ田舎ニ就職セシムル関係上東京以外ノ地方所在ノ専門学校ニ入学」させる希望を示したからであった⁽⁶⁷⁾。これに対し外務省は「主義上賛成」との意思を示し、文部省と協議して具体案の作成に入った。1940年で学席設定数は222名を数えた⁽⁶⁸⁾。

学席設定はなされたものの留学生も認可制度のさらなる活用によって「厳選」されることとなった。1938年度の指定学校への入学希望者は119名で、内入学を許可された者は59名、未決定が29名となっている。こうして学席設定がようやく発足したのだが、入学許可を得られた者の数が少ない最大の要因は満洲国留学生の学力不足にあった⁽⁶⁹⁾。満洲国ではこの年発足した新学制において中等教育の年限が2年短縮され、その上「実業科目を中等教育のすべてに強力に取り入れた」という。「端的に言えば中等教育で普通技術員を養成することを眼目とした⁽⁷⁰⁾」ということで、この時点では明らかに満洲国の中等教育のめざす教育の方向性と日本の中等教育の方向性が違っていたといえる。こうした事情もあり満洲国の留日学生数は1937年に最高を示し、それ以後これを越えることはなかった。

このような中で同年12月に東京の小石川区に新たな留学生会館が完成を見た。1936年9月に起工したものがようやく完成したのである。鉄筋コンクリート3階建てで総2100坪になる立派な建物である。1938年1月16日その竣工式が行われた。留学生会館の主たる業務はこれまでのものと変わるわけではなく、宿泊寮の提供、日本語学院の経営、その他各種便宜供与、であり留学生会の本部が会館内に置かれ、留日学生の指導監督を統括するとされた。宿泊施設としては小石川本館と牛込分館を合わせて180名が収容可能となり、さっそく入寮者の募集が行われた。しかし希望者は予想に反して少数で、最終的には141名を無理矢理入寮させたという。かつての留学生によれば、留学生の多くが入寮を希望しなかったのは、満洲国駐日機関と日本人の監視から自由な生活を送ろうとしていたからだと回顧している⁽⁷¹⁾。

それでも真新しく近代的な外観の満洲国留学生会館は、日満一徳一心の象徴として満洲国の格好の宣伝材料となった。留学生会館は8ミリで撮影され映画仕立てとなってさまざまところで紹介された。後に満洲国からの留学生として日本に来ることになる韓慶愈は、子供の頃満洲国の街の映画館で映画を見た折に、目当ての映画の前にちょうど現在の映画館で行われる商品宣伝か予告編のように、満洲国留学生会館の「宣伝映像」が映し出されたことをおぼえている。白く近代的な建物は子供の目には夢のように映り印象的であったという。この段階では韓は何年か後に自身がその会館に行くことになろうとは思ってもいなかった⁽⁷²⁾。

宣伝という意味で、前章末でふれた留学生に対して視察-日本の国内旅行の機会が与えられたことにも注目したい。留学生が留学滞在期間中に日本外務省が資金を出し、日本国内を旅行させることが行われたのである。その行程はそれぞれであるが、教員が引率して数名で地方をまわり、地方都市の見学やその地の産業、工場の見学、神社参拝や文化財の観光等を行った。この旅行のために留学生1名あたり60円から70円が支給されるが、この額はほぼ1カ月分の学費補助額にあたる。その上引率の指導者にはその倍くらい支給されたので、かなりまとまった額の補助がおりていたといえる。留学生は旅行後に感想文を提出しなければならなかった。現在残されている彼等の感想文には「日本ハ東亜ノ盟主」「皇国精神…ガソレ建国ノ第一要義」「日満両国は一徳一心を以つて結合し今や日本と共に東亜新秩序建設の一翼を負⁽⁷³⁾」うなどといった当時の日本でき

かんに謳われていたことばがならぶ。同時に地方で目にした近代的施設を礼賛するものも多い。無論、その言動が嚴重な監視下にある彼等としては、日本が望むような内容の文章を書くしかなかったのであるが、少なくとも日本側にとってその宣伝効果は満足するものと感じたようだ。それゆえ戦時下でも留学政策はもちろん留日学生に対する国内旅行も重視され続けられたと思われる。

1940年9月満洲国政府と日本政府が協議の末、学席制度について「爾後ノ日滿兩國諸情勢ノ変化ニ鑑ミ」必要な改正がなされた。これにより学席設置の学校や学席は「情勢ノ変化ニ伴」つて追加や改廃ができるようになった。また学席設置の学校が都市に集中しているのを改め「地方分散」を計る、満洲国における留学生予備教育の整備充実並びに日本側中等学校出身者の増加により留学生の派遣先の学校における特設予科・予備科などはこれを廃止もしくは同科には満洲国の留学生は収容しない、満人学生のみを一括して教授する教育制度を廃止して日滿人共学制度に改める、「現下国策遂行ノ要請当国教育施設ノ整備並ニ留学生ノ志望方面ヲ考慮シテ」農林畜産方面の学校・学席を減らし、工鉱方面を増加させる、といった改正がなされた⁽⁷⁴⁾。

日中戦争が泥沼化する中で1940年11月30日日本政府は汪兆銘政権と日中基本条約を調印、蒋介石政権との平和の道は事実上絶たれた。日本の保護下にある汪政権による中国統一を期する日本と満洲国は、1941年より「留華学生処理要綱」により認可試験制度を設立し、成績優秀者に対して北京の指定学校への留学を認めることとした。この対象とされたのは、中華民国居住の満洲国人子弟であり、満洲国としてはその指導監督にも乗り出したのである。このような措置を講じなければならなかったのは、長引く日中戦争で満洲国から日本に留学する学生が減少し、中国へ行く学生が増加したことを物語っている。

1941年12月8日ハワイの真珠湾攻撃により日本は太平洋戦争（大東亜戦争）へと突入した。日本社会が戦争一色に染まり戦時統制が厳しさを増す中でも、留学政策は続けられた。ただし留日学生に対する監視・管理状況はますます厳しさを増していった。満洲国からの留日学生を統括する役割を果たすべく留学生会館では、留学生の活動を監視するためにそれまで一人用であった部屋の壁を壊して、大きな部屋に数名の学生が入るように改造した。第2代目理事長苫米地四樓は従来の規定に、大使の監督権を容易ならしむるための全面協力、などの内容の13カ条を補填した。苫米地の言によれば「今や米英との決戦は日を逐ふて激烈を極め、興亜か滅亜かの関頭に在り留学生諸士は宜しく戦場における将兵の如く必勝の決意と気魄とを以て挺身留日の目的達成に突進せられんことを切望⁽⁷⁵⁾」するという。欧米との戦争という状況下で、「興亜」を謳う日本において満洲国の留学生は「戦場における将兵の如く」貴重な「戦力となるべき人材」として認識されたのである。

「戦力となるべき人材」の養成が期待されていたことを直接的に物語る例として、戦争末期にむしろ留学生の枠が拡大された警察官の留学がある。前述のように満洲国からの警察官の派遣は年に50～60名ほどで続けられていた。派遣学生は警察講習所に送りこまれたのだが、これは満

洲国政府が委嘱する形になっていた。このような留学生は満洲国からは1932年以来、また中華民国からはそれ以前の1930年から送り込まれていたのだが、これを「広く大東亜諸地域ヨリ委嘱希望ノ者ヲ包容」することにして、1944年度より警察講習所に新たに「留学生科」を増設しようというのだ。その趣旨は「大東亜戦争ガ一面建設戦トシテ大東亜諸地域ニ於ケル治安ノ確立ヲ喫緊ノ要事ト為スニ鑑ミ」て、閣議決定に基づいて、満洲国及び中華民国留学生の外に「広く大東亜諸地域ノ警察官」にも留学の機会を与えて、これに「我が鞏固ノ大精神ヲ理解セシメ且母国ニ於ケル警察上級幹部タルニ応シキ知徳兼備ノ親日的人物ヲ養成シ、以テ之等諸地域ニ於ケル健全ナル治安維持ヲ通ジテ大東亜共栄圏ノ確立ニ寄与セシメン⁽⁷⁶⁾」というものであった。これによれば留学生はすべて寄宿舎に入寮させ、その数は満洲国及び中華民国各50名、蒙古聯合自治政府、タイ、フィリピン、ビルマ、マライ各30名、その他（ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス等）50名合計300名を限度とし、各国・各地域ごとに留学生隊を編制して専任の教授及び助教授各1名をつける、修業期間は半年、日本人との共学は廃し、独立して教育を行う、とされた。

戦争末期の1944年10月満洲国文教審議会が満洲国政府に答申した「決戦下ニ於ケル文教振興ノ具体的方策ニ関スル事項」では「時局ノ推移ニ即応シテ教学ノ戦時措置ヲ講ジ、以テ戦力ノ増強ニ資スルハ寔ニ喫緊ノ要務ナリ⁽⁷⁷⁾」とする。より具体的には、「時局認識ヲ徹底シ、学生ヲシテ聖戦必勝ノ信念ヲ堅持セシメ、以テ思想指導ノ万全ヲ期スルハ時局下最モ緊要トスルトコロナリ、而シテ学徒勤労奉公ヲ一層拡充シ、之ガ錬成ヲ行フト共ニ、直接戦力ノ増強ニ寄与セシメ、又学徒ノ防護訓練ヲ強化シテ防衛モ完璧ヲ期シ、軍事教育ヲ徹底シテ国防能力ノ増強ヲ図ル等、教学ヲシテ時局ノ要請ニ即応セシムルハ正ニ刻下ノ急務トスルトコロナリ」という。ここにおいて留学生については「将来国家ノ枢要トナル指導的人材」及び「進ンデ大東亜建設ノ先駆者」たらしむことを本旨とし、日本における学徒動員の強化に伴いこれに即応させるよう「適切ナル方途」を講ずること、学生会の指導力を強化し留学生の生活思想の向上醇化に努めさせること、卒業後の配置については国家で「強力ニ之ヲ統制」すること、帰国後の連繫輔導を計り「進ンデ国運ノ進展聖戦ノ完遂ニ寄与セシムルガ為、適切ナル措置ヲ講ズル⁽⁷⁸⁾」こと、が具申された。ここに至り日本の戦時体制と歩調を合わせた「学徒動員」「聖戦ノ完遂」が強調されたのである。特に留華学生について「特殊ノ事由アル者ニ限り厳選シテ之ヲ認可スルト共ニ、無認可留学ノ根絶ヲ期シ、併セテ之ガ指導監督ノ強化徹底ヲ図ルコト⁽⁷⁹⁾」としていたのは、この時期に満洲国からいかに多くの留学生が中国に向かって出て行ったかを物語っている。

戦争遂行の一助としての戦力となる人材の養成をするため、満洲国と日本が留学生とその政策にかけた期待は大きかった。戦時下の厳しい状況でも一定の条件で留学政策が続けられたのは、このような「期待」があったからであろう。満洲国の留学生として1943年来日した韓慶愈は、学校から日本へ留学する話しが来たとき、母親が「日本はこの戦争に必ず敗けるだろう。お前はそんな国に行って殺されるかもしれない。」と言って泣いて行くのを止めたという。しかし当時

の状況ではこのような命に逆らうことはできるはずもなく、来日した⁽⁸⁰⁾。1944年も満洲国からの留学生は来日している。日本留学がいかによい条件であったとしても、それを喜ぶ時代はすでに終わっていた。代わって中国へ向かう満洲国の中国人留学生が増えていった。1944年1月1日現在で留華学生は各種大学生552名、各種中等学校768名、合計1320名に及んだ⁽⁸¹⁾。同時期の留日学生数が933名であるので、戦争末期には留日学生を大きく上回る数の学生が中国に向かったのである。

五、結語

満洲からの留日学生の動向はその時代の日中関係を反映していた。辛亥革命、満洲事変、日中戦争等の勃発といった政変が起ると、中国人留学生は激減した。しかしそんな中で、満洲からの留日学生は、他の中国からの留日学生と比べる限りにおいては、数の上では堅調な推移を見せていた。これは満洲国成立以前より、中国東北地域が日本の影響を強く受けていたためと考えられる。数字上中国からの対日留学が最も盛んだったのは日露戦争直後であり、それは満洲に駐留した日本軍の強い働きかけによるものであった。満洲国建国後に留日学生が激増する背後には、満洲国が関東軍という日本の軍隊が建国した「国家」であり、その建国の過程でかつての留日組が「出世」したことがある。

留学生派遣は満洲国において中堅となり一定の指導をなし得る人物の育成をめざすものであり、また満洲国の性格上、留学生に日本のことを理解させ、日本との関係を緊密化する役割が期待された。とはいえそれは簡単なことではなく、激増する留学生をどのように指導監督するかが問題となった。とりあえず満洲国留学生会館を造り留学生の生活援助・指導監督の中心とすると同時に、各学校に学生会を組織させ、これを通じて監督する体制を整えた。このような留学政策は満洲国政府が日本と緊密に連携しながら行っていたと思われ、日本においては、陸軍、外務省、文部省が主としてこれに関与した。中でも満洲事変を起こし満洲国建国に主導的役割を果たした陸軍の影響が大きい。本稿で指摘したように人事や政策立案を通じて陸軍が影響力を及ぼした。とりわけ留学生掌握の方法について「陸軍式」が企図されたといえる。

だが満洲国自体の「国家」としての存在もあやうい中で、留学生に「国家的精神」を植え付けなければならず、留学生教育は必ずしも容易いものではなかった。また満洲国からの留学生と中国の他地域からの留学生との接触にも神経を尖らせねばならず、この点からも留日学生は厳しい監視下に置かれた。日中戦争勃発後は留日学生も時局に対する覚悟と全面協力が求められ、さらに太平洋戦争勃発以降は留日学生も「戦力となるべき人材」として期待され、監視体制は日々強まっていった。このため日本の学校卒業後の職業に関しては、厳しく統制することが強調された。「日満一徳一心」「日満一体」の内実は満洲国が日本の戦争遂行の歯車となることなのであった。留日学生はその中堅となるべく期待を担っていたのである。

- (1) これ以後括弧は付さない。
- (2) 最近のものでは劉振生「満洲国」日本留学生の派遣」（大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』、御茶の水書房、2009年）、阿部洋「対支文化事業」と満洲国留学生」（大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』、御茶の水書房、2002年）、などがある。この他個別の事例を扱ったものは非常に多く、前掲「満洲国」日本留学生の派遣」、187～188頁の注で中国の研究成果も含めて紹介されているので参照のこと。
- (3) 嶋田道弥『満洲教育史』、文教社、1935年、（復刻版・青史社、1982年）673頁。
- (4) 同前、675～676頁。
- (5) 槻木瑞生「満洲」における近代教育の展開と満鉄の教育」（阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』、第一書房、1983年）176～177頁。
- (6) 同前、178頁。
- (7) 阿部洋『「対支文化事業」の研究——戦前期日中教育文化交流の展開と挫折——』、汲古書院、2005年、6～7頁。
- (8) 謝廷秀編『満洲国学生日本留学拾周年史』、満洲国大使館内学生会中央事務所、1942年、136頁。
- (9) 前掲『「対支文化事業」の研究』、8頁。
- (10) さねとう・けいしゅう『増補版・中国人日本留学生史』、くろしお出版、1970年、付表「中国留日学生関係の五つの表・I 留日学生数」などを参照のこと。
- (11) 三田村源次「営口と南満各地」（荒川隆三編『満鉄教育三十年』、満鉄地方部学務課、1937年）38頁。
- (12) 阿部洋「旧満洲における日本の教育事業と教育権回収運動——一九二〇年代前半期を中心に——」（前掲『日中教育文化交流と摩擦』）136～137頁。
- (13) 同前、142頁。
- (14) 同前、160～161頁。
- (15) 前掲『満洲国学生日本留学拾周年史』、133頁。たとえば1927年度431名中323名が、また1930年度698名中551名が奉天省からの留学生である。
- (16) 同前、137頁。
- (17) 『満洲国政府公報邦訳 第一号』、1932年4月1日、33頁。
- (18) 満洲国史編纂委員会編『満洲国史・各論』、財団法人満蒙同胞援護会、1971年、1084頁。
- (19) 『満洲国政府要人調』、1933年、浜口裕子『日本統治と東アジア社会』、90頁。
- (20) 同前、91～93頁。
- (21) 同前、109～111頁。
- (22) 前掲「対支文化事業」と満洲国留学生」、821～822頁。
- (23) 前掲『満洲国史・各論』、1102～1103頁。
- (24) 前掲『満洲国学生日本留学拾周年史』、139～143頁。
- (25) 外務大臣内田康哉より在満洲国特命全権大使武藤信義「満洲国留学生ニ対スル給費制度ニ関スル件」〈昭和8<1933>年3月3日〉（『5、昭和八年』[外務省外交史料館]）。
- (26) 同前。
- (27) 前掲『満洲国学生日本留学拾周年史』、144頁、前掲「満洲国」日本留学生の派遣」、158頁。
- (28) 「第四次教員留学生選派要項」〈1935年5月〉（『満洲国文教部派遣留学生関係雑件 第一巻』[外務省外交史料館]）。
- (29) 前掲「満洲国」日本留学生の派遣」、159頁。
- (30) 「社会教育指導者留学ニ関スル計画」〈1934年〉（『満洲国文教部派遣留学生関係雑件 第二巻』[外務省外交史料館]）。
- (31) 同前、前掲「満洲国」日本留学生の派遣」、160～161頁。

- (32)たとえば浜口裕子「朝鮮半島と「満洲国」の間の人の移動」『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』第14巻第1号, 2011年12月, 51～53頁, を参照のこと。
- (33)前掲「「満洲国」日本留学生の派遣」, 163頁。
- (34)前掲『日本統治と東アジア社会』, 91頁。
- (35)前掲「「満洲国」日本留学生の派遣」, 164～165頁。
- (36)前掲『満洲国学生日本留学拾周年史』, 149頁。
- (37)「4. 満洲国留学生ノ為ニ会館倶楽部等新設計画三件 昭和七年九月」<1937年9月> (『参考資料関係雑件 第二巻』[外務省外交史料館])。
- (38)「満洲国学生取締指導ニ関シ陸軍省ト関東軍トノ往復電報」(『満洲国留日学生会館関係雑件 第一巻』[外務省外交史料館])。
- (39)「留日満洲国学生指導要綱」<1935年4月22日> (同前)。
- (40)同前。
- (41)前掲『満洲国学生日本留学拾周年史』, 163頁, 前掲「「満洲国」日本留学生の派遣」, 177～178頁。
- (42)同前, 177～179頁。平田, 苫米地の履歴については外山操編『陸海軍将官人事総覧(陸軍編)』, 芙蓉書房, 1981年, 191頁, 244頁, を参照した。
- (43)前掲『満洲国学生日本留学拾周年史』, 165頁。
- (44)同前, 166頁。
- (45)「満洲国留日学生会規定」(同前) 172頁。
- (46)「留学生ニ関スル件」<康德3<1936>年9月17日> (同前) 263頁。
- (47)「留日学生指導要綱」(「留学生指導要領懇談会記録 昭和十一年九月」<1936年9月22日> (前掲『満洲国留日学生会館関係雑件 第一巻』))。
- (48)「満洲国留学生ノ指導訓育ニ関スル件」<1936年12月> (『在本邦留学生関係雑件 第九巻』[外務省外交史料館])。
- (49)前掲『満洲国学生日本留学拾周年史』, 275頁。
- (50)同前, 277頁。
- (51)同前, 278～279頁。
- (52)「日本国各大学専門学校ニ於ル満洲国留学生学席設置ニ関スル件」<1937年10月12日> (『本邦選抜留学生補給関係雑件 方針関係 第二巻』[外務省外交史料館])。
- (53)前掲『満洲国史・各論』, 1103頁。
- (54)同前。
- (55)「各学校代表者打合懇談茶会」(前掲『満洲国留日学生会館関係雑件 第一巻』)。
- (56)「駐日満洲国大使館主催各学校代表者懇談会状況」(同前)。
- (57)外務次官より文部次官「満洲国及中華民国留学生教育ニ関スル件」<昭和11<1936>年3月> (『在本邦留学生関係雑件 第八巻』[外務省外交史料館])。
- (58)前掲「「対支文化事業」と満洲国留学生」, 838頁。
- (59)『東京朝日新聞』夕刊, 1937年8月10日, 日華学会の調査では, 1937年6月1日現在の中華民国の留学生在籍者数4018(実数3650)が同年11月1日現在には403(実数398)と減るのに対し, 満洲国の留学生在籍者数は6月1日現在1940(実数1880)が11月1日現在1503(実数1490)になつたにすぎない(前掲「「対支文化事業」と満洲国留学生」, 854～855頁)。
- (60)文部次官「満支両国人学生々徒ノ取扱ニ関スル件」<1937年8月3日> (『本邦選抜留学生補給関係雑件 方針関係 第二巻』[外務省外交史料館])。
- (61)『政府公報 号外』<康德4<1937>年9月18日>。
- (62)「満洲国留学生規定」<康德4<1937>年9月30日> (『在本邦留学生関係雑件 第九巻』[外務省外交史料館])。
- (63)陸軍省軍務局長町尻量基より満洲国留日学生会館理事長平田幸弘「満洲国留日学生ノ指導ニ関スル件」

- <1937年10月8日>（前掲『満洲国留日学生会館関係雑件 第一巻』）。
- (64)「天理外語満洲国留学生ノ思想傾向等ニ関スル件」<1937年12月21日>（『在本邦留学生調査関係雑件』[外務省外交史料館]）。
- (65)駐日大使館主事大島正時「近畿中国地方出張報告書」<1937年10月>（前掲『満洲国留日学生会館関係雑件 第一巻』）。
- (66)前掲「日本国各大学専門学校ニ於ル満洲国留学生学席設置ニ関スル件」。
- (67)「満洲国留日学生ヲ本邦大学並専門学校ニ収容方委託ノ件」<1937年10月18日>（同前）。
- (68)前掲『満洲国史・各論』, 1103頁。
- (69)前掲「対支文化事業」と満洲国留学生」, 850～851頁。
- (70)前掲『満洲国史・各論』, 1085頁。
- (71)前掲「満洲国」日本留学生の派遣」, 179頁。
- (72)韓慶愈氏聞き取り（2008年10月20日）。
- (73)これらの感想文は「満洲国大使館 自昭和十四年至昭和十五年」（『在本邦留学生本邦旅行関係雑件』[外務省外交史料館]）に入れられていたものを読んだ。
- (74)「満洲国留学生入学セシムベキ学席設置学校及学席等ノ改正ニ関スル件」（前掲『在本邦選抜留学生補給実施関係雑件 方針関係 第二巻』）。
- (75)苦米地四樓「財団法人満洲国留日学生会館」（前掲『満洲国学生日本留学拾周年史』）80～81頁、前掲「満洲国」日本留学生の派遣」, 179頁。
- (76)「警察講習所拡張案」（『種村氏警察参考資料第93集』[国立公文書館]）。
- (77)「文教審議会答申及建議（日文）」<康德十一<1944>年十月>（「満洲国」教育史研究会監修『満洲国』教育資料集成・第2巻・教育行政・政策Ⅱ』, 株式会社エムティ出版, 1993年）929頁。
- (78)同前, 968～969頁。
- (79)同前。
- (80)韓慶愈氏聞き取り（2008年10月20日）。
- (81)前掲『満洲国史・各論』, 1104頁。

※本論文は拓殖大学政治経済研究所・平成23年度研究助成の研究成果である

（原稿受付 2012年10月30日）

スロベニアの金融の独自性

The Uniqueness of Slovenia's financial system

高橋 智彦

要 旨

東欧の旧社会主義圏崩壊後、体制移行国においては多くの国が外資を導入することにより、経済・金融の効率化をはかってきた。旧ユーゴスラビア社会主義連邦（旧ユーゴ）も体制移行しコソボも含めると7カ国に分離し、各々の国が独自の発展をした。なかでもいち早く旧ユーゴから離脱したスロベニアは良好の経済状況を背景に、ユーロ圏にも入った。スロベニアの銀行は二大銀行に政府の資本が入った。元々事業会社に関しても重要な戦略的企業を民族資本で守ろうとしていたこともあり事業会社と銀行の資本の持ち合いが進んでいて、株式市場は流動性を欠き未発達であった。証券取引所は小さく、ウィーン証券取引所を中心とするCEEグループの傘下に入ったが、グループ全体でも規模は小さい。旧ユーゴ時代からの名門企業が主要なインデックスを構成した。2004年のEU加盟後、経済は概ね好調だった。しかし、2007-8年以降の世界金融危機で主要輸出相手国の経済減速もあり、大幅な経済減速となり、一見安定していた上述の構図に変化が生じてきた。特に欧州債務危機が金融危機として顕在化して以降、自国資本中心のトップ行の資本不足などが指摘されるようになってきた。ここではスロベニアの金融構造の独自性を、簡単な定量的な分析での検証も入れながら考察を行った。検証の結果、スロベニアの金融は旧ユーゴ諸国よりもユーロ圏の大国の影響を受けるものの概ね自国要因で動くなど独自性は確かに確認できる。しかし、自国資本中心の銀行は規模の利益を失うなどユーロ圏の国として金融規制を順守しつつ発展していくためには独自の発展では困難が予想される結果となった。

Key word : スロベニア, 二大銀行, 国内資本, 証券市場未発達, 自己資本不足

はじめに

東欧の旧社会主義圏が体制移行して20年以上が経過した。旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下旧ユーゴ⁽¹⁾）も体制移行したということでは例外ではなかったが、スロベニア、クロアチア、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビヤ、コソボ（2012年8月末現在91か国の承認にとどまる）の7カ国に分離し、各々の国が独自の発展をした。これらの国は体制の移行と国家の分離という二重の変化を経験した。スロベニアは7カ国で最初にEUに加盟し、その後、ユーロ圏にも入った。これだけでもスロベニアの金融には旧ユーゴで唯一の

ユーロ導入国という独自性があるが、同国の銀行はトップバンクの新リュブリャナ銀行（NLB）や第2位の新マリボル信用銀行（NKBM）に政府の資本が入り、経営権を握ってきた。2004年5月のEUの東方拡大の前後に多くの西欧資本が東欧の銀行への経営参加を求めスロベニアにも近郊のイタリア資本などが入った。多くの移行国の銀行が外資にわたり、政府が関与してもトップ銀行に限られるのに対して、スロベニアでは首都リュブリャナを中心に多くの資産を持ち展開するトップ銀行であるNLBが一部ベルギー資本を入れながらも国が経営権を手放さないのに加えて、第二の都市マリボルに本拠を置く新マリボル信用銀行の経営権も基本的に国が握った。元々事業会社に関しても重要な戦略的企業を民族資本で守ろうとしていたこともあり、事業会社と銀行の資本の持ち合いが進んでいて、証券市場が未発達なこともあり、自国資本が経営権を持つ銀行が上位に多かった。事業会社においても漸進的な民営化がなされた上に、多くの株の株価が上場後に不振となったために個人投資家が育たなかった。自動車部品、医薬品などの産業が好調で、ユーロ導入も早期に果たしたこともあり、外貨建てローンなどで悩むこともなかった。しかし欧州債務危機が金融危機として顕在化して以降、欧州銀行協会（EBA）のストレステストなどの中で、自国資本中心のトップ行NLBの資本不足などが指摘されるようになり、従来から続けてきたことが当然ではなくなってきた。ここではスロベニアの経済発展とも絡む金融構造の独自性を見ていく。

I. スロベニアの経済、金融の経緯

スロベニアは旧ユーゴから独立を遂げたが、その時点で旧ユーゴ自体が市場経済への移行過程にあり、連邦内の内部補助も失う点で、自らの移行過程のあり方の選択を迫られた。

スロベニア国内でも移行のあり方については議論となったが、総じて急進的な政策は取らず、漸進的な政策をとってきた。これは独立間もない間でのコンセンサス作りの難しさなども影響したのと、旧ユーゴの先進地域を抱え国内の産業の状態が比較的良好であったためである。ある意味で社会主義の特徴である生産手段の国有化を残した形になった。

従って急速に民営化を行い、外資が主要企業の所有権を握ってきた中東欧、南東欧の各国とは明らかに異なる過程を経た。1992年に民営化関係の諸法が整備されたが、急速には民営化は進まなかった。銀行セクターでも独立当初の混乱を避けることもあり、1993年に二大銀行を再編し、国が関与しての国内資本中心の運営が続いた。

同じ旧ユーゴの状況を見ると、クロアチアは早期に銀行の経営権をほぼ完全に外資に渡した。またセルビアは2000年代の初頭に完全に行き詰まり、50行あった銀行を2001年から2002年の間に流動性の低い銀行を閉じさせて、5年間で35程度に再編して、直接外資に売却を働きかけ、4分の3を外資に明け渡したのとは全く異なる過程となった。東欧の移行国では中間層の創出、経営の民主化などもらみればしばしばバウチャー方式での民営化がなされるが、国民が株式所有に

表1 EU新規加盟国実質 GDP 成長率の推移

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
スロベニア	4.4	4.0	5.8	7.0	3.4	-7.8	1.2	0.6
ブルガリア	6.7	6.4	6.5	6.4	6.2	-5.5	0.4	1.7
キプロス	4.2	3.9	4.1	5.1	3.6	-1.9	1.1	0.5
チェコ	4.7	6.8	7.0	5.7	3.1	-4.7	2.7	1.7
エストニア	6.3	8.9	10.1	7.5	-4.2	-14.1	3.3	8.3
クロアチア	4.1	4.3	4.9	5.1	2.1	-6.9	-1.4	0.0
ハンガリー	4.8	4.0	3.9	0.1	0.9	-6.8	1.3	1.6
リトアニア	7.4	7.8	7.8	9.8	2.9	-14.8	1.4	5.9
ラトビア	8.9	10.1	11.2	9.6	-3.3	-17.7	-0.9	5.5
モンテネグロ	4.4	4.2	8.6	10.7	6.9	-5.7	2.5	2.8
マケドニア	4.6	4.4	5.0	6.1	5.0	-0.9	2.9	3.0
マルタ	-0.5	3.7	3.2	4.6	4.0	-2.4	3.4	1.9
ポーランド	5.3	3.6	6.2	6.8	5.1	1.6	3.9	4.3
ルーマニア	8.5	4.2	7.9	6.3	7.3	-6.6	-1.6	2.5
スロバキア	5.1	6.7	8.3	10.5	5.8	-4.9	4.2	3.3
EU15 (旧来からの加盟国)	2.4	1.9	3.1	3.0	0.0	-4.4	2.1	1.4
EU27 (全体)	2.5	2.1	3.3	3.2	0.3	-4.3	2.1	1.5

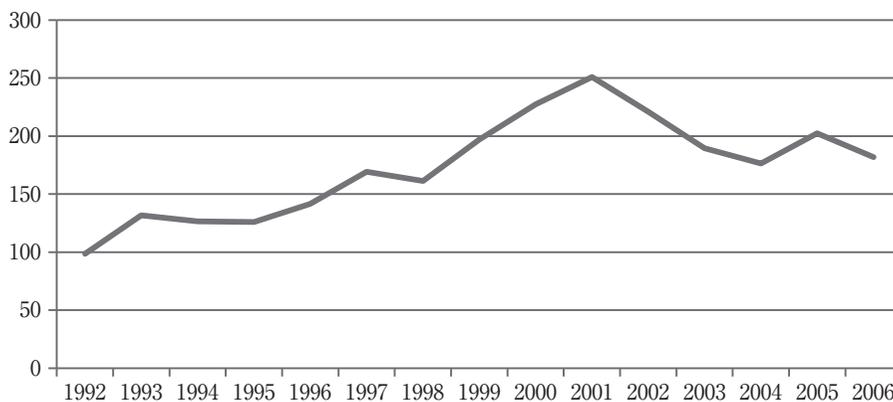
出所：EUROSTAT

慣れず、多くが企業経営者の所有となり、うまくいかなかった。

スロベニアが外資に経営を簡単にゆだねないということには旧ユーゴの自主管理時代からの組合の強さも一因としてあり、人口が約200万人と同じ旧ユーゴのクロアチアの2分の1以下、セルビアの3分の1以下と市場が小さいことも外資が大きく進出しない理由となった。クロアチアやセルビアにはユニクレジットやインテッサ・サンパウロといったイタリア系、ライフアイゼンといったオーストリア系などがトップクラスの銀行として進出しているのに対して、スロベニアにはイタリア系などが進出はしているものの外資の存在感はかなり小さい。スロベニア中銀によれば外資が経営権を有する50%以上の株式を持っている銀行は2011年でも29.8%に過ぎない。また何らかの形で外資が少数の株を保有している銀行も9.3%止まりで国営の銀行が未だに22.7%に及ぶ。

先述のように旧ユーゴ諸国の中では先進的な産業を持ち自動車部品、医薬品などに競争力を持ったスロベニアはEUの東方拡大の波にも乗り安定した成長を遂げた。同地域の他国より見劣りした成長率も2004年のEU加盟後4-5%台に乗り、ユーロ加盟でさらに加速した。貿易相手国も旧ユーゴ諸国から欧州主要国に広がり、EUへの輸出が経済を支えた。労働の側面では組合の交渉力も強く賃金上昇率は高いが生産性の向上が物価上昇を抑えた。ユーロ導入前後によく見ら

図1 トラール/ドル (年末値)



出所：IMF “International Financial Statistics”

れる周辺国の経常収支の赤字拡大の観点ではこの国も例外ではなく、2007年にユーロを導入した後に2008年には経常収支赤字の対GDP比が▲6.9%にまで悪化した。純粋に貿易収支の赤字（同▲7.1%）によるものだった。この頃の欧州新興国の経常収支赤字が進出企業の配当などの本国送付による所得収支の赤字であったのとは違う構造となっている。またこの国の経常移転収支は赤字基調であり、EUからの補助金や海外の労働者からの仕送りで移転収支がプラスとなっているポーランドなどとは構造が異なる。移行国において直接投資の受け入れは技術移転、雇用創出などの意義もあり、社会主義国で不慣れであったサービスの向上などの効果があるために各国は競って優良な外資の誘致をはかった。また、外資誘致は社会主義時代の銀行と国営企業の不透明な取引を精算し、不良債権問題から脱却するチャンスでもあり、国営企業の民営化による売却益を国家財政にもたすために、移行国各国で国際機関や各国政府から推奨された。

スロベニアでは民営化にも外資にも懐疑的であり、雇用関係で労働者も保護されているために漸進的に民営化、上場が行われている状況である。しかし、自国だけによる証券市場の育成に限りがあり、後述のようにプラハやブダペストの証券所とともにウィーン証券取引所の傘下に入った。しかし、流動性など、中東欧の中でもIPOやシステムの戦略を持つかによって優劣がはっきりしてきている。

通貨は1991年にトラールが導入され、旧ユーゴのディナールと交換し、独立した中央銀行で調節を行った。旧ユーゴが1980年代にハイパーインフレーションとなったために独立した中央銀行に対するニーズは高かった。最初は法人・政府向けと銀行間、家計向けの3つの市場に分かれて管理された。公式レートは92年末には1ドル98トラールと約100トラール近辺だったが、他の欧州通貨との変動幅を抑える中で、特にユーロ誕生後はユーロを参照通貨として管理フロート制を引く中で対ドルで趨勢的にトラール安が進み、2001年には約2.5倍の1ドル250トラール近辺まで下がった。そのために90年代には純輸出は大幅にプラスとなり、成長に寄与した。そ

その後02年のユーロのハードカレンシー登場と04年の同国のEU加盟、その後のユーロ導入の流れの中でトラール高が続き、2007年1月1日に1ユーロ239.6トラールの交換レートでユーロを導入した。Capriolo, Lavrac (2003) は旧ユーゴのインフレを引き継いだ時期はベースマネーの制御によるインフレ抑制、96-2001年にはベースマネーと実質為替レートの二重ターゲット、2001年からはERM2加入、その後のユーロ導入をにらんだ名目為替レートの安定を重視した政策、即ち管理フロート制をとり、金融通貨政策のレジュームが変化したとしている。Morak et al (2004) でも移行時にインフレ抑制を最優先したベースマネー制御をしたことを示している。

II. 民営化と資本市場の停滞

スロベニアの資本市場は周辺諸国に比しても民営化が漸進的なものであったことや中小企業が多いということもあり、発達が遅れたが、それでも社会主義時代からのいくつかの伝統ある企業の一部民営化と経済成長により徐々に大きくなった。当初は個人が持つ形で民営化と株式保有が進み、その後は国内機関投資家が株式を保有した。しかし、民営化の進展が極めて遅かったことや世界金融危機以降、極端に株価が下落し、投資家が慎重になっていることなどから停滞している。スロベニアのリュブリャナ証券取引所の代表指標はブルーチップ方式のSBI TOPで2006年3月末を1000として5-10銘柄（最大ウェイト30%以下）の可変的選択で作られている。流通時価が5000万ユーロ、一日平均取引量が5万ユーロを最低の数量基準としている。

執筆現在の2012年9月末の組み入れ銘柄は前述の新マリボル信用銀行、薬品のクルカ (Krka)、トリグラフ保険、家電のゴレニエ、石油のペトロール、卸売・小売のメルカトル・ポスロブニ・システム、通信のテレコムスロベニアがある。これらの多くは旧ユーゴ時代から中心的な企業であった。これらの他に自動車部品のレヴォは重要企業である。

テレコムスロベニアは国が直接株式の過半を握り、ゴレニエなどには基金が入り、メルカトルにはNLBが大株主に入るなど間接的に国が影響力を及ぼしている。対照的にクルカは国内個人株主が中心である。時価総額を勘案すると全体に国内個人株主の育成の必要性が見てとれる。クルカの時価総額が大きいのはM&Aを繰り返したことが大きい。またスロベニアの基金である年金障害基金 (KAD) や賠償基金 (SOD) は多くの移行国で見られた少数財閥への集中を防ぐための役割を期待されたために今でも株主としての存在は大きく、それが逆に十分なコーポレートガバナンスがなされない原因にもなっている。年金の改編問題はしばしば政治問題となってきた。年金をシングル・イシューとする年金者党が与党の一角を占め、年金改革を外部圧力からも強いられたパホル連立政権から2011年半ばに離脱したために、同内閣は少数与党に転落した。2011年6月の国民投票では年金改革に反対する意見が優勢だった。2012年成立のヤンシャ連立政権の一角にも年金者党は入っており、改革は容易ではない。

危機後の水準は500台であり、株価低迷が個人投資家の不信感を招いている。取引所はウィー

表2 2012年9月末時価総額ランキング

会社名	(百万ユーロ)
クルカ	1,764
テレコムスロベニア	500
ペトロール	451
メルカトル	421
トリグラフ保険	327
ゴレンエ	73
新マリボル信用銀行	47

出所：リュブリャナ証券取引所 HP

注：銘柄は指数組み入れ銘柄

ンの証券取引所を中心とする中東欧を意味する CEE グループに所属し、ウィーン、プラハ、ブダペスト、リュブリャナの4証券取引所でグループを成している。これらは全面的な協力関係にあり、トレーディング・システムの共通化などの課題に取り組んでいる。外国からの投資の株主としては米国も投資しているが、旧ユーゴ諸国ではなく、EU 諸国が主な外国人株主となっている。ユーロ圏の他、シティ経由の投資などもあるために英国からの投資、税制上有利なルクセンブルク経由の投資もある。しかし、これらのウィーンを中心とする証券市場グループは成長性が弱く、リーダーのウィーン証券取引所の規模がワルシャワ証券取引所の規模をはるかに下回り、グループの証券取引所を合わせてもワルシャワ証券取引所と規模がほぼ同じとなるなど低迷からさらなる再編を必要とする可能性が高い。リュブリャナ証券取引所の時価総額はユーロ圏となった2007年末の197億ユーロをピークに4年連続減少し、2011年末には48億ユーロとほぼ4分の1にまで減少した。取引量も急減している。

民営化の過程で基金や年金を利用して新興財閥の買い占めを防ごうとしたために、流動性が低く、コーポレートガバナンスに問題を残している。そのため新マリボル信用銀行や薬品のクルカ等ワルシャワなど他の市場に上場するスロベニア企業もある。新マリボル信用銀行は創立150年の老舗の銀行で国が過半の株式を保有する。銀行の他にリースなど総合的な金融サービスを提供している。クルカはゼネリックの医薬品会社で東欧全体に展開している。旧ユーゴでは単独で生き残りをはかるベオグラード証券取引所などが政府の理解を得られず、民営化が中途半端で流動性が全くなく、発達していないように、このままではジリ貧となる可能性があるなど、提携なくしては苦しい状況にある。

発行、保有構造の特徴としては中銀によれば発行は一般事業法人が中心で、金融系が少ない。また保有者は現在では概ね事業法人が3割、個人が2割、金融系が1割、政府が2割、外国人が2割となっており、他のユーロエリアに比較してスロベニアにおいては金融系の存在感が小さい。

スロベニアからの株式投資はIMFの“Coordinated Portfolio Investment”などによれば米国の

他、税制上有利なルクセンブルク、オーストリア、ドイツ、フランスなどに出ている。

債券市場は財政状態が良好だったために国債の発行額は少なかった。しかし、スロベニア中銀の統計によれば、2011年に政府の債務残高はGDPの39%から48%へと増え、ユーロ圏の平均の87%よりは相当まだ低いものの悪化している。政府の財政赤字のGDP比率は6.4%とマーストリヒト基準の3%を大きく上回っている。そのために債券発行が増えている。10年国債、15年国債、18ヵ月政府短期証券の合計は40億ユーロに達した。スロベニアの長期ソブリン債の格付けはかつては良好であったが、ムーディーズがAa2→Aa3と2011年9月に格下げしたのを皮切りに、フィッチは同月AA→AA-、S&Pは10月にAA→AA-と下げ、その後2012年の1月には各社ともにシングルAクラスにまで下げ、2012年8月にはムーディーズがBaa2、S&PがA、フィッチがA-と下げている。その大きな理由となったのが銀行支援の必要性と債務への影響であった。10年国債の金利は2011年11月には同じユーロ債のドイツ債とのスプレッドが560ベースにも達するなど信用力が落ちている。これに伴い銀行の格下げも進み、現在は主要銀行の発行する長期債券は投資不適格に陥っている。有価証券市場の発達が遅れ、停滞しているために融資の担保で有価証券はほとんどなく、概ね不動産が担保となっている。

Ⅲ. 銀行部門の発展のあり方

株式市場など直接金融が限界を抱える中で同国の金融は間接金融が中心となった。移行過程で金融当局の意向もあり、集約化が進んだ。その中でも国の資本が入ったNLB、NKBMの2大銀行の重要性が高い。2010年のEBAのストレステストもこの2行に対して行っている。ただし、経済の発展が速度を増し、銀行資産も膨張すると資本は慢性的に不足し、最低限の外資は入れざるを得なくなった。特にNLBは2002年にベルギーのKBCの資本参加を認め、約3分の1の株式をKBCが持った。KBCは2004年のEUの東方拡大で参加する国の銀行での資本参加を積極化していた。NLBはその前身の時代から考えると創立100年を超え、政府が過半の株式を保有し、25%以上の貸出シェアを持ち国を代表する機関となっている。

これらに次ぐ第3位のVIPA銀行は国営ではないが、筆頭株主のトリグラフ保険、次のSAVA再保険とともに国内系資本であり、約半分の株式を持つ。外資は4位以下にイタリア系のウニクレジット、コペル銀行（インテッサ・サンパウロ）、フランス系のSKB（ソシエテジェネラル）があるが、シェアは小さい。

技術革新をもたらすと見られた外資系比率が低いにもかかわらず、Kosak, Zonic (2011)の国をまたいだ効率性の測定ではスロベニアの銀行の効率性は劣っていない。この先行研究ではむしろ優れたものとなっている。この結果は皮肉である。通常は外資はプロの経営者を雇い、従業員教育を行い、リストラも行い、インターネット・バンキング、テレフォン・バンキングを行い、住宅ローンや仕組み預金などの商品開発に優れ、高度なマーケティングから高収益分野に特化し

表3 延滞債権の内訳

	与信全体内訳 (%)				90日以上延滞債権対与信比率 (%)			
	銀行全体	国内大銀行	国内中小銀行	外資系銀行	銀行全体	国内大銀行	国内中小銀行	外資系銀行
農林漁業	1.2	1.1	1.5	1.4	9.4	8.0	12.7	10.2
製造業	25.9	27.2	24.6	23.8	11.4	13.6	11.3	6.6
電力・ガス	4.4	4.0	3.3	5.6	2.2	3.0	3.2	0.9
建設	14.4	16.7	14.9	9.9	49.6	57.4	41.8	28.1
卸売・小売	18.3	16.5	21.5	20.9	11.8	15.0	12.9	6.6
運輸	9.2	9.3	1.9	11.0	11.3	15.8	39.9	2.6
倉庫	2.8	3.0	2.1	2.7	14.4	14.7	38.0	9.0
情報通信	2.4	2.5	1.4	2.5	25.5	37.1	18.5	4.1
金融保険	6.3	6.6	8.5	5.2	20.7	30.1	5.0	4.7
不動産	4.8	3.7	5.3	6.6	17.4	24.2	8.7	10.0
専門、技術	8.3	7.5	13.5	8.4	20.2	22.7	20.2	16.3
公共サービス	1.9	1.8	1.6	2.1	5.1	3.3	7.6	7.3
全体 %	100.0	100.0	100.0	100.0	18.5	23.5	17.6	9.0
百万ユーロ	24,203	14,680	2,056	7,508	4,479	3,436	362	681

出所：Bank of Slovenia “Financial Stability Review (2012)”

たり、高収益エリアに店舗を出すなどターゲティングに優れており、少ない経営資源で高収益を生むなど効率性に優れるはずである。また多通貨の資産・負債に関する ALM のノウハウも持つはずである。それに対して国内資源中心のスロベニアの銀行が勝るということはこうした外資が優れたノウハウをもたらすという定説を覆すものとなる。

同国の銀行産業の従業員数は業容拡大もあり、リストラにより減るのではなく、むしろ増加基調で、リーマン・ショック後も増加している。資本市場が未成熟のこともあり、証券化も進んでいない中、証券投資は控えて貸出を伸ばした。建設などの法制整備が進み、貸出が伸長した。また投資銀行業務は未成熟ながら手数料などの非金利収入があり、そこに貸出伸長による金利収入の増加が加わり、世界金融危機までの ROA は概ね 1% を少し上回る好水準で推移した。好調な中で資本が薄い中で貸出を伸ばし、その後の逆境の中で前述の通り恒常的に自己資本比率に悩まされるようになる。GDP を大きく上回る与信額には明らかに行き過ぎがあった。

また、自己資本比率規制の進化はスロベニアの銀行に大きな影響を及ぼしたという指摘もある。Jagric 他 (2008) によるとバーゼルⅡの導入によるリスク管理の高度化（信用リスクの複雑化、事務ミスなどのオペレーショナルリスク、市場リスクの導入）に対応できる人材はスロベニアの労働市場では限られ、中小企業金融中心のスロベニアの銀行の限界を指摘している。さらにはバーゼルⅢに対応して自己資本の質量の向上やデリバティブなどの相対取引のリスク管理、流動性比

率やレバレッジ比率への規制などに対応しなければならない。スロベニア中銀は2013年中にバーゼルⅢに対応できるように求めており、対応に苦慮している。

ただし、先行研究の定量分析の国内資本の効率性が高いという結果にもかかわらず不良債権を見ると国内資本は苦戦している。外資との差は明らかであり、これが与信審査などノウハウの差であるのか、過去の実績の差や国家の関与によるのかは議論すべき問題であろう。建設において国内大銀行の多くが不良債権を生み出しているのは国家資本の介在によりインフラなどに投資せざるを得ないにしても最大手のNLBにKBCなどベルギー系が一部出資していることなどを考えるとノウハウの違いだけでは説明できない。不動産、情報通信、卸売・小売と旧社会主義時代からの大企業を抱える産業で国内大銀行と外資系でかなりの相違があることを考えると過去からの実績が融資態度に影響を与えていると考えるのが普通であろう。

Ⅳ. 金融危機後の苦境と変化

世界金融危機後、バーゼルⅢなどの金融規制強化が打ち出され、欧州の銀行当局、スロベニア銀行も資本強化を打ち出した。その中で外国銀行は貸出量を減らし、自国資本の銀行も貸出量を増やせない状況になった。クレジットクランチの状態がはっきりと見られた。政府も特に財政政策、例えば単線の目立つ鉄道の整備などの支援はしてこなかった。インフラ整備を急速に進め、特に建設業向けの不良債権化が進む中で、主力の卸売・小売向けも消費低迷で伸びず、供給、需要の両面で貸出は減少した。建設業ではゼネコン大手のヴェグラド、エンジニアリングなども行うSCTといった国内最大級の建設業者が破たんし、不良債権化した。景況感などを見ると製造業、サービス業は落ち込んだ後に、2011年に一度回復しているが、建設業はリーマン・ショック後に数年間落ち込んだままであり状況の深刻さが読み取れる。

外資系銀行がバーゼルⅢや欧州の銀行当局の規制強化で海外での展開を消極化する中で、主力の国内資本の銀行も不良債権を抱え動きにくくなった。不良債権の直接、間接の処理コストの上昇、貸出減少による利益の減少の中で、銀行決算は悪化し、赤字が自己資本を侵食するなど悪循環に陥った。さらに負債構造の面からも資産を圧縮せざるを得なかった。同国の銀行は資金の2割程度を外国銀行からの調達に頼っているが、その調達が市場の混乱もあり自由に出来なくなった。同国の対外債務のGDP比率は悪化してもなお40%台半ばに過ぎないが政局の混乱とリーダーシップの欠如は格付け機関からのソブリン債の格下げを招き、さらには銀行などの格下げにつながった。外資系銀行を中心に貸出は減少し、進出先の経済の減速以上に貸出を抑制することから、外資礼賛のムードは消え、自国資本重視の世論が近年は大きくなってきている。同国のトップバンクが国内資本ということもあり、リーマン・ショック後の2009年もスロベニアの銀行全体の総資産は伸び率は鈍化し、貸出は微減したものの増加している。また西欧各国の銀行における証券化やM & Aの斡旋などの投資銀行業務での利益が剥落したのとは違い、非金利収入はユーロ

導入時のブーム的な時期以前の水準に戻っただけで安定している。これは親銀行が傷を負い急速に子会社へのエクスポージャーを縮小させるということが起きた、他の EU 新規加盟国とは大きく異なる。しかし、国の資本が入ったために様々な与信を求められ、元々の与信が膨らみ過ぎていたところに資本を毀損したトップバンクの NLB は資本増強が必要となり、2011 年 3 月に欧州委員会が 2.5 億ユーロの資本注入を認めるなど貸出維持の努力が行われている。競争条件を整えるために国内の当局による無秩序な救助は行えず、欧州委員会などとの調整を要するが、これは同意を得られた。2011 年末からは欧州中央銀行 (ECB) はそれまでの信用力の高い国の国債のみならず、様々な資産を担保対象としての最長 3 年間の長期買い入れオペ (LTRO) を始めた。そのため、銀行の資金調達、債券市場は一息ついたが銀行の情勢は厳しい。BIS のベースでの自己資本比率は 2011 年で 11.6%、コア Tier I 比率で 8.9% となっており、欧州銀行協会 (EBA) に求められる水準の 9% を割り込んでいる。2011 年 9 月時点での EBA のストレステストでは NLB と NKBM が対象となり、NKBM はコア Tier I 比率 9.39% と 9% を上回っているものの NLB は 6.78% と 2.22% も基準を下回り、不足している必要な資本は 3.2 億ユーロという結果となった。自国資本中心の為に資本不足というスロベニアの金融の特徴が顕在化した。

高い不良債権比率を背景に自己資本が毀損した場合に余裕のない数値となっていて、それが財政に関する懸念となり国債の格下げ→銀行の格下げ→銀行救済による財政悪化懸念→国債の格下げ→銀行の格下げといった負のスパイラルにつながっている。バッドバンクの設立などで一度不良債権を切り離しても新たな不良債権が生まれる環境にある。国内の資本の大銀行は証券市場が未発達のために市場を引き受け手としての増資がしにくく、外資に出資比率を向上させる余力がない場合に政府に頼るしかない状況である。

新興財閥が買い占めを行うのを防ぐために基金や年金などを利用して徐々に株式を公開したために株式市場は流動性に乏しく、また上場企業の株価がさえない。2007 年末のユーロ導入の年の年末の株価指数の数値に対して 2011 年末は 3 分の 1 に下落した。解散価値に対する株価を考えた 2012 年に入り PBR は 0.2 台にまで落ちたが、PER は 13 倍程度と国際的に見て割高感が消えない。そのために国内個人投資家が育ちきらなかった。株主構造が歪んでいるためにコーポレートガバナンスにも問題を残したままである。配当利回りも十分に高いとは言えない。株式市場の低迷のために銀行システムに負担がかかり続けた。

V. 実証分析

本稿ではスロベニアの金融に関する簡単な定量分析を試みた。ここで「簡単な」としているのは多くの東欧の体制移行国の銀行は非上場や半国営の銀行を含むこともあり、Annual Reportなどを調べても開示の充実度は西欧の銀行に劣り、例えば効率性分析などに必要な人的資源の情報などが少ないこと、市場データも取引量が薄く、歴史も浅いために十分なデータがないことな

ど、データ制約があるからである。

また計量ソフトの発達により計測と必要な各種検定も以前に比して極めて容易に行えるようになってきている。以前にはプログラムの組み方で腐心したような分析が簡単に計算できるようになったソフトもある。

最初にクロスセクションデータでスロベニアの総資産上位20の金融機関⁽²⁾の総資産、固定資産、貸出（グロス）、貸出（ネット）、営業利益、税引き前利益の単相関マトリクスを世界金融危機の前後である2005-2010年についての相関をみた。実証データはビューロ・ヴァン・ダイク社のBANKSCOPEを用いて上記の項目等を取得した。

これらの項目を選ぶのは収益性に規模の利益が生きているか、また、貸出以外のところが影響しているか、営業外の費用などが影響していないかなどを見るためである。パネルデータとしないのは年々の変化をより詳しくみたいという理由による。

結果は世界金融危機の前は貸出しを中心として資産規模などの規模の利益が生かされており、2007年には規模を拡大するほどに利益が伸びていたのが、2008年の世界金融危機の時から急速に規模の利益が効かなくなっているという結果になった。営業利益と営業外損益を加味した税引き前利益の相関も2008年には落ちており、この年以降の与信費用の増大を感じさせている。貸出はグロスの場合とネットの場合で相違は出ず、極端な融資引き揚げの動きがないことを感じさせる。固定資産と利益の関係は総資産よりは薄く、危機前の2006年から2007年には上昇し、店舗やATMなどのインフラが利益に結び付いたことが推定されるが、危機後は相関はマイナスとなり、必ずしも利益に結びついていないことを示している。貸出と総資産は完全に相関しており、2009年以降も規模と貸出はほぼ相関している。貸出が大きいほど費用が嵩み、利益が減少するような形となっている。この計測期間に預金に対する貸出の比率は極端に上昇し、一般事業法人の銀行依存度も増加している。国内資本の大銀行は建設業などに貸し込み多くが不良債権と化している（表4）。

次にCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）の保証料（プレミアム）の時系列データを用いて多変量自己回帰モデル（VARモデル）で分析を行った。CDSは貸出などの債権に一定の率の保証料を払いプロテクションを買い、デフォルトが起こった際には実際にプロテクションの売り手から支払いを受けるものである。国債市場やデリバティブが未発達な東欧諸国では用い方に留意が必要であるものの、5年満期のCDSプレミアムは様々な要素を加味した国の信用を個別市場以上に表すものとして金融市場や公的機関の分析でデフォルト確率の計算など広く使われている。その利用は近年は急速に増加している。そのため、東欧の政策担当者も神経を使い見ている指標である。池田・平木・山田（2012）はCDSプレミアムの動きを信用リスク要因とリスクプレミアム要因に要因分解し、各国のリスクプレミアム要因が経済指標や株価や長期金利と連動している中で、このリスクプレミアム要因の連動が各国のプレミアムの連動性を生み出している点を指摘している。QUICKの各国CDSプレミアムデータを用いて、スロベニア、セルビア、

表4 単相関マトリクス

		総資産					
総資産	2005	1.00000					
	2006	1.00000					
	2007	1.00000					
	2008	1.00000					
	2009	1.00000					
	2010	1.00000		固定資産			
固定資産	2005	0.94677	1.00000				
	2006	0.92481	1.00000				
	2007	0.90614	1.00000				
	2008	0.87904	1.00000				
	2009	0.92669	1.00000				
	2010	0.91294	1.00000		貸出(グロス)		
貸出(グロス)	2005	0.99489	0.95166	1.00000			
	2006	0.92481	0.93056	1.00000			
	2007	0.99465	0.90270	1.00000			
	2008	0.99169	0.87861	1.00000			
	2009	0.98481	0.93570	1.00000			
	2010	0.97380	0.93588	1.00000		貸出(ネット)	
貸出(ネット)	2005	0.99464	0.94776	0.99949	1.00000		
	2006	0.99276	0.92665	0.99965	1.00000		
	2007	0.99411	0.90080	0.99983	1.00000		
	2008	0.99134	0.87767	0.99994	1.00000		
	2009	0.98420	0.93405	0.99993	1.00000		
	2010	0.97231	0.93083	0.99959	1.00000		営業利益
営業利益	2005	0.71812	0.64619	0.70862	0.69889	1.00000	
	2006	0.90076	0.83871	0.89314	0.88826	1.00000	
	2007	0.94816	0.83842	0.94156	0.93887	1.00000	
	2008	0.81095	0.67054	0.84112	0.84028	1.00000	
	2009	-0.25067	-0.30227	-0.20675	-0.20966	1.00000	
	2010	-0.79663	-0.80643	-0.79720	-0.78722	1.00000	税引前利益
税引前利益	2005	0.71827	0.64360	0.70847	0.69886	0.99978	1.00000
	2006	0.87884	0.80594	0.86979	0.86558	0.99514	1.00000
	2007	0.94785	0.83825	0.94126	0.93853	0.99999	1.00000
	2008	0.71404	0.55219	0.73854	0.73677	0.95600	1.00000
	2009	-0.24515	-0.30189	-0.20462	-0.20731	0.99987	1.00000
	2010	-0.79764	-0.80742	-0.79831	-0.78834	0.99999	1.00000

表5 ADFテストで見たデータの定常性

	スロベニア	セルビア	クロアチア	スペイン	イタリア	ドイツ
レベル	非定常	非定常	非定常	非定常	非定常	非定常
1階階差	1%有意	1%有意	1%有意	1%有意	1%有意	1%有意

クロアチア、スペイン、イタリア、ドイツの日次データで遡及できるものを用いてVARモデルで検証した。日次としたのは十分な自由度を確保するためである。

VARモデルは誘導型ではあるが、スロベニアのCDSのプレミアムが欧州の金融指標のメルク・マールとされるドイツの金融指標の動きに影響されるのか、セルビア、クロアチアといった旧ユーゴの国の指標に左右されるのか、スペイン、イタリアといった近隣南欧諸国の指標によって左右されるのか、それとも全く影響を受けず独自の動きをするのかといった相互関係が分析できる。また、視覚的に影響を確認することができる。推定とその他の各種検定にはEViewsを用いた。

データは十分な自由度を確保するために2009年1月から2011年12月までの日次データで6か国が揃う日のみ用いた。この時期のCDSデータを使うのはデータ制約もあるが、ギリシャの債務危機を端緒として、一国の動きが他国に影響する動きがみられ、因果関係などが見やすいという利点があるからである。データの定常性はADFテストで検定し⁽³⁾、通常の金融市場のデータなどで見られるように全ての国のCDSのデータがレベルのままでは非定常で1階階差をとれば定常性の条件を満たすI(1)の変数であるという結果となった。

また変数間に長期的な安定関係がある共和分関係があり、レベルのデータを用いないことに問題がないかということについて共和分検定を行った。共和分の関係がある時はレベルの情報も生かしたエラーコレクションモデル(ECM)を用いることが多い。

Johansenの共和分検定⁽⁴⁾をラグを変えてトレース法と最大固有値法で行った結果、少なくとも最大固有値統計量を見ると、概ね各変数の間には特に共和分の関係がないという結果となった。

それらを踏まえ、共和分の関係がある時のようにECMではなく、1階の階差データを用いて通常のVARモデルを用いてグレンジャーの因果性テスト、分散分解、インパルス応答分析を行い、スロベニアの金融データの独自性をみた。

階差を取り定常性に問題のない1階階差のデータを用いてラグはAIC(赤池情報基準)なども見たが、常識的に金融の日次データの影響を見るのに問題がないと思われる2期分を用いて計測した。t期のi国(6か国なのでここではaf国)のCDSレートをXitとすると以下のような計測になる。a₁₁, a₁₂, …, a₆₆, b₁₁, b₁₂, …, b₆₆は係数c_a, …, c_fは定数項である。誤差項はe_{it}で表す。

各々を次のように記した時に

$$X_t = \begin{pmatrix} \Delta X_{at} \\ \Delta X_{bt} \\ \cdot \\ \Delta X_{ft} \end{pmatrix} \quad C = \begin{pmatrix} C_a \\ C_b \\ \cdot \\ C_f \end{pmatrix} \quad e_t = \begin{pmatrix} e_{at} \\ e_{bt} \\ \cdot \\ e_{ft} \end{pmatrix}$$

$$A = \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} & \cdots & a_{16} \\ a_{21} & a_{22} & \cdots & a_{26} \\ \cdot & \cdot & \cdots & \cdot \\ a_{61} & a_{66} & \cdots & a_{66} \end{pmatrix} \quad B = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} & \cdots & b_{16} \\ b_{21} & b_{22} & \cdots & b_{26} \\ \cdot & \cdot & \cdots & \cdot \\ b_{61} & b_{62} & \cdots & b_{66} \end{pmatrix}$$

ここで検証する VAR モデルは

$$X_t = AX_{t-1} + BX_{t-2} + C + e_t$$

となる。

例えば山澤，中野（1998）によれば誤差項は互いに相関があり，ある誤差項にショックがあった時に変数に影響が出て他の変数に伝播する。この方程式の順番により誤差項を用いたインパルス応答などで結果が異なるために VAR モデルには批判があるが，6つの方程式の順序には6！ = 720の組み合わせがあり全てを検証することは困難である。

今，a国をスロベニア，b国をセルビア，c国をクロアチア，d国をスペイン，e国をイタリア，f国をドイツとした時に VAR モデルで推計した結果は次のようになる。

グレンジャーの因果関係テスト⁽⁵⁾を行うとスロベニア自身は他国に影響を与えないのに対してユーロ圏の大国である各国からの影響を受ける結果となった。このことは他のセルビアとクロアチアの旧ユーゴ諸国が相互に影響していることなどと異なる独自の結果となった。旧ユーゴではスロベニアのみがユーロ圏内に入っていることなどが理由として考えられる。

ユーロ圏の国にスロベニアが影響を与えないのは，やはり資本の独立性が高いことと，スロベニアの経済規模が小さいことによるものと思われる。セルビアやクロアチアのトップバンクはユーロ圏の大国の銀行資本を受け入れているために，それらの国に対して影響が出る可能性が高い。欧州のアンカーであるドイツは他国に大きく影響している。全部の国が他国によりどちらかの方向に5%有意で影響を受けているということから，ある国を外すということはしなかった。

分散分解⁽⁶⁾では確かにスロベニアにはスロベニアの自身の過去の影響が大きく，他国に影響されない結果となった。他国に与える影響も極めて少ないという結果になった。ここでも独自性が確認された。また，セルビアは各国に影響を与えている。これはセルビア自体が全体に影響を与えるというよりは，何度か IMF の SBA を受けているセルビアが支援を受ける水準となるとドイツなど負担する側に影響が出るということを示していると思われる。大国ではスペインが相対的に高い影響を他国に与えている。これはスペイン情勢それ自体が CDS 相場に影響する局面が続

表6 VARモデル推計結果

係数	スロベニア a	係数	スロベニア b	係数	クロアチア c	係数	スペイン d	係数	イタリア e	係数	ドイツ f
a11	-0.04993 [-1.04471]	a21	-0.02870 [-0.87514]	a31	-0.04589 [-1.48312]	a41	-0.02443 [-0.63499]	a51	-0.01157 [-0.36446]	a61	-0.02071 [-2.35708]
b11	-0.45768 [-9.55168]	b21	0.00258 [0.07841]	b31	0.00681 [0.21949]	b41	0.01102 [0.28575]	b51	0.01724 [0.54164]	b61	0.00072 [0.08216]
a12	0.00242 [0.02970]	a22	-0.15957 [-2.85660]	a32	-0.06090 [-1.15567]	a42	0.07871 [1.20129]	a52	0.11695 [2.16235]	a62	0.02094 [1.39936]
b12	-0.05414 [-0.67375]	b22	-0.16306 [-2.95664]	b32	-0.17266 [-3.31886]	b42	-0.12564 [-1.94215]	b52	-0.05519 [-1.03371]	b62	-0.00964 [-0.65268]
a13	-0.04383 [-0.50897]	a23	0.28302 [4.78895]	a33	0.01247 [0.22370]	a43	0.02962 [0.42733]	a53	0.01313 [0.22947]	a63	0.03678 [2.32325]
b13	-0.00131 [-0.01496]	b23	0.05392 [0.89977]	b33	0.05320 [0.94107]	b43	-0.07083 [-1.00771]	b53	0.00040 [0.00683]	b63	0.00368 [0.22896]
a14	-0.02815 [-0.48987]	a24	-0.02509 [-0.63622]	a34	-0.03278 [-0.88091]	a44	-0.16202 [-3.50205]	a54	0.01399 [0.36647]	a64	-0.02152 [-2.03664]
b14	0.12984 [2.27390]	b24	0.03599 [0.91836]	b34	-0.02103 [-0.56896]	b44	-0.02317 [-0.50416]	b54	-0.01408 [-0.37106]	b64	0.00517 [0.49251]
a15	0.03882 [0.52565]	a25	0.01950 [0.38476]	a35	0.03763 [0.78712]	a45	0.28626 [4.81501]	a55	0.06852 [1.39637]	a65	0.01392 [1.02526]
b15	0.04369 [0.59156]	b25	0.01150 [0.22696]	b35	-0.00831 [-0.17386]	b45	0.12504 [2.10331]	b55	-0.06456 [-1.31564]	b65	-0.00248 [-0.18268]
a16	-0.09261 [-0.36596]	a26	0.18305 [1.05396]	a36	0.51659 [3.15317]	a46	0.21784 [1.06931]	a56	0.25864 [1.53816]	a66	-0.00728 [-0.15639]
b16	0.26939 [1.06994]	b26	0.24728 [1.43110]	b36	0.28455 [1.74572]	b46	0.09925 [0.48970]	b56	0.39944 [2.38774]	b66	-0.03616 [-0.78105]
定数項	0.65605 [1.05681]		-0.36904 [-0.86623]		0.21524 [0.53558]		0.29940 [0.59913]		0.40587 [0.98401]		0.08434 [0.73894]
決定係数	0.14138		0.05916		0.03648		0.07438		0.06246		0.04313
同自由度修正済み	0.12684		0.04324		0.02017		0.05871		0.04659		0.02694

注：カッコ内は t 値

図2 グレンジャーの因果関係テスト (5%有意)

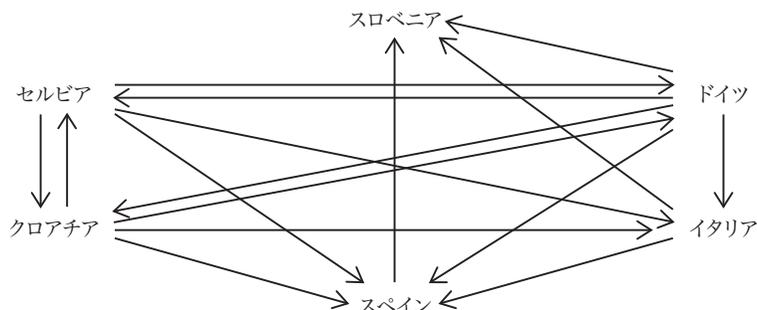
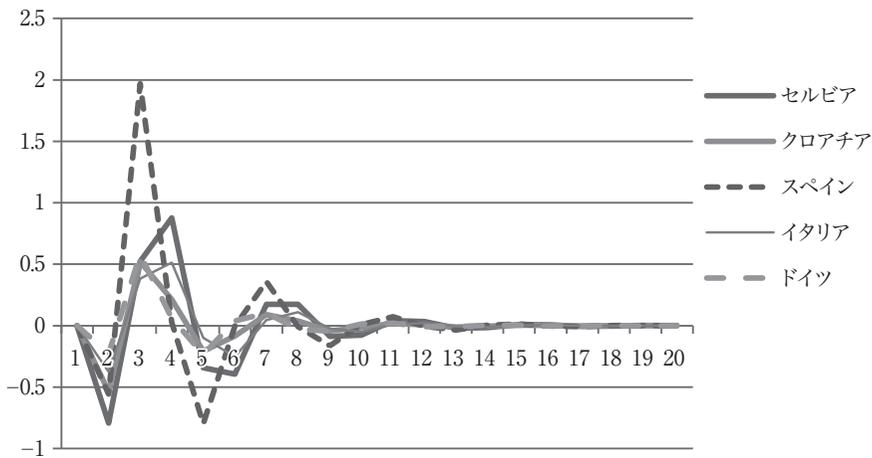


表7 分散分解結果

	スロベニア	セルビア	クロアチア	スペイン	イタリア	ドイツ
スロベニア	97.52	0.57	0.19	1.41	0.18	0.13
セルビア	1.48	93.95	3.65	0.02	0.15	0.75
クロアチア	1.19	49.46	47.25	0.04	0.29	1.77
スペイン	0.13	17.60	3.22	74.87	3.92	0.27
イタリア	0.28	26.28	3.94	11.07	57.16	1.26
ドイツ	3.19	21.13	4.47	7.23	2.35	61.63

図3 スロベニアへのショックが他国に与える影響



いているためと思われる。

またインパルス応答テスト⁽⁷⁾ではスロベニアからのショックで一番ショックを受けるのは同じユーロ圏内で最も微妙な均衡に立つスペインとなっている。

これはスロベニアがショックを受けるような事態になればスペインが無傷ではないことを意味している。旧ユーゴのセルビアやクロアチアもショックを受ける。他のテストとの関係の解釈では日頃は影響を与えないものの、スロベニアの市場が大きなショックを受けるような事態になった時には市場が神経質になりショックを与えると解釈できる。

おわりに

スロベニアでは先進的な産業と外資に否定的な風潮を背景に東欧の体制移行国では珍しく自国資本中心主義でやってきたが、中小企業が多く、証券市場が未発達のところ、自国資本中心主義の銀行システムが不良債権で身動きが取れず、リスク管理高度化に対応できる人材も少ない。現実的に資本が足りず資本充実措置が欠かせない状況だが、西欧の銀行自体が資本を毀損させる

中で投資意欲を持つ外資は少ない。財政的な措置を伴う銀行救済は政治的にも論争を呼び、格付け機関などが否定的な中でスロベニアの金融も証券市場のさらなる提携深化、銀行の統合などで変わらざるを得ないであろう。不良債権比率で見ると、国内資本の大銀行が海外資本を大きく上回っており、しがらみを断ち切る、あるいはノウハウを移転する必要性が増してきている。欧州復興開発銀行（EBRD）などもスロベニアの民営化進展に協力する旨を発表し、資本の開放を促しており、今後の変化が注視される。

謝辞

当論文の作成にあたり、現地での調査に協力して下さったメイヤ・フェスティッチスロベニア銀行副総裁、マリオ・コシャックリュブリャナ大学教授、津下陽子外務省在スロベニア日本国大使館一等書記官（当時）、ヘレーナ・ドルノウシエク・ゾルコ在日本スロベニア大使に感謝申し上げる。もちろんあり得べき誤りの責任は全て筆者に属する。

なお、当論文は科学研究費基盤研究（A）「日本、欧米、新興国市場での価格形成の要素、ローカル性とグローバル化、相関関係」の支援を受けている。

(注)

- (1) ユーゴスラビア社会主義連邦共和国が崩壊した後にセルビアとモンテネグロがユーゴスラビア連邦共和国を形成したがここでの旧ユーゴは前者を示す。
- (2) その時々でデータが取れる総資産上位 20 の金融機関。買収などの資本の変化や廃業などにより毎年のデータは若干異なる（1-2 機関入れ替わる）。最新の 2010 年は NLB, 新マリボル信用銀行, VIPA 銀行, スロベニア輸出開発銀行, ウニクレジットスロベニア, SKB 銀行, セリエ銀行, コッペル銀行, ハイボ・アルファ・アドリア銀行, ゴレンイスカ銀行, ライファイゼン銀行, マリボル Probanka, 貯蓄銀行, Factor 銀行, Dezeln 銀行スロベニア, フォルクス銀行—リュブリャナ銀行, ポスト銀行スロベニア, NLB リース, BAWAG 銀行, 労働貯蓄銀行, 2006-7 年は 19 機関, 2005 年は 17 機関。
- (3) 時系列データが時間 t に依存しない定常データであるかどうかをテストする単位根検定の一種。ADF テストについては例えば松浦, マッケンジー (2012) を参照。それによれば

$$\Delta y_t = c y_{t-1} + d_1 \Delta y_{t-1} + \dots + d_p \Delta y_{t-p} + u_t$$

$$u_t \sim N(0, \sigma^2)$$

で帰無仮説 $c = 0$, 対立仮説 $c < 0$ を検定

定数項を考慮する場合としない場合があるが、双方の検定を行い、どちらの結果も同様となった。

- (4) Johansen の共和分検定は VAR モデルの係数の行列のランクについて帰無仮説を立てて長期的に安定的関係にあるかを検定する。これについては川崎 (1992), 縄田 (2009), 松浦, マッケンジー (2012) を参照。共和分の関係にある個数を r とすると帰無仮説を共和分が $r \leq j$ とした時に、対立仮説を $r \geq j + 1$ とするトレース検定と帰無仮説を $r = j$, 対立仮説を $r = j + 1$ とする最大固有値検定の 2 つの検定法がある (縄田 (2009), 山澤, 中野 (1998))。
- (5) 他の変数の時系列の係数がゼロになるという帰無仮説を検定する。これが棄却されなければ無関係ということになり、無関係の変数は全体の分析から削除することも考えられる。
- (6) 分散分解とは先行きに関する予測誤差の分散がどの変数の誤差によるものなのかに分解して百分率で寄与率の形で表現したもの。より数値の大きなものに影響を受けているとみる。
- (7) 誤差項 e_{it} に関して 1 単位, または 1 標準偏差のショックを t 期に与え, $t + 1$ 期, $t + 2$ 期と期ごとのショックをトレースするものである。文中の表現に従えば e_{it} が変化することで X_{it} が変化し, $t + 1$ 期以降の他へ影響を及ぼしていく。

参考文献

- Austria National bank, “Slovenia : The First Five Years in Monetary Union” CESEE Resarch Update Q3/2012, pp. 72-74.
- Bank of Slovenia, “FINANCIAL STABILITY REPORT” (2012).
- Bank of Slovenia , “PRICE STABILITY REPORT” Oct 2011 (2011).
- Bank of Slovenia , “STABILITY OF THE SLOVENIAN BANKING SYSTEM” (2011).
- Capriolo, G., Lavrac, V., “MONETARY AND EXCHANGE RATE POLICY IN SLOVANIA” Ezoneplus Working Paper NO.17G (2003).
- Croatia National Bank, “Financial stability”, Year 5 VII (2012).
- Cvijanovic, Vladimir, Fumagalli, Vercelline., “Socio-Economic Perspective South-Eastaren Europe” PETER LANG (2010).
- Enders, W., “RATS HANDBOOK FOR ECONOMETRIC TIME SERIES”, WILEY (1996).
- Guardiancich, I., “Pension Reforms in Central, Eastern and Southeastern and Southeastern Europe.” ROUTLEDGE (2012).
- Habrylchyk, O., Jurzyk E., “Inherited or Earned Preformance of Foreign Banks in Central and Eastern Europe”, IMF Working Paper (2010).
- IMF, “Global Financial Stability Report”, 2010.9, 2012.4
- Jagric. V, Jagric. T, Podobnic, C., “Implication and consequences of Basel II for banking sector of a small open transition economy – a case of Slovenia”, Bank and Bank systems, Vol 3, Issue1 (2008)
- Kawalec, S., “Banks in Poland should be under domestic control” The Vienna Institute Monthly Report 2011/12 (2011).
- Kosak, M. and Zonic, J., “Accounting for heterogeneity in cross-country bank efficiency comparisons” Economics of Transition Volume19 (3) (2011) 473-494.
- Morak, M., Rojec, M. Silva-Jauregui, M., “Slovenia-From Yugoslavia to the European Union” THE WORLD BANK (2004).
- Pleskovic, B., Sachs, D. Jeffery, “Political Independence and Economic Reform in Slovenia” National Bureau of Economic research” The Transion in Eastern Europe”, Volume 1, pp191-220 (1994).
- Simovic, V., Vanscovic, V., Poznanovic, D., “A MODEL OF CREDIT OF SERVIA-INSTRUMENT FOR PRESERVING STABILITY OF THE BANKING SECTOR IN CONDITIONS OF THE GLOBAL ECONOMIC CRISIS” Quantitative Method of Audit and Control, VOL 4, No 4, Winter (2009).
- 池田慧, 平木一浩, 山田健 「ソブリン CDS プレミアムの要因分解」 日本銀行ワーキングペーパー No12-J-9 (2012)
- 川崎能典 「Johansen の共和分検定について」 日本銀行金融研究 11, pp. 99-120 (1992)
- 杉浦史和 「移行経済諸国における金融セクターの展開とグローバリゼーション：新規 EU 加盟国への金融 FDI を中心に」 「グローバリゼーションと体制移行の経済学」 文真堂 (2008) 所収在スロベニア日本大使館 「スロベニア企業の民営化」 (2010)
- 高橋智彦 「共通する課題は金融の構造改革——旧ユーゴ分裂から 20 年」 時事通信社 「金融財政ビジネス」 2012 年 11 月 5 日号, pp10-13 (2012).
- 高橋智彦 「世界金融危機と中東欧の銀行」 拓殖大学論集——政治・経済・法律研究, pp. 97-116 (2010).
- 高橋智彦 「脆弱な銀行システムにくすぶる不安——東欧金融危機の現在」 時事通信社 「金融財政ビジネス」 2010 年 3 月 8 日号, pp10-14 (2010).
- 高橋智彦 「ユーロ危機の影響が顕在化——リーマン・ショックの傷癒えぬ東欧」 時事通信社 「金融財政ビジネス」 2012 年 1 月 19 日号, pp. 12-17 (2012).
- 多田英明 「2008 年金融危機下の銀行業に対する EU 国家援助規制」 RIETI Policy Discussion Series (2011).

- 縄田和満「EViewsによる計量経済分析入門」朝倉書店（2009）
- 松浦克己，コリン・マッケンジー「EViewsによる計量経済分析（第2版）」東洋経済（2012）
- みずほ証券バーゼルⅢ研究会「バーゼルⅢによる新国際金融規制」中央経済社（2012）
- 山澤成康，中野邦彦「VARモデル，エラーコレクションの安定性について——財政政策の効果を中心にした実証分析——」日本経済研究センター研究報告 No. 91（1998）

（原稿受付 2012年10月30日）

ガーナ第四共和制における二大政党制の 発達とその背景：1992-2008

六 辻 彰 二

はじめに

1989年の冷戦終結は、一党制や軍事政権が林立していたサブサハラ・アフリカ諸国に複数政党制の導入を促す転機となった。しかし、自由民主主義の普遍的価値を掲げる欧米諸国からの民主化圧力が大きな原動力となったため、その多くの体制転換は「独裁者の延命措置」としての側面を少なからず抱えていた。この経緯に鑑みれば、複数政党制の導入後もサブサハラ・アフリカで、野党の合法的な取り締まり、不透明な選挙運営、立法府や司法府への政府介入が広く確認されることは、不思議でない⁽¹⁾。

このようなサブサハラ・アフリカで、体制転換後の民主主義に関して、欧米諸国からだけでなく近隣諸国からも高い評価を得ている国の一つに、ガーナがあげられる。例えば2005年6月のアフリカ連合(African Union: AU)における民主化ピア・レビューで、同国は選挙による政権交代の実現、政府と国民との対話集会、市民社会やマスメディアの活性化などで高く評価された⁽²⁾。

これに加えて、ガーナは政党制の発達においても、その特異性が指摘される。1989年から2004年までのサブサハラ・アフリカ諸国における139の選挙結果を調査したG.エルドマン(Gero Erdmann)とM.バセド(Matthias Basedau)によると、選挙を重ねることで何らかの政党制が生まれた16カ国のうち、ヘゲモニー政党制が7カ国、一党優位制が5カ国、穏健な多党制が2カ国であり、二大政党制はガーナとカーボヴェルデの2カ国に過ぎない⁽³⁾。

小選挙区制をとまなう二大政党制は、政権交代を生みやすく、前政権の成果を大胆に変更できる反面、少数派を排除する傾向があることは、広く知られる。一方で、国を問わず最良の政党制があると想定することはできず、特定の政党制の定着は、それが当該国の社会条件に少なからず合致するものと考えられる。それでは、他のサブサハラ・アフリカ諸国と同様に、エスノ＝リージョナルな亀裂(cleavage)が著しいにもかかわらず、なぜガーナでは二大政党制が発達したか。これを検討することは、「その国なりの民主化」を考察する一助となるであろう。

以上の観点から、本稿では1992年に樹立されたガーナ第四共和制における二大政党制が発達した要因と背景について考察する。以下ではまず、第1節でガーナ第四共和制における政治状況

の沿革を、1992年から2008年までの5回の選挙を踏まえて確認する。続く第2節から第4節までは、二大政党に投票が収斂するとともに、社会経済状況によって浮動票が最大野党に流入しやすい政治環境を、政党政治の伝統、エスノ＝リージョナルな背景、各党を支持する社会階層の分布の3点から、それぞれ検討する。そのうえで第5節では、二大政党制が生まれやすい状況を投票結果に反映するための不可欠な条件として、選挙の透明性の向上について取り上げる。最後に、ガーナ第四共和制がサブサハラ・アフリカの民主化においても意義について検討する。なお、以下において特に断りのない限り、アフリカとはサブサハラ・アフリカを指すものとする。

1. 各選挙の沿革

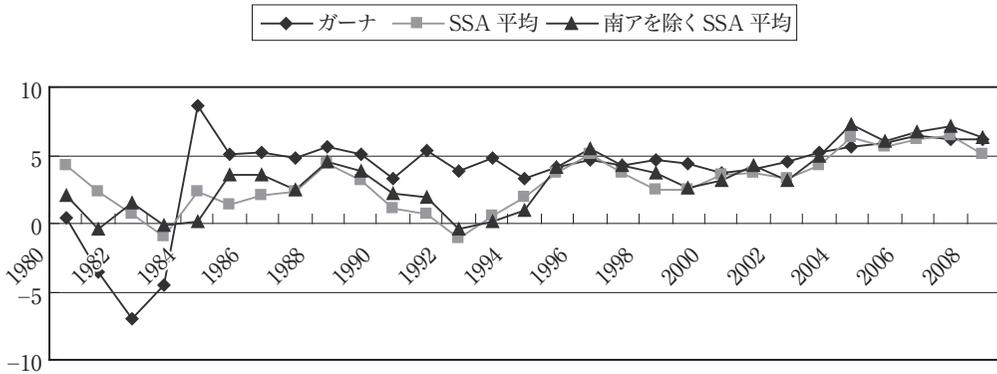
1992年選挙

1980年代、1974年の石油危機以降の経済停滞から劇的な復興を実現させたガーナは「IMFの優等生」と呼ばれたが、その実現は1981年12月31日のクーデタで実権を握ったJ.J. ローリングス（Jerry John Rawlings）元空軍大尉と、彼に率いられた暫定国家防衛評議会（Provisional National Defence Council : PNDC）の、強権的なまでの統治に依るところが大きかった。当初「人民革命」を掲げたローリングスは、しかしリビアや東欧諸国から当初見込まれたほど援助を得られないとみるや、1983年にIMF、世界銀行が求める構造調整計画を導入し、市場経済化を推進したのである。その結果、価格統制の撤廃、流通・販売の自由化、通貨切り下げといった規制緩和により、図1で示すように1980年代初頭にマイナスに陥っていたGDP成長率が回復したほか、最高額紙幣の強制的な徴収などで、図2で示すようにインフレ率も改善した。

しかし、経済的なパフォーマンスで高い評価を受けたとはいえ、ローリングス—PNDCも冷戦終結後にアフリカに押し寄せた、欧米諸国からの民主化要求と無縁ではなかった。1991年の新年のラジオ演説で、ローリングスは複数政党制への転換の検討を開始すると表明した。これを受けて、PNDC下部組織である全国民主主義会議（National Commission for Democracy : NCD）による民主化に関する報告書の提出（3月）、憲法草案を作成する専門家委員会（Committee of Experts）の設立（5月）、同草案を審議する憲法諮問評議会（Constitution Consultative Council : CCC）の設立（11月）が矢継ぎ早に進展した。翌1992年4月にはCCCが審議した憲法草案の是非を問う国民投票が実施され、92パーセントの賛成で承認された。その結果、政党解禁（5月）、大統領選挙（11月）、議会選挙（12月）と民主化プロセスは加速したのである。

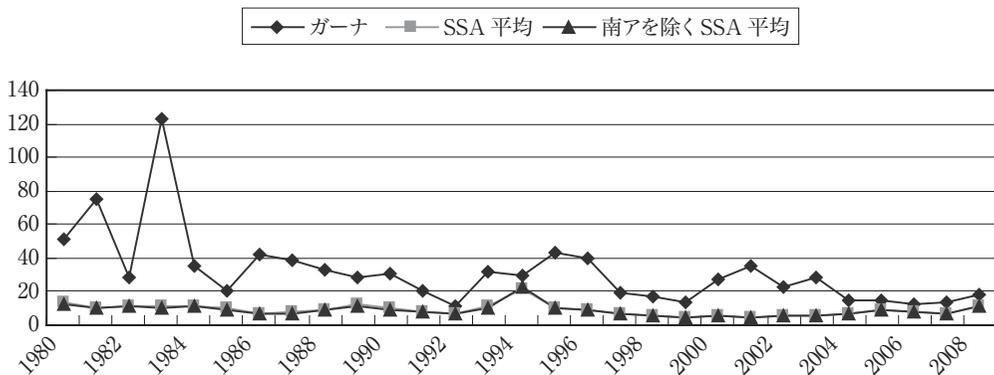
この進展は、しかしローリングスが民主主義論者に宗旨替えしたことを意味しない。専門家委員会の9名の学識経験者や、CCCに召集された62団体はPNDCに選抜・任命された。例えばCCCに出席した260名のうち117名は、1988年に設置された地区議会（District Assembly）議員であったが、その大半はPNDC支持者であった⁽⁴⁾。また、62団体のうち軍が8議席を得た一方、例えばPNDCによる人権侵害を批判し続けたガーナ・クリスチャン評議会（Christian Council

図1 ガーナとサブサハラ・アフリカ (SSA) 平均の GDP 成長率 (%)



出所：World Bank, Africa Development Indicators database.

図2 ガーナと SSA のインフレ率 (GDP デフレーター：%)



出所：World Bank, Africa Development Indicators database.

of Ghana : CCG) は1議席しか与えられなかった⁽⁵⁾。すなわち、この体制転換は、実質的にローリングスの権力基盤を温存させるものであったといえよう。

これを反映して、1992年選挙では警察や、PNDCから政党として改称した国民民主会議 (National Democratic Congress : NDC) 支持者らによる野党候補やその支持者らに対する脅迫、買収、嫌がらせが半ば公然と行われたほか、1992年に北部での電化計画が突如発表されるなど、選挙を目前にした時期に政府予算を利用した選挙活動と呼べる事業が乱発された⁽⁶⁾。そのうえ、選挙当日には集計作業が規定通りに公開で行われないなどの不正行為が野党側の選挙監視団から指摘されたが、暫定選挙管理委員会 (Interim Electoral Comittiee) はこれらをほぼ黙殺した⁽⁷⁾。抜群の知名度だけでなく、これら恣意的な選挙運営があったことから、表1で示すように、1992年11月3日の大統領選挙でローリングスが圧勝したことは不思議でない。

恣意的な選挙運営に対して、新愛国党 (New Patriotic Party : NPP) など野党は批判を強め、12月8日に予定されていた議会選挙のボイコットを表明した。しかし、議会選挙は予定通り実

表1 1992年大統領選挙での主な候補の得票率(%), および議会選挙での各党の獲得議席数

	投票率	J.J. ローリングス	A. ボアヘン	H. リマン	投票率	NDC	NCP	EGLE	無所属
ウェスタン州	45.9	60.7	22.8	8.6	28.9	16	3	—	—
セントラル州	45.6	66.5	26.0	1.9	28.2	16	1	—	—
グレーター・アクラ州	45.2	53.4	37.0	4.3	18.0	22	—	—	—
ヴォルタ州	60.8	93.2	3.6	1.6	51.2	18	1	—	—
イースタン州	50.9	56.7	38.5	1.9	25.9	22	3	1	1
アシャンティ州	49.1	32.9	60.5	2.5	19.9	33	—	—	—
ブロング・アハフォ州	43.2	61.9	29.5	5.3	32.4	20	—	—	—
ノーザン州	47.5	63.0	16.3	11.0	33.1	23	—	—	—
アッパー・ウェスト州	47.7	51.0	8.9	37.1	34.5	8	—	—	—
アッパー・イースト州	47.5	54.0	10.5	32.5	40.5	11	—	—	1
計	48.3	58.3	30.4	6.7	36.8	189	8	1	2

出所：高根務（1993）「ガーナ第四共和制：複数政党制下の『一党支配』」、『アフリカレポート』、第16号、8頁。

施され、英連邦など海外からの選挙監視団も、概ね結果を受け入れた。欧米諸国は「IMFの優等生」としてのローリングスの支配継続を事実上支援したといえよう。その結果、複数政党制でありながら、NDCとその衛星党である国民会議党（National Convention Party：NCP）、イーグル党（Every Ghanaian Living Everywhere Party：EGLE）がほぼ全ての議席を占める、事実上の一党制として、ガーナ第四共和制はスタートしたのである。

1996年選挙

しかし、1996年選挙が1992年と同様に運営されれば、再び野党にボイコットされる事態を招きかねず、それは野党にとってだけでなく、欧米諸国との関係上NDCにとっても問題があった⁽⁸⁾。両者のこの関係を反映して設置されたのが、政党間諮問委員会（Inter-Party Advisory Committee：IPAC）であった。IPACは選挙管理委員会（Electoral Committee：EC）議長を仲介者として、与野党間で選挙ルールについて協議することを目的に、1994年3月に設立された。IPACにおける野党の提案に基づき、1996年選挙では、大統領選挙と議会選挙の同日実施、有権者登録のやり直し、写真付きIDカードの発行、各党関係者による投票・開票の相互監視などが実現された。ただし、各党の選挙費用の明細を開示する制度は導入が見送られたため、与党による国庫流用は抑制されず、IPACでの協議は「現職の優位」を完全に否定するものではなかった⁽⁹⁾。これは、与野党合意が相互の死活的利益を承認する妥協であったことを示すといえよう。

他方で、1996年選挙では透明性も向上した。1994年にデモや集会に関する許可を不要とした公共秩序法（Public Order Law）が成立したことを受け、市民社会による政治活動が活性化した。これを背景に、CCGや労働組合会議（Trade Union Congress：TUC）など国内23団体によって

表2 1996年大統領選挙での主な候補の得票数と得票率(%)、および議会選挙での各党の獲得議席数

	投票率	J.J. ローリングス	J.A. クフォー	E.N. マハマ	NDC	NPP	PCP	PNC
ウェスタン州	74.5	405,992 (57.3)	289,730 (40.9)	12,862 (1.8)	12	3	4	—
セントラル州	74.3	313,386 (55.7)	241,542 (42.9)	7,995 (1.4)	14	3	—	—
グレーター・アクラ州	78.4	658,626 (54.0)	528,484 (43.3)	32,723 (2.7)	13	9	—	—
ヴォルタ州	81.8	690,421 (94.4)	34,583 (4.7)	5,292 (0.8)	17	—	—	—
イースタン州	81.1	459,090 (53.8)	384,597 (45.0)	10,251 (1.2)	15	11	—	—
アシャンティ州	79.8	412,475 (32.8)	827,821 (65.8)	17,736 (1.4)	5	27	—	—
ブロング・アハフォ州	71.8	395,382 (61.7)	230,457 (36.0)	14,635 (2.3)	17	4	—	—
ノーザン州	73.7	370,330 (62.1)	190,621 (32.0)	35,318 (5.9)	18	3	1	1
アッパー・ウェスト州	75.8	145,812 (74.6)	21,871 (11.2)	27,754 (14.2)	12	—	—	—
アッパー・イースト州	79.8	230,791 (69.0)	54,041 (17.4)	45,696 (13.7)	8	—	—	—
計	77.9*	4,099,760 (57.4)	2,825,715 (39.6)	210,980 (3.0)	133	60	5	1

注：*有権者登録数：9,279,605 総投票数：7,145,774 有効投票数：7,225,161

出 所：Jefferies, Richard (1998) "The Ghanaian Elections of 1996: Towards the Consolidation of Democracy?," African Affairs, (97), p.202.

国内選挙監視ネットワーク (Network of Domestic Election Observers) が結成され、選挙監視の活動に参加した人数は1992年の200名から4000名以上に急増した⁽¹⁰⁾。

これらの変化があったものの、表2で示すように、結果からみれば1996年選挙はローリングス—NDCの大勝であった。最大野党NPPの大統領候補J.A.クフォー (John Agyekum Kufuor) は、同党の支持基盤アシャンティ州以外ではローリングスに全く及ばず、議会選挙でもNDCが200議席中133議席を占めた。ローリングス—NDC勝利の背景には、PNDC時代からの知名度や経済復興の実績に加えて、IPACでの合意にもかかわらず、警察や与党支持者による野党候補・支持者への嫌がらせや脅迫がなくならなかったことがあげられる⁽¹¹⁾。また、写真付きIDカードが多くの地域で準備に間に合わず、結果的に二重投票などの不正行為はなくならなかった⁽¹²⁾。

しかし、1996年選挙の結果は、ガーナにおける民主主義の定着にとって、二つの重要なポイ

ントを含んでいた。第一に、IPAC での合意に基づいて選挙が運営された結果、野党もこれに参加し、さらに敗北を認めたことである。これは「ゲームのルール」としての選挙認識を与野党が共有したことを意味する。第二に、敗れたとはいえ、野党側が総議席数の三分の一を上回る議席をからくも確保したことである。1992年憲法では、大統領の三選禁止（第66条2項）とともに、憲法の修正に国民投票と三分の二以上の議員の賛成が必要と認められている（第290条）。換言すれば、第二期ローリングス政権のもとでは、野党が合意しない限り憲法の改正ができなくなったのであり、これが続く2000年選挙でのローリングス引退の素地を生んだのである。

2000年選挙

1996年選挙の結果、合法的な憲法改正の道が断たれたことを背景に、ローリングスは1998年7月に2000年選挙への不出馬を表明し、元・国税局長官で副大統領のJ.E.A. ミルズ（John Evans Atta Mills）を大統領候補に据えた。1990年代以降のアフリカでは、複数政党制に移行しながらも、与党議員に対して公式、非公式を問わず圧倒的な影響力をもつ大統領が、憲法の三選禁止条項を撤廃することが稀でない。ローリングスの引退は、副大統領就任まで政治的に無名に近かったミルズを通じた「院政」が可能という目算があったと考えられる⁽¹³⁾。とはいえ、少なくとも公式にはローリングスが引退することで、特定の個人が権力を独占する状況が回避されたことは確かであり、この決定はローリングスに批判的な立場からも肯定的な評価が寄せられた⁽¹⁴⁾。

その一方で、2000年選挙ではIPACを通じた協議が継続されたものの、概ね停滞した。経済・財政状況の悪化にともなう有権者のNDC離れと野党の勢力拡大が目立ち始めた状況のもとで、NDCは協議に消極的になり、特に第一期ローリングス—NDC政権期に棚上げされた政治資金の透明化に関しては議論が難航した。1992年憲法第23条では、ECに政党の収支決算の開示を請求する権限が認められているが、第二期ローリングス政権下でECメンバーであったE. デュモア（Ernest Dumor）は、その行使が特に与党に対して実際には困難だったと述懐している⁽¹⁵⁾。

与野党間協議が停滞するなか、しかし2000年選挙では透明性が大きく向上した。市民社会による選挙監視は1996年選挙以上に拡大し、TUCなど21団体からなる国内選挙監視連合（Coalition of Domestic Election Observers）が5500名を、CCGなど5団体からなる宗教団体フォーラム（Forum of Religious Bodies）が5000名を監視員として展開させた⁽¹⁶⁾。さらに、政府・与党によるメディア介入への規制も始まった。1992年憲法第166条1項では、民間メディア各社による自主規制団体、全国メディア委員会（National Media Commission）に委員長などの人事の独立性が認められているが、NDCはこれに直接的な介入を続けた⁽¹⁷⁾。これが2000年に最高裁で違憲判決を受けたことで、与党ペースでの選挙報道が困難になったのである。

2000年大統領選挙および議会選挙の結果は、表3で示す通りである。ローリングスの後継者ミルズは、NDCの支持基盤であるヴォルタ州と北部三州を固めたものの、過半数の得票には至らなかった。1992年憲法の規定に従って、上位2名による決選投票が行われた結果、表4で示

表3 2000年大統領選挙での主な候補の得票数と得票率（%），および議会選挙での各党の獲得議席数

	投票率	J.A. クフォー	J.E.A. ミルズ	E.N. マハマ	NPP	NDC	PCP	PNC	無所属
ウェスタン州	58.8	314,501 (50.54)	273,355 (43.93)	4,873 (2.90)	8	10	1	—	—
セントラル州	63.9	269,501 (49.68)	237,227 (43.73)	2,791 (0.51)	8	9	—	—	—
グレーター・アクラ州	59.5	574,737 (53.18)	467,017 (43.21)	2,927 (0.27)	16	6	—	—	—
ヴォルタ州	60.3	39,535 (6.94)	506,614 (88.81)	1,905 (0.33)	—	17	—	—	2
イースタン州	63.9	409,635 (54.97)	308,047 (41.34)	4,525 (0.61)	18	8	—	—	—
アシャンティ州	65.1	950,602 (75.55)	286,017 (22.73)	3,138 (0.25)	31	2	—	—	—
ブロング・アハフォ州	58.4	306,512 (50.59)	270,465 (44.64)	10,447 (1.72)	14	7	—	—	—
ノーザン州	64.2	166,827 (29.58)	286,211 (50.75)	45,804 (8.12)	3	18	—	1	1
アッパー・ウェスト州	59.9	27,714 (15.51)	111,345 (62.29)	27,824 (15.57)	2	8	—	1	1
アッパー・イースト州	60.3	44,829 (18.58)	125,753 (52.13)	54,185 (22.46)	—	7	—	1	—
計	61.7*	3,310,393 (48.44)	2,871,051 (44.80)	158,419 (2.5)	100	92	1	3	4

注：*有権者登録数：10,698,652 投票総数：6,620,632 有効投票数：6,381,387

出所：http://africanelections.tripod.com/gh_detail.html；

<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=12586>（2012年12月25日）。

すように、クフォーが勝利した。議会選挙においても、NPPは単独で過半数を獲得するには至らなかったが、ヴォルタ州と北部三州を除いて幅広く党勢を拡張して第一党となったのである。

クフォー—NPPの勝因には、主に以下の三点があげられる。第一に、後継者としての一方的指名が、NDC内部でローリングスへの不満を噴出させ、有力幹部G. タノー（Goosie Tahoh）らが離党したことである。第二に、ローリングス—NDCによる支配の正当性の生命線であった経済パフォーマンスが、1990年代半ば以降、急速に悪化したことである。この点は、第4節で詳述する。第三に、NPPの選挙対策である。2000年選挙のマニフェストでNPPは、貧困削減や女性の権利保護など、社会的弱者への配慮を前面に打ち出した⁽¹⁸⁾。社会経済状況が悪化するなか、このアピールがNDCからの浮動票を呼び込んだと考えられる。この点は、第5節で再度取り上げる。ともあれ、これらの背景のもと、第一回投票で分散した反NDC票を集めたクフォーが勝利し、これに対してミルズやNDCが祝意を示したことで、ガーナでは独立以来初めて選挙を通

表4 2000年大統領選挙決選投票での得票数と得票率(%)

	投票率	J.A. クフォー	J.E.A. ミルズ
ウェスタン州	55.2	358,138 (60.90)	229,978 (39.10)
セントラル州	58.4	302,414 (60.31)	199,006 (39.69)
グレーター・アクラ州	57.4	631,506 (59.95)	421,954 (40.05)
ヴォルタ州	68.9	76,839 (11.53)	589,719 (88.47)
イースタン州	60.9	447,154 (62.41)	269,270 (37.59)
アシャンティ州	65.4	1,027,132 (79.89)	258,623 (20.11)
ブロング・アハフォ州	57.1	342,961 (58.30)	245,300 (41.70)
ノーザン州	59.6	265,076 (48.90)	277,038 (51.10)
アッパー・ウェスト州	57.4	64,163 (38.03)	104,533 (61.97)
アッパー・イースト州	57.8	115,880 (42.83)	154,703 (57.17)
計	60.4*	3,631,263 (56.90)	2,750,124 (43.10)

注：*選挙登録者数：10,698,652 投票総数：6,459,003 票 有効投票数：6,381,387 票
出所：http://africanelections.tripod.com/gh_detail.html (2012年12月25日)。

じた平和的な政権交代が実現し、2000年選挙は同国における民主化の進展を象徴したのである。

2004年選挙

権威主義的な政府への広範な批判が新たな政権を誕生させた場合、新政権側が旧政権関係者をスケープゴートにすることで、社会内部の亀裂が深まることは稀でない。2000年選挙後、クフォー—NPPは少数政党からも閣僚を迎えて国民和解を演出した一方、ローリングスやNDC幹部らに現職時代の住居などの所有を保障するなど破格の待遇で遇し、政治的な軋轢を回避した。しかし、クフォー—NPPは徐々にNDCの過去の暗部にメスを入れ始め、それにともない二大政党間の対立は激化した。その象徴は、2001年12月発効の国民和解法案(National Reconciliation Bill)に基づき設置された国民和解委員会(National Reconciliation Committee : NRC)であった。

ガーナでは政権交代後、従来の反動でPNDC期の弾圧に対する責任追及を求める世論が噴出した⁽¹⁹⁾。議会で200議席中100議席しか確保できず、NDC以外の少数政党の支持を得なければならぬクフォー—NPPは、この反ローリングス世論に応え、2001年7月にPNDCによる暗殺や襲撃といった人権侵害を調査・究明するNRCの設置を提案した。1992年憲法第299条ではPNDCの行為に対する司法審理が禁じられており、NRCは加害者を処罰する権限がなく、歴代政権による人権侵害の事実究明を目的とした。これに対してNDCは「魔女狩り」との批判を強め、2004年2月にローリングスが召喚されるに至り、与野党間での緊張が高まったのである⁽²⁰⁾。その一方で、クフォー—NPP政権下でも、IPACを通じた、選挙に関する与野党の合意形成は継続した。その象徴は、2004年選挙にあわせて実施された選挙区再編である。表5で示すように、

表5 2000年選挙と2004年選挙における一票の格差

	2000年選挙			2004年選挙			2004年－2000年	
	投票者	議席	議席あたり 投票者	投票者	議席	議席あたり 投票者	投票者の 増加数	議席数 の増減
ウェスタン州	622,266	19	35,751	819,162	22	37,235	196,896	3
セントラル州	542,441	17	31,908	707,471	19	37,235	165,030	2
グレーター・アクラ州	1,080,775	22	49,126	1,750,707	27	64,841	669,932	5
ヴォルタ州	570,326	19	30,017	705,827	22	32,083	135,501	3
イースタン州	745,235	26	28,663	920,672	28	32,881	175,437	2
アシャンティ州	1,258,316	33	38,131	1,655,724	39	42,455	397,408	6
ブロング・アハフォ州	605,902	21	28,852	763,005	24	31,792	157,103	3
ノーザン州	563,959	23	24,520	756,661	26	29,102	192,702	3
アッパー・ウェスト州	178,742	12	14,895	211,735	10	21,174	32,993	-2
アッパー・イースト州	240,622	9	26,736	334,785	13	25,753	94,163	4

出所：表6、10より作成。

表6 2004年大統領選挙での主な候補の得票数と得票率（%），および議会選挙での各党の獲得議席数

	投票率	J.A. クフォー	J.E.A. ミルズ	E.N. マハマ	NPP	NDC	PNC	PCP	無所属
ウェスタン州	83.6	463,990 (56.64)	334,992 (40.89)	6,935 (0.85)	12	8	—	2	—
セントラル州	84.4	414,339 (58.57)	277,433 (39.21)	5,718 (0.81)	16	2	—	1	—
グレーター・アクラ州	84.4	910,159 (51.99)	811,883 (46.37)	16,065 (0.92)	16	11	—	—	—
ヴォルタ州	87.6	100,659 (14.26)	591,696 (83.83)	6,451 (0.91)	1	21	—	—	—
イースタン州	82.2	554,933 (60.27)	353,356 (38.38)	5,532 (0.60)	22	6	—	—	—
アシャンティ州	88.7	1,235,359 (74.61)	398,362 (24.06)	14,082 (0.85)	36	3	—	—	—
ブロング・アハフォ州	83.0	396,461 (51.96)	351,384 (46.05)	9,306 (1.22)	14	10	—	—	—
ノーザン州	88.0	273,897 (36.20)	430,818 (56.94)	38,520 (5.09)	8	17	—	—	1
アッパー・ウェスト州	81.2	68,238 (32.23)	119,982 (56.67)	20,306 (9.59)	1	7	2	—	—
アッパー・イースト州	81.6	106,003 (31.66)	180,462 (53.90)	42,460 (12.68)	2	9	2	—	—
計	85.1*	4,524,074 (52.45)	3,850,368 (44.64)	165,375 (1.92)	128	94	4	3	1

注：*選挙登録者数：10,354,970 投票総数：8,813,908 有効投票数：8,625,785
出所：http://africanelections.tripod.com/gh_detail.html (2012年12月25日)。

2004年選挙では選挙区が200から230に増加したが、2000年選挙で最も投票者数が多かったアシャンティ州が最も多い6議席増であった一方、同じく2000年選挙で議席当たり投票者数が最も多かったグレーター・アクラ州は5議席増にとどまった。また、NDCの支持基盤であるヴォルタ州は3議席増であったが、2000年選挙で投票者数と議席当たり投票者数が同州と同程度だったセントラル州やイースタン州は、2議席の増加にとどまった。小選挙区制における選挙区の設定は政権側に有利な設定になりがちであるが、この選挙区再編ではNPPとNDCのそれぞれの主な支持基盤で重点的に議席が増やされ、逆に両党にとって重要性が低い州ほど議席増加の恩恵から縁遠く、これによって二大政党間の合意形成が可能になったといえよう。

与野党の「ゲームのルール」に関する合意に基づいて実施された2004年選挙の結果は、表6の通りである。大統領選挙では、ヴォルタ州と北部三州を除き、クフォーがミルズを得票率で大きく上回り、第一回投票で当選を決めた。議会選挙では、NDCが128議席を獲得し、単独過半数を確保した。また、ヴォルタ州とアッパー・イースト州でNPP候補が初めて議席を確保するなど、従来NDCの固い支持基盤であった地域でも、NPPの党勢拡張が顕著であった。

この選挙結果は、NRC設置要求に象徴される反ローリングス—NDC感情だけでなく、クフォー—NPPの政策によるところも看過できない。クフォー—NPPは、IMFや世界銀行との協議に基づき、2003年にガーナ貧困削減戦略（Ghana Poverty Reduction Strategy : GPRS）を導入し、これに基づいて北部のサバンナ地帯や農村、さらに南部最大の貧困地域であったセントラル州などで、教育や保健といった基礎的社会サービスの拡張が図られた⁽²¹⁾。これらの地域で、2000年選挙と比較してNPPの得票率が高いことは、クフォー政権の「現職の有利」を示唆する。

2008年選挙

議会外での二大政党の対立は、NPPが議席の過半数を保有し、少数政党の歓心を買う必要がなくなった第二期クフォー政権のもとでも顕在化した。特にNDCの主要メンバーの過去の行状に対する追及は激しさを増し、2007年1月には最高裁が、ローリングス政権のもとで通商産業大臣（Minister of Trade and Industry）だったD.K.アボダクピ（Daniel Kwasi Abodakpi）に対して、「意図的に国家に財政的損失を与えた」嫌疑で10年の禁固刑を言い渡した。NDCはこの司法審理が政治的であったと抗議し、議会での審議をボイコットする事態となった。

他方、政策レベルでは、海外居住者に在外投票を認める修正人民代表法（Representation of the People Amendment Law : ROPAL）が二大政党間で大きな争点となった。海外に居住するガーナ人は約300万人で、そのなかにはPNDC時代に国外に逃れた人々も多く、総じてNPP支持者が多いとみられる⁽²²⁾。2007年にNPPの一部議員が提出した同法案に対して、NDCは2008年選挙結果のボイコットも辞さない姿勢を示し、最終的にROPAL法案は成立が見送られた。

このように、二大政党は議会の内外で政策・法案レベルにとどまらない対立を繰り広げたが、その一方で選挙の安定的な実施を図る構図は、2008年選挙においても共通した。その象徴は、

表7 2008年大統領選挙での主な候補の得票数と得票率(%)、および議会選挙での各党の獲得議席数

	N.A.D. アクフォ＝アドゥ	J.E.A. ミルズ	E.N. マハマ	NDC	NPP	PNC	CPP	IND
ウェスタン州	376,270 (47.55)	372,400 (47.06)	3,206 (0.41)	11	10	—	1	—
セントラル州	313,665 (45.97)	345,126 (50.58)	2,693 (0.39)	11	8	—	—	—
グレーター・アクラ州	768,465 (46.03)	870,011 (52.11)	6,262 (0.38)	18	9	—	—	—
ヴォルタ州	99,584 (14.98)	551,046 (82.88)	3,271 (0.49)	21	1	—	—	—
イースタン州	491,520 (57.14)	353,522 (41.1)	2,948 (0.34)	7	19	—	—	1
アシャンティ州	1,214,350 (72.4)	438,234 (26.13)	5,464 (0.33)	3	34	—	—	2
ブロング・アハフォ州	392,588 (50.56)	370,404 (47.7)	4,038 (0.52)	8	15	—	—	—
ノーザン州	303,406 (38.27)	450,564 (56.84)	16,638 (2.1)	21	4	—	—	1
アッパー・ウェスト州	81,137 (37.72)	116,922 (54.36)	8,625 (4.01)	6	3	1	—	—
アッパー・イースト州	118,454 (35.25)	188,405 (56.06)	20,349 (6.06)	8	4	1	—	—
計	4,159,439 (49.13)	4,056,634 (47.92)	73,494 (0.87)	114	107	2	1	4

出所：Electral Commission of Ghana

[<http://www.ec.gov.gh/page.php?page=395§ion=51&typ=1&subs=438> (2012年12月25日)].

クフォー政権によるローリングスの処遇にあった。既に述べたように、クフォー政権のもとではNDC幹部に対する司法を通じた汚職追及が加速し、その対象はローリングスの妻ナナ・ローリングス(Nana Rawlings)やPNDC幹部だったT.チカタ(Tsatsu Tsikata)元・ガーナ国営石油公社(Ghana National Petroleum Corporation)総裁にも及んだ⁽²³⁾。しかし、NRCでの審理と異なり、ローリングス自身がその対象になることはなかった。

2000年の政権交代においてクフォー—NPPに祝意を示したローリングスは、しかしその後、ガーナ国内政治の不安定要因と目されるに至った。ローリングス支持者を排除する軍隊改革やNRC設立を受け、2003年8月と2004年11月にはローリングス支持の兵士らによるクーデタ計画が発覚したことは、これを象徴する⁽²⁴⁾。国民的な支持に陰りがみえたとはいえ、ローリングス自身を司法の場に引き出すことは、第四共和制そのものを存亡の危機に追い込む恐れがあったのである。「魔女狩り」とも形容されるNDC幹部への制裁を行いながら、クフォー政権がローリングス、さらに現職のNDC議員を政治的に排斥しなかったことは、二大政党間の決定的な対立

を回避し、選挙を通じて政権を争う複数政党制の維持を前提にしたものであったといえよう。

他方、2004年選挙結果の不正を主張するなど、NPPへの批判を展開しながらも、ローリングスもやはり議会制民主主義の破綻を回避する動きをみせた⁽²⁵⁾。2006年12月、2008年選挙における大統領候補を選出するNDC党大会で、ローリングスはそれまでと異なり特定の候補を支持せず、自らの傀儡としての立場からミルズを、少なくとも形式上解放したことで、NDCの党内民主主義の発達をアピールした⁽²⁶⁾。それは同時に、ローリングスが前面に立つことで二大政党間の対立が抜き差しならないものになることを回避することにも寄与したといえよう。

この環境下で実施された2008年選挙の結果は、表7で示す通りである。クフォーの後を受け、NPP大統領候補となったN.アクフォ＝アドウ(Nana Akufo-Addo)は、アシャンティ州と自らの出身地イースタン州で支持を伸ばしたが過半数には及ばず、決選投票でミルズに逆転負けを喫した。議会選挙でも、NDCが過半数を獲得した。これにより、ガーナでは二度目の政権交代が実現し、2008年選挙は二大政党制の定着をさらにうかがわせる結果になったのである。

2. 二大政党制の伝統

CPP系とPP系の対立の歴史

前節で確認した二大政党制の発達は、しかし第四共和制において突如生まれたものでなく、ガーナの政治史を大きな背景とする。すなわち、ガーナでは独立以来、二つの政治勢力が争う構図が定着してきており、これが第四共和制で二大政党制を生む大きな土壌になったのである。ガーナにおける政治的な対立軸は、独立直後の第一共和制(1957-66)を率いたK.ンクルマ(Kwame Nkrumah)大統領と会議人民党(Convention People's Party: CPP)の潮流に属する勢力と、第二共和制で首班を務めたK.A.ブシア(Kofi Abrefa Busia)首相と進歩党(Progress Party: PP)の流れを汲む勢力からなる。両者の対立は、独立運動の時期にその萌芽を確認できる。

英領ゴールドコーストでは、英国留学経験をもつ大学教員などにより1946年8月に結成されたゴールドコースト統一会議(United Gold Coast Convention: UGCC)が、独立運動の嚆矢となった。弁護士で指導者のJ.B.ダンクァ(Joseph B. Danquar)をはじめ、そのメンバーの多くは英国的自由主義を奉じるエリート層であり、植民地の一般住民との乖離が大きかった。そのためUGCCは、政治運動を担う活動家として、ロンドンを拠点とする西アフリカ民族事務局(West Africa National Secretariat)でアフリカ解放運動に従事していたンクルマを招聘したのである。

ところが、「出来るだけ早く自治を」(Self-Government in the Shortest Possible Time)の標語の下、英国との穏当な交渉を模索するUGCC主流派と対立したンクルマは、1949年6月にこれから離脱してCPPを結成し、「今すぐの自治を」(Self-Government Now)を標語に労働組合と協力し、生活苦に由来する都市住民の不満を吸収してストライキやデモを主導するに至った。その動員力により、CPPは英国植民地のもとで1951年、54年、56年に実施された総選挙で第一

党の座を占め、ンクルマは独立運動の中心になったのである。

労働組合を主な支持基盤としたこともあり、ンクルマ—CPPには社会主義的な主張が顕著で、独立後は社会主義とパン・アフリカニズムを融合させたンクルマイズムと呼ばれる公式イデオロギーを掲げた⁽²⁷⁾。これに基づき、主要輸出品目であるカカオ豆の買い上げ、流通、販売が国営のカカオ・マーケティング・ボード (Cocoa Marketing Board) によって独占されたほか、ソ連からの技術支援に基づくヴォルタ河の多目的ダム建設など、「ジェット推進型」と呼ばれる国家主導型の産業化が進められた⁽²⁸⁾。しかし、カカオ豆収益に占める国庫収入を増やすために、生産者価格が低く抑えられたことは農村住民の生産インセンティブを減退させ、さらに大規模な開発プロジェクトは政府財政への大きな負担となった。経済的停滞にともない、ンクルマ政権は独裁化の度合いを強め、1963年には一党制が導入された。かつてのUGCC主流派を中心とする国民解放運動 (National Liberation Movement : NLM) などの野党は非合法化され、1965年2月にはCPPに拘束されていたダンクァが獄中で死亡するなど、反体制派の取り締まりが強化された。

この状況下、1966年2月、軍と警察によるクーデタが発生し、国民解放評議会 (National Liberation Council : NLC) による第一軍政が樹立された。NLCには反CPP路線が鮮明で、ほとんどのCPP関係者を公職から追放した一方、ダンクァ死亡後のNLM中心メンバーで、ンクルマ政権末期に英国への亡命を余儀なくされていたブシアを政治委員長に迎えた。1969年9月に実施された議会選挙では、NLCの支援を受けたブシアのPPが58.68パーセントを獲得し、CPP系のK.A.グベデマ (Komla Agbeli Gbedemah) 率いる自由国民同盟 (National Alliance of Liberals) を下して、第二共和制の与党となったのである。

CPP系とPP系の差異

独立期から第二共和制までの間に生まれたCPP系とPP系の二大勢力は、その後ガーナにおける政治的な対立軸を形成した。第二共和制の後、三度のクーデタを経た、第三共和制樹立にもなう1979年9月の選挙は、CPP系の人民国家党 (People's National Party : PNP) とPP系の人民戦線党 (Popular Front Party) の、事実上の一騎打ちであった。第四共和制樹立以前に、独立期に端を発する二大勢力の間には、既に対立関係が定着していたのである。

両者はイデオロギー的差異だけでなく、エスノ＝リージョナルな支持基盤においても大きく異なる。このうち、PP系は主にガーナ最大のエスニシティ、アシャンティ (Ashanti) によって支持されてきた⁽²⁹⁾。1700年頃までに建国されたアシャンティ王国を構成したアシャンティは、現在でもガーナ人口の約40パーセントを占め、アサンテヘネ (Asantehene) と呼ばれる伝統的首長を精神的支柱にしている⁽³⁰⁾。植民地統治のもと導入されたカカオ豆栽培は、独立後もガーナの主要産業となったが、その主な産地はアシャンティ州であった。英国との貿易に利益を見出しやすかったアシャンティで、自由貿易や自由主義的規範が受容されやすかったことは偶然でない。

これに対して、ンクルマ自身が近代的なナショナリズムを強調したこともあり、CPPはエスニッ

くな紐帯に立脚した政党ではなかった。むしろ、ンクルマは社会主義イデオロギーに基づき、伝統的首長層に管轄権のあった土地を国有化するなど、エスニックな紐帯に基づく政治構造からの転換を図ったのである⁽³¹⁾。さらに、1963年の一党制導入には、独立直前に雨後の筍のごとく生まれた、地域的な利益のみを追求するエスノ＝リージョナルな政党を禁止する側面もあった。

しかし、地域的利益の否定は、結果的に CPP に対する北部の支持を固めた。北部のノーザン州、アッパー・イースト州、アッパー・ウェスト州には、全人口の約 15 パーセントを占めるモル＝ダグバニ (Mole-Dagbani) 語系のダゴンバ (Dagomba)、フラフラ (Frafra)、マンプリシ (Mamprusi) などのエスニシティが混在しているが、多くがムスリムである点でキリスト教徒が多い南部と異なる。さらにサバンナ地帯で、総じて所得水準が低いこともあり、自由主義的なアシャンティ中心の南部への対抗心も強い。これらの背景のもと、北部では伝統的に CPP 系が支持されており、第三共和制樹立にあたっての 1979 年大統領選挙で勝利した、CPP 系の PNP に所属した H. リマン (Hilla Liman) がノーザン州出身だったことは、これを象徴する。

ローリングスによる CPP 系のハイジャック

このように、ガーナでは独立以来、政治的イデオロギーとエスノ＝リージョナルな紐帯で結合した CPP 系対 PP 系の対立があった。しかし、「人民革命」を掲げたローリングスは、既存の二大勢力によって率いられた歴代政権のいずれもが腐敗と独裁にまみれていたとして、政党政治に不信感を隠さなかった⁽³²⁾。体制転換に踏み切った際の NCD 報告書では、「国民の多くがこれ（複数政党制）に反対でない」としながらも、「汚職の温床にならないように注意すべき」と記された⁽³³⁾。これは、ローリングスが最後まで複数政党制に不信感を抱いていたことを示唆する。

ところが、複数政党制への転換が余儀なくされるなか、ローリングスは二大勢力のうち、CPP 系の伝統をハイジャックしたのである。ローリングスは 1992 年選挙戦終盤にンクルマの生地ンクロフル (Nkroful) を訪れるなどンクルマイストの正統な後継者としてのイメージ化を図った。特に若年層のンクルマイストには、旧来の CPP 系より、経済復興の実績のあるローリングス支持に回る者が目立った⁽³⁴⁾。経済復興のパフォーマンスや汚職への厳しい処置で国民的な人気を博していたローリングス — NDC は、しかし同国の政党政治において新興勢力であった。自らを「ンクルマの正統な後継者」と位置づけることで、ローリングスはアウトサイダーから伝統的な二大勢力の一方の政党政治家へとイメージを昇華させ、CPP 系の支持基盤を吸収したのである。

これにより CPP 系は分裂を余儀なくされ、1992 年の政党結成解禁によって小規模のンクルマイスト政党が林立した。このなかには、第三共和制大統領だったリマンが率いた人民全国会議 (People's National Convention : PNC) も含まれるが、第 1 節で確認したように、いずれのンクルマイスト政党も各選挙で大きな存在感を示すことができていない。これに対して、ハイジャックを免れた PP 系は NPP への結集に成功し、貧困層や農村住民に支持基盤をもつ NDC への明確な対抗勢力として、アシャンティのみならず都市中間層や自営業者らの支持を集めることとなっ

た。以上に鑑みれば、ガーナ第四共和制で二大政党制が形成された背景には、同国の政治史と、それを踏まえたローリングスの選挙戦術があったといえよう。

3. エスノ＝リージョナルなバランス

エスノ＝リージョナルな紐帯による投票

とはいえ、二大陣営の勢力が拮抗しなければ、二大政党制には帰着しない。この点からガーナにおいて注目すべきは、エスノ＝リージョナルなバランスである。アフリカにおいて、エスノ＝リージョナルな紐帯に基づく投票行動は、国民統合や民主主義の定着を阻害する要因として捉えられており、1992年憲法でも政党結成に以下の要件が求められている。すなわち、a) 設置者のうち少なくとも一名以上が各郡（district）にいること、b) 全ての州（region）で三分の二以上の郡に支部をもつこと、c) 政党名、マーク、シンボルカラー、標語その他のシンボルがエスニック、地域的、宗教的な意味を持たず、その活動が特定の人々に限定されないこと（第55条7項）である。これらはいずれも、特定のエスニシティや地域の影響が強い政党を規制するものであり、少数派エスニシティにとって不利である一方、第一共和制で発生した、特殊利益のみを強調するエスノ＝リージョナルな小政党の林立を避ける規定といえよう。

ただし、これらの憲法上の規定にも関わらず、実際には各政党が特定のエスノ＝リージョナルな支持基盤をもつことは明らかであり、アシャンティ主体のNPPはその典型例である。カカオの主要産地であるアシャンティ州は、ローリングスが推し進めた規制緩和と市場経済化で最も利益を得た地域であるにもかかわらず、第1節でみたように、第四共和制下のいずれの選挙においても、同州ではNPPが勝利している。すなわち、NPPに対するアシャンティの支持は、概ねエスノ＝リージョナルな紐帯に基づくものと捉えられよう。また、ノーザン州出身のリマンが創設したPNCに対して、北部一帯で支持が目立つことも、同様の観点から理解できる。

これに対して、NDCのエスノ＝リージョナルな支持基盤には、伝統的なものと第四共和制に特有のものがある。NDCはいずれの選挙においても北部三州とヴォルタ州で勝利している。このうち、北部三州は前節でみたように伝統的にCPP系への支持が大きいのが、それに加えてPNDCによる農村重視の政策からも恩恵を受けた地域である。他方、ヴォルタ州でのNDC支持は、ローリングスの母親が同州に多く居住するエウエ（Ewe）出身であることに由来しており、北部三州と必ずしも同一の背景によるものではない⁽³⁵⁾。

しかし、その背景に差異があるとしても、いずれの選挙でも北部三州とヴォルタ州で多くの有権者がNDCを支持したことは、二大政党制の樹立に大きな意味をもつ。表3からは、2000年選挙で、アシャンティ州での投票数が全投票数の約34パーセントであったのに対して、ヴォルタ州での投票数は全体の約15パーセントに過ぎないことが看取される。しかし、北部三州のNDC支持により、人口に由来する両党間のエスノ＝リージョナルな支持者数の格差は縮小する。やは

り表3から看取されるように、2000年選挙ではアシャンティ州のNPP支持者が約95万人であったのに対して、北部三州とヴォルタ州におけるNDC支持者の合計は約103万人であった。

エルドマンとバセドは、特定のエスニシティを中核に、複数のエスニシティによって構成される政党を「エスニック連合党 (ethnic congress party)」と呼んだ⁽³⁶⁾。NDCがエウェと北部の「エスニック連合党」となったことは、全国規模でNDCとNPPの勢力拮抗を促し、ガーナにおける二大政党制の誕生に結び付いたのである。同時にここからは、ガーナにおける二大政党制が、各選挙区でNDCとNPPが勢力を拮抗させた結果ではなく、特定の政党に対するエスノ＝リージョナルな支持が、全国レベルでバランスがとれた結果であることが理解できよう。

特定の政党を支持しない地域

とはいえ、エスノ＝リージョナルな紐帯に基づく投票行動が、NDCとNPPへの得票の収斂を生んだとしても、その勢力の振幅が定期的に発生しなければ、政権交代の常態化を特徴とする二大政党制には至らない。この観点から、アシャンティ州、ヴォルタ州、北部三州以外の五州における投票行動を検討する必要がある。各選挙結果から確認できるように、ブロング・アハフォ、セントラル、イースタン、ウェスタン、グレーター・アクラの五州では、第四共和制のもとで一貫して優位な政党はない。すなわち、これらの州では特定の政党に対して、エスノ＝リージョナルな紐帯に基づく無条件の支持が希薄で、優勢な政党が定期的に入れ替わってきたのである。

各州のエスニックな構成を確認すると、これらの州に多いファンティ (Fanti)、ブロノ (Brono)、アキユム (Akyem)などは、全人口の52パーセントを占めるアカン語系に属する点でアシャンティと共通するが、これらのグループは自らの領域・文化に対するアイデンティティから、必ずしもアシャンティに無条件に協力するわけでない。第一共和制時代、アシャンティ中心のNLMと敵対したンクルマ—CPPに協力的であったことで、ブロングがブロング・アハフォ州として独自の立場を獲得したことは、その象徴である。ブロング以外の他のアカン語系や、アクラ周辺を生活拠点とする総人口比8パーセントのガ＝アダンベ (Ga Adangbe) 語系も、人口規模や社会経済的影響力で抜きん出て大きいアシャンティに少なからず警戒感をもつ点で共通する⁽³⁷⁾。

ただし、これら五州でもエスノ＝リージョナルな投票行動は皆無でなく、2008年選挙でイースタン州でアクホ＝アドゥとNPPの得票が目立ったことは、その象徴である。また、伝統的首長層の集票力も他地域と同様に大きく、NDC不利の事前観測が流れた2000年選挙では、ローリングス政権がヴォルタ州から首長層をこれら各州に派遣し、現地の首長層に集票のノウハウを伝授させている⁽³⁸⁾。すなわち、これら五州では各党の支持基盤がエスニシティや共同体単位でモザイク状に分散しており、アシャンティ、ヴォルタ、北部の各州と比較して党勢が流動化しやすいのである。これは二大政党制に不可欠な、定期的な政権交代を生む背景になっているといえよう。

4. 社会経済的要因

二大政党の社会的住み分け

以上のように、ガーナには二大勢力に収斂しやすい州とともに、特定の政党を無条件に支持しない州があることが確認された。これに照らせば、エスノ＝リージョナルな紐帯のみで二大政党制の形成を説明できないことから、社会経済的要因を考察に加える必要が指摘されよう。

S.I. リンドバーグ (Staffan I. Lindberg) と M.K.C. モリソン (Minion K.C. Morrison) は、アシャンティ、ヴォルタ、セントラル、グレーター・アクラの各州において、居住地域 (都市と農村)、年齢、性別、所得、職業といった社会経済的属性に基づいて有権者の投票行動を調査し、1996年と2000年選挙における固定票 (core voters) と浮動票 (swing voters) のパターン分布を分析した⁽³⁹⁾。それによると、593名の有効回答のうち、1996年と2000年の選挙で連続して同一の党に投票した調査対象者は485名に上り、全体の82パーセントを占めた。これら固定票のうち、表9で示すように、男女間で支持政党の大きな差はなかったが、それ以外の属性の多くには支持政党との関連が看取される。すなわち、農村居住者、低学歴層、未熟練労働者、民間セクター就労者、低所得者にNDC支持者が多く、都市居住者、高学歴層、熟練労働者、公共セクター就労者、高所得者にNPP支持者が目立つのである。

この類型は、独立期からの歴史だけでなく、第五軍政期からの二大勢力と各社会階層の関係を反映している。PNDC支配の時代、ローリングスによる批判の矛先は政党政治家だけでなく、歴代政権とフォーマル、インフォーマルを問わず結びつき、個別の利益を追求していた企業家、公務員、労働組合にも向かった。このうちTUCは、国営企業職員を中心に10万人以上の構成員を抱え、最大の動員力をもつ勢力として、歴代政権を支えることで特権的利益を享受していた⁽⁴⁰⁾。

第五軍政期、ローリングスはこれら既存のエリート層に対する「聖戦 (Holy War)」を宣言し、他方で歴代政権から政治的に見放されていたインフォーマル・セクター就労者、未熟練労働者、農村住民の組織化を図った。クーデタ直後に設立された、都市インフォーマル・セクター就労者を包摂する労働者防衛委員会 (Worker's Defence Committee : WDC) や、農村など居住区単位で住民を組織化する人民防衛委員会 (People's Defence Committee : PDC) は、その典型である。このうち、WDCは民間企業の占領や企業家の資産没収、TUC幹部や熟練労働者に対する襲撃・暴行の実働部隊となった⁽⁴¹⁾。WDCとPDCは1983年に革命防衛委員会 (Committee for the Defence of the Revolution : CDR) に糾合されたが、その後もPNDC支配を支え続けた。NDCはCDRに代表される、自らが組織化した低所得層や農村住民からの支持に立脚していたのであり、リンドバーグとモリソンの調査は、この歴史的背景を裏付けるものといえよう。

さらに、この調査結果からは高所得層や熟練労働者にNPP支持者が多いことが確認されるが、これもやはり第五軍政期からの経緯と無縁でない。資本家層はPNDC/NDCによる規制緩和と

表 8 2000 年選挙における社会経済的属性別投票行動

		固定票				浮動票*				合計	浮動票 の対合 計比 (%)
		NDC	NPP	その他	小計	NDC	NPP	その他	小計		
居住地域	農村	198(60)	125(38)	7(2)	330(100)	6(8)	56(79)	9(13)	71(100)	401	17.7
	都市	56(36)	99(64)	—(0)	155(100)	8(22)	26(70)	3(8)	37(100)	192	19.2
性別	男性	142(49)	141(49)	5(2)	288(100)	9(13)	52(75)	8(12)	69(100)	357	19.3
	女性	112(57)	83(42)	2(1)	197(100)	5(13)	29(76)	4(11)	38(100)	235	16.1
年齢	18-24 歳	26(64)	14(34)	1(2)	41(100)	—(0)	7(87)	1(13)	8(100)	49	16.3
	25-34 歳	71(47)	77(51)	3(2)	151(100)	9(23)	24(62)	6(15)	39(100)	190	20.5
	35-54 歳	120(55)	95(44)	3(1)	218(100)	5(10)	41(82)	4(8)	50(100)	268	18.6
	55 歳以上	37(50)	37(50)	—(0)	74(100)	—(0)	9(90)	1(10)	10(100)	84	11.9
教育水準	初等教育以下	135(55)	111(45)	1(0)	247(100)	3(5)	50(85)	6(10)	59(100)	306	19.2
	中等教育	86(58)	58(39)	4(3)	148(100)	7(19)	23(64)	6(17)	36(100)	184	19.5
	高等教育	29(35)	52(63)	2(2)	83(100)	4(33)	8(67)	—(0)	12(100)	95	12.6
職業	無職	21(47)	23(51)	1(2)	45(100)	2(12)	11(69)	3(19)	16(100)	61	26.2
	未熟練労働者	119(60)	75(38)	5(2)	199(100)	2(5)	35(90)	2(5)	39(100)	238	16.3
	商業	63(57)	48(43)	—(0)	111(100)	2(10)	16(76)	3(14)	21(100)	132	15.9
	熟練労働者	38(34)	71(65)	1(1)	110(100)	6(23)	17(65)	3(12)	26(100)	136	18.9
	政治家・首長	4(80)	1(20)	—(0)	5(100)	—(0)	—(0)	1(100)	1(100)	6	16.6
セクター	学生	9(69)	4(31)	—(0)	13(100)	—(0)	2(100)	—(0)	2(100)	15	13.3
	民間	189(57)	138(42)	5(1)	332(100)	7(10)	56(82)	5(8)	68(100)	400	17.0
	公共	30(35)	55(64)	1(1)	86(100)	5(25)	11(55)	4(20)	20(100)	106	18.5
	無職・退職	23(46)	26(52)	1(2)	50(100)	2(11)	13(72)	3(17)	18(100)	68	26.4
月収(1000 セディ)	0-150	49(52)	44(47)	1(1)	94(100)	3(10)	24(80)	3(10)	30(100)	124	24.1
	151-600	57(44)	71(55)	1(1)	129(100)	4(12)	25(73)	5(15)	34(100)	163	20.8
	601-1200	21(38)	34(62)	—(0)	55(100)	1(13)	6(75)	1(13)	8(100)	63	12.6
	1200 以上	10(35)	19(65)	—(0)	29(100)	3(50)	3(50)	—(0)	6(100)	35	17.1

注*：1996 年選挙と異なる投票行動を取った者を指す。

出所：Staffan I. Lindberg & Minion K.G. Morrison (2005) “Exploring Voter Alignments in Africa : Core and Swing Voters in Ghana.” *Journal of Modern African Studies*, 43 (4), pp.565-586.

必ずしもイデオロギー的に敵対するものでなく、むしろカカオ農家と並んで、その恩恵を最も受けた階層であった⁽⁴²⁾。しかし、資本家層は PNDC 時代の「聖戦」の主たる標的となっただけでなく、体制転換後も NDC 支持者による嫌がらせや監視の対象となっただけでなく、経営者団体が政府と経済政策について実質的に協議する機会ほぼ皆無であった⁽⁴³⁾。一方で正規労働者は、国営企業の民営化、通貨切り下げによる輸入品価格の高騰、公共サービスの有料化といった経済改革の

表9 1996年、2000年選挙における浮動票の移動

		1996年選挙の投票			
		NDC	NPP	その他	計
2000年選挙の投票	NDC	254 (94.8)	12 (4.5)	2 (0.7)	268 (100)
	NPP	77 (25.2)	224 (73.2)	5 (1.6)	306 (100)
	その他	10 (52.6)	2 (10.5)	7 (36.9)	19 (100)

出所：Lindberg and Morrison (2005), p.573.

ダメージを最も受けた階層であった。そのため、TUCは「人民革命」のレトリックに理解を示しながらも、第五軍政期にPNDCへの批判を強め、体制転換を求める大きな勢力となった⁽⁴⁴⁾。以上から、二大政党の固定票に関するリンドバーグとモリソンの調査結果は、概ね首肯できよう⁽⁴⁵⁾。

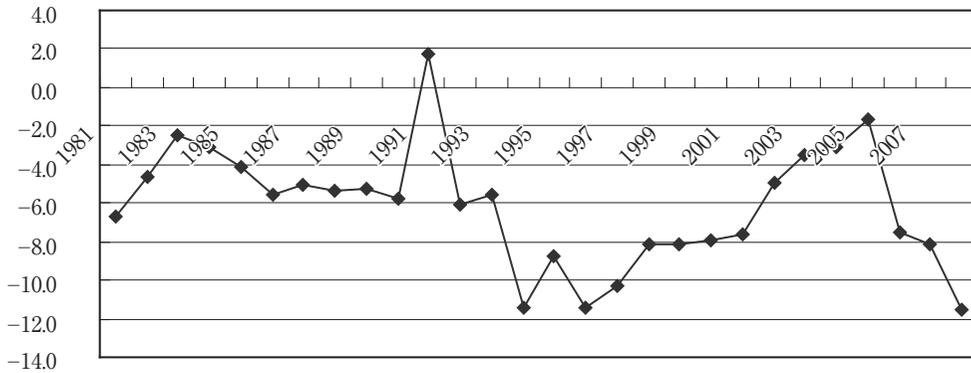
2000年政権交代を生んだ社会経済的背景

これに加えて、リンドバーグとモリソンの調査は、2000年政権交代の要因を検討するうえでも重要である。表10からは、2000年選挙において、全体の二割に満たない浮動票のほとんどがNPPに流入したことが確認される。リンドバーグとモリソンは固定票と浮動票を明確に区切る社会的属性はないとしながらも、2000年選挙でNPPに流入した浮動票の多くが、低学歴層、失業者、低所得層のものであったと指摘する⁽⁴⁶⁾。すなわち、従来NDCの支持基盤であった階層に、2000年選挙におけるNPP支持への転向が目立つのであり、これは1990年代半ばからのガーナにおける社会・経済状況に由来するものと考えられる。

PNDC時代、ローリングス政権は国営企業の縮小などにより財政収支の改善に努め、1980年代初頭のインフレは収束した。しかし、体制転換を契機にローリングス—NDCは、大規模な開発プロジェクト、公務員や国営企業職員の給与引き上げといった選挙対策を行った結果、図3で示すように財政収支は1993年以降、急速に悪化した⁽⁴⁷⁾。これに1990年代末の金の国際市場価格下落が税収減に拍車をかけた。財政赤字はインフレの再燃を呼んだほか、農業補助金の削減をも余儀なくし、1980年代に一旦浮揚した農村居住者の実質所得を再び低減させた。これが農村からの人口流入に拍車をかけ、農村から都市への人口移動が加速したのである⁽⁴⁸⁾。都市人口の急速な増加は雇用機会をめぐる競争を激化させ、都市貧困層を一層困窮させた。

この環境のもと、都市貧困層や農村住民に対するNDCの求心力は、体制転換後に停滞した。1982年にナナ・ローリングスを代表に結成された12月31日女性運動(31st December Women's Movement : DWM)は、第五軍政期を通じてPNDCの主な支持母体であったが、体制転換後は女性のためのデイケアサービスを最重要業務として掲げ、公式には150万人以上のメンバーを抱えた。しかし、J.メンサー(Joseph Mensah)とE.F.アントー(Ernestina Fredua Antoh)は、66の女性団体を対象とする1998年の調査で、ヤム販売協会(Yam Seller Association)など職

図3 ガーナにおける財政赤字の対 GDP 比 (%)



注：(歳出額-歳入額)÷GDP×100で産出

出所：Bank of Ghana, *Annual Report*; World Bank, *Africa Development Indicators* から作成。

業別の自発的結社がメンバーの子供を預かるなどの活動をしていた一方、DWMには日常的な活動が確認されなかったと報告している⁽⁵⁰⁾。また、DWMにはメンバーの識別が曖昧であった一方、ほとんどの低所得層女性が職業団体の他、宗教団体や互助組合など複数の団体に加入していた⁽⁵¹⁾。すなわち、多くの低所得層女性にとってDWM加入は選択肢の一つに過ぎず、ここから人民革命の熱狂が遠ざかり、生活状況が悪化するなかで具体的サービスに乏しいDWMの求心力低下がうかがえる⁽⁵²⁾。このような状況下で、先述のように2000年選挙においてNPPは貧困対策に主眼を置いた公約を掲げた⁽⁵³⁾。これが一部の低所得層のNDCからの離反を促したとみられ、2000年選挙での政権交代に少なからず影響を及ぼしたと考えられるのである。

2008年選挙での揺れ戻し

2000年選挙でリンドバーグとモリソンが行ったものと類似の調査は、やはり政権交代が実現した2008年選挙においては、寡聞にして聞かない。しかし、2008年選挙もまた、経済状況が急速に悪化し、なかでも貧困層が政権党に不満を募らせやすい環境にあった点で、2000年選挙と共通する。以下では、この観点から、2008年選挙に至る時期の社会経済状況について整理する。

財政赤字が深刻化するなか、2000年選挙で勝利したクフォー—NPPは、債務免除と引き換えに医療や教育など基礎的社会サービスの拡充を図る重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries: HIPC)イニシアティブをIMF・世界銀行に申請した。これにともない、第1節で述べたように、GPRS策定と、基礎的社会サービスを重視した予算編成が進められたのである⁽⁵⁴⁾。このシフトは、2000年国連総会で採択されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals)に代表される、国際的な開発トレンドに合致するものである。しかし、国内政治の文脈からみたとき、これはローリングス—NDCの路線からの転換をも象徴する。HIPCイニシアティブへの申請とGPRS策定は、ローリングスにとって自らの成果を否定することに繋がるため、こ

れを難色を示した。逆に、クフォー—NPP にとっては、前政権との差異化を図り、さらに自らの「エリートの政治家・政党」のイメージを転換する効果があったといえよう。

貧困対策をアピールする一方、クフォーは2001年1月の大統領就任演説で「ビジネスの黄金時代 (Golden Age of Business)」の到来を宣言し、民間セクター開発省 (Ministry of Private Sector Development) の設立を表明した。クフォー政権は市場経済を通じた貧困対策を企図し、やはり2001年には中小企業の新規投資を支援する小規模企業全国ボード (National Board for Small Scale Industries) が設立された。これらの経済政策は、ローリングス—NDCの主な支持基盤である、低所得層への支持拡大を図る側面があったといえよう。

しかし、クフォー政権期を通じて、ドナーの意向を反映させた市場経済化は、国民生活に少なからず負の影響を受けた。鶏肉の輸入関税の問題は、その象徴である。多くのアフリカ諸国と同様に、ガーナでは貿易自由化にともない欧米諸国からの安価な食料の輸入が増加し、このうち鶏肉の輸入量は2002年だけで2万6000トンにのぼった。国内鶏肉業者の組織的要望を受け、クフォー政権の提案に基づき、議会は2003年4月に間接税法 (Customs and Excise Amendment Act) を修正し、鶏肉の輸入関税を従来の20パーセントから40パーセントに引き上げることを定めた。しかし、2005年3月18日のIMFとの協議直後、財務相は修正間接税法の撤廃を議会に提案し、同法は廃止されたのである。ドナーの意向に対する脆弱性を露呈したこの出来事は、IMFだけでなくクフォー政権に対する国内からの幅広い批判を招いた⁽⁵⁶⁾。

ドナーの要請を受けた経済政策に加えて、国際的な経済環境の悪化も、クフォー政権末期には国民生活への打撃となった。2007年に発生したリーマンショックとその後の金融不安は燃料費の高騰をもたらし、48時間中12時間停電が実施される電力不足に陥った⁽⁵⁷⁾。その一方で、NPP幹部には汚職の噂が絶えず、なかでも2005年12月にNPP議長H.エセク (Haruma Esseku) が「党が集めた違法献金を大統領府が横取りした」と話した会話の録音テープが公開され、議長職を辞任したことは、汚職の蔓延への市民の不信感を高めた⁽⁵⁸⁾。これに加えて、2000年代のガーナでは、周辺国からの小型武器の流入や、ノーザン州ダゴンバでの氏族間武装衝突によって治安が悪化した⁽⁵⁹⁾。アクラの低所得層居住区で、ナイフなどで武装した自警団 (vigilante groups) が組織され、犯罪者に自ら制裁を加える光景が常態化したことは、司法や警察の形骸化を象徴すると同時に、治安悪化に関する政府への不信感が充満する状況を示す⁽⁶⁰⁾。

生活状況の悪化が顕在化するなか、選挙を年末に控えた2008年1月、アクラで5万人規模のデモが発生した⁽⁶¹⁾。このデモはクフォー—NPP 政権発足以来最大規模のもので、社会経済状況の悪化を象徴するものであった。ここから、社会経済変動の影響を受けやすく、組織化された投票行動をとりにくい低所得層の一部が、2008年選挙でNPPから離反したことがうかがえよう。

5. 二大政党の「協定」

ローリングス — NDC の譲歩

これまでの節で検討してきた条件は、しかし各政党の支持者の選好が選挙結果に忠実に反映されなければ、二大政党制の成立に結びつかない。換言すれば、二つの政治勢力があったとしても、有権者の投票行動に対する恣意的な妨害が抑制されて初めて、二つの政党への投票収斂や、定期的な政権交代が生まれるといえよう。この点からガーナ第四共和制において重要なことは、1992年選挙を除けば、敗れた側がその結果を承認してきたことである。すなわち、ガーナでは「ゲームのルール」としての選挙の正当性が政党間で共有されてきたのであり、同時にそれは有権者の投票行動が選挙結果に概ね反映されたと、与野党間で認知されたことを意味する。

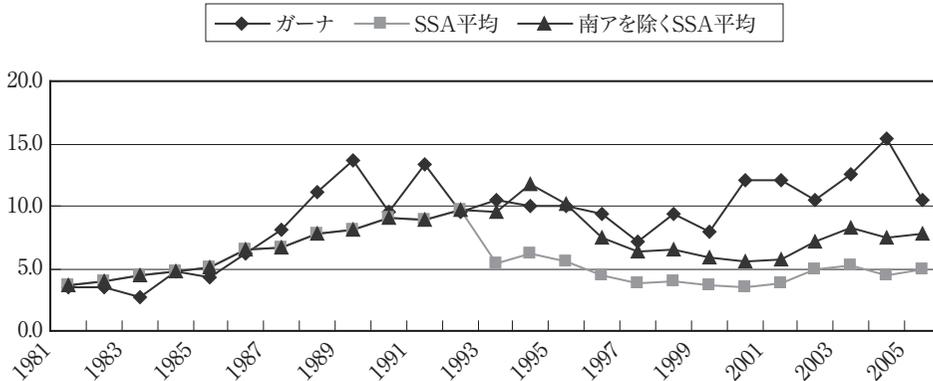
いわばガーナ第四共和制では、回数を重ねるごとに「自由かつ公正な選挙」が段階的に実現したのであるが、その大きな要因としては選挙運営に関する政党間エリートの協議が継続的に行われたことがあげられる。第1節で触れたように、1992年議会選挙での野党ボイコットを受けて設置されたIPACは、与野党間で選挙に関する協議を行う場となった。ただし、アフリカでは与党が合法的に野党の政治参加を抑制することが稀でない。それでは、なぜガーナでは与野党間協議が比較的スムーズに進んだか。以下では、これを各政権の対応に焦点を絞って検討する。

まず、ローリングス — NDC 政権について述べると、まず強調すべきは、第五軍政期からの相互不信が根強い時期において、与野党間協議の実施が困難だったことである。IPAC設立に対して、当初NPPなど野党はPNDC時代の遺恨から不信感を隠さず、協議参加に消極的な意見もあった⁽⁶²⁾。IPACで議長役を担ったEC議長K.アファリ＝ギャン（Kwadwo Afari-Gyan）が、1993年8月に廃止されたINEC副委員長であり、1992年大統領選挙の運営に責任を負う立場にあったことは、その大きな要因であった。とはいえ、議場外での活動を余儀なくされていた野党にとって、政権奪取のためには自由かつ公正な選挙の実現が必須条件であり、そのためには透明性の高い選挙ルールについての合意と与党との間で生み出す必要があった。換言すれば、野党には与党との対話を図らざるを得ない環境があったのである⁽⁶³⁾。

他方、一般的に与野党協議で野党より与党に抵抗が大きいことは、容易に想像される。IPAC設立当初、NDC内部からも自らに不利に働きかねないIPACへの参加に消極的な意見が噴出したが、これを抑えたのはローリングス自身であった。NDC議員は大統領であると同時に党代表として立候補者の選定などに大きな権力を握るローリングスに物心両面で依存度が高く、その決定はほぼ絶対の影響力をもった⁽⁶⁴⁾。必ずしも自由民主主義に親和的でないローリングスをして、IPACでの与野党協議に向かわせた背景には、当時のガーナが置かれた国際環境があげられる。

図1で示したように、ガーナでは1990年代後半からは経済成長が停滞し、1980年代の経済復興以来の「構造調整のショーウィンドウ」としての欧米諸国からみた存在意義は停滞した。その

図4 ガーナと SSA における ODA 受け取り額の対 GDP 比 (%)

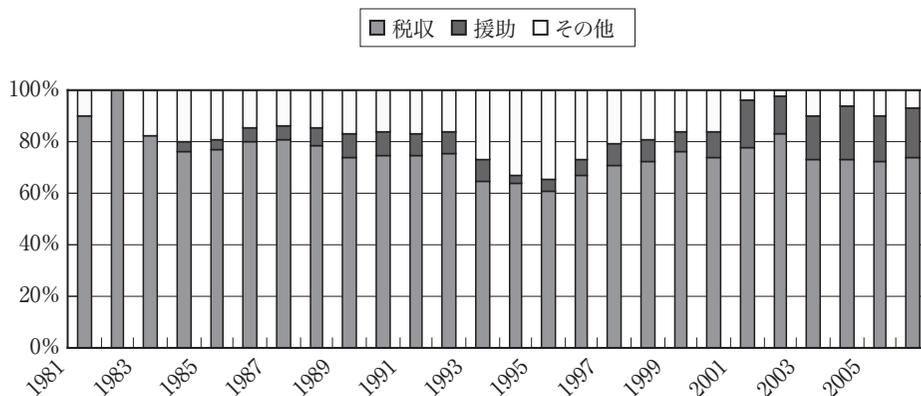


出所：World Bank, Africa Development Indicators database.

結果、体制転換後のローリングス政権は、従来以上にドナーの要請に沿う改革を実施する必要性に迫られていたのである。その象徴として、1994年にガーナ最大の鉱山企業アシャンティ・ゴールドフィールド (Ashanti Goldfield) 社の政府株式 55 パーセントのうち、35 パーセントまでが英国ロンロ (Lonrho) 社に売却され、多国籍の共同経営体としてニューヨーク証券取引市場にアフリカ系企業として初めて上場されたことがあげられる。IMF・世銀が求める国営企業の民営化は、政治問題化しやすいために実施が困難であることから、この売却は「ゴールド・コーストの奇跡」と呼ばれ、ガーナの市場経済化の進展を示すものとして、欧米諸国から高い評価を集めた⁽⁶⁵⁾。一方で、この売却は国民にほとんど知らされなかった。これに代表されるように、1980年代の爆発的な経済復興が停滞した後、ローリングス政権はドナーの歓心をさらに引くための改革を余儀なくされ、これにより図4で示すように、ガーナはアフリカ平均以上の援助を受け続けた。これは結果的に、ガーナ政府をしてドナーからの融資・援助への依存を深めさせ、それともない欧米諸国からの要望に対する脆弱性がさらに高まる状況を生んだといえよう⁽⁶⁶⁾。

この国際環境のもと、与党内部の消極意見を抑え、ローリングスは IPAC 設立と NDC 参加を推進した。この背景には、R. ジェフェリーズ (Richard Jefferies) が主張するように、PNDC 時代からの実績から、ローリングスにはたとえ野党に有利な措置を講じても選挙で勝利し、支配の正当性を確保できる絶対の自信があったとみてよいであろう⁽⁶⁷⁾。ともあれ、一般的にインフォーマルな人的関係によって支えられるアフリカの最高責任者にとって、野党など体制外の反対派を抑えることは容易だが、与党など体制内の反対派を抑えることは困難である。これに鑑みれば、逆説的ではあるが、PNDC 時代から続く独裁的なまでの権力を備えていたがゆえに、ローリングスは「自由かつ公正な選挙」の実施に向けた政党間協議に踏み出せたといえよう。

図5 ガーナにおける歳入の内訳



出所：Bank of Ghana, *Annual Report ; Statistical Bulletin* などから作成。

クフォー — NPP による協議の継続

欧米諸国からの要望に対する脆弱性が高まるなか、大きな権力をもつ大統領および政府が、より透明性の高い選挙の実施を主導するパターンは、2000年政権交代後も確認された。クフォー政権がIPACでの協議を継続したことは第1節で述べた通りであるが、1990年代以降のアフリカでは、権威主義的な政府を批判してきた勢力が選挙を経て政権を獲得した後に、前任者と同様に権威主義化する例が稀ではない。自由主義を党是とするNPP出身の大統領として、イデオロギー的に自由民主主義に親和性があったとはいえ、クフォーが「自由かつ公正な選挙」の実施を志向した背景としては、ローリングスと同様にドナーとの関係を看過できない。

既に述べたように、クフォー—NPPはイデオロギー的にも欧米諸国との親和性が顕著であり、それもあって図5で示すように、2000年の政権交代を契機にガーナへの援助流入額は急速に増加した。それにともない、図3で示したように、2004年までの第一期クフォー政権期には、財政赤字の対GDP比が減少した。これに加えて、クフォーは就任後、IMF・世銀との間で債務免除を求めるHIPCイニシアティブの適用申請と、それにとまなうGPRS策定に着手した。自らの成果の否定に繋がるため、GPRS策定に難色を示し続けたローリングスと異なり、クフォーは2000年代の新たな国際協力トレンドである「貧困削減」に積極的な姿勢を示した。しかし、これは結果的に援助の流入をさらに加速させ、ガーナの対外的脆弱性は一層深まったのである。すなわち、他のアフリカ諸国以上にドナーへの依存を深めたために、その歓心を引くために民主化に向かわざるを得ない立場に立った点でクフォー政権はローリングス政権と同様であり、これが政権を超えた「自由かつ公正な選挙」の選好を生む大きな背景になったといえよう。

他方、ガーナ第四共和制では、大統領の意思決定を公式に抑制することは困難であり、1992年憲法に規定される議会との関係は、その象徴である。1992年憲法では、立法権は議会に付与されているが、他方で大統領は閣僚の過半数を現職議員から選任することが定められている（第

78条1項)。すなわち、大統領自身に法案提出権はないものの、議員である閣僚を通じて立法に関与することが可能なのである。のみならず、1992年憲法の下では大統領に議会法案に対する拒否権が与えられているが、仮に議会が当該法案を再可決した場合でも、大統領による署名が必要であり（第106条10項）、自動的に法案が成立するわけでない。さらに、新税導入などの財政関連法案は、議会は大統領の提案を受けて初めて審議できる（第108条）。

このように、1992年憲法は厳格な三権分立を旨とする米国型大統領制ではなく、行政権と立法権が融合した議院内閣制の要素を加味しており、さらに行政権の立法権に対する優位を制度的に保障しているのである。クフォーはNPP代表ではなく、NDCを事実上支配したローリングスと比較して、与党内での影響力は限定的であった。しかし、閣僚の任免を始め、1992年憲法で保障される大統領の権限が、クフォーの与党議員に対する影響力を大きくしたのであり、これがNPP内の消極論を押し切ってNDCとの協議に向かわせることを可能にしたといえよう。

G.オドンネル（Guillermo O' Donnell）とP.C.シュミッター（Philippe C. Schmitter）は、権威主義体制からの体制転換において、旧政権派と反体制派が全面的対立を回避し、妥協を重ねてゲームのルールに関する合意を形成して、死活的な利益を相互に得るプロセスを「協定」（pact）と呼ぶ⁽⁶⁸⁾。与野党エリート間の妥協と協議が自由かつ公正な選挙に結実したことに鑑みれば、ガーナ二大政党制の形成には、体制転換後の「協定」の側面があったのである。

おわりに

本稿では、ガーナ第四共和制における二大政党制の形成について検討してきた。ガーナ第四共和制のもとでの二大政党制の定着は、複数の要因が重なり合うことで実現した。すなわち、独立以来のガーナにおけるCPP系とPP系の二大勢力への収斂、特定の政党を支持するエスノ＝リジョナルな分布、NDCおよびNPPとの歴史的関係に由来する社会階層ごとの投票行動、さらにこれら二大政党制が生まれやすい状況が選挙結果に反映する「自由かつ公正な選挙」である。

このうち、エスニシティや地域間の関係は植民地化以前にまで、CPP系とPP系の二大勢力への収斂は独立期にまで、各社会集団や社会階層とNDC、NPPとの関係は第五軍政期にまで遡ることができる。すなわち、二つの政党が拮抗し、社会経済変動に沿って定期的に政権交代が実現する現代ガーナの特徴は、小選挙区制の導入のみでなく、同国の歴史的、社会的条件により生まれたのである。ガーナの二大政党制が同国に特有の条件に立脚していることに鑑みれば、R.サンドブルック（Richard Sandbrook）がするように、その二大政党制を他のアフリカ諸国のモデルケースと位置づけることには、慎重であるべきだろう⁽⁶⁹⁾。むしろ、ガーナの経験から見出される教訓は、当該国に特有の条件に沿ったものでなければ、政党制の定着が困難なことであろう。

その一方で、これらの条件が選挙結果に反映されやすい「自由かつ公正な選挙」の実施もまた、ガーナ特有の条件によって可能になった。ローリングス、クフォーの両政権をして、IPACでの

協議や市民社会による選挙監視の容認に向かわせた大きな要因は、欧米諸国との関係であった。体制転換以降、ガーナは欧米諸国からの援助・融資への依存度において、多くのアフリカ諸国を上回り、これが歴代政権に「民主化の優等生」としての行動に向かわせる大きな契機となった。そして、選挙の安定的な実施といった民主化の進展がさらなるドナーからの援助の呼び水となる循環を生んだのである。1980年代、新自由主義に必ずしも親和的でないローリングス—PNDCが、構造調整計画に沿った経済改革によってドナーの要望を満たし、これにより融資・援助を確保した様相を指して、E.ハッチフル (Eboe Hutchful) は「政策レント」(policy rent)と呼ぶ⁽⁷⁰⁾。この観点から、体制転換後のガーナにおける、「自由かつ公正な選挙」の実施を含む民主主義の定着もまた、「政策レント」としての側面が大きいといえよう。

他方、野党と協議や妥協を重ねることに与党内で不満の声があがったとき、歴代政権が総じてこれを押し切れた背景には、近隣諸国のそれと比較しても強力な、1992年憲法のもとで大統領に認められる権限があった。大統領によって議員から閣僚が任命される、ガーナ第四共和制に特有の政治体制は、2005年のAUピア・レビューでも修正が求められている。しかし、少なくとも結果的には、逆説的ではあるが、大統領の強い権限が与党を野党協議に向かわせ、「ゲームのルール」の構築を促したのである。

すなわち、ガーナ第四共和制は、「対外的な脆弱性の高さ」と「対内的な政府の権力の大きさ」という、いずれも国民自身による統治を制約しかねない二つの条件の融合が、「自由かつ公正な選挙」を段階的に実現させる効果をもたらしたといえよう。いわば、マイナスとマイナスの結合が、少なくとも中期的には、プラスの効果を生んだのである。

ただし、これらマイナスのドライブをプラスに転換させてきた、ガーナの「外向きで上からの」民主化は、民主的な統治を形骸化させかねないため、長期的に改善が不可欠なことは、論を待たない。この観点から、ガーナ国内では1992年憲法の改正を含む議論が必要である一方、ガーナにおける民主主義の発展を願うならば、ドナーは民主化の進展を条件とした援助を控える時期を迎えているといえよう。換言すれば、外部からの評価を優先させる「民主化の優等生」から卒業したとき、ガーナにおける民主主義は、より内発的なものとして定着すると考えられるのである。

本稿は、日本大学国際関係研究科提出の博士論文「ガーナ第四共和制における民主化の展開に関する考察——統治構造と対外関係を中心に」(2011年)の一部を加筆・修正したものである。

参考文献

- (1) Marina Ottaway (2002) *Democracy Challenged: the Rise of Semi-Authoritarianism*, Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- (2) *Africa Research Bulletin: Political, Social and Cultural Series (ARB: PSC)* (June 1st-30th 2005), 42 (6), pp. 16241-16242. 同レビューでは、閣僚が88名と多すぎることに、閣僚の過半数を議員から選出する憲法条項、最高裁判事の上限人数が憲法に明記されていないこと、公的領域に女性が一層進出する

- 必要性、公共サービス拡充の必要性なども指摘された。African Peer Review Mechanism (2005) *Country Review Report of the Republic of Ghana*, Midrand : APRM [<http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Project-and-Operations/00798283-EN-APRM-GHANA-REVIEW-REPORT-JUNE-2005.PDF> (2012年12月25日)].
- (3) Gero Erdmann & Matthias Basedau (2007) *Problems of Categorizing and Explaining Party Systems in Africa* (GIGA Working Paper No.40), GIGA : Hamburg, pp.9-10.
- (4) DA が PNDC による地方管理のための機関として設立された点については、例えば以下を参照。Joseph R. A. Ayee (1989) “Local Government Reform in Ghana: Some Reflection on the 1988 Local Government Law,” *Indian Journal of Public Administration*, 35 (4), pp.954-966.
- (5) CCC の構成の詳細については、以下を参照。Kwame A. Ninsin, (1998) “Civic Associations and the Transition to Democracy,” in Kwame A. Ninsin ed., *Ghana : Transition to Democracy*, Dakar : CODESRIA, pp.49-81.
- (6) Daniel Green (1995) “Ghana’s ‘Adjusted’ Democracy,” *Review of African Political Economy*, 22 (66), pp.577-585.
- (7) 高根務 (1993) 「ガーナ第四共和制：複数政党制下の『一党支配』」, 『アフリカレポート』, 第16号, 6-9頁。
- (8) 与野党が協議に向かわざるを得なかった点について、同様の見解については以下を参照。Alexander K. D. Frempong (2007) “Political Conflict and Elite Consensus in the Liberal State,” in Kwame Boafo-Arthur ed., *Ghana : One Decade of the Liberal State*, Dakar : CODESRIA, pp.128-164.
- (9) E. Gyimah-Boadi (1997) “The Challenges Ahead,” *Journal of Democracy*, 8 (2), pp.78-91.
- (10) *Ibid.*
- (11) http://www.ndi.org/files/1073_gh_preelectassess.pdf (2012年12月25日)
- (12) ジマ＝ボアディは、1700万人の人口に対する有権者登録者数が920万人であったことに、多すぎるという疑念を示している。Gyimah-Boadi (1997) *op.cit.*, p.83.
- (13) ミルズはローリングスのイエスマンに過ぎないという見方が一般的であった。ARB : PSC (May 1st-31st 2000), 37 (5), p.13967.
- (14) E. Gyimah-Boadi (2001) “The December 2000 Elections and Prospects for Democratic Consolidation,” in Joseph R.A. Ayee ed., *Deepening Democracy in Ghana : Politics of the 2000 Elections*, 1, pp.56-74.
- (15) Ernest Dumor (2001) “Keynote Address : Reflections on the 2000 Elections,” in Ayee ed., *op.cit.*, 1, pp.12-22.
- (16) Kwame Boafo-Arthur (2001) “Election Monitoring and Observation in Ghana : Problems and Prospects,” in Ayee ed., *op.cit.*, 1, pp.86-104.
- (17) Africa Governance Monitoring and Advocacy Project (2007a) *Ghana : Democracy and Political Participation*, Dakar : Open Society Initiative for West Africa, p.46.
- (18) NPP (2000) *Agenda for Positive Change : Manifesto of the New Patriotic Party* [<http://www.ghanareview.com/NPP.html> (2012年12月25日)].
- (19) 2001年の調査では、回答者の89パーセントがNRCを支持し、さらに「司法による起訴に賛成」、「移行条項に反対」がそれぞれ63パーセント、82パーセントにのぼった。Ghana Center for Democratic Development (2001) *Public Opinion on National Reconciliation in Ghana : Survey Evidence* (CDD-Ghana Research Paper No.10), Accra : CDD-Ghana.
- (20) ローリングスはクーデタの際の要人襲撃や暗殺への自らの関与を否定した。ARB : PSC (February 1st-29th 2004), 41 (2), p.15644. バルジは、過去の人権侵害を指弾するNRCが、当初の設立目的と異なり、国民の間に融和よりむしろ反目と敵意を増幅させたを指摘する。Nahla Valji (2006) *Ghana’s National Reconciliation Commission : A Comparative Assessment* (Occasional Paper Series), NY :

- International Center for Transitional Justice, pp.29-31.
- (21) J. 'Kayode Fayemi, Thomas Jaye & Zaya Yeebo (2003) 'Democracy, Security & Poverty in Ghana : A Mid-Term Review of the Kufuor Administration,' *Democracy & Development : Journal of West African Affairs*, 3 (2), pp.51-84.
- (22) *ARB : PSC* (May 1st-31st 2007), 44 (5), pp.17078-17079.
- (23) *ARB : PSC* (February 1st-28th 2007), 44 (2), p.16972.
- (24) *ARB : PSC* (November 1st-30th 2004), 41 (11), pp.14629-14630.
- (25) Ghana Center for Democratic Development (2005) *Political Party Financing in Ghana* (CDD-Ghana Research Paper No.13), Accra : CDD-Ghana.
- (26) *ARB : PSC* (December 1st-31st 2006), 43 (12), p.16892.
- (27) シュクルマの思想については、以下を参照。The Spark (1964) *Some Essential Features of Nkrumaism : A Compilation of Articles from "THE SPARK,"* Accra : The Spark Publication.
- (28) 1957年の独立段階で4社だった国営企業は、1966年には53社にまで増加し、さらに半官半民の合弁企業が12社、公営ボードが23社にのぼった。Kojo Appiah-Kubi (2001) "State-Owned Enterprises and Privatisation in Ghana," *Journal of Modern African Studies*, 39 (2), p.199.
- (29) ブシアはアシャンティと同じアカン語系であるブロング (Brong) 出身であった。
- (30) Dan-Braight S. Dzorgbo (2001) *Ghana in Search of Development : The Challenge of Governance, Economic Management and Institution Building*, Ashgate : Aldershot, p.108-110.
- (31) Osman Alhassan (2006) *Land Access and Security of Tenure in Ghana : Some Considerations for Improvement* (the outcome report of the Thematic Dialogue Held on 24 January 2006, Accra, Ghana), p.13.
- (32) Kevin Shillington (1992) *Ghana and the Rawlings Factor*, London : Macmillan Press, pp.80-82.
- (33) *West Africa* (6-12 May 1991), p.698.
- (34) Kwesi Jonah (1998) 'Political Parties and the Transition to Multi-Party Politics', in Ninsin ed., *op.cit.*, pp.84-107.
- (35) ローリングスの父親はスコットランド人であった。
- (36) Erdmann & Basedau (2007) *op.cit.*, p.15.
- (37) A. Kaakyire Duku Frempong (2001) "Ghana's Election 2000 : The Ethnic under Current," in Ayeed ed., *op.cit.*, pp.141-159.
- (38) *Ibid.*, p.144 ; Paul Nugent (2001) "Winners, Losers and also Rans : Money, Moral Authority and Voting Patterns in the Ghana 2000 Election," *African Affairs*, (100), pp.405-428.
- (39) Staffan I. Lindberg and Minion K.C. Morrison (2005) 'Exploring Voter Alignments in Africa : Core and Swing Voters in Ghana,' *Journal of Modern African Studies*, 43 (4), pp.565-586.
- (40) Abeeku Essuman-Johnson (2007) "Organized Labour and the Liberal State," in Boafa-Arthur ed., *op.cit.*, pp.205-208.
- (41) Eboe Hutchful (2002) *Ghana's Adjustment Experience : The Paradox of Reform*, Geneva : UNRISD, pp.171-172.
- (42) Ho-Won Jeong (1996), "Politics of the Free Market Economic Reform in Ghana, 1983-1992," *International Studies* (Jawaharlal Nehru Univ.), pp.35-52.
- (43) ただし、ERPで最も恩恵を受けた鉱業、流通業と、これにより最も悪影響を受けた製造業では、経営者団体のPNDC/NDCへの態度に温度差もあった。PNDC/NDCと国内資本家層の関係については、以下を参照。Jon Kraus (2002) "Capital, Power and Business Associations in the African Political Economy : A Tale of Two Countries, Ghana and Nigeria," *Journal of Modern African Studies*, 40 (3), pp.395-436.
- (44) 資本家層と同様に、労働組合でも業種ごとにPNDC/NDCへの態度に温度差があった。例えば、以

- 下を参照。Ho-Won (1996), *op.cit.*; Hutchful (2002) *op.cit.*, pp.174-175.
- (45)民間セクター就労者にNDC支持者が多いことは、そのほとんどが小規模自営業者で、PNDCによる規制緩和で恩恵を受けたことによると考えられる。Lindberg and Morrison, *op.cit.*, p.581.
- (46)*Ibid.*, p.575.
- (47)サンドブルックは体制転換にともなう財政支出の増加を、有権者への資源配分とパトロネージの強化と捉え、新家産主義 (Neo-Patrimonialism) と呼ぶ。Richard Sandbrook (2000) *Closing the Circle : Democratization and Development in Africa*, London : Zed Books. ただし、サンドブルックはNDCが財政支出を増加させた原因を民主化のみに求めることに懐疑的である。pp.115-116.
- (48)ガーナにおける社会経済変動と人口移動については、例えば以下を参照。Gavin M. Hilson (2004) “Structural Adjustment in Ghana : Assessing the Impacts of Mining-Sector Reform,” *Africa Today*, 51 (2), pp.53-77.
- (49)Lisa Aubrey (2001) “Gender, Development and Democratization in Africa,” *Journal of Asian and African Studies*, 36 (1), p.87-111.
- (50)Joseph Mensah and Ernestina Fredua Antoh (2005) “Reflections on Indigenous Women’s Organisations in Sub-Saharan Africa : A Comparative Study in Brong Ahafo Region, Ghana,” *Singapore Journal of Tropical Geography*, 26 (1), pp.82-101.
- (51)*Ibid.*, p.95.
- (52)ニンシンは市場経済化の本格化により、1990年代初頭には既にCDRやDWMの求心力の低下傾向がみられたと指摘する。Ninsin (1998) *op.cit.*, p.53.
- (53)NPP (2000), *op.cit.*.
- (54)アルマーはクフォー政権がドナーからの要請を上回る勢いで社会サービス関連予算を増加させたを指摘する。Bartholomew Armah (2008) “From SAPs to PRSPs : A Tale of Two Paradigms or Simply a Tale?,” in Joe Amoako-Tuffour & Bartholomew Armah (eds), *Poverty Reduction Strategies in Action : Perspectives and Lessons from Ghana*, Lexington Books : Lanham, pp.73-91.
- (55)ローリングス政権末期の2000年1月から6月にかけてIMF・世銀との間で協議された暫定貧困削減戦略 (Interim Poverty Reduction Strategy : IPRS) の策定は、市民社会のみならず副蔵相や農業大臣にも知らされず、秘密裏に進められた。Debt-for-Development Unit of the Swiss Coalition of Development Organizations (2003) *Civil Society’s Perspective on the Ghana Poverty Reduction Strategy Process*, Berne : SECO, p.3.
- (56)Africa Governance Monitoring and Advocacy Project (2007b) *Ghana : Justice Sector and the Rule of Law*, Dakar : Open Society Initiative for West Africa, pp.42-43.
- (57)*ARB : PSC* (May 1st-31st 2007), 44 (5), p.17078.
- (58)*ARB : PSC* (December 1st-31st 2005), 42 (12), p.16463.
- (59)*ARB : PSC* (May 1st-31st 2005), 42 (5), p.16218 ; (September 1st-30th 2007), 45 (9), p.17680.
- (60)*ARB : PSC* (June 1st-30th 2008), 45 (6), p.17576.
- (61)*ARB : PSC* (January 1st-31st 2008), 45 (1), p.17361.
- (62)*ARB : PSC* (May 1st-31st 1994), 31 (5), p.11442 ; (July 1st-31st 1994), 31 (7), p.11513.
- (63)Frempong (2007) *op.cit.*, pp.139-140.
- (64)Mike Oquaye (2000) “The Process of Democratization in Contemporary Ghana,” *Commonwealth & Comparative Politics*, 38 (3), pp.53-78. ジマ=ボアディによると、NDCでは万事、ローリングスの言葉が最終決定 (the final) だった。Gyimah-Boadi (1997) *op.cit.*, pp.78-91.
- (65)Hutchful (2002) *op.cit.*, p.84.
- (66)特に米国はガーナにおける選挙運営の改善に積極的で、体制転換から間もなくUSAIDが選挙プロセス支援計画 (Supporting the Electoral Process Programme) を提示していた。Terrence Lyons (1997) “A Major Step Forward,” *Journal of Democracy*, 8 (2), pp.65-77.

- (67)Richard Jefferies (1998) “The Ghanaian Elections of 1996 : Towards the Consolidation of Democracy ?.” *African Affairs*, (97), pp.189-208. ジェフェリーズはローリングスが IPAC 設立に同意した要因として、選挙に勝つ絶対の自信に加えて、ドナーへの配慮、野党の要望を拒絶した場合の社会的混乱の回避をあげている。
- (68)Guillermo O’Donnell and Philippe C. Schmitter (1986) *Transitions from Authoritarian Rule : Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*, Baltimore : The John Hopkins University Press.
- (69)Richard Sandbrook (1996) “Transition without Consolidation : Democratization in Six African Cases,” *Third World Quarterly*, 17 (1), pp.69-87.
- (70)Hutchful (2002) *op.cit.*, p.165.

(原稿受付 2012年10月26日)

ペンシルベニア大学ロー・スクール滞在記

小 竹 聡

はじめに

このたび本務校から長期休暇を得て、2011年3月17日から2012年3月27日まで、米国フィラデルフィアのペンシルベニア大学ロー・スクールにて、客員研究員 (visiting scholar) として過ごす機会を与えられた。東日本大震災の直後ということもあり、前泊した成田のホテルでは、計画停電の真最中であり、出国した当日も、気のせいかわ、外国人出国者の多さが目についた一方で、いつもに比べて日本人旅行者が少なく感じられた。米国では、初対面の人を含む多くのアメリカ人から温かい言葉をかけられ、また、大学や教会を中心に、「ガンバレ日本」の文字の入ったTシャツが販売される(収益は、赤十字を通して被災地に送られる)など、募金活動が活発に行われていた。私も、到着早々、ロー・スクールの昼休みの集会に出席を依頼されたが、そのときは、まだ、アパートを探すためにホテルに滞在中で、生活の立ち上げに時間を費やしており、準備のための十分な時間が取れなかったため、主催者の学生には地震当日に体験したことを中心に記したメッセージを寄せることで、最低限の務めを果たした。また、ニュー・ヨーク・タイムズ紙にも、4月27日付けの第1面で、原発事故について、「被災した原発を縛っている共犯の文化」と題する記事が掲載され⁽¹⁾、いわゆる「原子力村」の存在とその癒着の構造を厳しく批判する報道がなされた。こうして、今回の留学は、大震災とともに始まった。

1 ペンシルベニア大学

ペンシルベニア大学(ペンと略称される)は、1740年に創設された教育機関を母体とし、その後、ベンジャミン・フランクリンの起草した教育理念に基づいて、1755年に大学としての設立許可状を得た、いわゆるアイビー・リーグに属する大学⁽²⁾の一つである。全米の大学の中でも、ハーヴァード、ウィリアムズ・アンド・メアリー、イエール、プリンストン、コロンビアに次いで、

(1) Norimitsu Onishi and Ken Belson, Culture of Complicity Tied to Stricken Nuclear Plant: Critics Say Links of Utilities and Regulators Led to Lax Rules and a Cover-up, N.Y. Times, Apr. 27, 2011, at A1.

(2) ほかに、ハーヴァード、イエール、プリンストン、コロンビア、ブラウン、ダートマス、コーネルの7校。

6番目に長い歴史を誇り、現在の学長は、日本でも有名な、女性政治哲学者のエミー・ガットマン (Amy Gutmann) が務めている。2011年5月16日に行われた卒業式では、かつてペンに留学し、博士号を取得した経験を持つ2010年のノーベル化学賞受賞者、根岸英一博士や、映画『フィラデルフィア』で当地にゆかりのある (そして、また、息子がペンに在学中の) 俳優のデンゼル・ワシントンを含む数名が名誉博士号を授与された。アイビー・リーグを実感することができるのは、何と言っても、9月半ばから始まるフット・ボールのシーズンである。また、伝統校らしく、学内にはしばしば大物政治家または有名人が訪れ、2011年11月には、ジョー・バイデン副大統領が来校し、学生向けの講演を行ったが、私も、運よく、その場に同席することができた。そのほか、2012年2月には、イヴ・エンスラー (Eve Ensler) 原作の、『陰の独白 (The Vagina Monologues)⁽³⁾』が60名を超える女子学生によって上演されたが、この作品は、多くの女性のインタビューに基づいて構成された、陰にまつわる一連の独白劇で、女性に対する暴力についての意識の高揚と、強姦被害者の緊急連絡センターのための運営資金の調達を目的とするV-Day運動の催し物として、毎年、ヴァレンタイン・デーの時期に、学生有志により上演が行われるものである (V-DayのVの文字には、vaginaとviolenceの意味も含まれている)。満員の観客の中には、少なからず男性も含まれてはいたものの、正直に言えば、飛び交う言葉の洪水の中で (ここでは、その内容はとて書けない)、さすがに少し気恥ずかしい思いをした。しかし、それよりも驚いたのは、劇の最後に、これまでに強姦の被害にあったことのある人は立ってくださいとの呼びかけに応じて、20人余りの女性 (その多くが黒人女性であった) が立ち上がったことである。なお、私は、今回の滞米中に、恥ずかしながら、初めてフランクリン自伝を読んだが、自伝の意義についての議論はともかく⁽⁴⁾、勤勉と節制の徳を強調する彼の教えに接し、若いときに読んでおけば、少しはその後の人生も違っていただかもしれないとちょっとだけ後悔した。

2 ロー・スクール

ペンのロー・スクール、通称、ペン・ローは、J.D.プログラムが一学年250名を定員とし、そのほかに、定員90名からなる1年課程のLL.M.プログラムを持つ。1,200名ほどの志願者から選抜されたLL.M.プログラムの2012年卒業クラス生108名のうち、日本からの留学生は11名、アジアからの留学生のうち、その圧倒的多数は、台湾および香港の大学出身者を含む中国系が占め、

(3) エンスラーの台本を元に出版された原書の日本語訳がある。イヴ・エンスラー著 (岸本佐和子訳) 『ヴァギナ・モノローグ』 (白水社、2002年)。また、簡単な紹介として、Heather Diamond (荒木慎也訳) 『ヴァギナ・モノローグ (陰の独白)』 矢口祐人、吉原真理編著 『現代アメリカのキーワード』 323頁 (中公新書、2006年)。

(4) 最近の読み直しの一例として、鰐淵秀一「商業社会の倫理と社会関係資本主義の精神——『フランクリン自伝』における礼節と社交」アメリカ研究45号157頁 (2011年)。なお、この論考は、2012年6月に、アメリカ学会の第2回斎藤眞賞を受賞した。

その数は、22名に達する。2011年度入学生の学費は、学費その他の必要経費が合わせて50,718ドル、そのほかに、部屋や食事、本や保険などにかかる経費を加えると、1年間に71,260ドルかかるというのがロー・スクール当局の見積もりである。学生の少なくとも80パーセントが学費の支払いのために、何らかの財政支援を受けている。ちなみに、1989年度に、私がシカゴ大学ロー・スクールに入学したときの学費は、年間14,445ドル（1ドル140円として、約202万2千円）であった。このように多額の費用がかかっても、多くの学生がロー・スクールに入学するのは、法律家として就職した後に、それでもまだ投資した以上に稼げるからであろう。民間部門に就職した者の初任給は、41,000ドルから165,000ドルの間、その中央値は、160,000ドルとの数字がロー・スクール当局から公表されている。いろいろと問題はあっても、US News & World Report誌の2012年春のランキングによれば、ペン・ローは、前年と同じく7位（但し、UCバークリーとヴァージニアに同着に並ばれた）であった。ちなみに、ランキングの上位14校は、同誌によるランキングが始まった1990年以降、毎年、変わることがないものとされ、業界関係者は、これを上位14校（the top 14）またはthe T-14と呼ぶ⁽⁵⁾。

ところで、ペン・ローは、毎年、十数名の客員研究員を受け入れているが、米国のロー・スクールは、近年、どこの大学でも、受け入れの際に一定の金額を取るようであり、ペン・ローにおいても、1年間の滞在で、授業料の10パーセントに相当する客員研究員登録費（visiting scholar fee）4,548ドルと、ロー・スクール施設利用料（technology fee）780ドルの合計5,328ドル（引き落とし日のレートで、約44万円）を請求された。客員研究員は、身分証明書や電子メール・アカウントを与えられ、各種のオン・ライン・サービスを自由に利用することができ、また、学期ごとに120ドルを上限とするコピー使用料（1枚、8セント）の相殺が認められるほか、図書館内に共同研究室が用意され、担当教員の許可を得て、授業を聴講することができる。さらに、ロー・スクール主催の様々な行事、中でも、主として昼休みに開催され、無料のランチが供される、ファカルティ向けの各種ワーク・ショップに参加することができるが、ワーク・ショップには、ランチ目当ての者も含めて、多くの出席者があり、たとえ専門外の話であっても、皆、活発に発言し、質問が途切れることはない。このほか、昼休みには、フェデラリスト・ソサイエティ（the Federalist Society）⁽⁶⁾やアメリカ憲法協会（the American Constitution Society）⁽⁷⁾といった

(5) 2012年のランキング順に、イエール、スタンフォード、ハーヴァード、コロンビア、シカゴ、NYU、ペン、UCバークリー、ヴァージニア、ミシガン、デューク、ノースウエスタン、ジョージタウン、コーネルの14校である。

(6) ロー・スクールの支配的な潮流であるリベラル・リーガリズムに対抗するために、1982年に結成された保守派およびリバタリアンの団体。1990年代から2000年代にかけて、連邦裁判所の裁判官に多くの人材を輩出し、そのことが、今日の連邦裁判所の保守化の要因となっている。ウェブサイトのアドレスは、<http://www.fed-soc.org/>。

(7) フェデラリスト・ソサイエティに対抗する組織として、2001年に結成されたリベラル派の団体。この組織を代表する人物には、憲法学界におけるリベラル派の大御所、シカゴ大学ロー・スクールのジェフリー・R・ストーン（Geoffrey R. Stone）教授がいる。ウェブサイトのアドレスは、<http://www.acslaw.org/>。

様々な学生団体が主催する各種講演会がランチ付きで頻繁に開かれ、時には、高名な学者が来校することもある。なお、これらの情報は、すべてメール経由で通知され、それどころか、シラバス等の授業に関する情報を初めとして、ロー・スクールでは、紙媒体が使われることはほとんどない。これは、一般的に言えることではあるが、これからの長期滞在者には、情報技術に関する基本的な知識だけでなく、それらに関する英語での表現に相当程度習熟していることが要求される。

客員研究員には、滞在の便宜を図るために、専任教員がファカルティ・スポンサーとして割り当てられるが、私の場合は、プライバシーや生命倫理問題の第一人者、アニタ・L・アレン (Anita L. Allen) 教授にファカルティ・スポンサーになっていただいた。アレン教授には、2008年6月、早稲田大学大学院法務研究科の客員教授として来日された際に、日本における妊娠中絶法制について話を聞かせてくれるよう依頼されて2人で会ったことがあり、今回の出願に当たっても、受け入れをご快諾いただいたという経緯がある。彼女には、私の研究テーマだけでなく、ロー・スクールでの担当コマ数やその決定方法についても伺ったが、それによれば、年間を通して、3種類 (例えば、講義が2種類、セミナーが1種類) の授業を行えばよく、また、上位5校ほどのロー・スクールでは、教授たち自身が何を教えるかについての選択の自由を持つという。質問の順序を間違えたため (「それでいくらもらっているのですか」とはさすがに聞けなかった)、給与についての情報を得ることはできなかった。なお、ペン・ローには、2010年度の段階で、61名の専任教員 (clinical faculty, administrative faculty を含む) が在籍していたが、手元の集計によれば、そのうち、女性は18名、マイノリティ出身者 (そのうち、4名は女性) は、アフリカ系が2名、インドを含むアジア系が5名、ヒスパニック系が1名であったと思われる。

3 日常生活雑感

生活の立ち上げから最終日の部屋の引き渡しまで、久しぶりにアメリカで生活してみて実感したのは、この国では、パソコンなくしては何事もままならないということである。つまり、アメリカでは、基本的に、ほとんどの情報がインターネットを通じて入手できるので、パソコンがなければ、知的生活のみならず日常生活を送る上でも、大きなハンディ・キャップが生じるということである。その反面、ネット上で商品やサービスへのアクセスができるということは、会話よりも読み書きの方が得意である者にとっては、やり取りに若干の時間はかかるものの、大きな利点があるということの意味する。

また、具体的な数字の裏付けがあるわけではないが、街を歩いていると、アジア系の人々、それも若者が格段に増えていることに気づく。もっとも、アジア系といっても、祖先の出身国がたまたまアジアの国々であるというだけに過ぎず、彼らの多くは、アメリカ生まれの世代として、完璧な英語を話す。ただ、寂しいことに、日本人ないし日系の存在は、あまり目立たず、マンハッ

タンで客引きにつかまり、呼び止められたときも、その客引きから発せられた言葉は、まずは、「ニイハオ」、次いで、「アンニョンハシムニカ」、そして、最後に、ようやく「コンニチワ」であった。彼らも商売で必死なのであるから、この順番は、観光客を含む実数を反映しているのであろう。アジア系の勢力図の変化を実感した次第である。

さらに、私は、この国ではつくづく死にたくないものだと感じた。今回の渡米に当たって、私は、大手外資系生命保険会社の海外旅行保険に加入し、1年間の掛け捨てで、保険料171,000円余りを支払ったが、よもや歯医者にはお世話になるまいと考え、保険には、緊急歯科治療費用の特約を付けなかった。ところが、ファカルティ・ラウンジから無料で入手できるコーラを毎日、ダラダラと飲み続けたのがいけなかったのか⁽⁸⁾、いよいよ帰国の迫った3月に、突然、歯が痛みだし、やむなく、大学の歯科診療所に行く羽目になった。簡単な診察の後、私の担当医は、治療も何もなく、いきなり抜くと宣告し、ついては100ドルかかるが、どうするかと決断を迫った。抜歯の方は、丁寧に断りし、抗生物質と市販の痛み止めで残りの1か月をごまかすことにしたが、驚いたのは、当の歯科医から、本来は、X線検査40ドルと診断費用60ドルの、計100ドルかかるが、あなたは無保険者なので、55ドルにまけてやると言われたことである。まず費用の説明から入るとするのは、それなりに患者の便宜を図るためなのであろうが（抜歯の100ドルというのは、誰もがすぐに用意できるほどの金額ではない）、医師が直接、費用の説明をし、しかも割引の提案をするというのは、おそらく日本ではありえないことであろう。ささやかな個人的体験からすべてを知ったかのように語るつもりはないが、あまりにもアメリカ的な現実を、はしなくも垣間見たような気がした。包括的な医療保険制度は、やはり先進国の標準装備品なのではなかろうか。ちなみに、帰国後、直ちにかかりつけの歯医者に診てもらったが、かかった治療費は、初診料込みで、しめて1,580円（3割負担）、くだんの歯は、痛みもなく、今もまだ、抜かれずに残っている。

異国で生活すれば、こうしたエピソードにはこと欠かない。とりわけ米国郵政公社（the United States Postal Service, USPS）については、言いたいことが山ほどある。また、アメリカ人の一部に見られる倦むことのない健康志向と、社会病理としての肥満問題には、その底流に貧富の格差が伏在していることもよくわかった⁽⁹⁾。しかし、せっかくの紙面をこのような話題だけで埋めるのは申し訳ないので、最後に、少しだけ、昨今の憲法と政治の状況について触れて、筆を擱くこととしたい。

(8) 帰国後に、酸性の飲料をダラダラ飲むのは歯に悪いとの報道に接した。朝日新聞、2012年5月5日付け、朝刊。

(9) 肥満問題の現状とその構造的要因を描き出す最近のリポートとして、猪瀬聖『アメリカ人はなぜ肥るのか』（日経プレミアシリーズ、2010年）。

4 現在の憲法問題

2010年11月の中間選挙の結果、連邦議会においては、草の根保守の政治運動であるティー・パーティ（茶会）運動の支援を強く受けた多くの共和党新人議員が誕生するとともに、共和党が多数を占める下院と民主党が優位する上院という、上下両院で多数党が異なるねじれ現象が生じ、バラク・オバマ大統領の政権運営に大きな影響を及ぼした。また、同じく2010年11月の選挙で当選した共和党の新人知事や州議会でも多数を握った共和党議員が翌年1月から職務に就き、保守的な政策課題を実現すべく行動し始めたことから、2011年の春には、共和党の支持者が多数を占める「赤い州」を中心に、保守的な法案の殺到が全国規模で見られるようになった。そうした法案の例としては、健康管理組合（Health Management Organization）を通した一元的な管理医療（managed care）への移行による、低所得者や身障者の医療費補助制度であるメディケイドの改革や、累犯制度を見直し、軽微な犯罪については、州刑務所に再び収容することに代えて新たなサンクションを用意し、在監者数を増大させないようにする州刑務所の経費削減策などの、財政保守派（fiscal conservatives）とも相通ずる、州財政改革をもくろむ一連の法案を挙げることができる。しかし、憲法上、より注目されるのは、社会的争点についての保守派（social conservatives）の政治信条に強く訴えかける内容を持った、極めて保守的な法案の数々である。それらの中には、例えば、①一部の保守過激派の攻撃によって開始され、実業家のドナルド・トランプ（Donald Trump）によって煽り立てられた、バラク・オバマ大統領の出生地をめぐる攻撃（オバマは、ハワイではなくケニアの生まれであり、だとすれば、合衆国憲法2条1節5項の規定により大統領の資格がないとするもの）に端を発した、大統領選挙立候補者に完全な出生証明書の開示を義務づける、いわゆる「オバマには大統領の資格がないと信じる人たち」法案（a “birther” bill）、②妊娠20週で人工妊娠中絶を禁止し、妊婦の待機期間を24時間から72時間に延長し、中絶を実施する前のインフォームド・コンセントに様々な内容を付け加え、さらには、中絶クリニックに新たな規制を加えるなど、現在の判例法理と矛盾抵触する、妊娠中絶にかかわる様々な規制法案、③選挙の不正を防止するとの名目の下に、民主党支持者の多い若年層、貧困層、アフリカ系アメリカ人の投票を抑止する効果を事実上持つ、選挙の際に写真つきIDの持参を義務づける法案、④州公務員の労働組合から賃金等の団体交渉権を剥奪する法案などが含まれる。これらの法案の詳細な分析は、今後の研究論文に委ねるが、そのうちのあるものは、廃案となり、あるものは、紆余曲折を経て、州法として成立した。また、妊娠中絶に関する規制について言えば、その内容が一層過激化し、女性の知る権利を保護するとの名目の下に、腹部の上からではなく陰の中での超音波診断の受診を中絶の前に義務づける州法が一部の州で成立している。

ところで、2011年秋には、共和党の大統領候補者選びが本格化したのが、ここでも、「福音主義

者の、反知性主義の見本」ともいうべき状況が見られ⁽¹⁰⁾、例えば、主要候補者のうち、リック・ペリーとミシェル・バックマンは、進化論を認めず、ペリー、バックマン、ハーマン・ケインは、地球温暖化の存在を疑い、科学への最大級の支持を表明するミット・ロムニーとジョン・M・ハンツマン・ジュニアは、たまたまモルモン教徒である。また、リック・サントラムやニュート・ギングリッチ、ロン・ポール、ペリー、バックマンは、大統領に当選したならば、中絶に反対する候補者を裁判官や閣僚に指名するよう求める中絶反対派団体の誓約に署名し（ロムニー、ハンツマン、ゲーリー・ジョンソンは、署名を拒否した）、かくして、共和党右派のイデオロギー的先鋭化は、リベラル派との妥協の余地を極小化し、アメリカ政治の分裂は、もはや臨界点にまで達しているかのようである。こうした共和党の大統領候補者たちの極端なイデオロギー的偏向の背景には、現職の2期目の選挙戦には、反対党の有力な候補者が出馬を見合わせるとの事情があるようにも思われるが、共和党候補者たちの討論会を聞いていると、先の州政治の状況とも相まって、アメリカは、さながら、イデオロギー分裂国家なのではないかとの印象を受ける。

他方、2011年には、「結婚の平等 (marriage equality)」の名の下に、同性婚を認める州法が、6月にニュー・ヨーク州で、続いて、ワシントン州やメリーランド州でも制定され、この結果、これまでに、8州とワシントン特別区において、同性婚の合法化が図られた。これを社会運動の側面から見れば、こうしたLGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)の人たちの権利運動は、1970年代初頭、妊娠中絶合法化前夜の、女性解放運動となぞらえることができるように思われる。他方で、もし、そうであるならば、逆説的ではあるが、LGBTの人たちを、司法の特別の保護の必要な、「ばらばらの、切断された少数者 (discrete and insular minorities)」とみなすことは、今後は、一層難しくなるのかもしれない⁽¹¹⁾。また、2011年9月には、オキュパイ・ウォール・ストリート (ウォール街を占拠せよ) 運動が、「我々は99パーセントである」との標語を掲げて、急速に盛り上がったが、2008年9月のリーマン・ショック以降の、社会の階層化と格差社会の一層の進展に対して激しく異議を申し立てるこの運動が、信仰を新たにした福音主義者や茶会運動に対抗する左からの社会運動として、大きな注目を集めたことは、記憶に新しい。

かくして、来る2012年の大統領選挙は、アメリカ社会の今後のあり方を決める重要な選挙となることは疑いない。それは、また、合衆国最高裁判所の裁判官たちが高齢化し（リベラル派のルース・ベイダー・ギンズバーグが79歳、保守派のアントニン・スカリアが76歳、保守派で

(10) Karl W. Giberson and Randall J. Stephens, The Evangelical Rejection of Reason, N.Y. Times, Oct. 18, 2011, at A 21.

(11) なお、1969年6月28日のストーンウォールの反乱を記念して、毎年6月は、「LGBTプライド月間」とされている。この月には、LGBTの人たちの華やかなパレードがニュー・ヨークやサン・フランシスコなどで行われるが、LGBTの人たちが多く住むフィラデルフィアでも、毎年、盛大なパレードが街を練り歩く。LGBTの人たちにやさしい街は、他のマイノリティの人々にとっても住みやすいように思われる。

ありながら、しばしば決定的な1票を握って、リベラル派の4名に同調するアンソニー・M・ケネディも、今年8月に76歳になる)、いつ引退を表明してもおかしくないという状況の中で、最高裁の裁判官を指名する権限を有する次期大統領の選択が、合衆国最高裁、ひいては、この国の行方を大きく左右するという点からも言えることである。本年6月28日に合衆国最高裁判所によって下された、オバマ政権1期目の最大の成果の一つである医療保険改革法に対する判決の影響とともに、今後の展開から目が離せない⁽¹²⁾。

おわりに

フィラデルフィア(親しみを込めてフィリーと呼ばれる)は、プロ・スポーツが野球(フィリーズ)、アメフト(イーグルス)、バスケット(セヴンティ・シクサーズ)、アイス・ホッケー(フライヤーズ)、それにサッカー(ユニオン)とすべて揃い、シルヴェスター・スタローン扮するご当地映画『ロッキー』の主人公の像の前には、観光客が後を絶たず、何よりも、アメリカ合衆国建国の地として、独立記念館を初めとする歴史的建造物や、2003年に開館した国立憲法センターなどの必見の観光施設にあふれた、全米6位の人口を抱える街である。確かに、治安はあまり良いとは言えず、「キラデルフィア(Killadelphia)」と悪口を言う人もいるが、連邦破産法第11章の適用の申請をしたとはいえ、フィラデルフィア管弦楽団の、あのフィラデルフィア・サウンドは今もなお健在であり、また、薄く切った牛肉をチーズと玉ねぎとともに炒めて、細長いパンにはさんだフィリー名物、チーズ・ステーキの美味しさは忘れがたい。さらに、ニュー・ヨーク市までアムトラックで80分ほどで行けるなど地の利もある。今では遠い昔となってしまったあの一年を感傷に浸って思い出しながら、この報告を終えたい⁽¹³⁾。

【付 記】

既に本稿の脱稿時(2012年7月)からかなりの時が経過し、本稿の記述内容にも補正の必要が生じているが、あえて内容には手を加えないことをお許し願いたい。

(原稿受付 2012年7月24日)

(12) なお、2012年現在のアメリカ国内の人権をめぐる課題を例示すれば、大学入学における積極的差別是正措置や1965年投票権法第5条の事前承認要件などの人種にかかわる問題、不法移民の取り締まりやマリファナの合法化などの治安をめぐる争点、人工妊娠中絶や同性婚、憎悪表現規制などの「文化戦争」にまつわる争点、そして、合衆国最高裁による2010年のCitizens United判決によって増幅された政治資金規制問題などを挙げることができよう。

(13) なお、2011年10月には、市内のホテルで、ナショナル・ロイヤーズ・ギルド(the National Lawyers Guild)の年次大会が開かれ、自由法曹団の菅野昭夫、鈴木亜英、井上洋子、近藤ちとせの4名の弁護士の方々からなる、日本からの代表団とお会いする機会を得た。

拓殖大学政治経済研究所

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿規則

1. 目的

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』（以下「紀要」という）は、研究成果の発表を含み多様な発信の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

2. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1) 5月末日締切—9月発行

(2) 10月末日締切—3月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所（以下「研究所」という）のホームページにも掲載する。

3. 投稿資格

投稿者（共著の場合には少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員とする。

ただし、次の者は、政治経済研究所会議（以下「会議」という）が認めた場合、投稿することができる。

(1) 拓殖大学（以下「本学」という）・拓殖大学北海道短期大学の専任教員

(2) 研究所の元研究員

(3) 本学・拓殖大学北海道短期大学の元専任教員

(4) 本学・拓殖大学北海道短期大学の客員研究員・講師

なお、会議は上記以外の者に、投稿を依頼することができる。

4. 著作権

掲載された記事の著作権は、研究所に帰属する。

したがって、研究所が必要と認めたときはこれを転載し、また外部から引用の申請があったときは研究所で検討のうえ許可することがある。

5. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、各号の決められた日までに研究所に提出する。

6. 投稿原稿

(1) 投稿原稿は、①論文・②研究ノート・③判例研究・④解説論文・⑤講演・⑥シンポジウム・⑦書評・⑧随想・⑨通信・⑩報告・⑪資料・⑫抄録・⑬その他のいずれかとする。

研究所研究助成金を使用して学会等で既発表のものは、抄録として掲載することができる。

記事の区分・範疇については別に定める拓殖大学政治経済研究所『拓殖大学論集 政

治・経済・法律研究』執筆要領（以下「執筆要領」という）に従って投稿者が指定するが、編集委員会は、投稿者と協議の上、これを変更することができる。

- (2) 研究所からの研究助成を受けた研究成果の発表に係わる原稿は、論文に限る。
- (3) 投稿原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 論文 40,000字（1行43字×34行で27頁）以内 A4縦版・横書
- ② 上記以外のもの 20,000字（1行43字×34行で14頁）以内

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 執筆に際しては、別に定める執筆要領に倣うものとする。
- (5) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (6) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (7) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

7. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

8. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三枚を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

9. 投稿（原稿）科、別刷・抜刷

投稿者には、一切の投稿（原稿）科を支払わない。

投稿者へ別刷を、50部まで無料で贈呈する。それを超えて希望する場合は、有料とする。

10. 発行後の正誤訂正

(1) 印刷の誤りについては、著者の申し出があった場合にこれを掲載する。

(2) 印刷の誤り以外の訂正・追加などは、原則として取り扱わない。

ただし、投稿者（著者）の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り掲載する。

11. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については、その都度、編集委員会で決定する。

12. 改 廃

この規定の改廃は、会議の議を経て、所長が決定する。

附 則

この規則の規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則の規程は、平成 24 年 1 月 13 日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 執筆要領

1. 用語

用語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とする。

2. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

(1) 数字は、アラビア数字を用いる。

(2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。

(3) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

3. 表紙

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し、原稿提出期日までに添付する。

投稿分野・区分については、以下に付記する。

4. 要旨

投稿論文には、研究目的・資料・方法・結果などの内容がよくわかる要旨を、A4用紙1枚程度に作成し添付する。日本語以外の言語による投稿論文には、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けた日本語訳も添付する。その際、投希論文キーワードも5項目以内で記載する。

また、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は避ける。

5. 図・表・数式の表示

(1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。

(2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。

(3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、The Chicago Manual of Style 等を参考にする。

7. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版，横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、使用 OS 名とソフトウェアのバージョン等を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿データを保管しておくこと。

8. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

附 則

この要領の規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付記：

投稿分野・区分の定義について

- ①論 文：(1) 研究の課題，方法，結果，含意（考察）について明確になっている。
(2) 方法，技術，表現などが一定の水準に達している。
(3) 項目(1)の事項について独自性がみられる。
- ②研究ノート：(1) 研究の中間生産物として考えられるもの。
(2) 論文に準じる形式のもの。
- ③判 例 研 究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
- ④解 説 論 文：他の専門分野の人々にも分かるように，研究内容を解説したもの。
- ⑤講 演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ⑥シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。
紙上のシンポジウムを含む。
- ⑦書 評：専門領域の学術図書についての書評。
- ⑧随 想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑨通 信：個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。
教育・研究に関する主題に限る。
- ⑩報 告：学界展望など。
研究所からの通知を含む。
- ⑪資 料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
- ⑫抄 録：政治経済研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。

執筆者紹介（目次掲載順）

川又 新一郎（かわまた・しんいちろう）	政経学部教授	財政学，地方財政
大倉 正雄（おおくら・まさお）	政経学部教授	経済学，経済思想史
浜口 裕子（はまぐち・ゆうこ）	政経学部教授	日本外交史，東アジア国際関係史
高橋 智彦（たかはし・ともひこ）	政経学部教授	国際金融，金融
六辻 彰二（むつじ・しょうじ）	政経学部講師(非常勤)	国際政治学，アフリカ研究
小竹 聡（こたけ・さとし）	政経学部教授	憲法学，アメリカ憲法学

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は、昭和30年（1955年）の第9号を「創立55周年記念」とするに際して、本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

編集委員

安保公人 池谷知明 澤田次郎 椎名規子 清水洋二 高橋智彦 立花亨 浜口裕子
山本尚史 奥田進一

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第15巻第2号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 289) ISSN 0288-6650

2013年3月25日 印刷

2013年3月29日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 安保 公人

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 株式会社 教文堂
